

平成30年第4回定例会会議録

平成30年第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期19日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 3日	月	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
12月 4日	火	休 会	議案調査
12月 5日	水	休 会	議案調査
12月 6日	木	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
12月 7日	金	本会議	一般質問
12月 8日	土	休 会	(市の休日)
12月 9日	日	休 会	(市の休日)
12月10日	月	本会議	一般質問
12月11日	火	本会議	一般質問
12月12日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月13日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月14日	金	休 会	議事整理
12月15日	土	休 会	(市の休日)
12月16日	日	休 会	(市の休日)
12月17日	月	休 会	議事整理
12月18日	火	委員会	予算決算常任委員会
12月19日	水	休 会	議事整理
12月20日	木	休 会	議事整理
12月21日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

平成30年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

12月3日（月曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第1号	37	37
2. 本日の会議に付した事件	40	40
3. 出席議員氏名	43	43
4. 欠席議員氏名	44	44
5. 説明のため出席した者の職氏名	44	44
6. 事務局職員出席者	45	45
7. 開 会	46	46
8. 開 議	46	46
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	46	46
10. 日程第2 会期の決定	46	46
11. 日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告	47	47
12. 日程第4 福祉厚生常任委員会行政視察報告	49	49
13. 日程第5 経済建設常任委員会行政視察報告	51	51
14. 日程第6 議案第97号から議案第149号まで一括上程・説明	54	54
15. 日程第7 報告第22号から報告第28号まで一括上程・報告・質疑	66	66
16. 日程第8 請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号一括上程	69	69
17. 日程通告 散会	69	69
 12月4日（火曜日） 休 会		
12月5日（水曜日） 休 会		
 12月6日（木曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第2号	73	73
2. 本日の会議に付した事件	73	73
3. 出席議員氏名	73	73
4. 欠席議員氏名	74	74
5. 説明のため出席した者の職氏名	74	74
6. 事務局職員出席者	74	74
7. 開 議	75	75
8. 日程第1 質疑	75	75
9. 日程第2 委員会付託	81	81

10. 日程通告 散会	84
-------------	----

1 2月7日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	87
2. 本日の会議に付した事件	87
3. 出席議員氏名	87
4. 欠席議員氏名	87
5. 説明のため出席した者の職氏名	88
6. 事務局職員出席者	88
7. 開 議	89
8. 日程第1 一般質問	89
(1) 城 典臣君質問	89
「学童保育について」	89
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	90
城 典臣君質問	90
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	91
(2) 城 典臣君質問	91
「林業振興について」	91
○経済部長 谷田 修君答弁	92
城 典臣君質問	93
○経済部長 谷田 修君答弁	93
(3) 城 典臣君質問	94
「菊池溪谷について」	94
○経済部長 谷田 修君答弁	94
城 典臣君質問	95
○経済部長 谷田 修君答弁	95
城 典臣君質問	96
○経済部長 谷田 修君答弁	96
(4) 城 典臣君質問	96
「市が所有する美術品について」	96
○教育部長 大山堅四郎君答弁	96
城 典臣君質問	97
○市長 江頭 実君答弁	97
○経済部長 谷田 修君答弁	98

休 憩	98
開 議	98
(1) 松岡 讓君質問	98
「七城地区社会資本整備事業及び運動公園整備について」	98
○建設部長 淵邊政博君答弁	99
○教育部長 大山堅四郎君答弁	99
松岡 讓君質問	100
○教育部長 大山堅四郎君答弁	100
松岡 讓君質問	100
○教育部長 大山堅四郎君答弁	100
松岡 讓君質問	101
○教育部長 大山堅四郎君答弁	101
松岡 讓君質問	102
○教育部長 大山堅四郎君答弁	102
(2) 松岡 讓君質問	102
「七城地域の地下水汚染問題について」	102
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	103
松岡 讓君質問	104
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	104
松岡 讓君質問	104
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	104
松岡 讓君質問	104
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	105
松岡 讓君質問	105
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	105
松岡 讓君質問	105
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	106
松岡 讓君質問	106
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	106
松岡 讓君質問	107
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	107
松岡 讓君質問	107
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	108
松岡 讓君質問	108

○市民環境部長 古田浩敏君答弁	108
松岡 讓君質問	108
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	109
松岡 讓君質問	109
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	109
松岡 讓君質問	110
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	110
松岡 讓君質問	110
○水道局長 大塚忠康君答弁	111
松岡 讓君質問	111
○水道局長 大塚忠康君答弁	111
松岡 讓君質問	111
○水道局長 大塚忠康君答弁	112
松岡 讓君質問	112
○水道局長 大塚忠康君答弁	112
松岡 讓君質問	112
○水道局長 大塚忠康君答弁	113
昼食休憩	113
開 議	114
(1) 平 直樹君質問	114
「健康推進・医療費抑制と口腔ケアについて」	114
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	114
平 直樹君質問	115
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	117
平 直樹君質問	117
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	118
平 直樹君質問	118
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	119
平 直樹君質問	119
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	119
平 直樹君質問	119
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	120
平 直樹君質問	120
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	120

平 直樹君質問	120
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	121
平 直樹君質問	121
○市長 江頭 実君答弁	121
(2) 平 直樹君質問	122
「置き勉について」	122
○教育部長 大山堅四郎君答弁	123
平 直樹君質問	124
○教育長 渡邊和博君答弁	125
休 憩	127
開 議	127
(1) 泉田栄一郎君質問	127
「有害鳥獣被害防止について」	127
○経済部長 谷田 修君答弁	129
泉田栄一郎君質問	130
○経済部長 谷田 修君答弁	131
泉田栄一郎君質問	132
○経済部長 谷田 修君答弁	133
○副市長 芳野勇一郎君答弁	133
泉田栄一郎君質問	134
○経済部長 谷田 修君答弁	135
泉田栄一郎君質問	136
○経済部長 谷田 修君答弁	137
(2) 泉田栄一郎君質問	138
「小中高生のネット依存について」	138
○教育部長 大山堅四郎君答弁	139
泉田栄一郎君質問	141
○教育長 渡邊和博君答弁	141
休 憩	142
開 議	142
(1) 後藤英夫君質問	142
「地域の活性化について」	143
○経済部長 谷田 修君答弁	144
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	144

(2) 後藤英夫君質問	145
「#7119について」	146
○総務部長 上田俊介君答弁	146
後藤英夫君質問	146
○総務部長 上田俊介君答弁	147
(3) 後藤英夫君質問	147
「アーカイブについて」	148
○教育部長 大山堅四郎君答弁	148
(4) 後藤英夫君質問	149
「土地改良事業について」	150
○経済部長 谷田 修君答弁	150
後藤英夫君質問	150
○経済部長 谷田 修君答弁	151
(5) 後藤英夫君質問	151
「道路改良について」	152
○建設部長 淵邊政博君答弁	152
9. 日程通告 散会	153

12月 8日(土曜日) 休会

12月 9日(日曜日) 休会

12月10日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	157
2. 本日の会議に付した事件	157
3. 出席議員氏名	157
4. 欠席議員氏名	157
5. 説明のため出席した者の職氏名	158
6. 事務局職員出席者	158
7. 開議	159
8. 日程第1 一般質問	159
(1) 猿渡美智子さん質問	159
「水道法改正について」	159
○水道局長 大塚忠康君答弁	159
猿渡美智子さん質問	160

○水道局長 大塚忠康君答弁	160
猿渡美智子さん質問	161
○水道局長 大塚忠康君答弁	161
猿渡美智子さん質問	162
○水道局長 大塚忠康君答弁	162
猿渡美智子さん質問	162
○水道局長 大塚忠康君答弁	162
猿渡美智子さん質問	163
○市長 江頭 実君答弁	164
猿渡美智子さん質問	164
○市長 江頭 実君答弁	165
(2) 猿渡美智子さん質問	166
「災害時の停電・断水対策について」	166
○総務部長 上田俊介君答弁	166
猿渡美智子さん質問	168
○総務部長 上田俊介君答弁	169
猿渡美智子さん質問	169
○総務部長 上田俊介君答弁	170
休 憩	171
開 議	171
(1) 水上隆光君質問	171
「農福連携について」	171
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	172
水上隆光君質問	173
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	173
水上隆光君質問	173
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	173
水上隆光君質問	174
○市長 江頭 実君答弁	175
(2) 水上隆光君質問	176
「畜産について」	176
○経済部長 谷田 修君答弁	176
水上隆光君質問	177
○経済部長 谷田 修君答弁	177

○総務部長 上田俊介君答弁	178
(3) 水上隆光君質問	178
「道路について」	179
○総務部長 上田俊介君答弁	179
(4) 水上隆光君質問	180
「岩本住宅について」	181
○建設部長 淵邊政博君答弁	181
水上隆光君質問	181
○建設部長 淵邊政博君答弁	182
水上隆光君質問	182
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	182
水上隆光君質問	183
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	183
昼食休憩	184
開 議	184
(1) 大賀慶一君質問	184
「行財政改革について」	184
○総務部長 上田俊介君答弁	185
大賀慶一君質問	187
○総務部長 上田俊介君答弁	187
大賀慶一君質問	188
○総務部長 上田俊介君答弁	188
大賀慶一君質問	189
○市長 江頭 実君答弁	189
(2) 大賀慶一君質問	190
「再任用職員と一般職員について」	190
○総務部長 上田俊介君答弁	191
大賀慶一君質問	192
○総務部長 上田俊介君答弁	192
大賀慶一君質問	193
○総務部長 上田俊介君答弁	193
大賀慶一君質問	193
○総務部長 上田俊介君答弁	194
大賀慶一君質問	195

○総務部長 上田俊介君答弁	195
(3) 大賀慶一君質問	195
「小中一貫校教育について」	196
○教育長 渡邊和博君答弁	196
休憩	198
開議	198
(1) 福島英徳君質問	199
「骨髄移植ドナーへの取り組みについて」	199
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	199
福島英徳君質問	200
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	202
福島英徳君質問	202
○市長 江頭 実君答弁	202
福島英徳君質問	203
○市長 江頭 実君答弁	203
(2) 福島英徳君質問	203
「イベント開催のあり方について」	203
○経済部長 谷田 修君答弁	204
○教育部長 大山堅四郎君答弁	204
福島英徳君質問	205
○経済部長 谷田 修君答弁	205
福島英徳君質問	205
○経済部長 谷田 修君答弁	206
福島英徳君質問	206
○経済部長 谷田 修君答弁	206
福島英徳君質問	207
○経済部長 谷田 修君答弁	207
福島英徳君質問	207
○教育部長 大山堅四郎君答弁	208
○経済部長 谷田 修君答弁	208
福島英徳君質問	209
○市長 江頭 実君答弁	210
休憩	212
開議	212

(1) 二ノ文伸元君質問	212
「熊日菊池桜マラソン大会について」	212
○教育部長 大山堅四郎君答弁	213
二ノ文伸元君質問	214
○教育長 渡邊和博君答弁	216
二ノ文伸元君質問	217
○教育部長 大山堅四郎君答弁	217
(2) 二ノ文伸元君質問	217
「隈府中央線と今村橋との接続について」	218
○建設部長 淵邊政博君答弁	218
二ノ文伸元君質問	219
○建設部長 淵邊政博君答弁	219
○市長 江頭 実君答弁	219
二ノ文伸元君質問	220
○建設部長 淵邊政博君答弁	220
9. 日程通告 散会	221

12月11日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	225
2. 本日の会議に付した事件	225
3. 出席議員氏名	225
4. 欠席議員氏名	225
5. 説明のため出席した者の職氏名	226
6. 事務局職員出席者	226
7. 開 議	227
○教育部長 大山堅四郎君発言の申し出	227
8. 日程第1 一般質問	227
(1) 緒方哲郎君質問	227
「農業後継者について」	227
○経済部長 谷田 修君答弁	229
緒方哲郎君質問	230
○経済部長 谷田 修君答弁	230
(2) 緒方哲郎君質問	231
「花房坂周辺公園整備について」	231

○建設部長 淵邊政博君答弁	231
緒方哲郎君質問	232
○建設部長 淵邊政博君答弁	233
(3) 緒方哲郎君質問	233
「置き勉について」	233
○教育部長 大山堅四郎君答弁	235
(4) 緒方哲郎君質問	236
「防災について」	236
○総務部長 上田俊介君答弁	236
緒方哲郎君質問	237
○総務部長 上田俊介君答弁	238
(5) 緒方哲郎君質問	238
「防犯カメラについて」	238
○総務部長 上田俊介君答弁	238
○建設部長 淵邊政博君答弁	239
○総務部長 上田俊介君発言の申し出	239
休憩	240
開議	240
(1) 荒木崇之君質問	240
「防災無線の戸別受信機について」	241
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	242
○総務部長 上田俊介君答弁	243
荒木崇之君質問	243
○総務部長 上田俊介君答弁	244
荒木崇之君質問	245
○総務部長 上田俊介君答弁	246
荒木崇之君質問	246
○総務部長 上田俊介君答弁	246
(2) 荒木崇之君質問	247
「任期付職員と再任用職員について」	247
○総務部長 上田俊介君答弁	248
荒木崇之君質問	248
○総務部長 上田俊介君答弁	248
荒木崇之君質問	249

○総務部長 上田俊介君答弁	250
荒木崇之君質問	250
○総務部長 上田俊介君答弁	250
荒木崇之君質問	251
○総務部長 上田俊介君答弁	251
荒木崇之君質問	252
○総務部長 上田俊介君答弁	252
荒木崇之君質問	252
○総務部長 上田俊介君答弁	252
荒木崇之君質問	253
○総務部長 上田俊介君答弁	253
荒木崇之君質問	254
○総務部長 上田俊介君答弁	254
荒木崇之君質問	254
○市長 江頭 実君答弁	255
昼食休憩	257
開 議	257
(1) 東 奈津子さん質問	257
「市営住宅について」	257
○建設部長 淵邊政博君答弁	258
東 奈津子さん質問	258
○建設部長 淵邊政博君答弁	259
東 奈津子さん質問	259
○建設部長 淵邊政博君答弁	260
東 奈津子さん質問	260
○建設部長 淵邊政博君答弁	260
東 奈津子さん質問	261
○建設部長 淵邊政博君答弁	261
東 奈津子さん質問	261
○市長 江頭 実君答弁	262
(2) 東 奈津子さん質問	263
「教育環境の改善と防災対策について」	263
○教育部長 大山堅四郎君答弁	264
東 奈津子さん質問	264

○教育部長 大山堅四郎君答弁	265
東 奈津子さん質問	265
○総務部長 上田俊介君答弁	266
○教育部長 大山堅四郎君答弁	266
東 奈津子さん質問	266
○教育長 渡邊和博君答弁	267
○市長 江頭 実君答弁	268
(3) 東 奈津子さん質問	268
「ごみの分別について」	269
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	269
東 奈津子さん質問	270
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	271
東 奈津子さん質問	272
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	273
休 憩	274
開 議	274
(1) 木下雄二君質問	274
「軽トラ朝市の再開について」	274
○経済部長 谷田 修君答弁	275
木下雄二君質問	275
○市長 江頭 実君答弁	276
(2) 木下雄二君質問	276
「きくち観光物産絵巻について」	276
○経済部長 谷田 修君答弁	277
(3) 木下雄二君質問	277
「公園整備の現状と維持管理費について」	278
○建設部長 淵邊政博君答弁	278
木下雄二君質問	280
○市長 江頭 実君答弁	281
(4) 木下雄二君質問	282
「スペインスエカ市との交流の現状について」	282
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	283
木下雄二君質問	284
○市長 江頭 実君答弁	284

(5) 木下雄二君質問	284
「水迫地区の活性化について」	284
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	285
木下雄二君質問	286
○市長 江頭 実君答弁	286
(6) 木下雄二君質問	287
「公用車の車検切れに対する再発防止について」	287
○総務部長 上田俊介君答弁	288
木下雄二君質問	289
○市長 江頭 実君答弁	289
9. 日程通告 散会	290
12月12日(水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月13日(木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月14日(金曜日)	休会
12月15日(土曜日)	休会
12月16日(日曜日)	休会
12月17日(月曜日)	休会
12月18日(火曜日)	予算決算常任委員会
12月19日(水曜日)	休会
12月20日(木曜日)	休会
12月21日(金曜日)	本会議
1. 議事日程第6号	293
2. 本日の会議に付した事件	293
3. 出席議員氏名	293
4. 欠席議員氏名	294
5. 説明のため出席した者の職氏名	294
6. 事務局職員出席者	295
7. 開 議	296

(4) 木下雄二君討論	330
(5) 水上隆光君討論	330
休 憩	331
開 議	331
採 決	331
11. 閉 会	332

第 1 号

1 2 月 3 日

平成30年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成30年12月3日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 総務文教常任委員会行政視察報告
- 第4 福祉厚生常任委員会行政視察報告
- 第5 経済建設常任委員会行政視察報告
- 第6 議案第 97号 消費税法等の一部改正に伴う市民環境部関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 98号 消費税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 99号 消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第100号 消費税法等の一部改正に伴う教育部関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第101号 きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 きくち暮らしお試し住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 菊池市雇用促進住宅七城宿舍駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 1 0 号 菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 1 号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 2 号 菊池市地区公民館条例及び菊池市農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 1 3 号 平成 3 0 年度菊池市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 1 1 4 号 平成 3 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 1 5 号 平成 3 0 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 1 6 号 平成 3 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 1 7 号 平成 3 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 1 8 号 平成 3 0 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 1 9 号 平成 3 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 0 号 平成 3 0 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 2 1 号 平成 3 0 年度菊池市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 2 2 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 1 2 3 号 財産の無償譲渡について (大尺地区公民館)
- 議案第 1 2 4 号 財産の無償譲渡について (菊池市七城町辺田構造改善センター)
- 議案第 1 2 5 号 財産の無償譲渡について (菊池市七城町羽根木構造改善センター)
- 議案第 1 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水地域福祉センター)
- 議案第 1 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊之池小学校区 児童育成クラブ)
- 議案第 1 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水東小学校区 放課後児童クラブ)
- 議案第 1 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ)
- 議案第 1 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池北小学校区 放課後児童健全育成クラブ)

- 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市隈府小学校区児童育成クラブ）
- 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市花房小学校区児童育成クラブ）
- 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）
- 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城老人福祉センター）
- 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市旭志老人憩の家（太陽の家））
- 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城ふれあいプラザ）
- 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城高齢者能力活用センター）
- 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について（きくち観光物産館）
- 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について（旭志ふれあいセンターほたるの里）
- 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（七城町特産品センター）
- 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（泗水町特産物センター）
- 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（泗水町第二特産物センター）
- 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城ふれあい交流館）
- 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市水迫里山の家）
- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市有朋の里泗水孔子公園）
- 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市リバーサイドパーク）
- 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふるさと創生市民広場）
- 議案第148号 市道路線の認定について
- 議案第149号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

まで一括上程・説明

- 第7 報告第 22号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
報告第 23号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
報告第 24号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
報告第 25号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
報告第 26号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
報告第 27号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
報告第 28号 専決処分の報告について（消防積載車物損事故）

まで一括上程・報告・質疑

- 第8 請願第 1号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願
請願第 2号 支所機能の充実に関する請願書
陳情第 1号 防犯カメラの設置を求める要望書

まで一括上程



本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告
日程第4 福祉厚生常任委員会行政視察報告
日程第5 経済建設常任委員会行政視察報告
日程第6 議案第 97号 消費税法等の一部改正に伴う市民環境部関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 98号 消費税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 99号 消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第100号 消費税法等の一部改正に伴う教育部関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第101号 きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第102号 きくち暮らしお試し住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第103号 菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第104号 菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 菊池市雇用促進住宅七城宿舎駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第110号 菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第111号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第112号 菊池市地区公民館条例及び菊池市農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 議案第113号 平成30年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第114号 平成30年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成30年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第116号 平成30年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第117号 平成30年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第118号 平成30年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第119号 平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第120号 平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 議案第121号 平成30年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第122号 工事請負契約の締結について
- 議案第123号 財産の無償譲渡について（大尺地区公民館）

- 議案第124号 財産の無償譲渡について（菊池市七城町辺田構造改善センター）
- 議案第125号 財産の無償譲渡について（菊池市七城町羽根木構造改善センター）
- 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市泗水地域福祉センター）
- 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊之池小学校校区児童育成クラブ）
- 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市泗水東小学校校区放課後児童クラブ）
- 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ）
- 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池北小学校校区放課後児童健全育成クラブ）
- 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市隈府小学校校区児童育成クラブ）
- 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市花房小学校校区児童育成クラブ）
- 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）
- 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城老人福祉センター）
- 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市旭志老人憩の家（太陽の家））
- 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城ふれあいプラザ）
- 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城高齢者能力活用センター）
- 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について（きくち観光物産館）
- 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について（旭志ふれあいセンターほたるの里）
- 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（七城町特産品センター）

- 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（泗水町特産物センター）
- 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（泗水町第二特産物センター）
- 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城ふれあい交流館）
- 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市水迫里山の家）
- 議案第 1 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市有朋の里泗水孔子公園）
- 議案第 1 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市リバーサイドパーク）
- 議案第 1 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふるさと創生市民広場）
- 議案第 1 4 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 1 4 9 号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

まで一括上程・説明

- 日程第 7 報告第 2 2 号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
- 報告第 2 3 号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
- 報告第 2 4 号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
- 報告第 2 5 号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
- 報告第 2 6 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
- 報告第 2 7 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
- 報告第 2 8 号 専決処分の報告について（消防積載車物損事故）

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第 8 請願第 1 号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願
- 請願第 2 号 支所機能の充実に係る請願書
- 陳情第 1 号 防犯カメラの設置を求める要望書

まで一括上程



出席議員（20名）

1 番 田 中 教 之 君

2 番 福 島 英 徳 君

3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	元島加奈子さん
総務部長	上田俊介君
市民環境部長	古田浩敏君
健康福祉部長	中村隆純君
経済部長	谷田修君
建設部長	淵邊政博君
七城支所長	榎田邦昭君
旭志支所長	岩根卓士君
泗水支所長	坂本忠弘君
財政課長	上田敏雄君

総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾孝浩君
市長公室長	前川幸輝君
教 育 長	渡邊和博君
教 育 部 長	大山堅四郎君
農業委員会事務局長	坂本高秀君
水 道 局 長	大塚忠康君
監査委員事務局長	清田幸臣君



事務局職員出席者

事 務 局 長	徳永裕治君
事 務 局 課 長	歌岡憲一君
課 長 補 佐	松原憲一君
議 会 係 長	安武則貴君
議 会 係	吉岡結加里さん

午前10時00分 開会

○

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（柁原賢一君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

10月11日、八代市において、第266回熊本県市議会議長会が開催され、副議長と出席いたしました。九州市議会議長会への提出議案等について審議いたしました。

次に、監査委員から、平成30年10月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、事務局に備えつけの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（柁原賢一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、猿渡美智子さん及び松岡譲君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から12月21日までの19日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの19日間と決定しました。



日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第3、総務文教常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

総務文教常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

今回は、10月2日から4日まで2泊3日の日程で、長野県大町市と山梨県甲府市に、委員6名、執行部1名、事務局1名、計8名で研修を行いました。

初めに、研修した大町市は長野県の北西部に位置し、3,000メートル級の山々が連なる北アルプス山脈の麓にあり、人口は約2万8,000人、黒部ダム、立山黒部アルペンルートの長野県側の玄関口として、多くの観光客でにぎわう山岳観光都市であり、ここでは小中一貫教育について研修させていただきました。

実際に小中一貫教育を実践しておられる大町市立美麻小中学校を訪問し、大町市教育委員会教育長及び美麻小中学校長より説明を受けました。学校の合計児童生徒数は93人、1年生から4年生までをホップ期、5年生から7年生までをステップ期、8年生と9年生をジャンプ期とし、4・3・2制の教育システムを採用し、特に小学5年生から教科担任制とし、質の高い教育を目指しておられました。

小中一貫校設立に向けた経緯については、平成23年度から2カ年間、地域の意見を伺ったそうですが、多数が学校を残してほしいとの意見があったとのことでした。しかしながら、子どもたちの教育全般を考えると少人数学校独特の課題が残ることもあり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくコミュニティ・スクールを目指そうとの方向を平成25年度に打ち出されました。その方向性の取り組みとして4点を述べられ、1点目が、それまで毎年30名程度受け入れていた山村留学を行う。2点目が、校区外からの通学を可能とする。3点目が、姉妹校を提携しているアメリカ西海岸の町でホームステイを行う。そして4点目が、小中一貫校を目指すというものでした。平成26年度より正式に美麻小中学校としてスタートしたものの、当初は学校教育法改正前であり、形だけの小中一貫校でしたが、改正により平成29年度から義務教育学校となっております。

学校の特徴として、少人数指導に期待してか、発達障がいや不登校などを抱えた

子どもたちの保護者からの入学希望が多いとのことですが、入学後はほぼ無欠席であり、保護者も驚いているとのことでした。また、生徒数に余り増減がなく、山村留学や校区外からの通学や、校区内であっても転入者の割合が多く、従来から住んでいる人の割合は半分もないとのことでした。定住促進の成果からかとも思いましたが、説明では、定住促進があつて学校をつくつたのではなく、地域の方々が学校を大事にする、そういう学校をどうつくるかの結果が今の形となったとの説明を受けました。

もう一つの特徴は、学校を支援するコミュニティ・スクール制度がしっかりと確立していることでした。地域、保護者、学校が一体となつて、美麻小中学校一貫教育を支援しており、相互訪問交流事業など、子どもの夢を育む教育環境が整っている点でした。地域の大人たちが小学校の遠足についていき、現地で指導もしてくれるという説明もありました。

本市の教育振興基本計画第2期では「社会の担い手である子どもたちには、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力を育成し、「自立・協働・創造に向けた主体的な学び」を保障し、さまざまな課題に対して、臆することなく立ち向かう「生きる力」をより一層育むこと」とあり、教育環境の整備、充実の参考にしたと感じたところでございます。

次の研修先である甲府市は、山梨県のほぼ中央にある県庁所在地であり、南に世界文化遺産である富士山、北に八ヶ岳、西に南アルプス連峰を望みます。人口は約18万9,000人で、歴史も古く、1519年に武田信玄の父、信虎公が城下町の建設に着手し、甲斐の府中「甲府」が誕生して以来、山梨県の政治、経済、文化の中心地として発展し、平成31年4月1日に中核市となる予定です。

ここでは総合計画について研修させていただきました。甲府市の総合計画は、計画期間10年で、本年度が3年目となる基本構想と、ローリング方式により、毎年度見直される3カ年計画である実施計画の二つで構成されており、本市における総合計画構成の一つとなっている基本計画は策定されておりました。

ここでは、5点に絞って研修させていただきました。

まず、1点目の総合計画における施策の概要については、「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」を都市像とし掲げられ、「人」「活力」「暮らし」「環境」の四つを基本目標とし、目標達成のために施策の大綱が実施計画として定められ、平成38年度の事業数は328事業とのことでした。リニア中央線の新駅設置や、中部横断自動車道等の整備等も進められており、それらを最大限活用することで、甲府を大きく発展させることのできる好機として捉えられております。

2点目が、総合計画策定過程における市民意見の聴取方法と意見の反映について

ですが、六つの取り組みについて説明がありました。六つの取り組み内容は、一つ目が小中学生からの絵画及び作文の募集、二つ目が市民アンケートの実施、三つ目が事業所アンケート及び通勤者アンケートの実施、四つ目が市役所職員へのアンケート、五つ目が市民ワークショップの開催、六つ目がパブリックコメントの実施でした。特に印象に残ったのが小中学生からの絵画及び作文の募集の取り組みであり、募集を通じて多くの子どもたちに甲府市の将来を思い描いてもらえたこと、関心を持ってもらえたことは、将来の甲府市にとって非常に有意義だったとのことでした。

3点目は、総合計画策定における議会の関与についてです。甲府市総合計画審議会委員が27名いるそうですが、議会として3名が委員として審議に加わるとのことです。また、基本構想の案の段階で議会に説明され、議会からは今後の財政状況や人口問題、市民との総合計画の共有のやり方や、総合計画の策定の意義と計画期間、前計画との違いなどについて、質問が行われたとのことでした。

4点目の総合計画執行過程における市民の関与についてですが、事務事業評価と施策評価を行っており、結果についてはホームページで公表し、客観性と透明性を高めるために外部評価委員会を設置しているとのことであり、本市と大きな相違はありませんでしたが、毎年2,000名を対象にアンケート調査を実施されており、各施策に対する実感度、すなわち、市民の評価を把握する取り組みが行われていました。

5点目の総合計画執行過程における議会の関与については、毎年、実施計画に基づく実績書を作成しているとのことであり、作成した実績書を議員にも配付し、決算審査特別委員会の審議の中でさまざまな意見や質問があり、今後の事業展開に生かすとの説明がありました。

研修に参加した委員からは、「花子とアン」のロケ地となったが、その効果について、総合計画期間における市長任期との関連性、アンケートの回収率を上げるための工夫、中核市移行についての課題などについて、質問を行いました。

総合計画については、審議会委員として3名加わるなど、議会としても積極的に関与されておられ、総合計画の進捗にも責任を持って議論、審査ができており、本市議会としても、提言後の検証や審査方法について十分検討する必要があると感じました。

以上、総務文教常任委員会の視察研修報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（柁原賢一君） 以上で、総務文教常任委員会の行政視察報告を終わります。

日程第4 福祉厚生常任委員会行政視察報告

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第4、福祉厚生常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

福祉厚生常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子さん。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん） 福祉厚生常任委員会の視察研修について報告申し上げます。

当委員会の視察研修を去る10月17日から10月19日までの2泊3日の日程で行いました。研修場所は新潟県見附市と十日町市で、参加者は、委員6名全員と事務局1名、執行部1名の計8名です。

まず、見附市では、スマートウェルネスみつけについて研修しました。

この取り組みのキーワードは「健幸」です。健康の「健」、幸福の「幸」と書く「健幸」です。「健幸」とは、個人が健康かつ生きがいを持ち、安全安心に豊かな生活を営むことができることとされており、高齢化、人口減少によって生まれるさまざまな課題を克服するため「健幸」をこれからのまちづくりの基本に据えた政策を実行することで、持続可能な新しい都市モデル「スマートウェルネスシティ」を構築することが見附市施策の中核となっています。

具体的な施策のポイントは次のとおりです。1、積極的に社会参加（外出）できる場をつくること。これはハード面の施設とソフト面での活動づくりと両面のことです。2、中心市街地を中核としたにぎわいづくり。3、歩きたくなる快適な歩行空間の整備。4、地域コミュニティの構築と協働のまちづくり。5、過度な車依存の脱却を可能とする公共交通の再整備。6、まちをゾーニングすること。これは超高齢化に対抗できる、歩いて楽しめる市街地と持続可能な周辺地域の整備ということです。7、市民の健幸づくりを啓発、サポートする人材を育成すること。この7点、それぞれについて、非常に興味のある取り組みがありました。これを一つ一つ説明いたしますと大変長くなりますので、この場では割愛します。関心を持たれましたら、資料もありますので、どうぞお尋ねください。

このような取り組みの成果として、国や県の平均より介護認定率が低いこと、1人当たりの後期高齢医療費が国の平均より2割以上低いことが挙げられます。

次に、十日町市ではたっしやで100事業について研修しました。

十日町市の高齢化率は、2015年段階で35.4%、2020年の予想値は39.2%となっており、介護予防は重要な課題となっています。

たっしやで100事業は60歳以上の高齢者を対象とし、市の認定を受けた健康づくり事業や生きがいづくり事業などに参加することでポイントがたまり、30ポ

イントで無料入浴券やトイレトペーパーなどの商品と交換できるというものです。対象となっているのは、ヨガサークル、パソコン教室、軽体操サロンなどで、市が直接的に運営するものだけには限っていません。市は事業認定やポイントカードの作成などで下支えはするものの、対象者へは事業者が全面的にサポートします。利用は右肩上がりになっており、それに伴って事業費もふえ、平成29年度は10年前の約2.4倍、319万円とのことでした。

今回、視察研修した両市が抱える少子高齢化、人口減少という課題は、言うまでもなく、本市に共通するものです。その中で、健康づくり、生きがいくりにおいて、それぞれの工夫があり、そのことを通して持続可能な自治体を目指すという姿勢がありました。

見附市では、歩くことの重要性から、まちづくり、地域づくり全体を捉え直すという視点に学ぶものがあり、高齢者の元気と財政的な効果が数値にも出ていることから、菊池市においても、何を軸として健康づくりを進めていくのか考えていきたいと思いました。

十日町市では、ポイント制自体はめずらしくはないものの、対象となる活動を生涯教育的なものや、地域の自主活動にも広げていることから、介護予防は、決して運動ばかりではないことを改めて思うとともに、現在、菊池市で広がってきているいきいき100歳体操などにも何らかの形でポイントをつけることで、今以上にやりがいを持っていただくように進めていけないかなど、今後の取り組みにおいて参考にすることができると感じました。

以上、福祉厚生常任委員会の視察研修の報告といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で、福祉厚生常任委員会の行政視察報告を終わります。



日程第5 経済建設常任委員会行政視察報告

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第5、経済建設常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

経済建設常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、坂本道博君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（坂本道博君） おはようございます。経済建設常任委員会の視察研修について報告申し上げます。

当委員会は、10月24日から26日の2泊3日の日程で、委員6名全員と事務局1名、執行部1名の計8名により、岐阜県下呂市の下呂市観光計画及び下呂市ホスピタリティ都市宣言について、また、愛知県田原市の低炭素施設園芸づくりにつ

いて視察研修してまいりました。

まず、下呂市の下呂市観光計画及び下呂市ホスピタリティ都市宣言について申し上げます。

下呂温泉は、千年以上も前から湧出しており、草津温泉、有馬温泉と姉妹提携し、日本三名泉として全国にPRを図っています。東海地方を中心に全国から観光客が訪れて、昨年は110万人の宿泊者を迎えたとのこと。

下呂市ホスピタリティ都市宣言とは、おもてなしの心でお客様をお迎えし、そのお客様が帰られた後、家族や友人に下呂のすばらしさを口コミで広げていただくことで、それを聞いた方がまた下呂を訪れ、下呂のリピーターが広がっていき、来られた笑顔のお客様を見て、お迎えする側の下呂市民も元気なまちづくりをしようという宣言であります。

現在、第2期の観光計画が平成27年から進められておりますが、第1期の観光計画の成果としては、下呂温泉の周辺地域において、一つのまちとしては最も滝が多い小坂地域がありますが、観光の対象ではなかったところに、ガイド付きの滝めぐりコースが生まれたり、金山地域では飛騨街道の宿場町があり、大変入り組んだ路地が走っており、移住者が路地のおもしろさに気づいて、ガイド付きのまち歩きが生まれたりして、下呂市の着地型観光の目玉に育っています。その他の地域でも、地元では見向きもされなかったような景観や資源を生かした着地型観光が生まれております。

しかし、着地型観光をつくったものの、下呂温泉に宿泊された方に周辺地域まで足を延ばしていただけないという課題が出てきたため、それを解決するために、平成27年から第2期の観光計画を実施されています。

第2期の観光計画では、地域ブランド力の強化、持続可能な観光の推進、着地型旅行商品の造成と、維持交通の整備等を進めていて、具体的には、下呂市DMO委員会や誘致宣伝委員会を組織し、対外的プロモーション戦略にたけている下呂温泉を中心に集客を図り、下呂を起点とした各地域への周遊観光による消費拡大を目指しています。その柱となる事業が下呂市エコツーリズム推進協議会によるエコツーリズム事業で、本年4月にエコツーリズム全体構想が国の認可を受けています。単なる自然の中の観光だけではなく、将来にわたって観光資源として利用できる持続可能性、財源の持続可能性、現場の担い手の持続可能性のある観光まちづくりを進めるものであります。

二次交通としては、エコツーリズムの国の認可を受けたことで、白タク特区として事業者が無償で送迎することが可能になるため、最寄りの駅からホテルまでの送迎や、滝めぐり等の送迎を行っています。当市でも観光地までの二次交通の問題が

あり、大いに参考とすることができました。

また、各旅館の協力を得て、30年以上も前から宿泊統計をとっており、宿泊人数や、どこから来ているのか、交通手段はどのようなかなど、細かくデータを集めて、どうお客様を獲得していくのか、旅館や観光協会と連携して誘客を図るなど、よりターゲットを絞って観光戦略を立てられています。誘客に向けた取り組みは、あくまでも民間主導で進め、行政はそれを支援する立場をとっているとのことで、そのことにより、民間活力が生まれ、誘客が成功していると感じました。

次に、田原市の低炭素施設園芸づくりについて申し上げます。

田原市の農業生産額は3年連続で日本一となっており、特に花の生産でも日本一で、中でも輪菊は突出しています。電照菊による夜景は田原市の観光資源の一つにもなっています。また、野菜では、キャベツ、トマト、ブロッコリーが全国上位となっています。マムポートと呼ばれる輪菊専用の集荷場があり、農家は菊を切ってきて集荷場に出すだけで、選別機で一本ずつ選別し、箱詰めをして発送まで行うことができます。

低炭素施設園芸づくりについては、自然エネルギーの活用と省電力機器による低炭素施設園芸をモデルハウスで栽培実証することにより、地球環境への配慮を呼びかけ、技術の周知を行うもので、地域の生産者、農協、大学、産業、自治体が連携し、低炭素施設園芸づくり協議会を設立しています。

協議会の取り組みとしては、1、太陽光による自家発電を可能にする耐侯性ハウスの新築。2、省電力機器（LED電照、ヒートポンプ）の導入による省エネとCO₂削減。3、高断熱施設にするための外壁フィルムの複層化。4、LED電照を活用した菊の栽培を実証し、導入機器での問題点を調査。5、低温管理が可能な品種での栽培試験を行い問題点を調査。6、地域における他品目の栽培試験調査・検討を行います。

CO₂排出量をモデルハウスと通常のハウスとで比較すると、削減率が80%から90%となっており、効果が確認されています。しかし、費用対効果を見ると、年総効果額が約2,800万円に対し、総事業費が約9,300万円となっており、回収することは難しく、モデルハウスの意味合いが強いようです。

低炭素施設園芸の取り組みは、地球環境の視点のみならず、コストの削減からも重要であり、そこにつながらないと生産者に普及させることは難しく、LED電照に交換する場合は、単年度の上限額を10万円として、購入費の4分の1の補助金を交付して推進しています。LEDに変えることで、省エネ化はもちろん、赤色LEDによる花芽抑制効果等の技術向上も図ることができます。このような継続的な啓発普及と技術の周知を進めていくことが必要だと言われていました。設備投資に

は費用がかかるため、生産者が取り組めるものから進めてもらい、コスト削減と収益性の向上につながるよう普及させていくことが大切だと感じました。

また、地球環境を考える生産者と住民をふやし、地域全体での低炭素施設園芸の普及と導入効果の実証を進め、農産物の付加価値を高め、競争優位性の高い農業の形成と、それに附帯する産業の活性化を進めていくという先進的な取り組みが印象に残りました。

今回の研修は、両市でのさまざまな施策が参考となり、有意義な研修とすることができました。

以上で、経済建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

○議長（柘原賢一君） 以上で、経済建設常任委員会の行政視察報告を終わります。

○

日程第6 議案第97号から議案第149号まで一括上程・説明

○議長（柘原賢一君） 次に、日程第6、議案第97号から議案第149号までの53議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。

本日、平成30年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月21日までの19日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

本年11月3日に、菊池市生涯学習センターK I C R O S S（キクロス）が開館1周年を迎えました。

キクロス1階の図書館では、本年8月に来館10万人の利用者を突破しまして、大人の方々は自己の知識の習得のために、本市の将来を担う若い学生たちは勉学に励むために、静かで落ちついた知的空間のコンセプトに共感していただきながら、ご利用をいただいているところでございます。

また、2階の中央公民館におきましても、市が主催する講座はもちろん、市民有志の方々が自主的に開催するさまざまな講座や教室が実施されており、実に多くの方々にご参加いただくことで、市民の主体的なまちづくりが推進されておりますことは、まことに喜ばしいことでございます。

このような中、キクロス開館1周年を記念しまして、わかりやすいテレビニュース解説でご活躍中の池上彰氏をお招きしまして「学び続ける力」と題した記念講演会を開催いたしました。

また、他日、作家の北康利氏を泗水ホールにお招きしまして「西郷隆盛と菊池の未来」と題した生涯学習講座を開催しまして「西郷どん」こと西郷隆盛と菊池の深いつながりや、歴史上の人物に共通する未来を見る力、郷土を愛する心などについてご講演をいただきました。

お二人とも、大変有意義なメッセージを市民に送ってくださり、会場は感動に包まれました。

今後とも、市としまして、菊池市の未来を担う子どもたちの暮らしを豊かなものにするために、キクロスや各公民館を活用して、広く市民の方々も含め、生涯学習の推進と学びの機会を提供してまいり所存でございます。

それでは、上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率が変更となることや、使用料の見直しなどに伴いまして、本市の使用料を徴する条例を整備するものとして、議案第97号、消費税法等の一部改正に伴う市民環境部関係条例の整備に関する条例、同じく、議案第98号、健康福祉部関係条例の整備に関する条例、議案第99号、経済部関係条例の整備に関する条例、議案第100号、教育部関係条例の整備に関する条例、また、議案第101号、きくちふるさと水源交流館条例、議案第102号、きくち暮らしお試し住宅条例、議案第103号、菊池市行政財産使用料条例、議案第104号、菊池市西部市民センター条例、議案第105号、菊池市ふるさと創生市民広場条例、議案第106号、菊池市都市公園条例、議案第107号、菊池市公園条例、議案第108号、菊池市雇用促進住宅七城宿舎駐車場条例、以上、12議案が、消費税法及び地方税法の一部改正及び使用料見直しに伴う条例の一部改正でございます。

その他の改正条例としまして、議案第109号は、菊池市教育振興小川奨学金条例の施行に伴う菊池市奨学資金貸付条例の一部改正、議案第110号は、道路法施行令及び熊本県道路占用料徴収条例の一部改正に伴う菊池市道路占用料徴収条例の一部改正、議案第111号は、ふるさと創生市民広場の再整備、消費税率改定の見直しによる菊池市営グラウンド条例の一部改正、議案第112号は、七城地区への地区公民館等の無償譲渡に伴う菊池市地区公民館条例及び菊池市農業構造改善センター条例の廃止でございます。

次に、議案第113号、平成30年度菊池市一般会計補正予算（第5号）につきましては、予算の総額に4億2,292万2,000円を追加するものでございま

して、歳出の主なものとしましては、自立支援給付費等事業、障がい児通所給付費等支援事業、生活保護扶助費の国庫支出金返納金、農業水産施設災害対策事業などの増額が主なものでございます。

議案第114号から議案第121号までは、各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございまして、その主なものとしましては、菊池市国民健康保険事業特別会計の療養、医療等の各種給付費の給付金確定などによる増額、菊池市介護保険事業特別会計の前年度精算に伴う国庫返納金などによる増額補正などでございます。

次に、議案第122号、工事請負契約の締結につきましては、平成30年度菰入新橋上部工工事について、高田機工株式会社福岡営業所と契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

議案第123号から議案第125号までの3議案につきましては、七城地区公民館及び農業構造改善センターの財産の無償譲渡、議案第126号から議案第147号までの22議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

議案第148号、市道路線の認定につきましては、道路法の規定により、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第149号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更につきましては、一部事務組合の規約を変更するに当たって、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（柘原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第97号から議案第149号までの53議案につきまして、一括してご説明いたします。

議案第97号から議案第108号までの12議案につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率10%への改定にあわせて、過去の消費税率改定分を反映した見直し及び使用料の見直しを行ったことに伴う条例の改正でございます。

市役所の部の単位で、部に二つ以上の改正条例がある場合には、部単位で一つの改正条例としてまとめ、部に一つしか改正条例がない場合には、通常の改正条例として議案を上程いたしております。

議案書その1の1ページをお願いいたします。

議案第97号、消費税法等の一部改正に伴う市民環境部関係条例の整備に関する条例の制定については、粗大ごみ手数料、一般廃棄物処理手数料及びエコヴィレッジ旭のごみ処分手数料など、2条例をまとめたもので、2ページから3ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、消費税率の改定にあわせて、平成31年10月1日から施行することとしております。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第98号、消費税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整備に関する条例の制定については、七城ふれあいプラザ、泗水地域福祉センター、菊池老人福祉センター、七城老人福祉センター及び旭志老人憩の家の施設使用料など、3条例をまとめたもので、6ページから7ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第99号、消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の整備に関する条例の制定については、水迫里山の家、各物産館、迫龍ふれあいセンター、交流促進センター、小原ほたる交流館、リバーサイドパーク、四季の里旭志及びふれあい交流センターの施設使用料など、8条例をまとめたもので、10ページから18ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行することとしております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第100号、消費税法等の一部改正に伴う教育部関係条例の整備に関する条例の制定については、小中学校施設、市民会館、木のふれあい館、隈府一番館、地域食材交流センター、公民館及び支館、多目的研修センター、斑蛇口湖ボート場、市営プール、市立体育館、七城屋内スポーツセンター、弓道場、ゲートボール場、総合体育館、七城運動公園、相撲場、泗水武道館及びB&G海洋センターの施設使用料など、19条例をまとめたもので、20ページから33ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行することとしております。

次に、35ページをお願いいたします。

以降は、一つずつの改正条例として議案を上程するものでございまして、議案第101号、きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定については、きくちふるさと水源交流館の施設使用料を改正するもので、36ページから37ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行することとしております。
次に、39ページをお願いいたします。

議案第102号、きくち暮らしお試し住宅条例の一部を改正する条例の制定については、先日の議会月例会でもご説明しましたとおり、条例において「使用料の額は規則で定める」と、使用料の額を規則に委任しておりましたものを、条例の中に金額を明記する改正を行うとともに、消費税改正に伴う条例の整理を行うもので、40ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。
次に、41ページをお願いいたします。

議案第103号、菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、個別の施設設置条例がない行政財産の目的外使用する際の使用料を改正するもので、42ページが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行することとしております。
次に、43ページをお願いいたします。

議案第104号、菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定については、西部市民センターの施設使用料の改正及び文言の整理を行うもので、44ページが条例案でございます。

なお、この条例は、施設使用料の改正は平成31年10月1日から、文言の整理は公布の日から施行することとしております。

次に、45ページをお願いいたします。

議案第105号、菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定については、ふるさと創生市民広場の使用料の改正及び平成31年4月からリニューアルする市民広場の運用に関する規定の改正などを行うもので、46ページから47ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。
次に、49ページをお願いいたします。

議案第106号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、都市公園の使用料を改正するもので、50ページから51ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行することとしております。
次に、53ページをお願いいたします。

議案第107号、菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定については、公園使用料の改正及び西郷南洲公園の追加などの改正を行うもので、54ページが条例案でございます。

なお、この条例は、施設使用料の改正は平成31年10月1日から、西郷南洲公園の追加は公布の日から施行することとしております。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第108号、菊池市雇用促進住宅七城宿舍駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、旧雇用促進住宅七城宿舍の駐車場使用料の改正及び文言の整理を行うもので、56ページが条例案でございます。

なお、この条例は、使用料の改正は平成31年10月1日から、文言の整理は公布の日から施行することとしております。

以上、12議案が、消費税法及び地方税法の一部改正及び使用料の見直しに伴う条例改正でございます。

次に、議案書の57ページをお願いいたします。

議案第109号、菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市教育振興小川奨学金条例の施行に伴い、条例を改正するもので、58ページが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第110号、菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令及び熊本県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、条例を改正するもので、60ページから64ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、65ページをお願いいたします。

議案第111号、菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定については、ふるさと創生市民広場の再整備に伴い、菊池市営中央グラウンドを社会体育施設から観光振興施設へと変更し、あわせて使用料の消費税率改定の見直し改正を行うもので、66ページが条例案でございます。

なお、この条例は、使用料の改正は平成31年10月1日から、菊池市営中央グラウンドを削るなどの文言の整理は、平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第112号、菊池市地区公民館条例及び菊池市農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定については、七城地区の菊池市地区公民館及び菊池市農業構造改善センターの地元への無償譲渡に伴い条例を廃止するもので、68ページが条例案でございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

次に、議案書の69ページをお願いいたします。

議案第113号、平成30年度菊池市一般会計補正予算（第5号）でございます。
あけていただき、70ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に4億2,292万2,000円を追加し、補正後の
予算の総額を歳入歳出それぞれ301億7,503万9,000円とするものでご
ざいます。

補正の内容としましては、原油価格の高騰に伴う電気代や燃料費の値上がりによ
る増額、前年度事業費の確定に伴う国県への返納金の増額、サービスや制度利用者
の増による扶助費の増額、施設修繕料の増額等が主なものとなっております。

それでは、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

83ページをお願いいたします。

2 枠目の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金7,150
万円及び次のページでございますけども、1 枠目の款15県支出金、項1県負担金、
目3民生費県負担金3,575万円の増額は、障がい福祉サービス利用者の増によ
る国県負担金の増額でございます。

1ページ戻っていただきまして、83ページをお願いいたします。

3 枠目の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節4都市
計画費補助金のうち上から2行目、社会資本整備総合交付金（菊池中心市街地リノ
ベーション事業）3,550万円の増額及び3行目、社会資本整備総合交付金（七
城地区都市再生整備事業）3,200万円の減額は、ともに交付額の確定によるも
のでございます。

85ページをお願いいたします。

3 枠目の款18繰入金、項3基金繰入金、目25環境整備基金繰入金6,000
万円の増額は、環境保全協力金を原資として積み立てておりました環境整備基金を
取り崩し、関係地域の道路整備事業の財源として繰り入れるものでございます。

同じく4 枠目の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金8,345万8,000
円の増額は、前年度決算の確定に伴う前年度繰越金の増額でございます。

86ページをお願いいたします。

2 枠目の款21市債につきましては、熊本地震による歳入欠かん債410万円の
増額、国の補正1号による学校ブロック塀の安全対策事業に係る学校教育施設等整
備事業債420万円の増額のほか、国費の確定による市債の増減や、合併特例事業
債から公共事業等債への組み替え等を行うものでございます。

1ページ戻っていただきまして、85ページをお願いいたします。

3 枠目の款18繰入金、項3基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきまして

は、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

89ページをお願いいたします。

1 枠目の款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 障がい者福祉費、事業1 2 4 の自立支援給付費等事業、節2 0 扶助費8, 7 0 0 万円の増額及び事業1 2 6、障がい児通所給付費等支援事業の5, 6 0 0 万円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、サービスや制度利用者の増に伴う増額でございます。

91ページをお願いいたします。

1 枠目の款3 民生費、項3 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、事業1 6 0 医療費助成事業、節2 0 扶助費1, 6 8 7 万9, 0 0 0 円の増額は、医療費の無料化を中学生まで拡大したことにより、利用者が増加したことによる増額でございます。

93ページをお願いいたします。

1 枠目の款3 民生費、項4 生活保護費、目2 扶助費6, 3 4 8 万5, 0 0 0 円の増額は、前年度事業費の確定に伴う国庫負担金の返納金でございます。

同じく、最下段、款4 衛生費、項2 清掃費、目3 塵芥処理施設費1, 5 6 6 万円の増額は、エコヴィレッジ旭の燃料費が単価の高騰により不足しますことから増額するものでございます。

97ページをお願いいたします。

1 枠目の款7 土木費、項2 道路橋りょう費、目3 道路橋りょう維持費、事業3 4 7 道路橋りょう維持事業、節1 1 需用費1, 5 0 0 万円の増額は、緊急に対応する必要がある道路の修繕料の増額でございます。

102ページをお願いいたします。

最下段の款1 0 災害復旧費、項4 農林水産災害復旧費、目1 農林水産災害復旧費4, 0 0 0 万円の増額は、昨年大雨で被災した林道竜門線について、本年度の降雨により増破したことにより、復旧工事費を増額するものでございます。

なお、補助災害復旧事業の対象となりますので、94. 6%の国庫負担がございました。

103ページをお願いいたします。

2 枠目の款1 1 公債費、項1 公債費、目1 元金5, 9 8 6 万1, 0 0 0 円の増額は、熊本地震に係る災害復旧事業債について、交付税措置率が有利となるよう、措置期間なしで借り入れを行ったことによる増額でございます。

74ページに戻っていただきますようお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加の内容としましては、団体営基盤整備促進事業（西迫間地区）につきまして

は、県から翌年度事業分の前倒し交付の決定があったことにより、繰り越すものでございます。

その他の6件につきましては、関係機関との協議や、建築確認の申請に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難な見込みとなったものでございます。

75ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、来年度当初より事業を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務及び施設の指定管理委託等について、追加するものでございます。

79ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

内容としましては、追加につきましては、圃場整備に係る国の補助メニューの変更に伴い、公共事業等債のうち一部を、一般補助施設整備等事業債に組み替える必要が生じたことによるものでございます。

変更につきましては、熊本地震に係る歳入欠かん債の増額、国の1号補正に係る学校教育施設等整備事業債の増額のほか、国費の確定による市債の増減や、合併特例事業債から公共事業等債への組み替え等が主なものでございます。

次に、議案書の113ページをお願いいたします。

議案第114号、平成30年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただきまして、114ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2億6,231万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,370万円とするものです。

補正の内容につきましては、療養、医療等の各種給付費の納付金確定による増額及び前年度給付費等負担金の確定に伴う国庫返納金の増額が主なものとなっております。

116ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならない、本年度中に業者を選定する必要がある業務について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案書の123ページをお願いいたします。

議案第115号、平成30年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

でございます。

あけていただきまして、124ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1億1,703万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,044万9,000円とするものです。

補正の内容につきましては、前年度精算に伴う、国県返納金及び一般会計繰出金の増額が主なものとなっております。

126ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案書の133ページをお願いいたします。

議案第116号、平成30年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただき、134ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に595万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,510万7,000円とするものです。

補正の内容につきましては、新規接続に伴う管渠延伸及び公共柵設置工事の工事費の増額、原油価格の高騰による燃料費の増額が主なものとなっております。

136ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務について、追加をするものでございます。

次に、議案書の141ページをお願いいたします。

議案第117号、平成30年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただき、142ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に583万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,808万円とするものです。

補正の内容につきましては、公共柵設置工事費の増額及び電気料の増額となっております。

次に、議案書の147ページをお願いいたします。

議案第118号、平成30年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただき、148ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に6万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億888万7,000円とするものです。

補正の内容につきましては、電気料の増額となっております。

次に、議案書の153ページをお願いいたします。

議案第119号、平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただき、154ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に237万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,401万6,000円とするものです。

補正の内容につきましては、電気料及び電信電話料の増額となっております。

次に、議案書の159ページをお願いいたします。

議案第120号、平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）でございます。

あけていただき、160ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に524万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,187万1,000円とするものです。

補正の内容につきましては、電気料、燃料費及び上下水道料の増額となっております。

162ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案書の167ページをお願いいたします。

議案第121号、菊池市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正の主なものにつきましては、第2条の収益的支出におきまして、水源池における取水ポンプ及び送水ポンプに係る電気料金の増に伴い、水道事業費用を1,917万円増額し、総額を6億4,279万7,000円へ、第3条の資本的支出におきまして、平成30年度北岸線道路改良事業に伴う負担金の増により、資本的支出を415万円1,000円増額し、総額を4億9,007万2,000円へ、第4条の継続費におきまして、平成30年度から平成31年度にかけて実施する予定の、旭志西部第三水源池施設整備事業のための継続費の設定、第5条の債務負担行為の補正におきましては、水道事業業務委託の実施期間及び消費税率改定に

に伴い、限度額を補正するものでございます。

次に、議案書その2の1ページをお願いいたします。

議案第122号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成30年度菰入新橋上部工工事につきまして、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、11月7日に条件付一般競争入札を実施し、3事業者から応札があり、その後、事務処理を経て、11月15日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、平成30年度菰入新橋上部工工事。工事場所は、菊池市七城町菰入地内。契約の方法は、条件付一般競争入札。契約の金額は、3億8,652万1,200円。契約の相手方は、高田機工株式会社福岡営業所でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第123号から議案第125号までの3議案は、財産の無償譲渡についてでございます。

財産の無償譲渡につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

七城地域の自主的な自治運営を支援するため、財産を無償譲渡するものでございまして、譲渡の時期は平成31年4月1日でございます。

譲渡する財産である公民館及び構造改善センターの名称、所在、構造、床面積、及び譲渡の相手方は、記載のとおりでございます。

議案第126号から議案第147号までの22議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の指定につきまして、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、議案第126号が泗水地域福祉センター、議案第127号から議案第132号までが各児童育成クラブ、議案第133号から議案第135号までが各老人福祉センター、議案第136号が七城ふれあいプラザ、議案第137号が七城高齢者能力活用センター、議案第138号から議案第142号までが各物産館、議案第143号は七城ふれあい交流館、議案第144号が水迫里山の家、議案第145号が泗水孔子公園、議案第146号がリバーサイドパーク、議案第147号がふるさと創生市民広場ございまして、指定管理者に指定しようとする団体及び指定の期間は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

議案第148号、市道路線の認定についてでございます。

道路法の規定により、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするもので、28ページから30ページまでが認定する路線の内容及び位置図でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第149号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するに当たって、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第97号から議案第149号までの説明とさせていただきます。

○議長（柘原賢一君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前11時13分

開議 午前11時21分

○

○議長（柘原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 先ほどの議案の説明の中でちょっと誤っておりましたので、訂正をさせていただきます。

一般会計補正予算の説明で、103ページでございますけども、元金の説明、5,986万1,000円の増額は、熊本地震に係る災害復旧事業債について、交付税措置が有利となるよう、据置期間なしで借入を行ったことによる増額でというふうには言わなくてはいけないものを、「措置期間なし」と言っていましたので、「据置期間」ということで訂正をさせていただきたいと思っております。

○

日程第7 報告第22号から報告第28号まで一括上程・説明・質疑

○議長（柘原賢一君） 次に、日程第7、報告第22号から報告第28号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） それでは、報告第22号から報告第28号につきまして報告させていただきます。

報告第22号から報告第28号までの専決処分報告につきましては、地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、33ページの報告第22号から、39ページの報告第25号までの4案件につきましては、市営住宅の使用料及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、平成30年11月6日に専決処分したものでございます。

原告は菊池市、被告はそれぞれ記載のとおりでございます。

事件の概要は、それぞれの被告が、市営住宅の使用料を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、菊池市市営住宅条例に基づく建物の明け渡し、滞納使用料の支払い及び損害賠償を求めるものでございます。

市営住宅の団地名、棟、号、氏名、滞納額及び請求の趣旨については、記載のとおりでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

報告第26号及び報告第27号の2案件につきましては、平成30年第3回定例会においてご報告いたしました公用車の車両事故の件でございます。

第3回において報告しました案件は、車両の物品損事故のみの損害賠償でございましたが、今回報告いたしますのは、運転手及び同乗者の対人賠償に係る額の決定について専決処分したものでございます。

あけていただき、42ページが専決第15号専決処分書及び44ページが専決第16号専決処分書で、相手方の通院及び治療を経まして、損害賠償に係る額の決定について、それぞれ平成30年11月12日に専決処分したものでございます。

事故の発生日は、平成30年6月27日、専決第15号が相手車両の運転手の方、専決第16号が相手方車両の同乗者の方でございます。

事故の概要は、合志市内の県道住吉熊本線を走行中、前方で停車している車両に気づくのがおくれたため追突し、相手方及び同乗者に損害を与えたものでございます。

損害賠償の額といたしましては、専決第15号が16万9,187円、専決第16号が12万9,033円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

45ページをお願いいたします。

報告第28号でございます。

あけていただき、46ページが専決第17号専決処分書で、消防団積載車物損事故による損害賠償に係る額の決定について、平成30年11月13日に専決処分したものでございます。

事故の発生日は、平成30年9月6日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道板井橋田線を消防団積載車で走行中、離合のため個人宅敷地へ進入し、離合後に市道へ戻ろうと後退したところ、個人宅のブロック塀に積載車右後方部が接触し、ブロック塀を破損、損害を与えたものでございます。

損害の賠償の額は14万4000円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第22号から報告第28号までの報告とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 質疑を行います。議案その2、41ページになります。報告第26号、27号について、質疑をいたします。

車両事故の報告ですが、9月に車両の修繕が報告され、今議会で治療費が報告されているところを見ると、人身事故だと判断されますが、市職員が人身事故を起こした場合は処分の対象だと認識していましたが、人身事故の場合の処分の基準について質問をいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 今回の事故につきまして、警察での事故処理としては物損事故というふうにされております。ということで、罰金でありますとか、例えば行政処分の免停とか、そういう声はあっておりません。

懲戒処分については、菊池市の懲戒処分の指針というものを設けておりますので、それに従ってやって、処分の対象とはならないものでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今のご答弁を聞きますと、人身に及ぼす事故は起こしているけれども、相手方が心優しい方といたしますか、ご理解がある方で、人身扱いにするといろいろと大変なことになるし、職員の方も悪気で当たったわけじゃないから、物損事故でいいですよということから、人身事故扱いではないと。

処分のこの基準というのが、総務省の基準というのは、大体どのような基準なのか。例えば重大な事故を起こした場合とかいうのがあるのかをちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 懲戒処分の指針について、人事院のほうを例に使ってやっております。物の損壊に係る交通事故について、悪質な交通法規違反をした職員について罰則というふうにしております。その悪質な交通違反となりますのが、例えば刑事裁判による罰金刑に該当する違反ということで、そういうものを対象としておりますので、今回はそれから外れたということでございます。

○議長（柁原賢一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。

○

日程第 8 請願第 1 号及び請願第 2 号並びに陳情第 1 号一括上程

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第 8、請願第 1 号及び請願第 2 号並びに陳情第 1 号の 3 案件を一括議題とします。

請願第 1 号及び請願第 2 号並びに陳情第 1 号が、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る 6 日午前 10 時から開き、質疑、委員会付託を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日 4 日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前 11 時 31 分

第 2 号

1 2 月 6 日

平成30年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成30年12月6日（木曜日）午前10時10分開議

第1 質 疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

日程第2 委員会付託

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 俊 介 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七城支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志支所長	岩 根 卓 士 君
泗水支所長	坂 本 忠 弘 君
財 政 課 長	上 田 敏 雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	大 山 堅 四郎 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	清 田 幸 臣 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	德 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席ください。

○
午前10時10分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 質疑

○議長（柁原賢一君） それでは、日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。
ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑とし、3回までとなっております。質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。
発言の通告がっておりますので、質疑を許します。
初めに、平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） おはようございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。4点ございます。

まず1点目は、議案第113号、平成30年度菊池市一般会計補正予算の債務負担行為補正のうちの外国語指導助手派遣事業（高校）とありますが、これは一体何でしょうか。

2点目に、同じ議案第113号、平成30年度菊池市一般会計補正予算、款4衛生費、項2清掃費、目3塵芥処理施設費の1、566万円のこの期間ですね、これは1年間なのか、半年なのか、3カ月なのかという、その期間を教えてください。

三つ目に、議案第116号、平成30年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算のうちの債務負担行為補正の278万円の滅菌剤購入を債務負担行為で行う理由は何ですか。

4点目に、議案第120号、平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算のうちの債務負担行為補正、紙おむつ類物品購入の398万5,000円を債務負担行為で行う理由を教えてください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。

まず、教育部のほうから、議員ご質疑の債務負担行為中、外国語指導助手派遣事業（高校）について、お答えをさせていただきたいと思います。

本市では、昨年度より市内3高校魅力化推進プロジェクトを進めております。

今回の債務負担行為は、外国語指導助手（ALT）を市内の3高校へ派遣し、英語力を高め、大学進学率を上げることで高校の魅力化につなげていくために計上させていただいたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 改めまして、おはようございます。

2点目の塵芥処理施設費の補正1、566万円につきましては、灯油価格の高騰によりまして、エコヴィレッジ旭の平成31年1月分から3月分までの3カ月間の不足分を見込んでおるものでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 皆様、改めまして、おはようございます。

質疑の3番目でございます。滅菌剤購入を債務負担行為で行う理由でございますけれども、菊池市浄水センターの滅菌剤については、河川への放流基準を満たすために、汚水処理の最終工程で使用するものでございます。

滅菌剤は液体で、処理場のタンク容量からすると1カ月ももたない状況でございます。したがって、債務負担行為を行わず、平成31年度当初予算確定後から入札等一連の契約事務を進めますと、早くても5月ごろの納入となってしまう、薬剤がない状況が発生します。このため債務負担行為を行い、前年度中に入札を行うことで、年度当初からの薬剤購入を可能とするものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 皆様、改めまして、おはようございます。

4点目のご質問でございます。紙おむつ類の物品購入を債務負担行為で行う理由でございますが、つまごめ荘におきましては重度の入所者が多く、120名ほど全ての方が紙おむつ及び紙パット類を使用されております。平均しますと月に1万2,000枚程度、毎日400枚程度が必要な状況でございます。したがって、平成31年度当初予算確定後からの指名競争入札、契約を経ての発注、納品となり

ますと、新年度当初の入所者への紙おむつ類の使用が困難となるため、債務負担行為を行い、入所者処遇に支障のないようにするものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 3点目と4点目は、契約をしなければならないというようなお答えでした。

物品購入と言われれば、コピー用紙1枚から、じゃあ、どうするんだというふうになちょっと疑問に思いましたので、質疑をさせていただきました。

1点目の件について、ちょっと再質疑をさせていただきたいと思います。

市内3高校魅力化プロジェクトの中でということでありましたけども、何というか、突然この議案がのってきて、何のことやらわからないんですけど、その根拠といますか、どの計画書のどこに位置するものなのかと、これは単年度なのか、複数の何年かやっっていこうかということなのか、そこを教えてください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 平議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

計画のどこに位置づけをしてやるのかということと、複数年度にまたがるのかというご質疑でございます。

少し今回の経緯を含めましてご説明をしたいと思います。

現在、市内3高校では定員割れが続いておりまして、市内中学校からの卒業生の進学率が大変低い状況で、市といたしましても学校の存続にかかわる大きな問題と考えております。地元高校の人材育成は地域の発展にとって不可欠ということで、いわば地元の重要な共通の財産でありまして、高校の存続は大変重要な問題と捉えているところでございます。

市といたしましても次世代を担う人材を育成することは重要なテーマでございまして、高校の魅力化は、高校としても行政としても喫緊の課題であるというぐあいに捉えております。

そういったことから、平成29年度から高校魅力化全力会議を、市内3高校はもとより、官民の連携や共有を目的に立ち上げたものでございます。

今年9月に開催をいたしました高校魅力化全力会議におきまして、重要な案件として高校側より、魅力づくりの提案として要請が上がってきたものがALT派遣事業でございました。

各高校では、2020年度に大学の入試方法が現行のセンター試験から大学入学

共通テストに変わり、英語教科につきましては、英語のコミュニケーション能力を重視する観点から、4技能、これは読む・聞く・話す・書くというものでございますが、これらを評価する方法に変わり、英語力の強化、特にコミュニケーション能力の向上が喫緊の課題であるということをごさいますして、ALT派遣を要望され、それを受ける形で来年度4月初めから派遣を計画しているところでございます。

そういったことで、計画につきましては、平成31年度の負担行為とさせていただいておりますので、まずその中身を見てみたいと、そこで検証してみたいというところで考えているところでございます。

それから、計画の位置づけというところにつきましては、総合計画の実施計画の中で3高校魅力化のものをうたっておりますので、そちらのほうを根拠といたしているところでございます。

そういったことから、本市といたしましても、英語力が向上し、各資格の取得や大学の進学率が上がることで、地元高校の魅力化や人材の育成が期待され、ひいては地域の活性化につながるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 今のお答えでは、単年度なのか、複数年度なのかというのは、これから何かちょっと考えていくというようなお答えというふうに私は受けましたので、これで質疑は終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第99号、消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の整備に関する条例の制定について、次に、議案第100号、消費税法等の一部改正に伴う教育部関係条例の整備に関する条例の制定について、次に、議案第101号、きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について、次に、議案第102号、きくち暮らしお試し住宅条例の一部を改正する条例の制定について、最後に、議案第105号、菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について、質問をいたします。

今、述べました5議案は、消費税法等の一部改正に伴う内容の改正が主なものであると思いますが、本条例の制定によって、ほかにも改正される内容は何か。

以上、お聞きします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 改めまして、おはようございます。

いただきました質疑に回答いたす前に、今回上程しております使用料関係の条例改正につきまして、全体的な方針を説明させていただきたいと思っております。

使用料につきましては、長期的に見直されていないものもありまして、第3次行政改革大綱に基づき、平成27年10月に使用料・手数料見直し方針を作成いたしまして、見直し作業を進めておりました。

見直しは、施設に係る人件費や物件費、減価償却費などから構成されます原価、施設の貸し出し対象面積及び年間使用可能な時間、また、施設のサービスの性質などを考慮いたしまして算出をいたしております。

また、改正する時期につきましては、庁内で検討した結果、一部の条例を除き、消費税改正の時期と合わせて来年の10月1日施行ということで行っております。

この後ですけれども、質疑については、担当部長よりそれぞれ回答いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、おはようございます。経済部関係の質疑にお答えいたします。

まず、議案第99号についてですが、本条例により改正される内容は、水迫里山の家条例、菊池市物産館条例、迫龍ふれあいセンター条例、交流促進センター条例、小原ほたる交流館条例、リバーサイドパーク条例、四季の里旭志条例、ふれあい交流センター条例について、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う施設使用料の改正を行うものです。

そのほか、小原ほたる交流館条例、リバーサイドパーク条例、四季の里旭志条例につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に加え、使用料・手数料見直し方針に沿って、施設運営経費の増加を踏まえた使用料の見直しを行ったものでございます。

次に、議案第105号についてですが、本条例は、菊池市ふるさと創生市民広場の再整備事業の実施により、施設の名称変更、新たに設ける施設を初めとする名称及び位置の規定、休場日、開場時間、施設使用料の規定及び消費税法の一部改正に伴う施設使用料の改正を行うものです。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、東議員ご質疑の議案第100号、教育部関係条例についてお答えをさせていただきます。

本条例により改正をする内容は、市民会館条例、木のふれあい館条例、隈府一番館複合施設条例、地域食材交流センター条例、七城屋内スポーツセンター条例、市営弓道場条例、市営ゲートボール場条例、総合体育館条例、七城運動公園条例、市営泗水武道館条例につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正等に伴う使用料について改正を行うものでございます。

そのほか、菊池市立小中学校施設の開放に関する条例、公民館条例、斑蛇口湖ボート場条例、市営プール条例、市立体育館条例、市営相撲場条例、旭志B&G海洋センター条例、泗水B&G海洋センター条例につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正等に加え、使用料・手数料見直し方針に基づき、施設運営経費の増加等や近隣施設との均衡を図りながら、使用料等の見直しを行ったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 皆様、改めまして、おはようございます。

質疑ございました議案第101号、きくちふるさと水源交流館条例の一部改正について、まずお答えいたします。

きくちふるさと水源交流館条例につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に加えまして、先ほど総務部長が考え方を説明いたしました全庁的な使用料・手数料見直し方針に沿って、施設使用料の見直しを行ったものでございます。

続きまして、議案第102号のきくち暮らしお試し住宅条例の一部改正の分についてお答えいたします。

こちらにつきましては、地方自治法第228条第1項の規定により、使用料の金額等は条例で定めることとなっております。

昨年、このきくち暮らしお試し住宅条例を制定いたしましたが、施設使用料につきましては、同条例の施行規則で定めていたため、今回、条例中に使用料の金額を明記するという改正を行うものです。

また、消費税法及び地方税法の一部改正に加えまして、施設運用に必要な経費の増加に伴い、施設使用料の見直しを行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

○6番（東 奈津子さん） 以上で質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

○議長（柘原賢一君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第97号から議案第149号まで、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いします。

平成30年第4回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第100号	消費税法等の一部改正に伴う教育部関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第101号	きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第102号	きくち暮らしお試し住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第103号	菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第104号	菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第109号	菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第111号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第112号	菊池市地区公民館条例及び菊池市農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定について
	議案第123号	財産の無償譲渡について (大尺地区公民館)
	議案第124号	財産の無償譲渡について (菊池市七城町辺田構造改善センター)
	議案第125号	財産の無償譲渡について (菊池市七城町羽根本構造改善センター)
	議案第149号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
請願第1号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願	

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	請願第 2 号	支所機能の充実に関する請願書
	陳情第 1 号	防犯カメラの設置を求める要望書
福祉厚生 常任委員会	議案第 97号	消費税法等の一部改正に伴う市民環境部関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第 98号	消費税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水地域福祉センター)
	議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)
	議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)
	議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ)
	議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)
	議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市隈府小学校区児童育成クラブ)
	議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市花房小学校区児童育成クラブ)
	議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池老人福祉センター)
	議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城老人福祉センター)
	議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志老人憩の家(太陽の家))
	議案第136号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあいプラザ)
議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城高齢者能力用センター)	
経済建設 常任委員会	議案第 99号	消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第105号	菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第106号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第107号	菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第108号	菊池市雇用促進住宅七城宿舍駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第110号	菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第122号	工事請負契約の締結について
	議案第138号	公の施設の指定管理者の指定について (きくち観光物産館)
	議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について (旭志ふれあいセンターほたるの里)
	議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について (七城町特産品センター)
	議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町特産物センター)
	議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町第二特産物センター)
	議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあい交流館)
	議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市水迫里山の家)
	議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市有朋の里泗水孔子公園)
	議案第146号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市リバーサイドパーク)
	議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふるさと創生市民広場)
	議案第148号	市道路線の認定について
予算決算 常任委員会	議案第113号	平成30年度菊池市一般会計補正予算(第5号)
	議案第114号	平成30年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第115号	平成30年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第116号	平成30年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第117号	平成30年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第118号	平成30年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第119号	平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第120号	平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予 算(第3号)
	議案第121号	平成30年度菊池市水道事業会計補正予算(第3号)

○議長（柁原賢一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日7日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時31分

第 3 号

1 2 月 7 日

平成30年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成30年12月7日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	元島 加奈子 さん
総務部長	上田 俊介 君
市民環境部長	古田 浩敏 君
健康福祉部長	中村 隆純 君
経済部長	谷田 修 君
建設部長	淵邊 政博 君
七城支所長	榎田 邦昭 君
旭志支所長	岩根 卓士 君
泗水支所長	坂本 忠弘 君
財政課長	上田 敏雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾 孝浩 君
市長公室長	前川 幸輝 君
教育長	渡邊 和博 君
教育部長	大山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂本 高秀 君
水道局長	大塚 忠康 君
監査委員事務局長	清田 幸臣 君

事務局職員出席者

事務局 長	徳永 裕治 君
事務局 課長	歌岡 憲一 君
課長 補佐	松原 憲一 君
議会 係長	安武 則貴 君
議会 係	吉岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（柁原賢一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） おはようございます。本年最後の議会となりました。早いもので、3回目の質問となります。今回、5問の質問を予定しておりましたが、1番目の質問で、将来の地方創生についてと題して通告しておりましたが、諸般の事情によりまして、次回以降に行いたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

それでは、2番目の学童保育についてということでお伺いしたいと思います。

職員基準緩和でどのような影響があるのかということでお聞きしたいと思います。

今回、共働きやひとり親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブ、学童保育の職員基準を緩和し、現在、1カ所につき2人以上の児童支援員の配置を義務づけておりますが、地方の人手不足に配慮して、1人の支援員も容認する方針を固め、厚生労働省が来年の通常国会に関連法案を提出すると熊日のほうに掲載されておりました。関連して、自治体側や、地域や、時間帯によって児童数が異なるのに、全国一律で常時2人の支援員の配置は不合理だと主張されております。

そこで、厚労省は、地方側の意見を受け入れて、支援員2人以上を拘束力のない参考基準とし、自治体の判断で配置数を決定できるようにするとあります。また、支援員の資格基準を緩和し、現在の学童保育に類似する事業で2年以上勤務経験があるといった条件に加え、都道府県の研修を受ける必要があるが、研修内容などを柔軟に決めるようにするとありました。この方針に対して、子どもの安全が確保できなくなると懸念する反対論が根強いため、学童保育の質の低下を招かないようにする方針も確認されたとありました。

そこで、お聞きしますが、菊池市の学童保育の現状はどのようになっております

でしょうか。施設の数と支援員の数、学童数をお示してください。

それから、私、今、基準緩和のことを述べましたけども、また詳しい内容がわかればお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 改めまして、皆様、おはようございます。ただいまの城議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、学童保育の本市の状況について述べさせていただきます。

現在、放課後児童クラブは12カ所ございます。児童数は、平成30年度5月現在で603名、支援員は62名となっておりますところでございます。

それから、現状について述べさせていただくならというふうに思います。

近年、放課後児童クラブの利用希望児童数につきましては、就労世帯の増加等により、全体的に増加の傾向にございます。児童の受け入れにつきましては、施設の面積や支援員の数にもよりますが、可能な限り、受け入れを行っているところでございます。しかしながら、本年度当初にクラブに確認しましたところ、十数名お断りしたケースがあったと報告を受けているところでございます。

議員さんのご質問の今後の国の緩和につきましては、今回の国の方針内容は、現在、1クラブ、おおむね40名程度に対し2名以上の支援員の配置を義務づけておりますが、その基準を拘束力のない参考基準に緩和し、また、支援員の資格基準などであり研修内容についても、各自治体で柔軟に決められるなど、地方の裁量を拡充する内容になっているところでございます。

今回の方針によりまして、支援員の確保や待機児童の解消につながっていくのではないかというふうに思われますが、詳細な基準はまだ示されておりませんので、今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城典臣君） 今、部長も話されたように、施設ごとの偏りもあるようでございますが、まだ待機児童が発生しておるということでもあります。私が聞き取ったことによると、私の子どもは13番目ですとかなんとか言われた人もおられました。そういうことで、やっぱりまだ入れない人がおるんだなということで、この充実を図っていただきたいという思いもありますし、また、これはちょっと言っているかなんかはわからないけど、PTAの役員をしないと入られるとか、だから、そういうことはちょっとお聞きしましたので、そういうことがあってはいけないなど。

小さい子どもさんのほうから、1年生、2年生のほうから入れていただいて、やっぱりその年代も考えていただきたいという思いもありますしですね。その中で、今、何名ぐらいの待機児童がおられるのか、お聞きしたいと思います。

また、現在、支援員確保の現状は、施設ごとで今ほうまく回っておられるのかなという思いはしますけど、現状として、支援員さんの確保はどのようになっていますか、お聞きします。

そして、この基準緩和で判定した支援員確保につながり、待機児童解消につながり、この法律がそのように法律改正でなっていくのか。また、一部で懸念されております学童の安全、質の低下を招かないか、市としてどういうお考えなのか、お聞きしたいと思います。これはまだ法律も整備していませんが、早目の対応が必要と考えますので、質問させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） まず、待機児童が何名いるかというお尋ねでございますが、先ほど私のほうで、当初、十数名お断りしたケースがあったというふうに申し上げましたけども、その後については、追跡調査はちょっとしてありませんが、現在のところ、待機児童があるというふうなクラブからの回答はあってないというところでございます。

まず、2点目の支援員の確保でございますが、やっぱり議員さんがおっしゃるとおり、大変クラブとしても苦慮をしているというのが実態でございます。年齢的にも、やっぱり勤務時間が夕方のお仕事になるものですから、それに都合がつく方を見つけなきゃなりませんので、なかなか支援員さんを見つけるというのが難しいというふうに聞いているところでございますが、現在のところにつきましては、どうか充足しておるといふふうには考えているところでございます。

それから、法律関係等につきましては、今後、先ほど申し上げましたが、まだ国の指針等が示されておられませんので、もう少し様子を見まして、来年度以降の準備に控えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城典臣君） 私の孫も学童でお世話になっておりますので、とても関心がありましたので質問させていただきました。よろしくお願いします。

それでは、3番目の林業振興についてということでお聞きしたいと思います。

今回、旧市営牧場跡地が、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センタ

一と分収造林契約を締結したと報告を受けました。私的にはやっところまで来た、たどり着いたという感じがいたします。

議員となりました8年前に、この市営牧場跡地の解決に向けて取り組んでまいりました。すると、さまざまな問題が出てきました。それを解決するまでには、一時期はもうこれは無理かなというような思いもあって、相当悩んだことを思い出します。しかし、前市長や歴代の担当部署の職員さん、また、現市長、現職員さんにお世話になって、今回、全て解決したんじゃないかなという思いがしております。

そこで、今回、ここの締結に至った経過と内容、また、今後のスケジュールについてお示しいただきたいと思います。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、おはようございます。

ただいま2点のご質問がありましたが、1点目のこれまでの経緯につきまして、まずご答弁させていただきます。

平成28年第4回市議会定例会におきまして、城議員から貴重な本事業のご提案と情報提供をいただきました。それを受けまして、契約相手先の森林整備センターとの協議を重ねながら、現地調査や地権者との境界立ち合い等を行い、昨年10月末に分収造林契約申込書を森林整備センター熊本事務所へ提出しております。

その後、本年4月になり、森林整備センターより連絡がありまして、造林地権者である菊池市と造林者の菊池森林組合との連名で分収造林契約書を森林整備センター熊本事務所へ提出したところでございます。

提出後につきましては、森林整備センター熊本事務所での審査、林野庁九州整備局での審査を経て、本年9月14日付で、3者による分収造林契約を締結したところでございます。

次に、契約の主な内容ですが、契約期間が80年間、面積が約51ヘクタール、施業基準については、植栽予定樹種がスギ・ヒノキで、植栽の予定期間が本年度から平成33年度までの4年間となっております。

樹木の保育につきましては、下刈りが植栽年次から7年次内、必要に応じて、つる切り、除伐、間伐が行われる内容となっております。

間伐の時期につきましては、菊池市、菊池森林組合の意見を踏まえまして、森林整備センターが決定することになっております。また、植栽後45年次以降において、必要に応じ、主伐の時期や実施方法についても同様に決定することとなっております。

そのほか、収益分収の割合ですが、菊池市が50%、菊池森林組合が10%、森

林整備センターが40%となっております。

次に、2点目の今後の予定についてですが、既に造林の計画が菊池森林組合から森林整備センターに提出され、承認が得られております。本年度は事業区域13ヘクタールを計画し、そのうち7.9ヘクタールでスギの植栽、残りの5.1ヘクタールについては広葉樹区域として計画しており、作業道、幅員3メートル、延長370メートルの開設後、地ごしらえの実施、シカよけネットの設置を経て、スギの植栽となる見込みでございます。

次年度以降につきましては、今後、3者で協議した上で決定し、順次整備する計画としております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今、説明受けましたけども、これで森林になり、森になり、山になり、何も問題が起きなくなると思います。また、地元も、菊池市にしてもよかったです。手出しがありませんので、これをお金に換算すれば何千万円かかるかわかりませんが、ここに要らなくて、山になりますので、よかったですという思いがします。

そこで、今後は、この森林を利用することも大切じゃないかなという思いがいたします。

そこで、私が考えますに、この山は傾斜もそんなに急じゃありません。なだらかで、子どもたちが山に触れ合う森林事業等に活用できないかなという思いがします。親御さんにすれば、蜂や蛇とか危険もありますけども、その出ない時期を考慮しながら、森林と触れ合う、森林浴をするなど、そういう山を活用したことができないかなという思いがしますので、市のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問は、造林地の活用ということであったかと思っております。森林と触れ合う活動ができないかということの提案かと思っておりますが、大変意義があることとは理解しております。ただ、造林地は市内中心部からも遠くあり、また、アクセス道路も狭いということで、マイクロバスや乗用車などの車両の通行に支障があるという点が一つと、学校関係で活動を検討したときに、平成29年に学習指導要領が改訂されまして、小学校の授業時数が増加する中、教育課程の中に新たに現地に赴く授業を組み込むことは時間的に厳しいということがございますので、現時点では厳しいものというふうに思っておりますが、今後の検討課題

ということで捉えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 来年の1月、農業を考える会でちょっと東京のほうに行きます。また、千葉をちょっと見るようにしておりますけども、森林を利用してやっておられますので、そこを視察して、また、どのような状況でどういうことをやっておられるかも、また報告したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に行きます。菊池溪谷についてということで、地震後、本年3月、2年ぶりに溪谷の山開きがありました。待ちに待った皆さんが詰めかけたのではないのでしょうか。

また、ことしの夏は、例年になく猛暑が続きまして、涼しくていやされる菊池溪谷がグッドタイミングでよく山開きできて、いろんなところに潤いも、また最高潮ではなかったのではないかなという思いがします。

そこで、お聞きしますが、溪谷が閉鎖されていた前とことしでは、観光客の推移はどうでしたでしょうか。

11月いっぱい、紅葉シーズンまで山開きしておりました。紅葉の時期も駐車場に車が入れず、渋滞が起きていたとお聞きしております。そこで、閉鎖された平成27年と比べ、観光客の数は減りましたでしょうか、ふえましたでしょうか、お聞きしたいと思います。また、今後の問題点、課題等があれば、あわせてお示ください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの城議員の2点の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目の菊池溪谷の本年度の入谷状況でございますが、菊池溪谷は、本年3月24日に約2年ぶりに入谷を再開しております。本年11月末現在での入谷者数でございますが、20万2,533人となっております。

また、地震前の平成27年は、4月からの開谷となっているため、4月から11月までの入谷者数は20万4,074人で、平成27年当時と一概に比較はできませんが、本年の入谷者数は、平成27年の99.2%となっている状況でございます。

次に、現在の問題点はということでございますが、菊池溪谷は本年3月に無事に再開しましたが、まだまだ整備する箇所が幾つかございます。まず、熊本県管轄で

あります左岸側の九州自然歩道につきましては、広河原までの区間において、転落防止柵や舗装等の整備が完了していない状況があります。また、阿蘇市管内になりますが、広河原から先の九州自然歩道も落石等の被害がありますが、現在のところ、整備のめどが立っていないとのことであります。

次に、右岸側の遊歩道につきましても、歩きやすいように木製チップを敷設するなどの整備が必要であり、あわせて中央駐車場から溪谷までの遊歩道の整備も行う必要がございます。

また、駐車場につきましても、舗装の傷みが激しく、新たに舗装することとしております。そのほか、お客様から満車等の状況がわからないとのクレームも多く、駐車場の状況が一目でわかるようなサインや電光掲示板等も必要ではないかと考えております。

今後、菊池溪谷の創造的復興は、九州森林管理局、熊本森林管理署、環境省熊本事務所、県自然保護課、県北広域本部などの関係機関と連携を密にしながら整備を進める必要があると思っております。情報交換を密にしながら、また、整備の要望を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） お客様の数もあんまり変わらなかったということで、まずまずよかったなという思いがします。また、今回、これから整備されていけば、また多くなっていくものと思われま。

そこで、今回、建設が予定されております溪谷館についてお聞きしたいと思ます。

新築して建て直すと決定しておりますが、今後の建築のスケジュール等をお示し願いたいと思ます。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまご質問の溪谷館の状況についてお答えさせていただきます。

現在、建てかえを進めておりますきくち溪谷館は、閉谷する今月から解体工事に着手しており、来年2月28日の完了を予定しております。

建築工事につきましては、今月下旬の入札を予定しております。工事の時期といたしましては、解体工事完了後の来年3月から着手しまして、9カ月後の11月末を完成予定としているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） これはデザイン的には、例えば後ろのほうの川の流れているほうにちょっとデッキをつけて、ここに出て外を眺められるというようなふうになっているのでしょうか。よかったらそういうふうには、西米良にこの前行きましたら、そういうデッキの広さがどれぐらいありましたかね、10メートルぐらいありましたでしょうか。そこにこういうのをつくればいいなという思いがしましたので、デザインがどのようになっているのか、ちょっとお知らせ願えればと思いますけども。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 溪谷館のデザインにつきましては、今、手元に資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） いずれにしても、皆さんが喜ぶような溪谷館にさせていただきたいと思っております。

それでは、5番目の市が所有する美術品についてということでお伺いしたいと思います。

本市が所有しております美術品を役所内に展示して、皆さんに披露する考えはないかということでお聞きしたいと思います。

何年前に「鑑定団」に市長がみずから絵画を持って出演されました。そのときの絵画なども市民の皆さんに披露した方がいいと思います。お宝もなおし込んでしまっただけは宝の持ち腐れではないかと思っております。過去に、新庁舎ができれば絵画を展示してはどうかという質問をさせていただきました。しかし、新庁舎もできませんでしたけども、なかなか実現しておりません。お聞きしたいと思います。

また、絵画だけでなく、さまざまな骨とう品等も所蔵されていると思っておりますが、どれだけの種類の美術品と、どれだけの数のお宝を所有されているのか、お示しさせていただきたいと思っております。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、城議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

一般的な美術品の定義といたしましては、絵画や彫刻品、工芸品ということにな

っておりますが、本市が所有しております美術品といたしましては、市民広場の菊池武光公騎馬像やわいふ一番館前に設置をいたしております高木元右衛門像などがございます。

また、絵画につきましては、寄贈いただきました大塚耕二の「阿蘇」という作品を初め約190点を所有し、これまで夢美術館などにおきまして、菊池市ゆかりの絵画など市所蔵絵画の作品展を定期的な実施をしているところでもございます。

これらの所蔵絵画につきましては、これまで分散して保管をいたしておりましたが、昨年11月にオープンいたしました生涯学習センターの中に絵画保管室を設け、適正に管理ができるようになったことから、現在、劣化の激しい作品の修復を進めながら、整理作業を進めているところでございます。

議員ご提案の、市役所庁舎内での展示をしたらどうかということにつきましては、絵画につきまして、適正な温度や湿度の管理が本来であれば必要であり、基本的には美術館等の施設での展示が望ましいものでございますが、市役所や生涯学習センターでの展示も含めて、より多くの市民の皆様目に触れられるよう公開に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 1点をずっと展示するんじゃないなくても、1点をそこ、一、二カ月展示して、また変えてということできないかなという思いがします。いずれにしても、展示して市民の皆さんに見ていただいて、その反応を見ていただくというのもいいんじゃないかなという思いがします。こういう私の考えについて、市長はどのように考えますか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。今、城議員のほうから、市役所庁内等を利用して、所有する美術品の展示をしてはどうかというご質問でございます。

今、おかげさまで、新しくなりました庁舎に若干のスペースがございます。今、修復している絵画が大分整ってまいりましたので、折を見て、こうしたものを市民の皆様幅広く見ていただくということも非常に有効であるというふうに考えております。

また、もし環境的に許せば、支所等においても、そうしたものを順繰りに見ていただくということもよろしいのではないかというふうに思いますけども、先ほど部

長が申しましたように、絵画の管理という責任もございますので、そこら辺をよく考えながら、具体化を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 先ほど、城議員のご質問にお答えできていなかった部分を答弁させていただきます。

溪谷館の延べ面積は481.2平米でございます。内容としましては、デッキテラスをつくりまして、溪谷の流れが見えるようなつくりとなっております。また、天候にとらわれず、屋内からも溪谷の状況が見える配置ということで、配置されております。外の景色を楽しみながら過ごしていただくというつくりをしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） それでは、絵画の展示とかは、しっかりと私は皆さんにお見せしたほうがいいと思いますので、前向きに、市長のお考えもお聞きしましたので、展示のほうをよろしく願います。

では、終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、城典臣君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時34分

開議 午前10時43分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） おはようございます。今回の質問は、質問項目が多く、時間内で終われるかどうかをちょっと心配しております。回答につきましては、質問に沿った回答を簡潔に、わかりやすくお願いしておきたいと思っております。

今回、通告しておりますのは、私の地元であります七城地区の問題について、質問を通告しております。まず、七城地区社会資本整備事業及び運動公園の整備について、次に、七城地域の地下水汚染問題について、お尋ねをいたします。

それでは、まず、七城地区社会資本整備事業についてですが、事業期間も平成31年度までとなっております。大部分の事業については、計画どおり整備が進んでおります。しかし、社会資本整備事業について、当初計画からの変更はあっていないのかをお尋ねいたします。

当初計画を策定するに当たり、運動公園隣地の豚舎の買収、運動公園としての整備等の説明を受けていましたが、計画自体が頓挫しているようです。社会資本整備事業について、当初計画は詳細な説明がなされておりましたが、変更後について、区長会等への説明がなされているのか。総合支所から支所に変更になり、説明責任の所在がわかりにくくなってきているように感じております。以前は私たち地元議員にも支所長からの説明の場を設けられて、説明があっておりましたが、どうなっているのかもあわせてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

申しわけありません。質問の通告ですけれども、サッカー場についてという形についても質問しておりますので、申しわけありませんけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 皆様、改めまして、おはようございます。

松岡議員のご質問の七城地区の社会資本整備計画でございますけれども、これは議員ご指摘のとおり、平成26年12月に作成し、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画で事業を実施しておるところでございます。事業実施に伴う協議等に時間を要したこともありまして、内容の見直しを行いましたので、平成30年7月に第1回目の計画変更を行ったところでございます。

事業費の総額で申しますと、当初計画の6億2,050万のままで、事業費の変更は行っていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、議員お尋ねのサッカー場の計画についてということでご答弁をさせていただきたいと思ひます。

今回、計画をいたしておりますミニサッカー場につきましては、七城地区社会資本整備事業の計画段階におきまして、各種大会や合宿等の誘致並びに市民ニーズに対応したスポーツ施設の利便性向上を目的に、七城総合グラウンドのテニスコートの人工芝化と、七城運動公園内のミニサッカー場の整備計画というものを立ち上げたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 次に、運動公園の整備についてなんですけれども、来年度につきましては、ミニサッカー場、人工芝の整備となっているようですけれども、この事業決定の要因について、なぜミニサッカー場なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） なぜミニサッカー場かの要因ということでございます。ご承知のとおり、今回、計画をいたしておりますミニサッカー場の隣には天然芝を配しました運動公園のサッカー場がございます。それにあわせてミニサッカー場の整備を行うというものでございますが、この内容につきましては、サッカー協会からの要望も上がっておりまして、計画に位置づけて実施をするものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） ただいまの答弁の中にもありましたように、隣接する場所にサッカー場があります。現サッカー場につきまして、市民からの意見として、芝の養生で利用できないとの声をよく耳にします。サッカー場の現状について調べましたところ、基本的に、水曜、土曜、日曜日が利用可能日だそうです。残りは芝の養生期間ということでございます。ただし、土曜、日曜日につきましては、年間を通じて社会体育課で押さえられており、水曜日だけが利用可能日となっております。また、5月、6月と10月、11月の4カ月間は、芝生の切りかえ、芝生養生期間のため利用できません。そのため、年間8カ月しか利用できない施設となっております。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、土曜、日曜につきましては、社会体育課で押さえられておりますので、週1日だけが一般開放となっております、使えない施設となっております。この市民が使えない施設に、芝生の管理費として年間どの程度がかかっているのかを、過去5年間についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） サッカー場の芝の管理費の年間の維持管理費用ということでございます。

七城運動公園の天然芝の維持管理につきましては、過去5年間の実績ということで申し上げさせていただきたいと思っております。平成26年度は567万円、平成27年度は496万8,000円、平成28年度は538万9,000円、平成29年度は543万2,000円、平成30年度は559万9,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 松岡譲君。

[登壇]

○10番（松岡 譲君） ありがとうございます。

相当数の芝の管理委託を払っておられるということでございますが、そこで、近隣の天津町で2面あるサッカー場を1面は人工芝に変更されたと聞きますが、なぜ変更されたのか、わかれば教えてください。

また、人工芝への改修で、合宿等の誘致により交流人口の増加が見込めますし、市民のニーズに対応したスポーツ施設としての利便性も向上すると考えますが、人工芝と天然芝のメリットとデメリットについて、あわせて伺いいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、ご質問の2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、天津町のサッカー場が一部、天然芝から人工芝に変更された理由ということでございますが、天津町にお聞きをいたしましたところ、天然芝から人工芝へ改修をされました理由といたしましては、これまでの天然芝が老朽化により芝の回復が大変遅くなっていたということでございました。

このようなことから、改修することを検討しましたところ、天然芝で必要とされる養生期間が人工芝は必要なく、稼働日数がふえ、使用料収入の増額が見込めること。また、維持管理に係る経費も安価となるため、天然芝から人工芝へ変更されたということでございました。

次に、天然芝と人工芝のメリット・デメリットということでございますが、まず天然芝のメリットといたしましては、全国大会の試合も誘致しやすく、昨年8月には全国中学校体育大会のサッカー競技が開催されたところでございます。

また、デメリットといたしましては、夏芝と冬芝の切りかえ期間が各2カ月間、これは先ほど議員が申されたとおりでございますが、2カ月間の養生期間が必要ということで、平日も4日間は養生日として使用ができないということから、稼働日数に制限があること。また、芝生の維持管理費用として、先ほど申しましたように、

多額の経費がかかることが挙げられております。

次に、人工芝のメリットといたしましては、養生期間が不要なく、稼働日数がふえることにより、利用者の利便性向上はもとより、使用料収入の増額も見込めて、あわせて維持管理に係る経費も安価ということになります。

デメリットといたしましては、全国大会の誘致が難しくなり、夏場にはコート of 気温上昇が天然芝より大きいため、夏場の利用につきましては注意が必要ということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） ありがとうございます。

このことにつきましては、菊池市サッカー協会からも、利用できない天然芝を人工芝に改修して、練習等で利用できる施設に改修してほしいとの要望書を市に出したいとの話あたりも聞き及んでおります。

利用できる施設として、人工芝に改修されるお考えはないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 七城運動公園の天然芝サッカーのコートを人工芝にするための市の見解ということでございます。

改修に際しましては、工事費も非常に多額となりますので、先ほど申し上げましたようなメリット・デメリットを整理いたしまして、利用者の利便性の向上を考慮しながら、将来を見据えたところで前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） ありがとうございます。

できるだけ利用ができるような形で考えていただければと考えます。

続きまして、次の質問に移ります。

七城地域の地下水汚染問題につきましては、過去に3回、質問をいたしております。しかし、平成26年度から質問を繰り返しておりますが、いまだに具体的な対応策も、納得がいく回答もされていない状態だけが続いている状況でございます。

そんな中に、本年10月4日の熊日新聞において「硝酸性窒素基準値超え続く菊池市七城町」との記事が掲載されております。熊大との共同研究の中間報告をまと

めたとして、記事中に「大半の畜産農家は濃度上昇の一つと考えられる家畜排せつ物を適正に管理しており」との記事が目につきました。そこで、熊日菊池支局に確認しましたところ、環境課への取材に基づいて書いているとのことでした。また、七城地域の読者からも、同記事について疑義があるとの電話もあったと聞いております。

そこで、お尋ねしますが、私も今年度中に七城地区の畑において、家畜排せつ物の野積みや、ふん尿を散布したまま放置されている耕作地を確認しております。話を伺いますと、現地を確認もせず、砦地区と清泉地区の酪農家への聞き取り調査により適正と判断したとのことでした。

当該地域の耕作地には、ほかの地域からの耕作者はいないのか。畜舎浄化槽の排水口からの排水を水質検査としてされているのか。現地巡視を月何回のペースで実施されてからの判断なのか。それすらしていない状況で、新聞社の取材に対して、適正に処理とされたのは短絡過ぎる判断と考えますが、適当であったという理由についてお聞かせください。

○議長（柘原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 改めまして、おはようございます。ただいまの松岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の聞き取りにおきましては、養豚農家につきましては、防疫上の観点から七城支所へお越しいただいてお話を伺っております。酪農家と繁殖・肥育農家につきましては、それぞれの畜舎に赴き、堆肥舎等も確認しながらお話を伺ったところでございます。

しかしながら、堆肥の散布先である圃場の確認等は行っておりません。また、今おっしゃられた野積み等の定期的な現地巡視等も行っておりません。しかし、情報が入った場合については、農政部局と合同で現地確認のほうを行い、事業者に対して指導を行ってきたところでございます。

他地域からの耕作者はいないかということですが、他地域からの耕作者もおられますけれども、聞き取りのほうは今回の調査では行っておりません。

畜舎の浄化槽の排水口の排水検査につきましても、養豚関係ですので、防疫の観点上、七城支所での聞き取りをした観点で、実施をしておらないところでございます。

今回の判断につきましては、おっしゃるとおり、畜産農家の聞き取りを共同研究を行っております熊本大学の川越教授と環境課職員が一緒に行っております。川越教授におきましては「聞き取りにおいて、平成17年度までに堆肥舎や浄化槽を設

置してあることが確認されたことから、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律上は適正に管理されている」との見解を示されましたので、それを根拠として判断したものでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 回答に対しての再質問というような形でやっていきたいところがありますけれども、もうますます時間が足りなくなりますので、ある程度は流していきたいとは思いますが、新聞社からの取材に対して、現地確認もなく、浄化槽の排水についての水質検査もせず、他地域からの耕作者の有無の調査もせず、適正に処理されていると回答されたのは、はっきり言って納得いくものではございません。新聞記事として広く知らしめられたことになりましたが、市の見解も同様に適正に処理なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 新聞取材に対しましては、私どもの説明が不足しておったということで、きちんと説明ができていなかったというふうに思っております。申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） それでは「濃度上昇の一つと考えられる家畜排せつ物」と記事中にありますが、原因究明ができたということでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの質問にお答えいたします。

熊大との共同研究の中で「窒素安定同位体比の分析による窒素負荷源の推定」を実施しており、上昇の原因の一つとして家畜排せつ物の可能性があると推測されておりますが、まだ科学的に裏づけされるほどのものではないとの見解をいただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 科学的という形ですけれども、窒素安定同位体比の分析を見

れば、それが科学的なお答えとして、ある程度、特定できるというふう聞いておりますけれども、記事にこれを言われたということは、原因究明はある程度進んでいると考えますけれども、窒素肥料の過剰施肥につきましても、窒素安定同位体比の分析では出ていないのかをお尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 調査の中では、同位体比の比率が畜産排せつ物の原因という形の調査の結果は出ております。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） もともとこのことにつきましては、原因については、そういうふうなことが当初から挙げられていたわけです。それが科学的に窒素安定同位体比の分析で出ているということになってくるんだろうとは思いますが。

また、研究結果を受けて、削減計画を検討するとしておられますけれども、研究結果から具体的な対応が示されるのか、研究の委託内容にそもそも対応策について含まれているのかをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの質問にお答えいたします。

共同研究につきましては、水質の調査が主なもので、対応策については含まれておりません。研究のデータを踏まえまして、硝酸態窒素削減計画の案を市のほうで作成いたしまして、地下水対策協議会にお諮りした上で、計画を策定することとしております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 対策については、お尋ねしますと、研究結果を受けてというふうな形のお答えがよく聞かれます。対策について、そのことについては研究委託契約の中に含まれてもいないのに、そういうふうな形で言われるということについては、いささかおかしいなどは考えてはありました。

研究結果で原因の推定が、先ほど言われましたように、家畜排せつ物、窒素肥料の過剰施肥というようなことについての推定がされたということであるならば、早急に対策協議会等で対策案を作成していくべきではないかと思っておりますけれども、このことについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの質問にお答えします。

おっしゃるとおり、これからの協議会においては、対応策も含めたところで協議会の中で検討を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡譲君。

[登壇]

○10番（松岡 譲君） 言われることはわかります。ただ、先ほども言いましたが、窒素安定同位体比の値等から原因が特定されたのならば、あと2年間、研究の期間が残っていますけれども、この2年間で何をされるのかということでございます。市は年間で約300万円の委託料を支払っております。必要な研究ならよいのですが、地下水のモニタリングだけでは意味がないというふうに私は考えます。理解に苦しむところではございます。

続きまして、七城地域の井戸水の水質検査についてお尋ねしますが、平成26年4月より亜硝酸態窒素が水質基準に追加されております。それまでの硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素の合計値として、10ミリグラム・パー・リットルの基準値設定から、単独の亜硝酸態窒素として基準が追加され、0.04ミリグラム・パー・リットルと非常に低い基準値で設定がなされております。この追加された亜硝酸態窒素とは何か。その基準値が非常に低く設定されたのはなぜか。また、平成28年3月実施の全戸水質検査項目で、これが検査対象となっていないのはなぜか。以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

亜硝酸態窒素は、胃の内容物と反応してN-ニトロソ化合物を生成し、これが動物に対して発がん性を有することから、十分な疫学証拠はまだ得られておりませんが、ヒトに対しても発がん性を有する可能性があると言われております。

そこで、平成26年度より、水質基準改正に伴い、亜硝酸態窒素に係る基準、0.04ミリグラム・パー・リットルが追加されているものでございます。

それと、平成27年度の全戸調査のときになぜしなかったということですが、平成27年度における緊急点検におきまして、七城北地区及び南地区の複数の井戸の、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度が基準を超過していることが確認できたため、一番リスクの高い、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計値の濃度について全戸調査

を対象としたものでございます。

なお、平成28年8月から熊本大学との共同研究における七城地区全38行政区の代表井戸では、その水質検査では亜硝酸態窒素も定時検査をしており、これまでのところ、全て基準を下回っておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 平成28年8月からの熊大との共同研究においては検査しているということでありまして、水質検査の井戸水の11項目の中に入っておりますので、当然それはして当たり前だと思います。はっきり言わせて、ちょっと認識不足で、それがまたその後の対応にあらわれていると言わざるを得ませんけれども、亜硝酸態窒素が追加されたことをわかっていたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 追加されたことは存じ上げておりましたが、データの、先ほど申しました硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計値のほうが超えているところで、そちらのほうに注目したところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） わかっていてということではございますけれども、わかっていて、なぜ低いほうの基準のほうを基準としないのか、少々お答えに対して理解に苦しむところがあります。通常だったら低いほうをもってから基準と考えるべきところじゃないのでしょうか。そういうところについても、私としてはもう怠慢でしかないと言えないと考えます。

また、ネット等で調べますと、亜硝酸態窒素の発がん性と糖尿病の関係として、1985年の英国疫学調査結果では、飲料水中の硝酸性窒素が高い地域では、胃がんの発生率が高いとの報告事例や、アメリカコロラド保健科学センターの調査では、亜硝酸塩濃度とインスリン依存型糖尿病に関連性があることが判明しているなどということを見ることができます。

亜硝酸態窒素につきましては、全戸調査では水質検査をしてないとのことですが、今後も調査をする必要がないと考えられるのか。もしそうならば、そのことについて、その理由についてお答えください。あくまで私としては、10ミリグ

ラム・パー・リットルよりも0.04ミリグラム・パー・リットルのほうが低い基準値ですので、それを優先すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの質問にお答えいたします。

亜硝酸態窒素の検査につきましては、平成27年の6月から流川の七城老人福祉センターで水質検査を実施されているデータをいただいておりますが、そちらでは亜硝酸態窒素の数値は基準を下回っておるのは確認をしております。

今後、亜硝酸態窒素の調査につきましては、共同研究において濃度が上昇するなどの傾向が見られれば、全戸検査も含め実施の方向で検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 亜硝酸態窒素の濃度が上昇すればということでございますけれども、硝酸性窒素の濃度が上昇すれば、亜硝酸態窒素もそういう時期で検出されるものなのか、お伺いしたいところでございますけれども、十分に検討されて、このことについては対応していただきたいと思いますと考えます。

それでは、今後は地下水対策協議会において削減対策をまとめると言われておりますけれども、地下水対策協議会についてお尋ねいたします。

協議会の委員について、住民代表、農業関係者、熊本県職員となっておりますが、これは菊池市区長会会長とか関係機関の課長等を委員として選定している、いわゆるあて職なのかをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの菊池市地下水対策協議会の委員につきましては、議員おっしゃるとおり、各組織の代表が選任されておりますので、あて職となっておりますところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） ありがとうございます。

委員が市の区長協議会会長、JA及び熊本県北広域本部の関係課長のあて職ということでございますならば、異動に伴う委嘱が適正にされてきたのかをお伺いいた

したいと思います。

平成28年4月発足の菊池市地下水対策協議会ですので、少なくとも平成29年4月、平成30年4月には協議会委員の異動による委嘱の必要があったと考えますが、会議開催があっておりません。

また、協議会条例の附則では、この条例施行後、最初に委嘱した委員の任期は平成30年3月31日までとすると定めており、委員の空白期間を避けるため、遅くても本年4月中には委嘱状を交付して、委員不在という空白期間をなくす必要がありますが、ここでも会議開催が行われておりません。余りの怠慢に、はっきり言って、やる気があるのかと思いますけれども、このことについてお伺いいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの地下水対策協議会につきましては、議員おっしゃるとおり、平成29年3月に発足しておりますが、平成29年度中の開催ができておりません。データ量が十分でなかったとしても、中間報告の形で開催すべきであったというふうに大いに反省をしておるところでございます。

また、会議のとき、冒頭4月等での入れかえというのも実施しておりませんので、今後は適正な開催に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） そういう状況です。対策についてお尋ねすると、菊池市地下水対策協議会において対策を取りまとめるとの回答で逃げられます。委嘱状の交付すらまともに実施されていない、会議開催もない、協議会自体を機能させていない状況で可能なのか、甚だ疑問に感じるところです。

今まで、そういうふうな形で会議開催すらなかった協議会に、9月27日に熊大との共同研究結果の中間報告がなされております。対象地区の住民への報告がいまだになされていないのはなぜかをお伺いいたします。既に2カ月が経過しておりますが、汚染地域の住民をおろそかに考えておられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 住民の皆様への報告会につきましては、おこなわれていることとおおび申し上げたいと思います。12月の区長会で熊大との共同研究の中間発表を予定しているところがございます。また、その後、関係住民の皆様に対して、

中間報告と七城地区における飲用水対策について、水道局と合同で説明会を実施させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 早急なる対応をお願いしておきます。

次に、浄水器設置補助についてお伺いいたします。

浄水器の補助金交付要綱第3条において、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度は8ミリグラム・パー・リットルのままになっておりますけれども、先ほどから言っておりますように、平成26年4月から、水質基準に含まれた亜硝酸態窒素について、亜硝酸態窒素が単独で追加されて、その水質基準が0.04ミリグラム・パー・リットルですが、要綱改正の必要があったと思いますが、いまだに改正されていないのはなぜか、改正に至らない理由についてお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの浄水器設置補助に関するご質問にお答えしたいと思います。

菊池市浄水器設置補助金交付要綱第3条第1項に、水質基準に関する省令の基準を超過した飲用水に対する浄水器設置補助と規定しております。

したがいまして、平成26年4月から省令に亜硝酸態窒素の項目が追加されたことにより、亜硝酸態窒素の基準超過の飲用水も浄水器設置補助の対象となっております。

しかしながら、現在の要綱におきましては、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素について、省令の基準にかかわらず、8ミリグラム・パー・リットル以上を対象としておりますので、亜硝酸態窒素についても同様の措置をとるための要綱改正のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 平成26年4月に追加された案件でございます。要綱改正が遅過ぎはしませんか。

次に、水道局関係についてお伺いしてまいります。

平成18年度から平成22年度及び平成25年度から平成26年度に実施された未普及地域施設整備事業について、事業着手の経緯についてご説明をいただきたい

と思います。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） 改めまして、おはようございます。

事業実施の経緯につきましては、水迫地区からの要望書につきましては、柏区に産業廃棄物埋立地が位置しておりまして、立門地区を初め周辺各地の飲料水である簡易水道の水源池が汚染されるおそれがあり、飲料水として使用できなくなるおそれがあるためとして、簡易水道の新設・整備などを要望してあるものでございます。当時、水迫地区の区長に環境課から聞き取りを行い、要望を認め、実施をしたものでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 住民からの要望により、不安を解消するために実施したというところでございます。

内容につきまして、事業費と財源の内訳についてお尋ねしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

事業費につきましては、総額2億4,324万1,000円で、平成18年度から平成22年度まで簡易水道再編推進事業により行い、財源といたしましては、旭志地区事業などが含まれておりますので、同地区だけの正確な国庫補助金を出すことはできませんけれども、事業費の4分の1を国庫補助金、残りを起債及び単独費を充てて実施をいたしました。平成25年度は環境整備基金3,396万5,000円を充て実施をしております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） ありがとうございます。

ご説明いただきました地域におきましては、住民の要望に沿って、市町村合併後、すぐに水道事業に着手されております。要望を受けて、住民の不安を払拭するためにすぐに実施されるということは非常に驚きであり、すばらしい対応だと思います。

それでは、七城地域の地下水汚染問題に対する対応につきまして、平成27年度には七城地区区長会より硝酸性窒素に対して「地下水が汚染された地域の上水道の

整備への取り組みを早急に実施していただきますようお願いいたします」との要望書が提出されております。これに対して市から文書回答により「上水道の整備に関して、整備にかかる費用や整備後の維持管理費用、住民負担などを試算した後、改めて説明の場を設けさせていただき、住民の皆さんの判断材料となるよう情報を提供させていただきます」となっております。

そこで、お尋ねしますが、事業実施の試算はできたのか、説明会が開催されていないのはなぜかをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） まず、事業実施の試算につきましては、水道事業としまして、七城区域全体と七城地区を3分割した場合の上水道整備についての事業実施の試算を行っておりますが、汚染された区域に対しての事業試算はできておらず、説明会も実施できておりません。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 今、回答のとおりです。文書で回答しながら、試算もできていないと。説明会も開催していないということでございます。

また、平成28年度予算決算常任委員長報告の中で、「七城地区における硝酸性窒素の問題について、浄水器の補助だけでは不十分と考える。原因究明とともに、簡易水道などの対策を早急に考えていくべきである」との提言がなされております。このことは議会からの提言ですが、その後、1年半が経過しておりますが、提言に対してどのような検討がなされたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） 予算決算常任委員長報告の提言に対する検討につきましては、関係課と、汚染地区の範囲や区域についての情報共有には努めておりましたが、具体的な給水区域の対象範囲などの想定とか、水道施設方式などの検討はできていない状況でございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） ご回答されるのも、非常に厳しいご回答だったと、回答を考えられるのも難しかったと思いますけれども、そういう状況でございます。何もさ

れてないというのが現状でございます。

旧菊池地域の平成18年から平成26年度までの未普及地域施設整備事業での取り組みと、七城地域の地下水汚染地域への取り組みについて、非常に差異が激しく、整合性がとれていないと考えますが、この対応の違いについて、理由をご説明ください。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） 水迫地区との事業の整合性につきましては、飲用とできる水を確保できる環境に違いがあることから、同じ対応とはなっておりませんが、早くも、早急に技術的な想定を検証して、地域の水道事情に応じた手法や、負担等につきまして、区の皆様の判断材料が可能となるように進めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 松岡讓君。

[登壇]

○10番（松岡 讓君） 旧菊池地域につきましては、住民の要望とともにその不安を解消するために、すぐに事業着手をなされております。七城地域につきましては、今お話し伺いましたように、情報提供とか、そういうふうな形で、ちょっと今回もその整合性がとれてないことについての理由にはならないと私は思いますけれども、本件、今回、ちょっと質問項目が多くて、回答に対する再質問をしたいところはありましたけれども、今回はしておりません。

いずれにつきましても、平成26年9月議会からの一般質問からもう4年が経過して、いまだに対策の案さえも示されていない状況でございます。菊池市地下水対策協議会条例が制定後に2年半が経過しておりますが、協議会が機能していないような状態でございます。

平成26年4月に追加された水質基準につきましては、調査もしていない。確かに原因究明は必要ですが、今後の地下水汚染の対策のためにも、原因究明が必要なのは十分私も認識しておりますが、汚染地域の住民が必要としているのは安心・安全な水の確保でございます。浄水器の補助額の増額で解決した問題ではなく、地下水問題の事の重大さを認識されて、真摯に、そして早急に取り組まれることを切にお願いしておきます。

これで質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、松岡讓君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から始めます。

○
休憩 午前 11時34分

開議 午後 零時57分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 皆さん、こんにちは。お昼から、皆さん、おなかいっぱい、議場も暖かくて少し眠くなるかもしれませんが、皆さんの目が覚めるような質問をしたいと思います。

政治目標、政治をもっと近くに、判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうかという基本理念をもって、2期目の菊池市議会議員として、住民福祉の向上を念頭に置き、ちゃんと決める、ちゃんとチェックする、そして、ちゃんと提案できる、そういう議員になるべく、日々勉強していこうと思います。

そして、この一般質問とは、質問を通して、現在のさまざまな課題を見きわめ、私なりにその課題を克服するための案を財源も含め提案して、そして、結果、市と市民にとってどれだけ有益な答弁を引き出せるのかということ念頭に置きながら、ここにいらっしゃる方々と菊池市をいいまちにしたいという基本的な、そして、とても大切な思いを共有しながら前進していきたい。そして、この菊池市の最高決定機関である、この菊池市議会の定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱をして始めるべきだと考えている、議席番号5番の平直樹です。

では、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、健康推進・医療費抑制と口腔ケアについてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、健康推進と医療費抑制のためには、口腔検診を市の複合健診に含めることを初め、口腔ケアの推進は、市のみならず、我が国において、必ず今後、必要になってくると考えているからです。

では、お尋ねいたします。

この5年間の医療費の推移と、そして、その医療費を抑えるためにさまざまな健康推進の取り組みをされていると思いますが、その健康推進の取り組みをお示しくください。そして、現状の課題をお示しくください。よろしくお願ひします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、平議員の、まず、ここ5年間の国保医療費の推移についてご説明申し上げたいと思います。

本市の平成25年度から平成29年度までの5年間の推移を申し上げさせていただきます。平成25年度が48億7,153万5,810円、平成26年度が48億7,182万1,536円、平成27年度が47億9,820万6,495円、平成28年度が47億8,943万3,319円、平成29年度が46億1,453万4,371円でございます。被保険者が年々減少しているところにより、総額では減少しておりますが、1人当たりの医療費は、平成25年度の31万2,278円と比較しまして、平成29年度は34万3,241円と約3万円増加しているところでございます。

医療費の取り組み並びに課題でございますが、医療費の内訳を見ますと、生活習慣病によるものが年々増加しており、その対策としましては、予防活動の実施が成果につながっているものと考えております。

生活習慣病は自覚症状がないことが特徴と言われており、自覚症状がないまま進み、症状があらわれたときには重症化しており、ご本人の生活の質の低下はもとより、高額な医療費が必要となつてまいるところでございます。

そこで、本市では、特定健診を初めとした生活習慣病の健診、がん検診などの受診勧奨を行い、その結果に基づき保健師や管理栄養士による保健指導を行い、生活習慣病の改善や重症化予防に努めておるところでございます。

また、地区や団体に出向いての健康教室などを実施しており、特に運動につきましては、健康運動プランナーであります地域おこし協力隊により、運動を継続していくための教室を公民館や各地区などで開催しているところでございます。

課題としましては、市民の皆様の健診に対する関心が薄く、特定健診やがん検診の受診率が低いことであり、健診未受診者対策として、通知や訪問などにより受診を勧めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ありがとうございます。

医療費については、国民健康保険の総額で言えば下がっているけど、それは被保険者が少なくなってきたからだと。1人当たりの単価で言えば、平成25年から平成29年を比較してみれば、1人当たり3万963円高くなっているということでした。その課題としては、生活習慣病の予防を進めたいんだけど、その健診の受診率の低さであるというようなお答えだったと思います。

そこで、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

まず、こちらに私がいろいろ調べていく中で、これから口腔ケアの大切さが必要

であるから、するべきではないかという観点から質問させていただきますが、その口腔ケアがなぜ大切なのかというその前提としまして、口腔ケアは、私は専門家ではありませんので、そこまで詳しく皆さんにわかりやすく説明はできませんけども、まず、歯周病という病気があります。この歯周病というものは、35歳以上の約8割が罹患をしていると言われる、いわゆる国民病であります。この歯周病というものはなかなか厄介でございまして、これが万病のもとというふうにも言われております。歯周病が重度なほど年間の総医療費が高くなると。歯周病がない方から見たら約3倍から6倍である。歯の数と認知症との関係もとても深いというものが、日本歯科医師連盟の出されているデータで明らかになっております。

これを前提といたしまして、平成30年6月4日、閣議決定されております経済財政運営と改革の基本方針2018というものがあります。この中に第3章「経済・財政一体改革」の推進という部分がありますが、この4、主要分野ごとの計画基本方針と重要課題、(1)社会保障、(予防・健康づくりの推進)の中に、さらに健康指針の観点から、「口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む」という文言があります。これは2017年の同じようなものにも書いてございます。

さらには、少し古いデータにはなりますが、平成9年に行われた国民健康保険加入者を対象としたお隣の阿蘇市さんのデータでは「8020」、80歳で20本の歯がありますよということですが、その8020達成者は、非達成者よりも年間歯科医療費が約3,655円高いけども、年間総医療費は非達成者よりも32万3,200円安いというデータも出ております。

平成25年度香川県歯の健康と医療費に関する実態調査からも、残存歯本数、何本歯が残っていますかというものですが、その20本以上あった人は、残存歯本数ゼロから4本の人に比べ、年間総医療費は約19万円安かったというデータもあります。

歯がほとんどなくて、義歯(入れ歯)等を利用しない人は、20本以上歯が残っている人の認知症の発症リスクは約1.9倍、歯はほとんどありませんが、義歯を利用する人は認知症発症リスクが4割抑制しているというデータも、日本歯科医師連盟から報告がっております。

さらに、少し話は変わりますが、このことでいろいろ調べをしているときに、あるベテランの保育士さんとお話をする機会がありました。今、どんなことをやっているのかと問われる、その話の流れで、今、こういうことを調べてますと言ったら、

そのベテランの保育士さんの方が、自分も長く保育士として携わっているけど、やっぱり子どもたちのかむ力と扱う言葉の数というのが物すごく密接に関係しているんだよということも教えていただきました。これは実際のデータではありませんが、そのベテラン保育士さんの言葉の経験値から来る言葉なんだなというふうに思います。かむ力、そしゃく力と使う言葉の数というのは、もう本当に深く関係があるのだというのが、実体験の取材の中でもわかってきました。口腔というのは、全身の健康だけでなく、この脳の働きにもかなり密接な関係があることがわかつて思います。

そこで、お尋ねいたしますが、今、るるデータで示したとおり、口腔ケアを進めることが健康寿命を延ばすことにつながり、結果、医療費の抑制につながるという認識は持っていらっしゃるでしょうか。もしくは、口腔ケアはもう健康推進とは無縁と考えていますか、教えてください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） お答えいたします。

近年、口の健康につきましては注目されておりまして、特に歯周病は、歯を失うだけではなく、糖尿病や心臓病、脳卒中、肺炎などの病気に大きく関与していることが広く言われるようになりました。

口腔ケアを推奨することで、心臓病や糖尿病、脳卒中、肺炎、骨粗しょう症などの発症及び重症化予防につながり、ひいては健康寿命の延長、医療費の抑制につながるということは認識しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 口腔ケアを進めることが健康寿命を延ばして、医療費の抑制につながるというような認識を持っていらっしゃるというお答えだったと思います。

では、口腔ケアを進めることがとても大切だという同じ認識を持っているところからいきますと、先ほどちょっとご紹介しました、平成9年のデータで少し古いというふうにご紹介しましたが、阿蘇市さんでは、その8020達成者が、歯医者さんの金額は高くなっても、年間の医療費は安くなっているよというようなデータを紹介しました。こういうデータが、私が調べた限り、菊池市、本市ではないというふうに認識しています。あるんだったらそれを示していただきたいんですけど、もしないんだったら、そういうデータというのをまず収集しなきゃだめだと思うんです。本市では、口腔ケアに対してどれぐらい個人個人がお金をかけて、それが医療

費とどうバランスになっているのかというのを、データを収集して研究をしなければならぬと思いますが、もしなければ、そういった考えがあるかどうかを教えてください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） お答えいたします。

お示しのデータにつきましては、菊池郡市地域歯科保健連絡協議会で出されたものでございまして、本市におきましては、データはございません。菊池郡市におきましても同じように、歯科医師会・医師会・歯科衛生士会・栄養士会・教育関係・保健所・管内市町等をメンバーとしました菊池地域歯科保健連絡協議会がありまして、その中で歯科保健事業の推進について協議しておるところでございます。

歯科に関するデータ収集、研究につきましては、歯科医師会を初め、他職種のご協力が必要となるため、菊池地域歯科保健連絡協議会の中での検討が適切かと考えますので、今後、提案をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

先ほどの私の答弁の中で、「阿蘇郡市」と申し上げるところを「菊池郡市」と申し上げました。おわびして訂正申し上げます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ありがとうございます。

ぜひ提案していただいて、まずデータをとって、それからいろいろ方向性が見えてくる部分もあると思いますので、どんどん提案をしていただきたいと思います。ここで、改めて、ちょっと問題点として、多くの人が進行した歯周病を患っている。特にこれは60歳以上にとっても増加している傾向があるということです。歯周病と関係がある全身疾患についての知識、歯周病が万病のもとだよというような知識がまだまだ普及をしてないよということをまず指摘しておきます。

では、その具体的に口腔ケアを進めていきたいんですが、本市においては、その歯周疾患検診というのをしていただいておりますが、こちらはどれぐらいされているかというのが、5%未満だというふうに私は認識をしております。この5%はととてもとても低い数字だと思うんですね。ここを上げていかなきゃならないと思いますが、これ、今後の目標値、今、5%未満ですが、今後、この受診率を何%まで上げていこうというような目標数値があればお示しください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） お答えいたします。

平成27年度に策定しました菊池市健康増進計画におきましては、歯周疾患検診受診率の目標については、平成31年度で10%としておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ちょっとそもそもなんですけど、この歯周疾患検診が5%、平成30年度で10%というのは、それでもやっぱり数字が低いと思うんですけど、何でこんなに低いというふうに捉えられていますでしょうか。せっかくやるよと言っているのに、今、5%程度しか受けてもらえない。その原因は何だと考えられていますか。

○議長（柘原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 低い理由というところでございますけど、統計とか調査等については、ちょっと行っていないところなんですけども、歯周疾患については自覚症状がないので、必要性を感じない人も多いのではないかというふうなことで、また、既に治療中またはメンテナンスを受けている方も多くありますので、それも一つの要因というふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 目標数値が低いのは、治療中だからというのは確かにあるけども、国民病と言われる歯周病であれば、治療中の方々が多ければ、その数字は下がってくるので、やっぱりその必要性を感じないと、結局、歯が痛くなかったら、誰だって歯医者さんには行かないと思いますし、私もあんまり好きなほうじゃないんで、そういうところかなというふうには思います。

ただ、とはいえ、ここを上げていかなければならないというふうに考えたときに、この歯周疾患検診というの、今、市民負担が1,000円かかっていると思います。ここを上げていくためには、これは時限つきですね。3年間とか、5年間とか、もうずっとではなくて、そこを市がちょっと補助を出して、無料でこの5年間は受けていただけますよというようなことをしないと、ここの受診率は上がっていかないと思いますが、その補助、1,000円負担を何年間かはちょっと市のほうで負担をして推進をするという考えはありませんか。

○議長（柘原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） お答えいたします。

本市における現在の歯周疾患検診の受診率は5%というふうにおっしゃいましたが、大体約4%と低い状況でございます。受診された方の検診結果を見ますと、約8割の方が歯周病と判断され、要治療となっているところでございます。未受診の方においても同様の状況ではないかと推測しているところでございます。

検診料金につきましては、菊池市内歯科医院に1件3,500円で委託しております。市負担が2,500円、個人負担が1,000円、70歳以上につきましては、市負担が3,000円、個人負担が500円で実施しているところでございます。

今後、検診受診率を上げるため、来年度より実施します健康ポイント事業の対象事業とするなど、歯周疾患検診受診率向上に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ちょっと大もとのところに一旦戻りたいと思います。医療費は年々1人当たりは上がってきていると。市としても、口腔ケアを進めることはとても大切なことだと認識をしている。今現在、抱えている市の課題とすれば、生活習慣病の予防を進めていく。でも、その検診の受診率が低いんだというのが課題だったというところだと思います。

この歯周病が万病のもとと私は一人ですべて言っていますけれども、この歯周病は、市は生活習慣病と思われていますか。私は生活習慣病だと思っていますが、歯周病とは生活習慣病ではありませんか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） お答えいたします。

歯周病は生活習慣病の一つと認識しておるところでございます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ありがとうございます。

口腔ケアが健康寿命を延ばすことは、データでも示しましたし、市も同じような認識を持っていらっしゃると思います。

医療費の抑制も物すごく大事なところだと思いますが、前回、10月の月例会で

いただいた菊池市の中期財政試算の中の4ページのところにも、特に医療費及び生活保護費等の増加が著しく、扶助費は今後も増加傾向にありますというような数字も出ております。

そして、さらに、この白龍を格好よくあしらってある今月の菊池の広報の中にも、口と全身の深い関係だということで、オーラルフレイルというところを書いてあって、もう市もここが大切だというふうに感じていただいているというのをよくわかるんですが、であれば、我々が養生園で受けている複合健診の中に、この歯科検診というのを入れるべきではないかというふうに思います。それが健康推進にもつながりますし、何よりもきれいごとではなくて、医療費を抑えていく、とても大切なところなので加えるべきだと、私は口腔検診を複合健診の中に加えるべきだというふうに思いますが、その考えはありませんか。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） お答えいたします。

複合健診に口腔検診（歯周疾患検診）を加えることにつきましては、健診機関と協議いたしました。口腔検診に従事する歯科医師などのスタッフの確保の問題や、健診場所の課題がございます。

複合健診時に口腔検診の実施が可能か不可能か、今後、歯科医師会など関係機関と相談してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 答弁ありがとうございました。

同じような認識を持って、前向きに検討をしていただければいいようなお答えだったと私は捉えておりますが、最後に、市長、もう今、るる出しましたように、もうとにかく口腔ケアを進めることは、本当に今から少子高齢化でかさんでいく医療費を抑えることにつながるといいますので、市長、このことに対してどう考えているか、お示しいただければと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 口腔ケアの推進についての考えを述べよということでございます。

今までお話ございましたように、健康づくりや、健康寿命の延伸を図るというためには、口腔ケアの推進は重要であろうというふうに認識しているところです。

まずは、きょうお話のあったようなデータも含めまして、よく研究する必要があると思っておりますので、歯科医師会の先生方の協力を得ながら、関係機関等と連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ぜひ、しっかり連携をとっていただいて、菊池市民の方々の健康推進を進めていっていただきたいと思います。

続いての質問に移りたいと思います。

続いての質問は、置き勉についてです。

この置き勉とは何ぞやという、ちょっと言葉を簡単に説明をさせていただきますが、私も初めて聞いた言葉なのであれだったんですが、置き勉とは、いわゆる学校に教科書を置いて帰るというようなことの認識でいいと思います。

この置き勉について質問をする目的なんですが、本市の子どもたちの身体的な負担と学力のバランスをよりよいものに模索していきたいというのが私の目的であります。

この置き勉についての問題を取り上げるに当たりまして、学校の荷物が重いというような声は、実は私には小学生と中学生の娘がおりまして、その娘たちがよくよく言うておりましたせりふです。ですが、正直、大変だなというぐらいなもので、大した興味も示さず、疎ましくお父さんのことを見ていた娘の顔を見た覚えがあります。

ところが、ことしの9月に文科省が子どもたちの荷物の重さについて、具体的な事例を織りまぜたある通知を出されました。ニュースなどでも話題となった、いわゆる置き勉を認めるというものです。そのニュースを見た私は、ちょうどそのときに帰ってきた中学校1年生の娘の荷物を体重計に乗せてはかってみました。娘は部活動もやっていますので、その部活動の荷物もあわせて、その荷物は11キロありました。これは重いと言うはずだなというふうに、そこで初めて知りました。だからこそ、文科省が一々こんなことにまで口を出してくるんだなと妙に納得をいたしました。

そこで、いろいろ調べてみますと、やはり全国的に子どもたちの体に過度の負担がかかっているという点から、さまざまな取り組みや問題提起があっているようでした。それを受けて、今回の文科省からの通達ということですが。

そこで、お尋ねをいたします。

現在、菊池市の教育委員会では、この置き勉についての通達を受けて、どのよう

な現状で、そして、課題としてはどのように捉えられていますか、お示してください。

○議長（柘原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、平議員ご質問の置き勉の現状と課題につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

置き勉が話題となりましたのは、学習指導要領の改訂に伴い、教科書の大型化や、これまで上下巻に分かれていた教科書が合本をされて厚くなったことで、児童・生徒のランドセル等の携行品が重くなったことが主な要因として挙げられております。

また、ことしの夏の異常な暑さから、登下校時の熱中症も心配され、少しでも児童・生徒の負担を軽くしようという声が上がってまいりました。先ほど議員が申されたとおりでございます。

こうした状況から、文部科学省初等中等局教育課程課などから、平成30年9月6日付事務連絡で「児童生徒の携行品に係る配慮について」というものが発出をされ、各小中学校に児童・生徒の携行品の重さや量について改めて検討し、必要に応じて適切な配慮を講じるよう周知をされたところでございます。

このことを受けまして、本市におきましても、改めて11月9日に各学校の児童・生徒の携行品の重量について調査を依頼し、帰りの会でのランドセルやかばんについて、重いと思われる児童・生徒10名を学校ごと学年ごとに抽出をして、実態調査をいたしております。

現状といたしましては、小学校におきましては、学年が上がるにつれてランドセルのほうが重くなり、6年生の平均値が4.7キロ、最大で6.9キロということでした。

この結果は、読売新聞のオンライン記事にありました「重すぎるランドセル」というもので報道されました20名の平均値7.7キロ、最大値9.7キロを下回っております。

一方、中学校におきましては、中学1年生の平均値8キロが一番重く、学年が上がるにつれて軽くなる傾向でございましたが、最大値は中学3年生の14キロという生徒も確認できました。

こうした実態を踏まえ、先般の12月5日の市内校長会議において、改めて各学校の課題として受けとめるよう指導したところでございます。

置き勉することの課題といたしましては、一般的に家庭学習の内容が限定をされ、学力低下につながる可能性があること、学校に置いていて、紛失やいたずらされるおそれがあること、また、学校での置き場の確保が難しい点が挙げられております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 14キロはやっぱり重いですよ。それを持って、やっぱり学校に行くのはちょっとかわいそうだなというふうに思います。

先ほど、部長の答弁の中にもありましたが、もう改めて娘に、何でそんなに重いんだというふうにちょっと聞いてみましたら、娘いわく、使いもしない教科書を持って帰ってきて、かばんから出しもしないで、そのまま、また朝から持っていかなきゃいかんというようなことを鼻息荒く教えていただきました。

一方、その子どもたちの意見だけではなくて、先生にも複数名、ちょっと取材をさせていただいたんですが、異口同音、もう既に置き勉対策はやっていますというのが前提ではありました。そして、そのことを前提で、たとえ宿題に使わないにしても、おうちで家庭学習で予習・復習をしていただくためには、やっぱり教科書がないとできないでしょうというのがあるはずですよと言われ、私もそこで妙に納得をしました。確かにそうだと。

さらに、そもそも国が、今、ご答弁ありましたように、その教科書を重くしたのに、今さら重いからどうにかしろというふうに言うなんてという嘆き節も聞かれました。

子どもたちの荷物が重くなった原因、さまざま確かにあります。私もある新聞記事をご紹介しますと思いましたが、似たような記事だったので、ここは割愛しますが、実際に菊池南中学校に取材の申し入れをして、教頭先生に直接お話を聞かせていただきましたが、やはり南中でも既に置き勉対策というのを取り組んでいらっしやって、ちょっと小さいので申しわけないですけども、学校に置いていいものの一覧というものをつくって、先生と生徒とこういうことをもって共有をしているんだという、こういう取り組みをもう始めていますということでありました。

重複しますが、やっぱり教科書が昔は小さかったのが、今は大きくなっちゃったというのがまずあり、上下巻あったものが一つになり、全てわかりやすくするようにカラーコピーをするために、紙が上質になって重くなるというようなことがあるんですよということでした。子どもたちからすれば、よりわかりやすくなった分、その分重くなっちゃったということが現実なのかなというふうに思います。

すごくやっぱり調べていけばいだけ、これって難しい問題だなというふうに思うんですね。学力向上を目指すのは、もうこれは当然だと思いますし、皆さんが考えられるところです。でも、先ほどもお示しいただきました14キロを持って歩く子どもたちとのバランスだと思うんですけど、実際に子どもたちは体をつくる大切

な時期でもあると思うんです。余り重い荷物を持たせることは、果たしてどうなんだろうなというふうに思います。

置き勉について、意見が大きく分かれるところかと思えますけども、私は選択をさせるべきではないかというふうに考えております。これは別に提示する案としては予算がかかるものではないので、考え方だけの提案にはなりますが、既に若いころの私のように、どれだけ怒られても持って帰らんやつは持って帰りません。もう置きっ放しにしていると思います。ただ、問題は真面目な子ですね。学校から持って帰れと言われたから、無駄だとわかっていても、持って帰らなければならないと考えている子どもたちが、その身体的な負担を感じているというところだと思うんです。この不満を解消することが、まず最初の一步かなというふうに思うんですね。そのかわり、ある程度の年齢以上というのが対象年齢になるかなと思うんですけども、宿題で例えばこれは使いますよというのを持って帰るのは当然にしても、家庭学習で予習・復習に使うはずだと思われる教科書等は、その個人、本人、生徒、児童プラスその保護者に選んでいただくというのはどうかなというふうに思うんです。体の成長がもう何より大切だと感じられる家庭は、もう置いて帰ってもいいよというふうに言えば、置いて帰るだろうし、いやいや、勉強が大事だよという家庭はもう持って帰ってこいというふうな判断をされると思うんです。基本的には、そういったところで家庭に委ねるとするのが大切かなと思います。

現在、どうせ持って帰ってもしない子はしません。持って帰らない子も、もう現在います。これを各学校長に委ねることというのは大切とは思いますが、やはりこれを菊池の教育委員会として、ある程度のやっぱり大きく指針をまず示すことが大事かなというふうに思います。

だから、ここで教育長にお尋ねしたいんですけども、私はもうある程度家庭に委ねる。持って帰るか、持って帰らないかを教育委員会として示して、それから先へ、さらに学校の判断、そして、保護者の判断に委ねることはどうであろうかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） 改めまして、こんにちは。平議員の今のご質問にお答えしたいと思います。

ランドセルやかばんの重過ぎることへの対応ということがスタートだったかと思えます。勉強道具を学校に置きっ放しにすることを学校では「置き勉」と言うようになっている昨今でございますが、そうせざるを得ないほど、ランドセル等の重みが増しているということが話題になっております。

このいわゆる置き勉への対応につきましては、議員がおっしゃったように、文部科学省が事務連絡で工夫例というのを示しております、3点ほど。一つに、日常的な教材や学習用具について、二つ目に、学期の始めとか学期末における教材、学習用具等の持ち帰り等について、3点目に、そのほか留意していることについてということでの、そういう工夫例を示しております。教育委員会ではこれを参考にしまして、各学校において、教科書やその他の教材等のうち、何を児童・生徒に持ち帰らせるのか、また、何を学校に置くことにするのかについて、保護者とも連携しながら、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担など、学校や地域の実態を考慮して判断するよう指導してまいったところであります。

さっきの教育部長の答弁もありましたけれども、12月5日の市内校長会議においても、この問題を重ねて課題として各学校で受けとめるように、そういう指導をしたところでございます。

議員おっしゃったように、本市の小中学校では、既に年度の当初から、教科担任等が中心になりまして、学校で共通ルールを定めて、そして、一部の教科書や教具、資料集とかワークブックといった補助教材などの中で、学校で置いていいもの、それから持って帰っていいものと区別して取り組んでいるところでございます。

その後、通知もありましたけれども、登下校の安全とか、この夏の熱中症対策とかいうことを考えますと、さらに児童・生徒や保護者等の声も聞きながら、その枠というのを広げられないか検討していく必要も感じておりますので、教具の置く場所、そういうものを置く場所の工夫とともに、教科書を含めた児童・生徒の携行品を軽くする方向で、各学校において検討をいただいているところでございます。

こういうふうなことから、各学校の今後の対応状況を見守っていきたいというのが今のところの考えでございます。

議員ご指摘のとおり、置き勉のことと、それから、その課題として心配される学力充実、家庭学習のことですけれども、それについては、非常にどんなふうな絡みがあるのか、直接的な影響があるのかどうか、その辺はまだやりながら状況を見てみないとわかりませんが、軽くする一方で、しかも学力向上というふうな両面追求は工夫していかなくちゃいけないと、基本的にそう思っているところでございます。

統一した基準はというところがご質問にありましたけれども、基本的には、学校での携行品についてのルールづくりについては、やはり各学校が軽くする方向で、今、検討しておりますので、それを検討を重ねてもらいたいということを強調しながらいきたいというふうに思っております。

本市の小中学校は15校ありますけれども、それぞれの地域の実情、実態、通学方

法にしても、徒歩通学が多いところ、自転車通学が多いところ、スクールバスで通う子が多いところ、さまざま異なりますので、学校の特色を生かした取り組みもあろうかというふうに思っているところです。

今回、市内の小中学校の例を校長会において情報共有いたしましたので、その情報共有しながら、さらに各学校で児童・生徒や保護者の意見を聞きながら、ルールを検討することが大切じゃないかと。今の段階ではそういうふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 私は、ルールをつくってくれとまでは言わないけど、文科省から来たその事務連絡みたいなもので、指針はある程度はやっぱり示したほうがいいのかなというふうに思っています。

本当に勉強を一生懸命する子たちは、学校から帰って、うちの近くにある塾があるんですけど、やっぱりそこにも通って、夜暗い時間になって保護者の方々が迎えで渋滞をつくるというようなものも日々見ております。それを見てたら、やっぱり学校の教科書を見て、予習・復習、これからはできないだろうなというようなものも感じておりますので、そういった現状も含めて、ちょっとしっかり検討していただいて、子どもたちが重いから学校に行きたくないというふうに言われないうように、どの道が一番いいのかをちょっと一緒に探っていただければと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、平直樹君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時42分

開議 午後1時52分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。公明党の泉田栄一郎でございます。

きょうは、前々回が野良猫対策ということで質問しまして、今回は有害鳥獣被害防止についてということで、イノシシ、そして、猿、そして、野犬ということで、それに絞りながら質問をさせていただきたいと思います。

このことについては、今まで、大賀議員、坂本議員、そしてまた、水上隆光議員が質問されておりますが、近年、さらに有害鳥獣被害が増加していますので、質問をさせていただきます。

きのうの農業新聞で書いてありましたけれども、兵庫県芦屋市の路上でイノシシから襲撃をされ、86歳の女性が左手薬指をかみちぎられたという痛ましい記事が載っておりました。これはやはり我が市でも起こる内容だと思っております。

そこで、先日、旭志地域の方々、菊池の山間部の方々から被害状況の聞き取り調査をいたしました。また、農業を考える議員の会を中心に、JAの代表、そして酪農関係の方々、ほか、農家の方々と鳥獣被害の現状と対策の勉強会をいたしました。現在の現場の声を幾つか紹介をさせていただきます。

まず、一つ、酪農家でございますけれども、牛の飼料のトウモロコシがイノシシに荒らされて、自給できなくなり、よそから買わざるを得なくなり、支出が非常に多いといったことです。

二つ目、米づくり農家の方が、稲刈り間近の4反の米を荒らされ、刈り取り不可能になったと。これは後でまたパネルでご紹介します。それで、もう非常に気落ちをされて、高齢な方であって、米づくりはことしでやめると言われておりました。

また、クリ農家では、朝、拾いに行っても、ほとんど食べられてしまっていると。二月前には、子ども六、七匹を連れたイノシシを見かけたということでありました。このままふえ続ければどうなるか心配と。

また、旭志地域のほうでは野犬の集団が目撃されております。私も2回ほど見ております。最近では泗水桜山周辺では猿が出没し、防災無線でも流れているところがございます。特に、永、村吉地域、そしてまた、小学校の近くでも見かけられたということです。七城でも同じく猿、イノシシが出没したということをお聞きしています。

これらは一部の紹介であります。JAや猟友会、行政が取り組んでいますが、一向に効果があらわれていないというのが現実だそうです。なぜふえてきたのかと。皆さんもご存じとは思いますが、それは、以前は里山があり、人と動物のすみ分けがありました。管理されている農地には動物たちも入ってきませんでした。今は超少子高齢化のため、跡取りがおらず、空き家がふえ続け、里山を管理する人がいないことや、耕作放棄地がふえたからだと思っております。

私たち住民は、ハンターなどの専門家に任せれば大丈夫と。また、耕作する農地さえ守れば大丈夫、柵をすれば、電牧をすれば大丈夫と思っておりますけれども、なかなかうまくいきません。動物の気持ちになってみれば、住民が見ているだけだから怖くないと。耕作放棄地は人間が管理していないから大丈夫と。また、柵は一

度突破したら楽勝と。多分そぎゃん思っていると思っております。

ここで、本市の近年の有害鳥獣被害状況と対策の取り組みについて質問をします。捕獲隊の報奨金については、今まで何回も言っておりますので、割愛させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの2点のご質問にお答えします。

まず、1点目の本市の有害鳥獣による農作物の被害状況でございますが、まず、有害鳥獣による農作物の被害状況につきましては、農家からの被害報告、それから各補助金申請を行うときの聞き取り、それから、農業共済組合への照会により行っております。

また、被害額の算定に当たりましては、国が定めております農作物等災害単価表に基づいて算出しております。

平成29年度におけます本市の有害鳥獣による農作物の被害は、イノシシによる被害が、水稻や果樹、野菜、飼料作物等をあわせまして被害面積が257アール、被害金額が234万円となっております。

また、カラスによる被害は、被害面積で265アール、被害金額が412万8,000円となっており、合計しますと646万8,000円の被害金額となっております。ただし、被害報告がないものもあることから、被害額はさらに大きいことが予想されております。

次に、本市の対策の取り組み状況でございますが、本市における有害鳥獣防止対策につきましては、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲とあわせまして、電気牧柵やワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵の設置による支援を行っております。

まず、有害鳥獣の捕獲につきましては、これまで菊池市有害鳥獣捕獲隊、本年度54名おられますが、ここに捕獲業務を委託しまして、あわせて報奨金を設けて有害鳥獣の個体数調整を行い、農作物の被害防止を図っております。

また、侵入防止柵の設置につきましては、市単独事業、単県事業、国庫補助事業を実施しております。

まず、市単独事業におきましては、市内在住の農家等に対し、侵入防止柵や防鳥ネットの一部について、5万円を上限として補助を行っております。本年度については、15カ所の実施をしておるところでございます。

単県事業、えづけSTOP鳥獣被害対策事業につきましては、県北広域本部農業普及振興課と連携し、農家等で組織する団体を対象に、鳥獣対策についての勉強会や研修会を行い、地域ぐるみでイノシシを寄せつけない地域づくりを行いながら、

侵入防止柵の設置を行っております。本年度は3地区で実施しております。

国庫補助事業では、鳥獣被害防止総合対策事業に取り組んでおります。これも鳥獣被害防止対策について複数回の勉強会や講習会を実施し、イノシシを寄せつけない地域の環境整備とあわせ、農家等で組織する団体がみずから柵を設置する場合に定額で電気柵やワイヤーメッシュ柵の資材相当分を予算の範囲内で受けることができる事業であります。

この事業は平成29年度から本市有害鳥獣捕獲協議会が事業主体となり実施しております。平成29年度は、ワイヤーメッシュ柵5地区、電気柵1地区を実施しております。事業概要は、事業費1,409万4,195円、うち補助金1,409万4,000円、ワイヤーメッシュ柵延長2万4,336メートル、電気柵(2段)で延長2,226メートルの整備を行っております。

また、整備した地域においてアンケートを実施したところ、被害はなくなり、効果があったとの回答でありました。

本年度につきましては、ワイヤーメッシュ柵6地区、電気柵5地区を実施中でございます。事業の概要は、事業費1,736万2,771円、うち補助金は1,736万2,000円で、ワイヤーメッシュ柵延長2万5,967メートル、電気柵(2段)で延長1万421メートルとなっております。

来年度以降においても、既に10地区からの事業要望がっております。そのため、要望地区に対しまして事業説明会を実施し、地元からの事業計画図を受け付けているところでございます。

今後につきましては、提出されました事業計画図をもとに、県北広域本部農業普及振興課と市で現地調査や測量を行い、事業計画地の被害状況や費用対効果等の内容を調査し、本年度内に計画書を国に提出する予定としております。

以上のように、ハード事業とソフト事業をあわせて実施することにより、野生鳥獣が好んですみつく安全で餌のある場所をなくし、寄せつけない取り組みの普及・啓発を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長(柘原賢一君) 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番(泉田栄一郎君) 今、被害状況、そしてまた、国、県、市の単独、また、そういう補助で電気ワイヤーメッシュをつけると。申し込みもあっているということをお聞きしました。

本市では、有害鳥獣捕獲隊への入隊を推進していますが、隊員数は減っているようでございます。今は54名ということでありまして。それもまた高齢化していると

いうことをごさいます。そういうようなことで、捕獲隊の確保が非常に重要になってくるのではないかと考えております。

狩猟免許の種類として四つあるということでもあります。まず、網猟免許、わな猟免許、そして、ライフル銃、散弾銃、空気銃などの第一種銃猟免許と第二種銃猟免許ということをごさいます。

以前、捕獲協議会の駆除隊員数の確保についての質問がなされております。答弁では、年々減少していることから、平均年齢が当時66歳で、高齢化が進んでいるため、今後、隊員数確保が課題であると言われておりました。

そこで、前回の答弁で、早急な隊員の確保と、市外からの加入についても検討すると言われておりましたが、そのことについて、現在、どのようになっているのかということが1点目です。

2点目が、狩猟免許取得の推進を図るために、市民や地域職員並びに関係機関への周知啓発について、どのようにされているのかと。今、部長答弁されましたけれども、まず部長が率先して資格を取る決意があるのか、そこも含めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の捕獲隊の確保についてというご質問だったかと思っております。菊池市の有害鳥獣捕獲隊の本年11月現在の隊員数は54名で、年代別の人数は、30代1名、40代2名、50代8名、60代21名、70代以上22名で、平均年齢は66歳となっております。

ご質問の有害鳥獣捕獲隊員の確保につきましては、有害鳥獣捕獲協議会の総会において狩猟者の減少に歯どめをかけるため、平成26年度より市外の狩猟免許取得者にも呼びかけを行うことを決定し、本市の有害鳥獣捕獲隊への入隊を推進しております。隊員数54名のうち、市外から現在7名の方が入隊されております。

また、今後、さらに隊員の減少が懸念されることから、市内の農家や林業研究グループを初め広く周知を行い、狩猟免許を取得していただくために、免許取得に向けた情報提供や費用に対する支援も検討しているところでございます。

次に、2点目の周知啓発についてでございますが、市のホームページや広報誌などを利用して、狩猟免許取得試験の情報提供を広く周知するとともに、県や関係団体と連携しながら、さらに推進してまいりたいと考えております。

私自身のことにも触れられましたが、そのことについては、今後、十分検討したいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 今、やはり70代が22名ということで、平均年齢66歳というのは前回と変わりませんが、現実に市外から7名の入隊の方がおられるということでございます。これから減っていくとは思いますが、やはり谷田部長、頑張ってください、取っていただきたいと思っております。

また、捕獲隊に入隊するまでの免許取得費用や講習会、登録費等々で7万3,000円、さらに銃の取得の許可関係で5万7,000円、計13万円かかるとあります。これは銃の免許に関してですが、わな猟のほうが一般的に取りやすいというふうに思っております。現在、私ども菊池市の農業を考える議員の会でも、わな猟免許の取得を取っていかうという機運が上がって、現在9人の希望があります。わな猟免許取得費用と具体的な内容、これについて1点目を質問します。

また、2点目に、講習会等のある程度人数が集まれば、菊池市を会場にするような要望ができるのか。2点目、それもお聞きしたいと思います。

3点目、狩猟担い手確保のために補助金制度があることを鑑みて、調査検討するとなりましたが、私も補助金制度が必要であると思っております。その後、どのように検討し、現在、どのようになっているのでしょうか。

そして、市長は大変お忙しいと思っておりますので、副市長、わなの免許、もし私ども議員が取りに行きますので、副市長も取る気持ちがあるならば、最後、ちょっと考えていただいて、質問していきたいと思っております。

その前に、議長のお許しを受けましたので、写真を、パネルを持ってきましたので、ご紹介をしておきます。

[パネルを示す]

○18番（泉田栄一郎君） まず、これは田んぼの中にイノシシが走り回って、田んぼを荒らしている状態でございます。こういう状態で、もっとひどいところはもうめちゃくちゃになっているということでございます。

もう1点は、イノシシのわなで、今、下にかかっている状態で、あの白いのがぱたっと落ちるような、このわな猟でございます。このわなは鉄骨のほうで、ご相談すると4万円等で買えるということでございます。このような資格を取りに行くということで、今現在、考えているところでございます。

それでは、答弁のほうをお願いします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいま3点のご質問があったかと思えます。

まず、1点目のわな免許取得の費用についてでございますが、新規でわな免許を取得される場合の費用になりますが、一般財団法人熊本県猟友会主催の初心者講習会受講料が1万円、狩猟免許申請手数料が5,200円、医師の診断書料が5,000円程度、その他写真代、切手代が必要で、合計で2万円程度がかかります。

わな免許取得後につきましては、わな猟をする場合は、狩猟者登録手数料1,800円、わな損害賠償保険料が4,000円程度、狩猟税が8,200円、合計の1万4,000円程度が費用となります。

わな免許取得からわな猟をするまでの費用をあわせると3万4,000円程度の負担が必要になるかと思えます。

そのほかの費用として、箱わなが5万円から10万円、くくりわなが5,000円から1万円程度かかります。

また、猟友会に入会するというのであれば、日本猟友会会費4,800円、県猟友会会費3,800円、猟友会支部費5,000円の合計1万3,600円が加算されることとなります。

次に、2点目の本市で免許取得試験が開催できないかというご質問かと思えます。

狩猟免許取得試験を実施しております熊本県環境衛生部自然保護課によりますと、試験日は、熊本県猟友会会員も講師となり、熊本県と共同で開催しております。そのため、会場の手配や猟友会との調整が、本年度については困難であるため、本市での試験はできないとのことでした。

次年度以降につきましては、県が受験日、会場などの計画を立てる前に市内で多くの受験者があるということであれば、本市での開催も可能であると伺っております。

3点目の免許取得費用に対する補助する考えはないかということかと思えます。これにつきましては、狩猟免許取得費用に対する補助について、他市町村の状況も調査しておりますので、これらを踏まえまして、狩猟免許取得時に要する費用等に補助することを関係課と検討しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 副市長、芳野勇一郎君。

[登壇]

○副市長（芳野勇一郎君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいま泉田議員のほうから私自身のわな免許の取得についてお話をいただきましたので、これは経済部長ともども、よく十分に検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） やっぱりトップの方が取っていただくと、また職員の方もやる気が出てくると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、今現在、イノシシ、鹿、猿等、鹿のほうはまだそんなに被害はありませんけども、被害を防ぐ方法として、田畑の近くに潜み場所をつくらない。農地の周辺に廃棄作物を放置しないようにして食べ物をなくす。食べられる状態にしないということでございます。電気柵、ワイヤーメッシュ等の柵もつくっている。でも、なかなかこの効果が出てないということでございます。

そこで、私は逆の発想で、耕作放棄地等を利用して、わざと動物が好きな餌を置いたり、つくったりして、動物を呼び込めないだろうかという考えでおります。いわゆる動物の楽園をつくるということで、そこにあえてイノシシ、猿を呼び込むと。そして、一網打尽にするというような考えがちょっと頭に浮かびました。それで、そういうことが、実際、執行部の方にお聞きしたいんですけれども、こういう方法ができるのか、できないのか。また、他市にそういう方法でやっているのかということでございます。それが1点目です。

二つ目が、旭志方面で野犬、野良犬とも言いますけれども、野犬が非常に出没しているということでございます。私も、先ほど言いましたように、2回ほど見ました。

それで、きょうは、まず皆さんもご存じだと思いますけれども、確認の意味で、どういう補助金で、どういう施策をされているのかということで、これはワイヤーメッシュの柵でございます。こうやって補助金を使いながらされているということで、写真を撮ってきました。

そしてまた、電気を二、三段にして、そこに電気を流して来ないようにと。でも、なかなかこれが効果が出てない部分と、また、これを春先に草刈り等で管理するときに非常に大変であるというお声も聞いております。

もう一つは、野犬でございますけれども、旭志方面に、こういうふうには五、六匹たむろして野犬が出ていると。そして、さらには、これが1頭、2頭になったりして動いているということで、お子さんの小さい方なんかは、特に心配をされているということを知っております。こういうのも写真に撮られております。実際に本当にこういう状況が、私も見ましたし、現実にありますので、何とかこれはしていかなくちゃいけないと思っております。

そして、私が先ほど囲いわなということをお申しましたが、規模は小さいんですけれども、こういうふうには囲って、大きなわなをつくるということで、私はもう

ちょっと耕作放棄地を大きいわなで、こういうものを大きくして呼び込んでいくという考えをしているわけですが、このところも執行部のほうにご紹介をしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） まずもって、先ほどの答弁の中で、「熊本県環境生活部」と言うところを「環境衛生部」と言いましたので、まずもって、訂正のほうをさせていただきます。

それでは、ただいまの2点のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の囲いわなを設置したらどうかということかと思えます。これにつきましては、現在、熊本県と本市で行っているものは「えづけSTOP」活動として、集落内のやぶ払いや除草を行いまして、イノシシの隠れ家をなくすこと。農作物の生産をしている圃場を柵で囲み管理を徹底することが取り組みの柱としております。この取り組みを地域全体で行い、あわせて囲いわなを設置するということであれば、イノシシの捕獲が効果的に行うことができると思われます。

ただ一方で、わなを設置し餌を与えるということは、イノシシを寄せつけることにもなりかねないために、設置箇所については慎重に判断しなければならないと考えているところでございます。

また、イノシシは非常に力が強いので、囲いわなも強固につくる必要があり、設置費用についても検討しておく必要があると思っております。

まずは、先進地の優良事例等を調査しまして、本市ではどのような方法が有効であるか検討してまいりたいと考えております。

次に、野犬対策についての状況を報告させていただきます。

これまで、野犬対策としましては、市民からの情報提供を受けまして、保健所や市環境課によりまして現地調査を実施し、捕獲箱の設置による捕獲を実施しております。

昨年度においては、旭志新明地区で捕獲箱で5頭確保しておるところでございます。

本年度は11月29日現在で、保健所には53頭の犬が収容されており、そのうち旭志新明地区で4頭が捕獲されている状況でございます。

現在も保健所と市環境課で捕獲箱を設置しており、保健所によるパトロールも行っているところでございます。

また、あわせまして、銃器使用が可能な場所につきましては、銃器での捕獲も実

施しており、昨年度は銃器で1頭が捕獲されております。

銃器が使用できる場所では、地元の有害鳥獣捕獲隊に依頼し試みますが、現地に行くとは既に別の箇所へ移動するなど非常に捕獲が困難であるのが現状であります。

今後、生息している場所がある程度特定でき、銃器が使用可能な場所である場合は、菊池市有害鳥獣捕獲隊の複数班による合同捕獲を計画したいと考えております。

また、野犬が目撃される場所のほとんどが畜舎周辺であることから、餌場をなくすよう、畜産団体と連携し、畜産農家の皆様へ、野犬による家畜被害防止対策を周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 1点目の囲いわなでございませうけれども、ぜひ逆の発想で、これも検討していただければと思っております。野犬は本当に私も2回見ましたんで、ぜひこれは何とかしてもらいたい、そういうふうには思っております。

それでは、再々質問でございませうけれども、熊本の事例と全国の事例、2点を紹介をさせていただきたいと思っております。

1点目は、熊日新聞に掲載されていた記事を紹介いたします。

県南の宇城市の若手農家で作る熊本農家ハンターの記事であります。農家ハンターは、地域の畑は自分で守ると、2年前の2016年4月に発足されております。メンバーは、現在、若手農家約80人、今まで100頭以上を捕獲したということであります。県のまとめによると、2017年度の野生鳥獣による農作物被害は4億7,732万円で、イノシシが2億4,774万円と過半数を占めています。

一因は農家の高齢化などによる耕作放棄地です。耕作放棄で未収穫の果樹が餌になり、鳥獣を人里に引き込んでいると指摘、被害もさることながら、農家がやる気を失い、離農者がふえるのが大きな問題と悩んでいた結果、考えたのが消防団のような自衛組織であります。火事や災害が発生したときのように、イノシシが捕まったときだけ駆けつける仕組みをつくれれば、誰かの力をかりずに、自分たちで農地を守ることができるという発想から始まったそうであります。

箱わなと呼ぶ鉄製のおりに、先ほど写真のようなものですけれども、イノシシが入ると監視カメラが捉え、スマートフォンに画像が送られてくるという仕組みであります。すぐに農家ハンターのメンバーが駆けつけ、電気ショックを与え、やりで心臓を一突きする。暴れていたイノシシはやがて動かなくなり静かになると。まだあります。その後、ジビエ料理につなげているのです。農家ハンターの研修会ではイノシシ肉でつくったハムが振る舞われました。

また、上天草市のイノシシ肉加工販売者は、衛生管理を徹底した自家処理場にイノシシを生きたまま運び解体、素早く血抜きをすれば臭みがないということであり、駆除したイノシシを食肉として販売し、活動費を得ることができます。しかし、イノシシを食肉にするには、しとめてから1時間以内に解体しないとイケないというリスクもあります。いただいた命を無駄にしたくないという思いがジビエ料理につながっているということでもあります。

今、菊池市で農家民泊の方で、ジビエ料理を薫製にして提供することを研究しているところもございます。

次に、全国の記事でございますけれども、平成24年度に農林水産大臣賞を取られた島根県美郷町のおおち山くじら生産者組合での取り組みを紹介します。

イノシシによる被害に対応するため、猟友会依存の体制を改め、農家や自治会関係者も含めた捕獲隊を編成し、主体的に活動されております。休止していた既存の食肉処理施設をイノシシ処理施設として活用し、捕獲個体の資源化にも取り組んだことにより、捕獲鳥獣の処分負担の軽減につながり、捕獲頭数が増加していると。また、イノシシを「おおち山くじら」と命名し、ブランド化に成功しております。そしてまた、女性グループも中心となり、食肉加工、そして、革製品、こういうところの開発、販売、そして、捕獲したイノシシを有効活用して6次産業化につながっているという紹介であります。

こういう全国でも頑張っている地域もございます。先日、西米良村に行かれた議員さんの中でも、やはり西米良村も本当にそういう捕獲のことで頑張っておられるということで話を伺いました。

そういうことで、菊池市の農家民泊でやられる例もあり、薫製をつくっているという方もおられます。今後、捕獲する人、そしてまた、解体する人、加工・料理をする人、販売する人、そして、食べる人というふうに、循環システムをつくる必要があるのではないかと。これが観光資源につながっていくと思っております。

そこで、この循環システムに欠かせないのは加工場であり、その施設であります。国も6次産業化に力を入れておりますので、国、県、そういうところの補助金があるのか、どういう補助があるのか、それを1点目、ご紹介をしていただきたい。2点目、この補助を活用して、もし補助がなくても加工施設をつくる考えがあるのか。3点目に、このようなシステムを観光資源として進めていく考えはあるのか。その3点をお願いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの3点の質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の加工処理場の補助事業についてということかと思えます。これにつきましては、熊本県内にイノシシ等の加工処理施設の状況をまず報告させていただきたいと思いますが、本年の11月現在で17カ所ございます。内訳といたしましては、八代市に7カ所、球磨郡に4カ所、天草市に3カ所、宇城市、山都町、山鹿市にそれぞれ1カ所ございます。施設のほとんどがイノシシ、鹿の生息が多い県南に集中しており、県北では山鹿市の1カ所のみでございます。なお、稼働の状況については、詳細に把握してはまだありません。

次に、ご質問がありましたイノシシ加工処理施設等の国庫補助事業につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金による鳥獣被害防止対策支援事業というのがございます。事業主体は地域協議会や民間団体等となっており、補助率は事業費の2分の1以内となっております。

次に、2点目の加工処理施設の設置についてのお尋ねだったかと思えますが、これにつきましては、先進地の取り組みあたりも参考にしながら、本市の現状を考慮した上で、施設の建設から加工、販売まで、取り組みができる地域協議会や民間団体があるか情報収集に努め、事業を計画される場合につきましては、市としましては、国、県の補助事業等の紹介や食肉の加工、流通、販売までの支援を検討してまいりたいと考えております。

3点目の観光資源として活用することはないかというご質問だったかと思えます。観光資源としてのジビエの活用につきましては、現在のところ考えておりませんが、市内での需要があるか調査を行いたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 検証していくということですがけれども、やはりこの循環的なシステムというのは、やはり加工場がないとなかなか進まない。確かに需要と供給の問題がありますけれども、西米良村では足りない。いつでもイノシシ、鹿を持ってきてくださいというようなお声も聞いております。この循環的な形で観光資源ということを考えていただければ、非常にそれぞれがやりがいがあるんじゃないかと思っていますので、検討をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

小中高生のネット依存についてということでございます。

きのうのことですけれども、ソフトバンクが大規模な障がいを起こし、通信・通話ができないということで、日本全国パニックになって、そしてまた、世界11カ国が迷惑がかかっているということでもあります。日ごろ、私たちが生活の中

に欠かせないスマートフォンができないということであれば、いろんな問題が出てきている現実です。

テレビで見ましたけれども、今回できないということで、公衆電話が非常に活躍したということですが、10代の人が公衆電話のかけ方もわからないというのも出ておりました。そして、いつもナビを使って道を探すけれども、迷子になった人が多いという人もおります。また、ビジネスには非常に大きな障がいを与えているということでございます。

私たち、子どもの問題も、そのインターネットを使った依存がたくさん問題が出てきているということでございます。今、インターネットに夢中になり過ぎて、やめられない子どもたちがたくさんおります。小中高生のネット依存に的確な手だてを打たねばならないと思います。

これは5年前に城議員、大賀議員もこの問題に警告を鳴らされております。この5年の経過で大きな変化が起きております。病的ネット依存が2012年からほぼ倍増して93万人に上っているということです。中高全体約650万人の7人に1人が依存に当たっているということで、非常に憂慮すべき事態になっております。

そこで、子どもたちのネット依存は、学校の遅刻、睡眠不足、学力低下、ひきこもり、鬱病、暴力に発展する可能性を含んでおります。また、背景にはスマートフォンの急速な普及に加え、LINEなどの会員制の交流サイト、SNSやネットを通じたゲームが広まっていることが大きな問題と言われております。市での小中学生のネットの依存の調査と被害状況はどのようになっておりますか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、泉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

児童・生徒のネット依存に関する調査につきましては、毎年、県が実施をしております。熊本県公立学校心のアンケート調査において、状況把握を行っているところでございます。

最新調査の平成29年度調査結果の中で、ネット依存に関するもので申し上げますと、家庭内のパソコンや保護者が所有する携帯電話などのネット環境を含め、「自由に使える携帯電話やパソコンなどを持っていますか」との問いに対しまして、本市の小中学生の回答者2,665名中、「持っている」と回答した児童は2,013名で、率にして75.5%となっております。

同じく、中学生の回答者1,207名中、「持っている」と回答した生徒は1,

120名で、率にして92.8%となっており、平均しますと、本市の80.9%の児童・生徒がインターネットを自由に使える環境にあるという状況でございます。

また、小学3年生以上に対しましては、「1日（平日）におよそどれぐらいの時間を使っていますか」との問いがあり、「30分未満」と答えた児童の数は423人で、率にして28.6%、以下、同様に「30分から1時間」が370人で25%、「1時間から1時間30分」が254人で17.2%、「1時間30分から2時間」が153人で10.3%、「2時間から2時間30分」が10.4人で7.0%、「2時間30分から3時間」が61人で4.1%、「3時間以上」は116人ということで7.8%となっております。

同じく「30分未満」と答えた中学生の数は120人ということで、率にして10.7%でございます。以下、同様に「30分から1時間」が280人で25%、「1時間から1時間30分」が246人で22%、「1時間30分から2時間」が190人で17%、「2時間から2時間30分」が104人で9.3%、「2時間30分から3時間」が87人で7.8%、「3時間以上」は93人で8.3%となっております。

さらに、小学3年生以上に対しましては「家庭での決まりごと（ルール）があるか」との問いがあり、「ある」と答えた児童の数は944人で、率にして63.7%となっております。

同じく「ある」と答えました中学生の数は600人で、率にして53.6%となっており、平均をいたしますと59.4%という状況でございます。

ちなみに、県平均では、小学生が68.8%、中学生が56%となっていることから、本市は小中学生ともに県平均を下回っている状況でございます。

さらに、同じく小学3年生以上に対しまして「フィルタリングはつけていますか」との問いがありますが、「つけている」と答えた児童は313人で、率にして21.1%となっております。

同じく「つけている」と答えた生徒は441人で、率にして39.4%となっており、こちらも平均しますと29%と低い状況にあることから、より一層の啓発に取り組んでいく必要があると認識をしているところでございます。

最後に、ネット依存による被害の報告につきましては、現在のところ上がっておりません。

以上、お答えいたします。

先ほど、ネットの時間のところを申し上げました。小学校の「2時間から2時間30分」を「10.4人」と言ったということでございますが、正確には「104人」ということでございます。おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 今、調査の内容を詳しく言っていましたけども、やはり徐々に上がっているということは現実だと思います。

また、被害は起きてないということですが、その中で、いろんなグレーゾーンの中の子どもたちがいるのではないかと。やっぱりしっかりと調査をしていただきながら、フォローのほうが必要であると思っております。

私は、つい先日、地元の高校の人たちが非常にすばらしい試みをしているということで、木下議員と一緒に地元菊池高校を視察研修に行っていました。その菊池高校の取り組みは、部活動の中にスマートアクティ部、簡単に言うと、インターネット、SNSのトラブルを予防、そしてまた、それを学び、啓発していく部ということで、そういう部を菊池高校のクラブの中でつくっているということで、すばらしい試みで、これはテレビにも紹介されたということをお伺いしました。自分たちの問題ですので、自分たちでそれを取り組み、やっていく。どういう取り組みをされているのかというと、生徒同士の啓発活動、そして、相談の対応、そして、防犯に向けた取り組み、そして、研究活動や文化祭等の発表会、そして、地域にもそれをいろんなところに発表して、その啓発活動をしているという活動でございます。本当に自分たちが使うものを自分たちで勉強して啓発していくということは、非常にすばらしい取り組みだと思っております。そういう意味で、スマホを無理に取り上げるのではなくて、自分たちの意思で行動を変えていくという支援が必要であると思っております。

今後の対策として、市はどのような対処をしていかれようとしているのか、ご質問させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） 泉田議員のご質問にお答えします。

調査結果を受けまして、自由に使える携帯電話などやパソコンの所持率が増加を続けておりまして、また、LINEやオンラインゲームの利用もふえ続けている中、情報モラル教育の充実が今後ますます求められていくというふうに考えております。

情報モラル教育といいますのは、情報社会の中で適正な活動を行うためのものになる考え方を育てるものでございます。例えば、ルールやマナーを守るとか、あるいは他者の権利を守るとか、あるいは情報社会の危険から身を守るとか、そういうふうな教育になりますが、それらのさらなる充実を目指して、各学校の実情に応じた指導はもちろん、PTAなどの講演会や、リーフレット等を使って、利用時間、

利用場所、利用方法について、家庭でのルールづくりに取り組んでいただくよう引き続きお願いをしながら、その情報モラル教育に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、県から提供されております、学校非公式サイト対策に係る調査報告というものがございます。それらも活用しながら、機会、チャンスを捉えて、情報モラル教育の一層の充実や、生徒指導等の資料とするように、各学校への指導も行ってまいりたいというふうに思っております。

一つの例としまして、今、泉田議員が詳しくご紹介いただきましたけれども、菊池高校の学校公認のクラブ活動であります、菊池高校スマートアクティ部というものがございますけれども、実は、11月30日に、七城中学校におきまして、この菊池高校スマートアクティ部を講師にお招きをして、スマホを介したトラブル防止について、高校生の目線からお話をしてもらったこともあります。このあたりも引き続き活用していきたいというふうに考えております。

最後になりますが、睡眠がとれていないなどの生活リズムの乱れが見られる児童・生徒がいる場合は、本人や保護者への聞き取りから、ネットの長時間利用によるものかの確認を行うなどして、実際に体や心の不調を訴える場合については、県から配置されておりますスクールカウンセラーや、市で配置しております心の教室相談員などによる細かな対応を今後も継続して行っていきます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 今後もより一層、菊池の子どもたちに対して予防対策を取り組んでいただきたいと思います。

以上で、終わります。ありがとうございます。

○議長（柁原賢一君） これで、泉田栄一郎君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時48分

開議 午後2時56分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 改めまして、こんにちは。議席番号4番、後藤英夫でございます。

す。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日の質問は5点でございます。1点目は、地域の活性化について、2点目は、救急安心センター事業、＃7119について、3点目は、資料の保管、アーカイブについて、4点目は、土地改良事業について、5点目は、北宮区から深川区の道路改良についてお尋ねいたします。以上の5点をお尋ねいたします。

1点目、まずは地域の活性化についてお尋ねいたします。

菊池の祭りといえば、春のさくらまつりから始まり、夏は菊池白龍まつり、秋の菊池神社の秋まつりとありますが、その中で、ことしの菊池秋まつりは10月15日、月曜日の平日に開催されました。菊池神社の御神幸行列に合わせて、菊池神社から深川神社まで、子どもたちの稚児行列が行われておりました。

また、当日、各商店街も午後から通し物を行っておられましたけど、平日のため、日曜日や祝日より参加者が少ないためか、言葉は悪いですけど、惨めなくらい見物人が少ないと思いました。中央通り、立町、そういった見物客は数えるぐらいのお年寄りだったように思います。市民から、日曜日、祝日に開催されると家族で見に来られるとか、参加しやすいとの意見が多くなっております。やはり菊池神社と協議して、10月の第2日曜日へ持ってくるようにするべきだと思います。これまで何回も協議してきたと思いますが、その現状や問題点、市としての認識を教えてください。

それから、もう一つ、本市のプレスリリースについてお尋ねいたします。

先月、11月25日に「水源食の文化祭」に行っていました。これは歴史と経験に培われた地域の家庭料理を皆さんに知っていただくことや、それを子どもたちや孫の世代に伝えていくことを目的とし、手づくりの家庭料理を持ち寄り、それらを展示、試食、さらには食に関する意見交換会を行うイベントです。大変素晴らしいイベントで、ことしで14回、先輩の指摘どおり、先輩たちと一緒に、木下先輩、山瀬先輩と去年は行かせていただきました。ことしはもう田中議員も一緒に行きましたけど、そういった素晴らしいイベントです。

これで、去年よりもやっぱり少ないなということをちょっと現地でお聞きしました。私も見て、そう思いました。そういったところで、何で少ないのかということで、ちょっといろいろ聞いてみると、やっぱり取材とか、そういったマスコミに対する、来てほしいと。近年、なかなか来てくれないから、来てほしいと言っているけど、なかなか来てくれないと。そういった声をちょっと聞きましたんで、本市のプレスリリースについて、ちょっと聞いてみたいと思います。

こういった市民の声を最近市内各地でたくさん聞きます。本市の活性化のため

にも、祭りやイベント、さらには市民の取り組みや地元高校生の活躍等、もっと広く知ってもらいたいんですが、本市は広報誌などはよく取り上げておりますが、マスコミ等へのプレスリリースはしているのでしょうか、現状を教えてください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの質問の秋まつりの件について、私のほうから答弁させていただきます。

菊池秋まつりの通し物につきましては、明治3年に菊池武時公、武重公、武光公の御神体が菊池神社に御鎮座された折、隈府地区の方々が喜びの余り、御神幸行列に続いて町中を練り歩いた故事によるものと伺っております。

このため、現在は菊池神社の御神幸行列と合わせまして、毎年10月15日に菊池市祭実行委員会によって実施されており、御神幸行列とは切り離せないものとなっております。

議員のご意見のとおり、見物に訪れる沿道のお客様の数は、以前と比べますと大変激減している状況にあり、特に平日の開催となりますと、見物客はさらに減少し、隈府地区の商店街一帯での交通規制により、規制区域内にある病院や金融機関をご利用いただく方にも大変ご不便をかけているという問題もあります。

このようなことから、菊池神社の御神幸行列と菊池秋まつりの通し物を休日に行うための協議を菊池神社と平成25年以降5回ほど行っております。また、このほかにもさまざまな機会を通じて、実施方法などについて意見交換等も行っているところでございます。

菊池秋まつりの通し物につきましては、市民参加型のまつりとして、祭実行委員会での議論を初め、広く市民の皆様のご意見等も伺いながら、実施方法などの検討を行うとともに、菊池神社との協議につきましても継続して進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 皆さん、こんにちは。プレスリリースについてお尋ねですので、お答えいたします。

イベント等のプレスリリースにつきましては、事業の周知により参加者の募集を行ったり、イベント等が報道機関に取り上げられることによって、本市の魅力が市内外に認知されるといった事業の効果の増大を目的として行っております。

市役所の各担当課で記事を作成し、市長公室のほうで集約してプレスリリースを

行っております。

具体的には、地元の新聞社を初め、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関25社に対してファクスで、また、各社の報道担当者等の個人宛ての40人にメーリングリストにより送付をしているところでございます。

まつりを初めとしたイベント等について、昨年度は約90件、本年度も現在までに約80件のプレスリリースを実施しております。

適切な時期に確実に行うとともに、特に周知が必要なものにつきましては、再度プレスリリースを行うなど、市からメディアへの情報発信力の強化に努めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございます。

熊本市のあの大きな藤崎宮の祭りでも、何回も協議を経て、日曜日開催となったと聞きました。子どもからお年寄りまで、より多くの市民が参加できれば、地域の活性化につながります。消費もふえます。そして、以前の私のように、本市出身で県外で生活している人にとっても里帰りの契機となり、移住定住に結びつくかもしれません。それから、やはり小中学生の子どもたちがいないと、にぎわいがないと思います。

そこで、秋まつりが15日、もし固定であれば、平日開催になった場合、市内の小学校だけでなく、中学校も休みにすることも検討してみてもどうかと思います。例えば、八代市の妙見祭や、熊本市の川尻の祭りでは、その日の小中学校は午前中授業だと聞いております。これは質問ではありませんけども、教育委員会で検討もぜひよろしくお願い申し上げます。

また、近年では、まつりの参加団体が減少傾向にあります。これは学校クラブ活動の社会体育への移行など、さまざまな原因があると考えられますが、日曜日開催にすることで、よりまつりに参加しやすくなり、地域間交流も活発になると思います。

それから、プレスリリースについてですが、こちらについては、本市はしっかりやっておられるということで安心しました。これからも継続してやっていただきたいと思います。

ここ一、二年、地元の行事や学校での取り組みなど、マスコミに取り上げてもらえないという市民の声が非常に多かったため、あえて質問させていただきました。

地域の活性化につながるような、市民に喜んでもらえるような、そして、子ども

たちの努力が報われるような報道がなされることを期待いたしまして、次の質問に移ります。

2点目は、救急安心センター事業、＃7119について質問します。

ことしは暖冬だと言われていますが、けさは寒さが少し厳しくなり、やっと冬らしくなったように感じます。気温が下がってまいりますと体調を崩す人もふえてまいります。高齢者が多い本市では特に心配だと思えます。1年を通して、12月、1月が最も救急車出動が多く、ことしもまたその季節がめぐってまいりました。

そこで、救急車出動状況について質問します。

本市の過去3年間の救急車出動状況を教えてください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 改めまして、こんにちは。

それでは、過去3年間の救急車の出動件数ということでございます。

菊池広域消防本部の資料によりまして、菊池市における救急車出動件数のほうをご報告させていただきたいと思えます。平成27年で2,499件、平成28年で2,570件、平成29年で2,615件と、増加の傾向にございます。

また、後藤議員がおっしゃられたとおり、月別では12月、1月が出動件数が多くなっております。この時期については、日平均9回ほどの出動が行われているというような状況になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 毎年約2,500件、しかも少しずつふえている。それに、これは本市より人口が多く、面積が狭いお隣の合志市よりも、大体200件ぐらい多い件数です。菊池郡市2市2町の中では、菊池市の救急車出動件数が一番多い状況になっております。2,500件という件数は、本市の規模ではとても大きい数字で、救急ニーズの高い自治体だと言えます。

そこで、最近よく耳にします、総務省消防庁が推進する電話相談窓口、救急安心センター事業（＃7119）に参入してはどうかと思えます。これは急なけがや病気のとき、救急車を呼ぶべきか、自分で病院に行ったほうがいいのか迷った場合、医師、看護師などへ電話相談できる共通ダイヤルのことです。その効果は、市民に安心・安全を提供し、軽傷者の救急搬送の減少により、救急車の適正利用が進むとともに、休日、夜間の受診者や相談電話が抑制されることで、医療機関の負担軽減につながると考えられます。このことについて、執行部の考えを教えてください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） #1179の救急安心センターの事業につきましては、今、議員のほうからご説明がございました。

事業の効果としましては、緊急時の相談の窓口になること、また、おっしゃったとおり、救急車の適正な利用が図られることというのが挙げられております。

総務省の消防庁の資料によりますと、現在、導入している自治体といたしますのが、宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、大阪府内の全市町村、札幌市、横浜市、神戸市などでございまして、九州では福岡県のみというふう聞いております。ただし、人口のカバー率、日本の人口から見ますと、平成30年10月1日現在でございすけども、40.6%がカバーされているというような事業というふうにお聞きしております。

また、平成28年の消防庁の通知がございまして、救急安心センターの事業のさらなる取り組みの推進についてというのがございまして、実施地域の単位、規模でございすけれども、スケールメリット及び相談員等の確保の点から都道府県単位での運用が望ましいため、原則として都道府県単位で実施することというのもございす。

事業の導入に当たりましては、相談員の確保であったり、多額な導入・維持経費も想定されるところでございすので、本市単独での導入は厳しいのかなというふうには考えております。広域連合と協調しながら県での導入をお願いしてまいりたいというふう考えております。

済みません、ちょっと訂正をお願いいたします。

「#7119」と申し上げるべきところを「#1179」と申し上げて、申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 今から例を申し上げます。

これは同じ九州の福岡県のケースですが、2016年6月に#7119を開設したところ、翌年は3万3,503件の相談があり、119番が必要なのは全体の3割だったそうです。救急車の適正利用という結果がしっかり出てきていると思います。

また、同県では、自宅で転倒した90歳の女性から相談があったため、119番を勧めた結果、女性は病院で外傷性硬膜下血腫と診断されたそうです。

県の担当者は、重症なのに119番をためらうケースもある。不要不急の通報を

減らすだけでなく、命を守る窓口にもなっていると強調しています。

今年度から鳥取県が実施を決め、広島市も、山口県東部7市町も含む周辺自治体に参加を呼びかけています。また、お隣の分県も調査研究に乗り出しています。

本市は高齢者率が高く、面積も広いです。救急ニーズの高い自治体だと思いますので、救急業務のあり方も含め、今のうちからしっかりと考えていかなければならないと思います。大切な命を守るため、また、お年を召された諸先輩方々のためにも、まずは費用対効果など調査研究をしていただくとともに、県に働きかけていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

3点目は、資料の保管、アーカイブについて質問します。

ことしの8月16日、商工会指導員OBの坂本さんに大琳寺集会所に来ていただき、菊池の昔の写真をスライドで見せていただきました。とても華やかな雰囲気、街並みの様子や、戦時中の写真もありました。また、今はない桜座や、ちょっと私たちが懐かしい寿屋などの画像もあり、今とは違った菊池のよさを感じました。本市には輝かしい歴史があり、また、古文書等も多数あります。この菊池の歴史を全国に発信し、また、次世代に残すことも大切だと思いますが、資料の保管やアーカイブの状況を教えてください。

○議長（柘原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、後藤議員からご質問がありましたアーカイブの取り組み状況と資料の保管状況はということで、図書館で取り組んでおりますデジタルアーカイブ事業の取り組みについてお答えをさせていただきます。

デジタルアーカイブ事業は、文化資源をデジタル情報として記録保存を行い、有形・無形の文化財などを記録し、保存するとともに、ネットワークを用いて広く市民等に提供し、活用を図ることで貴重な文化遺産を次世代へ引き継ぐとともに、地域の歴史や文化を発信していくというものでございます。

保存の対象は菊池にかかわる過去の風景・風俗の記録、文化財・歴史的資料・伝統芸能・伝統技術の記録、地域産業の記録など多岐にわたりますが、これまでの資源をデジタル化することにより、劣化や破損を気にせず、貴重な資料を提供することができるとともに、原資料の保護にも寄与できるものでございます。

また、資料のデジタル化作業につきましては、市民ボランティアの方々にご協力をいただきながら、画像取り込み等の作業を進め、さらに整理作業においては、県立大学のご協力により「和漢籍分類目録」、これは古文書の目録というものを作成するなど、市民や大学との連携により作成を進めております。

そのほか、ICTの活用によって、同時に多くの方々への資料の提供が可能となり、小中学校の郷土学習や、生涯学習の取り組みにも活用できるものと期待をいたしております。

本市のデジタルアーカイブについては、各所管課において平成27年度から旧市町村の広報誌を初め、市の有形・無形、指定・未指定の文化財全般や、菊池の残すべき歴史をデジタル化し、インターネット上で閲覧できるよう取り組み、平成29年度の中央図書館開館にあわせまして、図書館で事業を一元化し取り組んでいるところでございます。

これまでのホームページ掲載点数は、平成30年12月1日現在で古文書関係及び古い写真関係で2,777点となっておりますが、掲載しているものの中には、「嶋屋日記」「菊池川全図」「菊池万句連歌」などの本市の重要な歴史的資料もございます。また、できるだけ掲載点数がふえるよう、区長会にお知らせをし、地域の記憶を地域で残す取り組みを始めたところでもございます。今後も地域を回り、資料の提供をお願いしながら、整理を進めていく所存でございます。

また、この取り組みは活用されないと意味がございませんので、活用を広げるために、現在図書館で実施しているアーカイブを紹介するためのイベントに取り組んだり、ほかのサイトにバナーを貼るようお願いをしたり、市民講座で活用するなど、効果的なアプローチを実施してまいりたいと考えております。

そのほか、貴重な歴史的資料であります、原資料の保管につきましては、中央図書館内にあります古文書保管室において、湿度・温度管理をしながら適性保管に努めているところでございます。

最後に、図書館では毎月第3土曜日に古文書や古い写真等の受入相談も行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございます。

活気にあふれた華やかな時代の様子を知ること、現在のまちづくりのヒントになるかもしれません。また、各家庭に眠っている貴重なお写真や古文書等を提供してもらえるように、先ほどお話がありましたが、促していただきたいと思っております。写真の中の人物や撮影箇所などの説明ができる人が高齢になってきているので、課題も多いとは思いますが、よろしく申し上げます。

また、先ほど紹介しました坂本さんのような菊池の歴史を伝えてくださっている方々、ボランティアの方々をしっかりと市としてもサポートしていただきますよう

重ねてお願い申し上げます。

それから、これとは別に、行政資料全般のデジタルアーカイブも必要だと思います。国会でも公文書の破棄や改ざん問題がありました。本市も公文書の管理を徹底すべきだと思います。各支所には大量の書類が山積みになっていると伺っています。それらを電子データにすることで、事務所のスペースを減らし、また、いつまでも大切な資料を確実に保存することができると思います。ぜひこちらのほうもよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

4点目は、土地改良事業について質問します。

管轄の主管課は何課でしょうか。それぞれの土地改良区に、市として補助金を幾ら出しているのでしょうか。また、それはどの程度、職員の給与に充てられているのでしょうか。お願いします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

土地改良区につきましては、合併前の各市町村ごとに四つの土地改良区が存在しております。それぞれが独立した団体でもございます。

お尋ねの市の主管課につきましては、土地改良事業や補助金の関係から、農林整備課が担当しております。

次に、市からの補助金につきましては、菊池市内土地改良区管理運営事業補助金交付要綱に基づきまして、毎年、各土地改良区の職員人件費に対して補助を行っております。各土地改良区の平成29年度の補助金の実績としましては、菊池市土地改良区に1,094万円、七城町土地改良区に430万8,000円、旭志村土地改良区に296万2,000円、泗水町土地改良区に478万4,000円、合計で2,299万4,000円となっております。人件費に占める割合といたしましては、72%程度を補助しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） たくさん税金が使われているということで、回答ありがとうございます。

菊池市が合併して13年になるが、なぜ土地改良区の合併の話は出ないかと思えます。合併することで経費削減になると思うのですが、本市の考えと、把握している問題点などがあれば教えてください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 土地改良区の合併についてのご質問だったかと思います。

土地改良区につきましては、合併協議の中でも重要であると判断され、Aランクに位置づけられて協議がされております。

確認されました内容は「土地改良区については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努める」となっております。統合のメリットであります維持管理費の削減や事務の効率化が図られることから、事務局レベルでの会議を初め、先進地の研修や県の関係課を招いての理事・総代への説明会などを開催してまいりましたが、それぞれの土地改良区の考え方や事情があり、合意ができないことから、統合に至っていない現状でございます。

市としましては、今後も合併協議会の確認に基づき、土地改良区の統合に向けて、必要に応じて調整に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 合併協議会とか開かれているということで、促していきたいということも、ちょっと今、話がありましたが、合併があれば、いいこと、メリットを三つほど具体的に説明したいと思います。

平成34年度から法改正があつて、貸借対照表の作成が義務づけられるため、複式簿記のシステムが導入されます。これはソフトが、今、例えば四つ土地改良区があれば、4カ所必要になってきます。そして、コピー機などもそれぞれ必要になりますし、事業所も人件費も当然かかってきます。

それから、理事会や総代会、先ほど話が出ましたけども、理事会を年間約6回、総代会を2回開催していることがわかっております。それぞれの土地改良区で回数を開く必要もなくなります。また、総代などの役員の担い手や、農業者の高齢化に伴い、人選が難しくなっています、担い手もですね。合併して範囲を広げることで、地元への負担が減るのではないかと思います。

最後に、施設の維持管理、こちら、パイプラインですとか、水利組合、地元委員会での水利の調整等を行っていますが、担い手の減少や、農業者の高齢化に伴い、施設の維持管理を地元で行っていくのが困難になっていくので、合併することで人員を整え、将来に向けた維持管理の体制を強化していけると。

また、竜門ダムのパイプラインや水路は旧市町村をまたがってつながっているため、漏水等緊急の際の処置であっても迅速に行えるといったメリットがあります。

農業は本市の基幹産業です。それぞれの土地改良区にもいろいろな考え方や思いがあるかもしれませんが、菊池市の将来のため、3年後の土地改良区の法改正もありますので、土地改良事業、ぜひ合併を、それぞれの土地改良区、合併を促して、市として促していきたいと思います。もう一度、前もあったんでしょけども、今からもしっかり合併を促していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

5点目、北宮区の北宮団地西側から深川区へ通じる農道の道路改良について質問します。

この農道先の市営北宮団地は、現在戸数119戸で、この団地を挟む南北には個人経営のアパートも数十戸あり、進入路、これは出入り口ですが、赤星地区へ向かう市道菊戸線しかありません。そういう中で、近年、全国各地で起こっております地震、豪雨等、未曾有の大災害が発生した場合、この出入り口しかない北宮団地の方々は逃げ道もありませんし、災害が起きた場合の支援物資等の搬入路もない状況です。

また、この敷地の児童は、小学校が隈府小学校と菊之池小学校と、それぞれ行っているところではあるんですけど、菊之池小学校に向かう生徒は、北宮団地の北側のアパートの人たちですけども、この人たちはちょっと横の路地といえますか、西側のところから出て、納骨堂に行く細い道があるんですよ。ここを通って菊之池小学校に、5人ぐらい待ち合わせて行っているということを取り上げて聞きました。ここはやっぱり夕方から非常に真っ暗で、非常に草も生い茂っています。このような危険な状況でありますので、北宮団地の住民はもちろん、関係区民、地権者等からの道路の拡幅及び市道認定の要望が上がっており、また、今月の10月5日には、菊之池区長会を初め、深川、北宮、大琳寺の各区長で、この農道の市道化について、道路改良市道認定について、要望書が出ていると思います。この狭く舗装もされていない農道ですが、地域の皆様の要望どおり道路を改良し、市道認定すべきだと思いますが、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 皆様、こんにちは。ただいま後藤議員のご質問をいただいたところでございます。現在、農道を改良して市道認定する、それに対する執行部の考えということでございます。

本市の道路の改良工事につきましては、さきにまとめました道路整備マスタープランに基づき整備の優先順位を決めているところでございます。この場所につきましては、現状としては早期の工事着手は、現在のところは困難だと考えております。

しかしながら、国道325号の4車線化等、地域情勢の変化により整備の必要性が高くなった場合は、状況に応じて対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） しっかりと社会情勢を見ながら、道路マスタープランの見直しも少しは考えながら、市道になることで、住宅やアパートが建設され、人口がふえて、本市の活性化につながっていきますので、ぜひ市道認定について前向きに考えていただきますよう要望し、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（柘原賢一君） これで、後藤英夫君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は12月10日に行います。引き続き、一般質問となっています。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。よろしかったら傍聴席の方もお願いします。

（全員起立）

どうもお疲れさまでした。

散会 午後3時33分

第 4 号

1 2 月 1 0 日

平成30年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成30年12月10日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	元島 加奈子 さん
総務部長	上田 俊介 君
市民環境部長	古田 浩敏 君
健康福祉部長	中村 隆純 君
経済部長	谷田 修 君
建設部長	淵邊 政博 君
七城支所長	榎田 邦昭 君
旭志支所長	岩根 卓士 君
泗水支所長	坂本 忠弘 君
財政課長	上田 敏雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾 孝浩 君
市長公室長	前川 幸輝 君
教育長	渡邊 和博 君
教育部長	大山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂本 高秀 君
水道局長	大塚 忠康 君
監査委員事務局長	清田 幸臣 君

事務局職員出席者

事務局 長	徳 永 裕 治 君
事務局 課長	歌 岡 憲 一 君
課長 補佐	松 原 憲 一 君
議会 係長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立願います。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（柁原賢一君） それでは日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

初めに、猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 皆様、おはようございます。猿渡美智子です。

早速ですが、通告に従って質問をいたします。

去る12月6日、臨時国会で水道法改正案が可決成立いたしました。この改正のポイントは、水道事業の民営化につながるコンセッション方式の促進が盛り込まれていることだとされております。

では、そのコンセッション方式とは一体どんなものなのか。荒尾市が行っている水道事業の包括民間委託や、菊池市が行っている部分的な業務委託等の違いは何か、質問をいたします。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） 改めまして、おはようございます。猿渡議員のご質問にお答えします。

コンセッション方式につきましては、官民連携の一つの手法でございますが、簡潔に申し上げますと、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式のことでございます。

水道事業におきましても、現行制度のPFI方式により、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能ですが、そのためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要になってまいります。

今回の水道法改正では、不測のリスク発生時に対する地方公共団体の責任を明確にしたもので、水道事業の認可を地方公共団体に残したまま、民間へ運営権の設定

が可能とすることで、水道事業者としての位置づけを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設されたものとなっております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 所有権は自治体に残す。運営権は民間企業に渡すということだと思いますが、これまでは自治体がお金を払って仕事の一部をやってもらおうという形での業務委託でした。それとは反対に企業からお金をもらって、運営権を渡してしまうコンセッション方式とは大きな違いがあると考えます。

コンセッション方式の場合、主体は企業、事業計画を立てるのも実施するのも企業、自治体が水道料金の上限を決めることになっているとのことですが、その範囲内であれば、料金を幾らにするのか決めるのも、そして、料金をもらうのも企業、その中から企業の利益が生まれていくこととなります。

安倍総理は国会答弁でコンセッション方式は民営化ではないと言われていましたが、運営権を企業に売却するわけですから、実質的には民営化ではないかと思っております。

副総理である麻生氏が2013年に「世界中ほとんどの国で民間会社が水道を運営しているが、日本では国営もしくは市営、町営である。これらを全て民営化する」と発言されたことは、たびたび報道されているところで、国が目指している方向がうかがわれます。

また、水道法の改正に先立って、ことしの5月、民間資金を活用して社会資本を整備するための法律、いわゆるPFI法が改正されています。PFI法改正の中には、水道事業にコンセッション方式を導入した場合の特典が既に用意されています。それは自治体が過去に借り入れた公的資金を保証金を支払わずに繰上償還ができますよという内容です。財政の厳しい自治体に借金を返しよくしますというエンジンが用意されたわけで、そのエンジンを取りにいくか、ちょっと待てよと見合わせるか、決めるのは自治体です。

既にコンセッション方式の導入に積極的な姿勢を見せている自治体もあるとのことですが、本市は、現在、コンセッション方式を導入する考えを持っておられるのでしょうか。これを2回目の質問とします。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） ただいまの質問にお答えします。

本市では、水道の窓口業務などの一部を民間に委託をしておりますが、今回の法

改正にあるような、事業全体を民営化するといった検討まで行ったことはありません。水道施設の現状を踏まえまして、利用者にとって良質な水道経営につながるもののかなども分析する必要がありますので、これから幅広く検討していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 今のところは検討は行ってはいない。だけれども、今度は幅広く検討していきたいという答弁でしたが、市民の命と暮らしに直結する水道は最も重要なライフラインであり、公共で確保するべきものだと私は考えております。ですから、市がコンセッション方式の導入を現在は考えていないというのは、一定の安心するところではあります。しかし、それが問題解決では決してありません。なぜなら、老朽化によって水道管などの維持更新費は上がるのに、料金を払って水道事業を支える人口は減少しているという今後の水道事業にとって、とても厳しい現実があるからです。

菊池市も決して例外ではありません。その解決策だとしてコンセッション方式が提案されてきているわけですから、抱えている現実と向き合うことなしに、根本的な課題解決にはなりません。

菊池市水道会計は、現在のところ、黒字ですが、将来的に資金不足になる可能性も小さくないと思います。このことに関して菊池市総合計画は「老朽化が進んでいる水道施設の更新事業に取り組む必要がありますが、給水人口の減少が影響し、給水収益の向上が期待できません。中・長期的な更新事業計画の策定や、経費の削減が必要です」と書かれてあります。

さらに、これからの取り組みとしては「次期水道ビジョンを策定し、安全安心で快適な水道事業を推進します」と書いてありました。

施設老朽化に対応して、今後の安定供給を図るには、まず実態把握が必要です。

そこで、質問します。

市内には更新が必要な水道管がどのくらいあって、更新にはどのくらいの費用がかかるのか、試算はできていますかということ。また、総合計画に書いてある次期水道ビジョンの策定は進んでいるのかということ。以上、2点お尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） ただいまのご質問にお答えします。

厚生労働省が策定した新水道ビジョンが目指す方向性である「強靱」、「安全」、

「持続」を踏まえまして、本市の水道の現状と将来の見通しを分析し、その結果をもとに今後のあるべき姿を示すために、平成32年度に菊池市水道ビジョンを更新することとしております。そのために水道施設の現状を把握することを目的といたしまして、昨年度と今年度の2カ年で、アセットマネジメント策定業務を委託しております。

水道管などの施設の更新につきましては、法定耐用年数が過ぎても利用可能な施設は長く多用していくということが、財政面でも負担が少ない水道事業の運営につながります。更新の費用につきましては、アセットマネジメント策定業務により、現在ある施設の分析を進めることで、更新が必要となる対象が見えてまいります。これを次の水道ビジョンの中で計画的な更新計画として定めることとしておりますので、試算等はその中で判明していくこととなっております。

それから、水道ビジョンの進捗状況というようなことですが、こちらにつきましては、アセットマネジメントの策定業務により水道施設の詳細が明らかになってまいりますので、これをもとに平成31年度に菊池市水道ビジョンの素案を作成いたしまして、平成32年4月公表に向けて計画的に進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 今の答弁によりますと、アセットマネジメントはもう済んでいると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） アセットマネジメントにつきましては、昨年度と今年度で行っている途中でございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） では、アセットマネジメントの結果がいつごろ出るかというのをお知らせください。

○議長（柁原賢一君） 水道局長、大塚忠康君。

[登壇]

○水道局長（大塚忠康君） 結果につきましては、本年度末までの委託期間としております。これを来年度に、それをもとに水道ビジョンのほうで分析を進めてまいります。

す。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） アセットマネジメントの結果が本年度末には出るということですので、そのことについては、改めて質問をさせていただきたいと思います。

マスコミ等で水道事業の民営化について語られるときに、私は、つまごめ荘民営化の論議の中で使われた言葉が重なってきます。それが今回の質問の動機の一つになりました。こんな言葉です。「民ができることは民でというのが基本的な流れです。持続可能なサービスのための民営化です。安定した経営のために民間のノウハウが必要です。老朽化して建てかえが必要になったとき、市には資金がありません」、そんな言葉を何度も聞いてまいりました。

水道ビジョンの策定はこれからということですが、対応がおくれてしまうと、同じような財政論になりはしないかという危機感が私の中にはあります。将来を見据え、計画的に備えていかなければなりません。自治体の水道事業を立て直すための水道法改正と言われていますが、民営化が本当にその解決につながるとは言えないと思います。

先日の熊日新聞でも、海外で民営化した都市では、料金の高騰や水質悪化が相次ぎ、オランダの民間団体の調査では、2000年から2016年の間に、少なくとも世界33カ国の267都市で水道事業が再び公営化されていると報じられました。その中にはベルリン市のように、企業から運営権を買い戻すのに13億ユーロという膨大なコストをかけた都市もあります。パリ市では公営に戻したことによって、むしろ8%の水道料金の値下げを実現しています。民営化は問題を解決する魔法のつえではありません。

もう一つ、別の危機感を持っております。それは水道事業の運営権をコンセッション方式で企業に売却するときに、議会の議決は不必要であるという特例が改正されたPFI法についていることです。これまで大阪市や奈良市では、水道事業の民営化案が市議会で否決されてきましたが、これからは議会の承認は要らなくなります。そんなことはないと思っはいますが、次期水道ビジョンが出てきたら、コンセッション方式だったということも不可能ではないわけです。

そこで、市長に2点伺います。

まず、市長は、これからの菊池市水道のあり方をどのように考えておられるのでしょうか、見解をお示してください。

2点目、今後、水道事業が厳しい局面を迎えることが予想されます。料金改定も

含めて運営の仕方に何らかの変更があるときは、市民と課題を共有し、合意形成を図ることがとても大切だと考えますが、この点について、市長はどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。

今後の本市の水道事業のあり方についての見解を述べよということと、市民の声をどういうふうに、今、聞いていくかということのご質問でございます。

まず、菊池市の水道事業というのは、ほぼ地下水で賄うことができておりまして、大変恵まれた環境でございます。これらを利用した菊池市の水道というのは大変貴重な資産であるというふうに考えております。

今回の水道法改正は、人口減少に伴う水の需要の減少、あるいは水道施設の老朽化などの水道の直面する課題に対しまして、基盤強化を図るというものでございますけれども、その手法の一つに官民連携の推進というものが盛り込まれておりますが、自治体により水道事業のありようというのが全く異なりますので、これを導入することが果たして本市水道事業にとって適したものなのかどうかという点は、十分に分析して見きわめる必要があるというふうに考えております。

一方で、本市の水道施設は、老朽化に伴う更新時期を迎えておりますので、より正確な状況を把握するためにアセットマネジメントに取り組んでいるわけでございます。その結果を踏まえまして、どうすれば永続的に安全安心な水道水の供給ができるかという点から慎重な検討を行って、次期水道ビジョンに反映させていきたいというふうに考えております。

それから、2点目に、市民の意見のフィルタということのご質問でございましたが、官民連携に関する意思決定はもとよりでありますけれども、水道料金等は条例で定めておりますので、議会の皆様には当然お諮りするということになりますが、水道事業全体の見直しの必要性が生じた際には、水道利用者にとって非常に重要な決定事項であるというふうに思いますので、そういった際には幅広く意見を聞けるような手法をとっていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、まずはアセットマネジメントの結果を踏まえて、来年度に検討に入るということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 市長のお言葉の中に、菊池市水道はほぼ地下水であり、非

常に恵まれた環境、大事な資産であるとのお言葉がありました。私もこの点、全く同感です。質のよさはもちろん、水源が高いところに設置してあるので、自然流下で流れるようになっていて省エネでもあります。この近くて高いところにある水源というのは、これから水道事業を維持していくときに大きな力になっていくものと考えております。

よく人材不足も言われておりますが、先日、水道局でお話を聞きましたところ、本市の水道局には専門的な資格を持った若い職員さんが数人いらっしゃるということで、今のところ、体制の維持というのもできているように思われます。これは市民の財産であります。本当に大事にしていただきたいと願っているところで

す。

昨日の熊日新聞に堤未果さんの論壇が載っていましたが、その一節にこう書いてありました。「今回の水道民営化法で突きつけられているのは、100年先を見据えた制度設計と、そのための人材を国内で育てることに資本を投じる意思があるかどうかだ」と、このように述べてありました。

先日、城議員の一般質問で、市営牧場跡地に植林をするという計画ができたということがわかりました。民間に一度手渡してしまった市営牧場跡地でしたが、お金をかけて買い戻して、そして、植林をする。広葉樹も計画の中に入っていると言われました。水源を保っていくために、これはそれこそ100年先を見据えた事業になっていくのではないかと本当に歓迎するところです。目先の利益、節約だけを考えていたのでは、100年先の子どもたち、子孫に安心安全、今、私たちが恩恵をこうむっているような安心して飲める水道水を提供していけるかどうかはわかりません。

市長の言葉で一点不安に思うのは、アセットマネジメントの結果を踏まえて検討に入る。それでは、結果がもし莫大な更新費用がかかるということになったら、コンセッション方式も視野に入ってくるということでしょうか。市長、重ねてお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のご質問に対しては、仮定の話でございますから、私も今答えようがないわけでありまして、コンセッションというのは、こちらの都合だけではなくて、今度は受ける側の論理もありますから、例えば、仮にですけれども、莫大な費用がかかるものを果たして事業として成り立つのかどうかという、民間側の考えもあると思いますから、今の段階では、ちょっと一般論ではお答えをいたしかねるという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 自治体の中には、アセットマネジメントの結果を市民にも正直に報告をして、そこから市民と話し合いを重ね、これからの自治体の水道事業のあり方をみんなで決めていくというポジションをとっているところもあります。もしかしたら水道料金の値上げということにつながるのかもしれませんが、それこそ、何をこそ守るべきかということは、市民も議会も行政も一緒になって考えていかなければならないと思います。早計な判断だけはなさいませんようにということで、今回の質問を終わって、次の質問に移ります。

災害時の停電・断水対策について質問をいたします。

ことは、大阪北部地震、西日本豪雨、北海道地震と災害が続いた年でした。そのたびに大規模な停電や断水が起き、市民生活に大きな支障が出ました。ちょうどそのような折、熊本地震のときに1カ月避難所生活をしたという大津町の方の話を聞く機会がありました。その方は、食事より何より、一番困ったのは断水で流すことができないトイレだったと話されました。

熊本地震の記録として、熊日新聞社がことし出版した「あの時何が」という本にも、停電と断水で汚物が流せず、使用できなくなっていた益城町の避難所のトイレで、女性職員さんがごみ袋で覆った手を便器に突っ込み、たまった汚物を取り除いたということが紹介されていました。各地の避難所で大変な思いをされています。

そこで、今回は、災害時の停電・断水対策の中でも、避難所のトイレ対策はどうなっているのかをお尋ねします。

停電や断水が起きても、一定の安定・安心のもとにトイレが使えるようになっていくのでしょうか。まず、中心的な役割を果たしている七城、旭志、泗水、中央の各公民館はどうなっているのか。次に、その他の指定避難所はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 改めまして、おはようございます。それでは、災害時における避難所のトイレ対策ということでございます。

災害の規模や内容により対応が異なりますけども、水洗トイレを対象といたしまして条件をつけた上で、最初に開設する4カ所の避難所について、停電時と断水時に分けてご説明したいと思います。

まず、停電時につきましては、トイレの排水先であります下水処理場、公共下水

道とか農集とかございますけども、そこに自家発電等がありまして、排水が可能であると。また、上水道においても自家発電があつて給水ができるという条件で比較いたしますと、中央公民館については、受水槽から加圧の給水で行っておりますけども、自家発電があるということで、水洗トイレの利用は可能かということです。

また、旭志、泗水の公民館につきましては、上水道から直接給水となっておりますので、当然使用は可能ということです。なお、七城の公民館におきましては、給水に井戸水を利用しておりますので、自家発電がない場合には使用できないという形になるかなというふうに思います。

次に、断水時でございますけども、上水道が被害を受けたというような想定でございますけども、中央公民館については受水槽に貯水量がある限りは使用可能かなと。また、旭志、泗水の公民館については、水道で直結しておりますので、使用はできないと。また、七城公民館においては、給水に井戸水を使用しておりますので、使用は可能というふうな形になるかなというふうに思います。

その他の避難所につきましても、トイレが設置してある避難所及び避難場所について46カ所ほどございます。停電時については、先ほどと同じように、トイレの排水先が確保できている、また、上水道も自家発電等で給水が可能であるという条件でしますと、26施設が上水道からの直接の給水となっておりますので使用が可能となります。また、9施設が高架水槽が設けてございますので、高架水槽にたまった量の分については使用可能かということでございます。

次に、断水時でございますけれども、上水道が当然被害を受けてあるという想定でございますけれども、井戸水を利用している13カ所は使用可能です。また、別途の13施設については受水槽がございまして、その貯水量に限り使用可能かなというふうに考えます。

災害時のトイレ対策につきましては、停電や断水などが発生する大規模災害時におきましては、トイレなどの生活排水を処理します下水道施設でありますとか浄化槽が損傷または使用制限がかかる可能性が高いと考えております。下水道に流さずにトイレを使用できる「簡易トイレ」が有効と考えておりまして、2万袋分は備蓄をしている状況でございます。災害時には各避難所にこの簡易トイレを配布する計画でございます。

また、県が熊本県環境事業団体連合会と締結しております「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定」を利用しまして、避難所に仮設トイレを設置する計画もいたしております。

また、県の事業でございますけれども、旭志と泗水の道の駅には災害時に利用できるトイレの設置工事が行われておりますので、これも活用可能かなというふうに

考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） いろいろな対策が講じられているということがわかりました。中央公民館には、簡単に言えばタンクですよね。タンクがあつて、以前、お尋ねしたら、トイレだけに使用したと仮定して、2, 800回は流せるという計算だと教えていただきました。2, 800回流せるということは、1人平均して5回と計算するのが通常だということですので、延べで560人分という計算になるかと思ひます。しばらくは普通に使えても、それが何日もっていくのかというのは、避難された方の人数次第ということになるのだと思ひます。

また、今の答弁にもありましたが、以前、一般質問で平議員が取り上げられていた簡易トイレは、我が家にも実は備蓄をしております。しかし、これは避難所で使うということには、ちょっとそぐわない面が大きいのではないかなというふうに私は考えています。

仮設トイレも有効でありますし、協定が結んであるということで、それは大変大切なことだと思います。なくてはならないと思ひますが、災害弱者の方々にはトイレ弱者でもあることを考えると、その仮設トイレはどうしても使いにくさがあると思ひます。実際、自治体の職員さんが、仮設トイレの段差を上るのに高齢者の方が大変苦労されていたという話をされていたのを聞いたことがあります。

対策というのは一つだけじゃなくて、幾つもの通りか想定して備えていくということがとても大事かと思ひます。そこで、私が提案したいのは、手動のポンプで地下水をくみ上げる防災井戸の設置です。先月の議会報告会でも防災井戸の話がされた方がおられましたので、終了後、話を聞いてみますと、親戚の方が南阿蘇におられたそうで、水が一番困ったということをおっしゃっていました。

先ほど取り上げた熊日の本には、熊本地震のときに地域の要望でトイレを開いた熊本市内にあるコンビニのオーナーが、ポリタンク10個をかき集めて、トイレに流す水を川からピストン輸送したことが書かれていました。水さえあれば何とかなる面が大きいと思ひます。井戸は有効ではないでしょうか。排せつ物を流すだけではなく、手洗いや掃除に使う水があれば、避難所の衛生環境は格段によくなります。

昨年5月の日本経済新聞電子版ですが、これに兵庫県伊丹市が災害時に避難所となる17の市立小学校に防災井戸を設けたことが紹介されていました。避難所のトイレの排水や、清掃に利用することを想定し、停電時にもつかえるように手動にした。1基当たり約100万円で、県が半額程度補助すると書かれていました。

さらに、その記事は熊本地震にも触れ、熊本県災害対策本部の担当者は、支援物資で飲み水は確保できたが、生活用水に苦労したと振り返る。熊本県がことし、というのは実際は去年ですが、3月にまとめた検証報告書には、改善事項として重要施設に井戸を設置すると明記された。熊本市に本店を置く肥後銀行は、4月、県内10カ所の営業店などで防災井戸を掘った。費用は総額で2,600万円、担当者は、熊本は水が豊かだが、地震の際には手に入らなかったと話し、地域貢献や事業継続に必要と判断したという記事の内容でした。

この記事のように、避難所になるところに防災井戸を設置する、あるいは井戸を持っている民間企業と災害時の水の提供について協定を結ぶといった動きが広がってきています。熊本市は、先ほどの井戸を掘った肥後銀行を初め、井戸を所有している90以上の企業と協定を結んでいます。

そこで、質問します。

菊池市は、防災井戸について、既に設置したり、協定を結んだりしたところがありますか。また、その計画はありますか、お尋ねします。

○議長（柘原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 防災井戸の設置、また、計画については、現在ございません。また、民間の井戸等との協定についても、現在はない状態でございます。

○議長（柘原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 先ほど紹介をした、学校に防災井戸を設置した伊丹市のホームページに、次のようなことが出ていました。「阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、避難所等で健康を害して死亡するという関連死が見られ、その原因の一つがトイレ問題だとされています。災害関連死として認定されているケースの3割程度は心筋梗塞や脳梗塞で亡くなっており、トイレを無理に我慢したこと、トイレを我慢して水や食事をとらないことで、血液の流れが悪くなり、心臓に負担をかけたことにより死を招いたと言われていています。避難所の生活が長くなるほど、安心して使用できるトイレを確保することが重要であり、こうした災害での事例を踏まえて、市では避難所への防災井戸の設置を進めています」というホームページの記事でした。

伊丹市のように、学校に防災井戸を設置するところはほかにも出てきており、菊池市もそうになっていけばいいなと思っはいますが、まずは災害時に中心的な避難所となる七城、旭志、泗水、中央の四つの公民館に防災井戸を設置する考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 防災井戸の設置につきましては、避難所の生活用水を確保するためということでございますので、周辺にありますプールでありますとか河川、または個人でありますとか民間の所有されている井戸などの水利が活用できないかを含めて検討してまいりたいというふうに思います。

また、現在、公民館に隣接します支所の改修計画がございますので、その中での災害対策としまして、自家発電設備の設置であるとか、今回提案いただいていた防災井戸も含めまして検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） プールや河川の水も利用できるというのは、そのとおりだと思います。実際、先ほど紹介しましたコンビニのオーナーも河川からくみ上げたという事例もありますからね。ただ、思うのは、肥後銀行の防災井戸を説明する写真の中に、保育園の園児さんが防災井戸をこうやって押して水が出ている写真が載っておりました。コメントとして、園児の力でも水が出ますと書いてあったんですね。誰でも少ない力で水を出して、トイレはもちろん、手洗いや洗顔やいろんなことに使うことができるという状況をせめて公民館にはつくっていきたいと思うところです。

確かに、民間の井戸の利用もできると思いますが、そのためには、まずどこが井戸を持っているのかということをお調べになって、きちんとした、先ほど言ったような協定を結んでいくという取り組みが必要になってくるのではないかと思います。

近隣で言えば、合志市では、現在、野々島の防災センターに防災井戸が設置してあるとのことだし、肥後銀行の須屋支店と、先ほど言った災害時の水の提供について協定を結んでいる。そして、これから建設予定の黒石防災拠点センターにも防災井戸を設置する計画であるということでした。必要性が認識されてのことだと思えますので、菊池市でも前向きに検討していただきたいと思えます。

また、今回の質問に当たって、担当課の職員さんと話す中で、私が最初に見つけてきたのは、30%の交付税措置のある起債という中身だったんですが、職員さんのほうで100%交付税措置のある緊急防災・減災事業の起債も、これはもしかしたらですが、もしかしたら可能かもしれないということでしたので、ぜひチャレンジをしてみてください。

きのうのNHKのニュース番組の中で、これからの避難所生活の問題として、T

KBが大事だという話題が出ていました。Tはトイレ、Kはキッチン、Bはベッド、簡易ベッドということで、ないにこしたことはありませんが、まさかのときに市民が不安と混乱の中に陥らないような対策を求めて、質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、猿渡美智子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時46分

開議 午前10時54分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、水上隆光です。

我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

きょうは、農福連携について、畜産について、道路について、最後に岩本住宅について、質問をしていきたいと思えます。

最初に、農福連携について質問をしていきます。

近年、人口減少や高齢化が進行する中で、福祉分野と農業分野が連携した農福連携の取り組みが各地で盛んになっており、政府が定めた日本再興戦略及びニッポン一億総活躍プランでは、農業分野での障がい者の就労支援等の推進の観点から、農福連携の推進が盛り込まれるなど、農福連携に対する関心が従来にも増して高まっています。

また、超高齢化社会を迎える中で、農業活動は元気な高齢者の活躍の場としてはもちろんのこと、認知症や介護を要する高齢者の生きがい等の場としてのニーズが高まってきています。

さらに、2020年に開催が計画されている東京オリンピック・パラリンピックにおいては、持続可能な調達基準に障がい者が主体に生産に携わった農産物が加えられるなど、農福連携の取り組みを後押しする動きも見られます。

こうした農福連携の取り組みは、地域における障がい者や生活困窮者の就労訓練や雇用、高齢者の生きがいや介護予防の場となるだけでなく、高齢者や過疎化といった問題を抱える農業・農村にとっても、働き手の確保や地域農業の維持、さらには地域活性化にもつながり、より一層の推進が求められているところです。

そこで、菊池市においては、現在、農作業に福祉分野の参入はあっているのか、

また、厚生労働省、農林水産省からの方針、説明は来ているのかを最初の質問いたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、水上議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の福祉分野から農作業への参入の状況でございますが、障がいのある方の就労を支援するための福祉サービスとしまして、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の三つの制度がございます。

まず、就労移行支援とは、一般企業等への雇用を目指した就労訓練の一環として、作業や職場体験、生産活動などを行うものでございます。

次に、就労継続支援A型は、一般企業への就職が難しい人に対し、事業所が雇用契約を結び就労の機会を提供する福祉サービスでございます。

また、就労継続支援B型は、通常の雇用が困難な方に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものでございます。

このような就労支援に取り組む福祉事業所が、本市には15カ所あり、このうち9カ所が農作業に取り組んでおられるところでございます。

農作業の内容といたしましては、まず、就労移行支援事業所では大豆を作付し、出荷に至るまでの各作業に障がい者が携わっておられる事例がございます。収穫した大豆は豆腐製造用に出荷されております。

次に、就労継続支援A型事業所では、障がい者が農地へ出向いて野菜栽培に携わる事例や、借地を利用したハーブやゴマ、唐辛子栽培の事例がございます。収穫後は加工業者への出荷のほか、一部は独自に加工し製品化しておられます。

また、就労継続支援B型事業所では、社会福祉法人所有の農地において、ニラを初め野菜栽培に障がい者が携わっておられる事例がございます。収穫された野菜は、物産施設で委託販売されるほか、ニラなどを使用し事業所内で餃子を製造し、冷凍餃子として販売されているというところでございます。

2点目の農福連携についての説明があっているかについてでございますが、これまで国から指針が示されたり説明を受けたりはしておりませんが、本年1月に熊本県主催で開催されました農福連携フォーラムに参加いたしまして、情報収集に努めたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。

農作業をやられている障がい者の方がかなりおられるというような話でございましたけれども、やはり農福連携と申しますと、やはり農作業をする人を雇う専門の事業所があって、その事業所から作業に行ってもらおうというような形が本当の農福連携というふうな形になるかと私は思っていますけれども、部長が言われたとおり、フォーラムが開かれたということですので、そのフォーラムの中身を簡潔に話していただくなと思いますけれども。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、農福連携のフォーラムの内容についてお答えさせていただきます。

障がい者就労の現状や、障がい者と農業の親和性、農業サイドから見た福祉との連携の必要性などについての講演がございました。全国的な動向や先進事例が紹介されました。また、土に触れ、植物を育てることが癒しにつながることや、農作業による障がい者へのリハビリテーション効果が期待できるなどの報告がなされたところでございます。

そして、農業と障がい者福祉の連携を図ることにより、農業の担い手不足の解消の一助になったり、また、障がい者の就労訓練や雇用の場としても効果が期待されるのお話があったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。

それでは、農作業ということはずっと言ってきましたけれども、福祉ということで、農福ということで、現在の本市における農作業以外の福祉事業、就労内容はどのようなものがあるのかということと、その就労の窓口というのが非常に大事になってくると思いますので、大体窓口はどこがどのように行っているのかということをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 1点目の就労支援の内容でございますが、就労移行支援の事業所は、市内に二つございます。就労に向けた身だしなみや金銭の管理などの準備訓練や、職場見学・実習、農作業を初めとする各種作業による支援が行われているところでございます。

次に、就労継続支援A型事業所におきましては、市内に四つございまして、プラスチック製品の検査や袋詰め、工業製品に関する作業のほか、温泉旅館での清掃作業の支援を行っている事業所もございまして。

また、就労継続支援B型事業所におきましては、市内に九つあり、果物を包むためのフルーツキャップの作業や箱折り作業、工業製品の組み立てや選別作業、農作業などが行われているところでございまして。

このように、身体面や精神面など障がいの特性や程度に応じて適性が異なりますので、事業所では、農業だけではなく多種多様な事業による就労支援が行われているところでございまして。

2点目の障がい者の就労の窓口につきましては、まず、障害者総合支援法に基づきます就労支援機関としまして相談支援事業所がございまして。ここでは、専門の支援員が障がい者のニーズや心身の状況を把握しまして、サービス提供事業所との連絡調整などを行い、利用計画を作成しまして、就労移行支援及び就労継続支援などの適切な利用につなげる支援を行っているところでございまして。

なお、本市には五つの相談支援事業所がございまして、市外の事業所の利用も可能というふうになっているところでございまして。

また、ハローワークにおきましても、求人情報の提供だけではなく、障がいについての専門的な知識をもつ担当の方が、障がい者の就労に関する相談に応じたり、仕事の探し方や履歴書の書き方などを支援するなど、地域の就労支援機関と連携しながら、きめ細かい支援体制を整えられているところでございまして。

さらに、ハローワークと連携して、障がい者や事業所に対して就労と雇用に関する支援などを行います障がい者相談センターや、日常生活の支援を行います障がい者就業・生活支援センターにおきましては、個別の状況に応じた支援が行われているところでございまして。

以上、お答えいたします。

先ほど、私のほうで「障がい者職業センター」というふうに申し上げるべきところを「障がい者相談センター」というふうに申し上げております。おわびして訂正をいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 確かに、事業所を通じていろんな企業、会社の仕事等をされていると思いますけれども、やはり農福連携ということからすれば、農作業を行う事業所、そういうものが重要となってくると思いますので、そういうふうな材料が整ったときは、ぜひとも菊池市で農作業を行う事業所というものを前に進めていただ

きたいと思います。

それから、ことし第2回定例会6月議会で、私の施政方針に関する質問の中で、当時の原田教育長は、補助教員・特別支援教育支援員の件につきましてお答えさせていただきますということで「近年、特別支援教育の対象となる児童・生徒の数は増加傾向にあります。例えば、支援学級の数で言いますと、平成19年度と平成30年度で申しますと、平成19年度23学級に対し平成30年度は34学級にふえております。特別支援学級に在籍している子どもの数は、平成19年度で42名、現在34学級で135名の子どもが在籍をしております。学校現場からも、普通学級内でも学校生活を送る上で何らかの特別の支援を要する児童・生徒が多くいる現状から、補助教員等の増員の強い要望もあつているところでございます」という答弁を原田教育長が行っております。

そういうふうな障がい者と申しますか、そういうふうな障がい者と、心に傷を負っているというような子どもさんが右肩上がりにふえているというのは、数字を見ても間違いのないところでございますので、そういうことからすると、福祉事業所の役割というものは将来的にも非常に重要なものとなると思っております。この将来像も含め、市としての障がい者等の生きがいづくりという観点から、市長にお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 障がい者の方への生きがいづくりに関してということでございますけども、本市におきましては、現在、第2期菊池市障がい者計画に基づきまして、障がい者の方々の自立と、それから社会参加の支援に取り組んでおりまして、特に就労支援というのは、障がいのある方にとりまして生きがいの創出というだけではなくて、経済的基盤を確保する上でも大変重要であるというふうに認識しております。

また特に、先ほど来お話のございました農福連携に関して言いますと、農業従事者の高齢化あるいは担い手不足といった問題が農業分野であるわけでありましてけども、まさに、この障がい者の方々に生きがいを持っていただくというために、農業分野においてこの障がい者の方々の働く場を提供できることができれば、大変障がいをおもちの方々にとっても生きがい、それから、経済的基盤の確保という意味で意義のあることであろうというふうに思っております。

こういうことから、引き続き相談支援事業所等、関係機関と連携しながら農福連携を進めて、障がい福祉サービスの利用の推進に努めていきたいと。このことで生きがい創出につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 義務教育、高校、大学あたりを卒業して、この数字が右肩上がりにならないというようなことを願ひまして、2番目の質問に入ります。

畜産について質問していきます。

畜産課を設置すべきという質問でございますけれども、過去4年間で二度ほど、こういうふうな質問をしておりますけれども、まず、西日本有数の畜産地帯である菊池市で課題となっている畜産課題は何かという質問と、熊本地震のときに担当部署の人員は足りていたのかというところでございますけれども、確かに、地震対応に関しては、どの部署も大変だったかと思っておりますけれども、畜産分野においては、畜産関係の支援事業あたりがかなり長期にわたりましたので、それを片づけていくのに大変な苦労だったと私たちも思っております。そういう部署の人員という質問と、それから、旧迫水小学校跡地に来るエミューですね。エミューは畜産と考えていいんでしょうかという質問をしていきます。よろしくお願ひします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、おはようございます。ただいまの3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の畜産地帯として本市が捉えている問題点はどういうご質問だったかと思ひます。これにつきましては、本市の豊かな自然環境を生かしまして、先人の知恵と努力により受け継がれてきました畜産業は、まさに全国に誇れるものと思っております。

その中で、畜産状況を取り巻く情勢につきましては、長引く飼料・燃油価格の高騰はもとより、肥育素牛価格の高騰など、厳しい経営を余儀なくされている状況であり、特にTPPの年内発効等により先行き不透明な中、今後の動向を注視していく必要があります。

畜産農家におきましては、家畜ふん尿処理施設の整備は進められていますが、家畜の飼養規模の拡大に伴いまして、畜産経営に起因する周辺環境への負荷が懸念されているところであり、今後も耕畜連携し資源循環による環境保全型の農業経営が必要と考えられております。

家畜防疫につきましては、近年、口蹄疫や鳥インフルエンザなど悪性伝染病の発生が周辺諸国で続発していることに加え、国内においても岐阜県においての豚コレラ発生など、市内の防疫態勢の再構築と、有事の際には県と連携した緊急的な対応

が求められているところでございます。

次に、2点目の熊本地震後の業務について、人員は足りていたのかのご質問でございますが、熊本地震後は、国の補助事業において、新たな事業が創設されました。特に被災農業者のための経営体育成支援事業や震災版畜産クラスター事業によりまして、平成28年度における最終予算は実に37億6,000万円に達する中で、繰越明許や事故繰越等の事務も重なり、畜産係はもとより農政係の人員が不足していた現状がございます。

次に、3点目のエミューについてのご質問でございますが、エミューにつきましては、迫水小学校跡地において平成33年4月の操業開始が見込まれております。エミューを飼育することは畜産業に当たると考えているところでございます。そのようなことから、実際に飼育が始まった場合には、県の家畜保健衛生所の指導を受けながら、防疫態勢を整備する必要があると考えております。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） エミューも畜産であるという捉え方だということでございます。

迫水小学校にそういうふうなエミュー牧場を開いてもらうと。公共施設の整理という意味でも、このエミュー牧場が来てくれたのは非常に大きな意味があったんじゃないかなと思っています。

それから、やはり初日の松岡議員とのやりとりの中でも、またいろんな問題が出てきていたような質問のやりとりだったかと思しますので、そういうふうなところも捉えるとするならば、やはりきちっと畜産課というものを考えていくときに来ているんじゃないかなとも思いますけれども、課題として、口蹄疫、鳥インフルエンザということですが、岐阜県では豚コレラも発生しているということでございます。口蹄疫、鳥インフルの発生状況はどうなっているのかという質問と、菊池市において、以前まではブランド推進課、企業誘致課というものがいましたが、現在はブランド推進室、企業誘致室となっているところであります。ならば、もう畜産課をつくるという準備は何か整ったんじゃないかなと私自身は思っていますけれども、お考えをお示してください。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 私のほうからは、まず1点目の悪性伝染病の発生状況についてお答えさせていただきます。

近年におけます悪性伝染病の発生状況でございますが、口蹄疫につきましては、

平成22年宮崎県での発生以降、我が国では確認されておりませんが、韓国や中国を初めとする東アジア地域においては、発生が継続して確認されておりまして、予断を許さない状況でございます。

鳥インフルエンザにつきましては、国内において昨シーズンこそ発生は少なかったものの、一昨年は続発し、県内でも発生する事態となりました。特に近隣諸国においては頻繁に発生しており、これから冬場のシーズンを迎えることから、さらなる警戒が必要となっております。

それから、豚コレラにつきましては、26年ぶりに国内において発生が見られ、現在もまだ終息していない状況でございます。それから、中国においては、アフリカ豚コレラが発生しており、ウイルスの侵入が危惧されているところでございます。

これらのことから、畜産農家の皆様方へ啓発はもとより、防疫意識の高揚が求められているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） それでは、2点目の畜産課の設置の考えということでございます。

本市の農政部門における組織体制につきましては、農政課の中に農政係、畜産係、ブランド推進室を設置し、それぞれ連携をとりながら業務を行っております。

今後も農政課としてこれまでどおりの体制の中で、課内での連携をしっかりとしながら、また、伝染病等には全庁的な対応をしながら、県・JA等関係機関と連携して、畜産を初めとした本市農業の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

そのようなことから、現在のところ、畜産課を設置するという考えはございません。

○議長（柘原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 何回もそういうことを要望はしておりますけれども、難しいという判断をされているようですけれども、11月3日、泗水の齊藤誠さんが市のほうを表敬訪問されています。これは11月3日に行われた第41回県の畜産共進会において、グランドチャンピオン及び農林水産大臣賞を受賞されたということで、市のほうを表敬訪問されたということでございますけれども、また、この牛の登録検査においても88.9という点数で、県内において歴代最高得点ということで、これはもう物すごい点数であります。そういうふうな牛を育て、後継者として頑張っ

ておられる方も、後継者として脈々と伝統を引き継がれておりますので、ぜひ設置のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、旭志といひますか、畜産農家の日ごろの活動としては、畜産農家ファームステイ、福岡、神戸の生協との交流、旭志小学校においてですけれども、卒業式終了後にその畜産の農家の人たちと焼き肉、それから、その次、婦人部による手料理のもてなしなどというふうな、民間でも民間活動を一生懸命やっておられます。ホルスの全国共進会に熊本県から15頭ほど出るわけですけども、五、六頭はいつも菊池市からというふうな、民間は民間で頑張っておられますので、畜産課というものをつくって、きちっと応援していただきたいというふうな思ひしております。

それでは次に、道路について質問していきまひます。

県道菊池赤水線と旭志鹿本線の交通安全対策について質問していきまひます。両方とも県道でありますけれども、場所としては、菊池赤水線は隈府から河原、それから旭志の伊萩に入っていく線が菊池赤水線、それから、旭志鹿本線は、森北のゴルフの練習場から森北工業団地のほうに上がっていくあの坂道を上がって行って、昔のコッコファームのほうに出るといひ旭志鹿本線、これが旭野地区といひますか、岩本、姫井、小川、菊池溪谷のほうにつながっているわけでございます。その交わっている4差路がとにかく事故が多いといひるところで、多くの人から点滅信号ぐらいつけたほうがいいんじゃないかといひ声もよく私のところに来ていまひます。

私の集落は40戸ほどありますけれども、2人の人が2件の別々の事故でありますけど、その事故に巻き込まれるといひふうな、非常に多発4差路といひるところでございまひます。直近3年間の事故発生件数等が、県とか警察の話になりますけど、直近3年間の事故発生件数がわかればお示しいたきたいと思ひます。

1カ月ほど前に私も通りかかりまして、非常に相当ひどい事故が起こっております。そのとき、警察に連絡して対応を何とかしてほしいといひことをそのときも申し上げました。そのときの菊池署の考えといひますか、お答えは、もうその場所、その4差路については、ある程度は協議しているんですよといひようなお答えでした。対応策を考えているといひようなお答えでした。そういう協議策といひるか、対応策がわかるならばお示しください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） この場所の交通事故の状況についてでございますけども、3年間とおっしゃいましたけど、平成26年以降について回答したいと思ひます。

平成26年は人身事故はございませんで、物損事故が1件、平成27年は人身事故が1件、負傷者の方が1名、物損事故が1件、平成28年は人身事故が1件、負

傷者の方が1名、物損が2件、平成29年は人身事故はございませんでしたが、物損事故が1件、平成30年は途中でございますけども、人身事故が4件、負傷者の方が5名、物損事故が4件というふうになっております。

それと、信号機などの交通安全施設の設置につきましては、熊本県の公安委員会の管轄となっておりますので、市から公安委員会に要望を行うこととなります。

該当箇所につきましては、11月の中旬に地元の河原校区の中原区区长より、信号機の設置要望書が提出されましたので、11月の下旬に本市の要望として警察署のほうには提出をいたしております。

それと、先ほどございました道路管理者は県でございますけども、それと菊池警察署の間で、この安全対策について、4項目について既に協議が済んでいるということでございます。協議の内容としましては、1点目に、法定外の表示といいますか、速度を落とせとか、交差点注意ということを路面に表示し、運転者への注意喚起を行う。2点目が、車道外側線のほうにドットラインを引き、速度の抑制を図る。3点目についてが、交差点4カ所にゼブラゾーンを設け、交差点を小さく見せ、速度を抑制する。4点目に、既存の停止線を引き直して位置を変更するというような、4点の協議が行われております。

また、本年12月末までには、以上の4項目について安全対策が施工されるということで、今後は状況を見たいというふうに思っておりますけども、また、この施工については、菊池地域振興局土木部維持管理課において確認を済んでおります。ということで、まずは対策は行われますので、その状況を見ながら、信号機の設置については、引き続き要望していきたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 対応がなされるということでございますけれども、私なりに考えまして、やはりナビが進み、お客さんが来てくれるのは本当にうれしいことありますけれども、菊池溪谷からココファームに行く道としては一番近いんですね。溪谷から旭志に来て、旭志鹿本線に乗るとというのがココファームに行くにも近い。また、ココファームから溪谷に行くにもこの道が一番近いということでありますので、時々、事故のナンバーを見ると、県外ナンバーが多かったような気がします。

お客様が来てくれるというのは非常にうれしいことですので、何とか対応しなければなりませんけれども、現在の標識が、旭志のほうからおりてきますと、左側にとまれという標識があります。これは昼は余り目立たなくて、夜はチカチカして目立つんですけども、それと4差路の向こうのほうの角に、この旭志のほうからおり

てくる車に向けて、大きなとまれという、向こう岸にあるわけですね、とまれという標識が。だもんだから、すうっとおりてきて、大きなとまれがありますから、すうっと進入してしまうというような感じがしています。とまれという大きなのを手前側の角につけていただいたほうが間違わないんじゃないかなと思っております。何とか対応を県また警察のほうにお願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問で、岩本住宅について質問していきます。

住宅問題全般についてもちょっと質問させていただきますけれども、元、岩本にあります全農寮跡地の今後の活用方法と、現在、子育て世代が言っている住宅の状況をお示してください。

この岩本住宅については、過去に2回ほど質問しておりますので、何とかもうそろそろ市民の、地域の人のためになってほしいという思いで今回もしていますけれども、まず、今後の活用方法と、岩本住宅の状況のほうをお示してください。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） おはようございます。岩本住宅の現状でございますけども、この件につきましてご説明いたします。

この岩本住宅につきましては、現在4棟8戸からなる団地であり、昭和54年に建築された木造住宅でございます。

建物に関する今後の方針としましては、公営住宅等長寿命化計画による10年間の計画では、現状を維持しながら管理運営していく方針となっております。

ご質問の元全農寮の解体後でございますけども、約1,100平方メートルの更地につきましては、今後とも市が特定の行政事業として活用する方針はございません。

このことから、現在、市が普通財産として保有しておりますが、本年度内には公共施設の適正管理のために売却する方針でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 住宅も、今、入っておられる住宅もかなりもう老朽化しておりますけれども、今、部長答えられたかと思っておりますけど、もう一度、将来、この岩本の市営住宅を解体して、また市営住宅を建てるということはあり得るのか。

それから、なるだけ宅地誘導の方法をとってほしいということも、ちょっと今言われたかと思っておりますけど、もう一度、この2点をよろしく願います。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） この岩本住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公営住宅等長寿命化計画によりまして、今後、10年間の計画では、現状を維持しながら管理運営していく方針となっておりますので、10年後、その後、また見直し等が出てくると思いますので、現状では、今後につきましてはちょっとお話ができない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） わかりました。

この現在入っておられる住宅のその後の扱いとしても、やはりこの間、更地になっております元全農寮跡地の活用の仕方が非常に重要になってくると私は思っています。ここにぽんと誰かが買って大きな倉庫なんか建てられたら、ますますこの地域の若い人はどこか菊池市外に土地を求めていく可能性が大でございます。

それから、七城と旭志の人口のところを示させていただきますけども、直近の3カ月で、七城地区は28人の増ですね。プラス28人。旭志地区はマイナスの46人、46人の減となっております。合併時はお互い両方とも5,300人ほどでございましたけれども、七城は現状維持といいますか、5,300人強、旭志のほうはもう4,500何人と。800人ほどのもう差がついているわけですね。

そういう中で、やはり私が思うに、ちょっと幅広くなりますけれども、政策として菊池市の玄関といいますか、そういうところの政策はお試し住宅とか、移住モニターツアー、空き家バンクの紹介、空き家の修理とか、ある程度予算化されていると思います。

それでは、その菊池市の後ろのほうの裏の勝手口みたいのところから、せっかく家を建てたいのになかなかないということで、それから裏口からさっさと出て行って、隣の市町村に家を建てるみたいなパターンは、もうそろそろこれは終わりにせにゃいかんなど私は思っております。そういうことで、政策企画部長、この今言った後ろの勝手口あたりに予算がつけられた例があるのかないのか。ないならないで結構ですから、お答え願うなと思います。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） おはようございます。済みません、通告を受けてなかったんで、そこをちょっともう一度、ご説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 課長には言っていたんですけど、済みません、企画として、非常にいい政策ですよ。お試し住宅、移住モニターツアー、空き家バンクの紹介、その空き家を移住者が入るときは補助金とかがかなり出ますんで、そういうところの表の予算というのは非常に役に立っていると思いますけれども、若い夫婦が家を建てたいんだというときに、何かのその場所の紹介でもいいですから、何かの政策みたいなものがあるならば、答えていただくならと思いますけれども。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 今、水上議員からもありましたように、市の移住定住の支援策として、昨年度はお試し住宅のほうを、寄附を受けたものを使用していただくということで、今、始めている部分がございますし、確かに、おっしゃったように、実際、移住定住で来られた方に家を改修してとか、あとは提供される方の分についても補助金を出すという施策をやっております。今のところは、またそういった事業をやっていくところで見ているところがございます、成果もそれなりにあっております。うちのほう、移住定住はかなり進んでいるとは思っていますけれども、まずはその事業をきちんとやっていくということで、さらにそれに新築で建てるとか、そういったところまでを補助するところは、現時点ではまだ考えていないところでございます。

○議長（柁原賢一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。

いつもこの手の問題を質問して、農地に関してはなかなか難しいというお答えをいただいております。そういう中で、公共施設を片づけていく中で、市の土地としてそういうものが残ったり、あるならば、ぜひともそういうふうに、私は菊池に住みたいんだというような人たちのためにも、この辺の政策もお願いしたいと思えます。

この間、片川瀬という集落の人と話すことがありまして、2件ほど話がありまして、一つは、次男坊の人が、私はその片川瀬に生まれたから、そこに住みたいということで、家を建てる場所を見つけたんですけども、やっぱり農地でしたから農業委員会にかけなければならぬんですけども、その人はもう農業委員会じゃなかなか難しいだろうみたいな感じで諦められたんですね。私は見に行ったところ、そこは2種農地みたいな感じで、やればできてたんですけども、そういうふうな人も

いますんで、ぜひとも、さっき部長が言われたようなことを推進していただきたい。

それから、その片川瀬地区では、若い人が残るように、その家族、親族が残るようにと、宅地をもう用意してあるというか、探し出したというふうな集落もございます。そういうことも頭に入れていただいて、何とかこの方向での菊池市の活性化というものをお願いし、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで、水上隆光君の質問を終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時43分

開議 午後 零時58分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 皆さん、こんにちは。議席番号15番の大賀慶一でございます。ことしも早いもので、残すところあと20日余りとなりました。来年は新天皇が即位され、元号も新しくなるという歴史的な年になります。来るべき新年が、世界が平和になりますことを祈念して、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず1点目に、行政改革についてお尋ねをしたいと思います。このことは、基本的な執行部の考えについてお尋ねしたいと思っております。

先日の全員協議会の中で、本市の中期財政試算の資料をいただきました。この中で、前期の平成25年から29年までの状況を見てみますと、この中で、経常収支について書いてありますが、このことは財政の硬直化を示すものと言われておりますが、これが平成28年度には97ということに悪化をしておりました。また、しかし、29年度になりまして93.5ということで、やや回復になっております。

また、自主財源比率を見てみますと、このことは75%が理想と言われておりますけれども、これは財源に占める自主財源の割合を示すものでございますが、この数字としましても、本市は平成28年度は26.8から29年度は28.4と、ある程度回復をしております。28年度は、いずれの数字にしましても、やはり熊本地震の影響があったというのが、大きく影響しているものと思っております。

財政指数の状況も、県内14市の中でも中ほどで、そこそこ健全な財政運営がなされてきていると私は認識をしております。

そこで、少しは安心したところですが、そこで、お尋ねですが、このような過去5年間の本市の財政状況を執行部としてはどのように捉えられておりますか、認識をお示しください。

2点目に、本市の財政においては、これまでに合併特例債や、熊本地震による災害復興に伴う財政面の国からの交付税の上乗せなどもあり、財政面にも恵まれてきたと思っております。今後は合併特例債や優遇措置がなくなった時点で、今後のことを考えますと、ちょっと私も少々不安になりますが、市としての見解をお示しいただきたいと思えます。

3点目に、本年度、平成30年から平成34年までの中期財政試算の中で、収入の合計が年々減り、平成34年度には、平成30年に比べて約37億円の歳入の減収が示されております。国も労働人口の減少や景気の低迷などで税収が減少し、交付税の一本算定などによる減額が始まっております。このような歳入の大幅な減少が予想されている状況を執行部としてはどのように捉えられておりますか、見解をお示しください。

4点目に、本市においては、人口減少にもなかなか歯どめがかからず、税収の減少が考えられます。一方で、公共施設の老朽化による支出や、高齢化率の上昇に伴いまして、扶助費への支払いの増額が考えられます。財政、行政の改革は車の両輪であり、今後はさらなる聖域のない行政の改革も必要になってきますが、そこで、お尋ねしたいと思えます。現在、実施されている第三次行政改革大綱における行政改革の進捗状況はどのようになっておりますか。また、今後の取り組みとしてはどのように考えられておりますか。執行部の見解をお願いして、1回目の質問といたします。

○議長（柘原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 4点ほどご質問いただきましたので、順次ご回答していきたいと思えます。

まず、平成25年から29年の5年間についての財政状況についての認識ということでございます。この期間につきましては、庁舎の整備でありますとか、生涯学習センター等の大型事業が予定されておりましたので、予算規模が拡大することは想定しておりました。

また、平成27年度からは合併特例期間の終了に伴いまして、普通交付税の段階的な縮減が始まることも決定していたため、財源不足が生じることも想定されておったところでございます。そのようなことから、以前より行財政改革の取り組みによる歳出削減、合併特例事業債等の財政措置の有利な地方債の活用、基金の確保等

に努めてきたところでございます。

ただし、平成28年熊本地震からの復旧、復興のための財源として、予定していた以上の基金の取り崩しが必要となり、基金残高は減少いたしております。

また、この期間の財政状況を、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標であります健全化判断比率を見てみますと、四つの指標全てにおいて基準は十分満たしており、現時点では健全であるというふうに判断をいたしております。

そのようなことから、平成25年度から平成29年度までの5カ年の財政状況につきましても、熊本地震による想定外の財政支出を除きますと、おおむね計画に基づいた健全な財政運営であったというふうに考えておるところです。

2点目でございますけれども、合併特例債、また、熊本地震の支援についての認識ということでございます。

合併特例債につきましても、新市建設計画に基づく事業の実施のための財源として広く活用をしてきておるところです。そのため、地方債残高は増加をしておりますが、合併特例事業債が後年度の財政措置が有利な地方でありますため、地方債残高に占める将来の実質負担額は減少しております。

また、熊本地震被害に対し全国の皆様から多くの温かいご支援をいただいておりますし、その支援分につきましても、ご支援いただいた皆さんのお気持ちに沿うよう、被災された方々の早期の生活再建や地震被害からの復旧、復興のための事業の財源として活用させていただきたいというふうに思っております。

また、熊本地震からの復旧、復興のための財源として財政調整基金等を取り崩しておりますが、それまでに一定規模の基金の確保をしておりましたことによりまして、地震災害の復旧や被災された方々の生活の再建のための事業にいち早く取り組むことができたというふうにも考えております。

3点目でございますけれども、中期財政試算によって37億円減少することについてでございますけれども、減少見込みの大半は、国、県補助金及び地方債の減少によるものでございまして、その主な理由としましては、普通建設事業費の縮減によるものでございます。

ただし、普通交付税の一本算定化による削減等の影響もございまして、中期財政試算におきましても、今後の取り組みとして、施策の推進と健全財政の維持の両立を図るため、収入をふやし支出を抑えることによる財政健全化に努めていくこととしております。

4点目でございますけれども、行財政改革につきましても、政策企画部のほうが所管をしておりますけれども、関連がございまして、私のほうでお答えさせていただきます。

だきたいと思います。

平成27年度から平成31年度までの5カ年計画であります、第三次行政改革大綱では、時代に即応した連携と協働のまちづくり、それと持続可能な財政基盤の確立を目標に掲げまして、26の実施項目に取り組んでおります。

特に、ICT等利活用の推進や特別養護老人ホーム民営化の検討、公共施設等総合管理計画の策定と推進、施設使用料の見直しなどは重点的に取り組んでおり、第三次行政改革大綱の進捗としましては、実施項目の実施に向け、おおむね順調に推移している状況というふうに考えております。

今後の取り組みとしましては、平成31年度までの実施項目を実現できるように推進するとともに、その取り組みを検証しまして、複雑化、多様化するニーズや行政課題に対応するために、平成32年度から平成36年度までの第四次行政改革大綱を策定することというふうにしております。

以上、4点についてお答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） それでは、再質問をいたしたいと思います。

今後は、一般財源の減少も考えられますので、大変今の現状では、総務部長の答弁では何とか順調にいつているというお話でしたが、今後、また本市では、先ほど言いました人口の減少などで、また、あるいは国の政策で一般財源の減少も、削られてくるものと思っております。しかしながら、公共施設の増改築や長寿命化、あるいは道路やインフラなどの社会資本の整備、社会保障関連や少子化対策、農業関連の整備などと取り組む事業も非常に多く、取り組むべきことが残っていると思っております。

そこで、これらの事業について、行政計画の中で優先順位というのはありますでしょうか。また、今後、本市の行財政改革をどのように進めていくのか、執行部の方針をお示してください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 行政改革の進め方ということになるかなとは思いますが、先ほど、ちょっともうお答えしましたですけども、収入をふやして支出を抑えながら進めていくというのが基本的な姿勢かなというふうに思っております。

優先順位という言葉もございますけれども、具体的には、公平公正な市民負担による自主財源の確保であるとか、国・県支出金及び財政措置の有利な地方債の活用等によります良質な財源の確保であったり、遊休資産の処分等による歳入確保に努

めてまいりたいというふうに思います。

また、歳出面では、業務の適正管理、また、効率化による人件費や経常物件費の削減、また、公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の計画的・効果的な管理を初め、年々増加しております扶助費等につきましても、予防事業の充実等によりまして抑制に取り組みたいというふうに思います。

その他にも、公平性や透明性・公益性の確保のための補助金・負担金等の見直しでありますとか、公債費負担の軽減を図るための地方債残高の削減等に努めることとしております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

事業に対する優先順位はないと。効率的に進めていくという使途でございました。基本的な考えは理解いたしました。

それでは、3回目の質問を行いたいと思います。

公共施設の本市における延べ床面積は、市民1人当たり8.58平方メートルと、全国でもワーストツーと言われておりました。そこで、市は公共施設等総合管理計画を策定して、40年間で約半分を削減するというところで、現在、計画が実施されております。

そこで、お尋ねいたしますが、公共施設等総合管理計画の中で、これまでの計画の進捗状況と、今後の削減の取り組みについて、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 公共施設等の総合管理計画に基づく今の取り組み状況と削減の進捗状況ということで回答いたします。

まず、取り組み状況でございますけれども、公共施設等総合管理計画による取り組み状況としましては、農業施設、これは約7万平方メートルございましたけれども、これを民間に移譲し、体育施設と公営住宅2棟を解体いたしております。

また、旧七城町の地区公民館につきましては、本定例会にも議案として上程しております3カ所を含めまして、35の公民館を地元に移譲し、また、旧迫水小学校校舎も民間への移譲を進めてまいっております。

今後も、計画に基づき、削減可能な施設から積極的に保有総量の削減に向けた取り組みに努めてまいりたいというふうに考えております。

施設の保有削減の進捗状況につきましては、計画で示しております285施設の

延べ床面積41万9,222.48平方メートルに対しまして、約2割ほどの削減となっておりますのでございます。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 公共施設の総合管理計画の中で2割ほどが、今現在、進捗状況というようにお話でございました。この延べ床面積につきましては、先ほど、今、部長のほうから答弁がありましたように、農業施設関連あるいはまた七城地区の公民館、地元公民館の関連ということで、ある程度、その辺は削減が進んだということで、2割の実績が上がっているということは評価しております。これからも適切に進めて、この削減を進めていっていただきたいと思っております。

最後に、市長にお尋ねいたしますが、現在、市が進めております行財政改革は、将来の市の運営にとって避けて通れない課題だと私も理解をいたしております。しかし、このことは、市民の皆さんにも痛みを伴うことでもありますし、ある程度理解をして我慢をしていただくことにもなると私は思っております。

今、市民の中では、各種団体への補助金が減額されたとか、これまで無料だった公共施設の料金が必要になったとかいう声も聞きます。まだまだ市長の思いが市民に伝わっていないのが現状だと考えております。

そこで、市民の皆さんに理解をしていただくことへの丁寧な説明や、市長の考え方について周知をしていただく機会も、市長にはぜひつくっていただきたいと思えます。

そこで、行政運営への市民の理解を深めるために、市長はどのような見解を持っておられますか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 行財政改革に対しての市民への周知、理解を得ることについてというご質問でございます。

これまでのところ、この菊池市の財政の体質というのは、部長からもご説明しましたとおり、おかげさまで比較的には健全な体質を保ってきているわけでございます。

しかしながら、中期の財政試算で示されましたように、今後は人口減少に伴う税収の減少であるとか、あるいは普通交付税の減額、一方で、社会保障関係経費の増加、公共施設の修繕の増加といったことが見込まれますので、大変厳しい状況も見込まれているところでございます。

そういう意味では、今までと同じようなやり方では、これからは対応できないな

と。非常に厳しい状況を迎えるという危機感を持っております。私どものこれからの対応が非常に大切であるというふうに認識しているところでございます。

将来の人口構造の変化を先取りして、持続可能な財政体質に今のうちから変えていかねばいけないと。そのためには、今はそれほど差し迫ったものではなくとも、やはり視点としては、次世代のために今のうちにさまざまな対策に着手しなきゃいかんというふうに考えております。その中には、今、ご指摘ありましたように、補助金であるとか、利用料であるとか、一部に若干の痛みを感じるということはあるかと思えますけども、それは我々の世代の責任として、今、やはり勇気を持って着手をしていかねばならないというふうに考えております。

そうしたことを市民の皆様にも共有していただいて、理解をいただいて進めるということが非常に大事でございますので、広く周知をして、ご説明をして、理解を求めていく機会をふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、市全体で一致団結して取り組んでいくということが一番肝要であろうというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 市長としては、厳しい状況を踏まえながら、将来に向けてしっかり取り組んでいくというようなお話でした。市民の皆さんへの周知を深めていくことは非常に大切なことではないかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

再任用職員と一般職員についてのお尋ねをしたいと思います。

地方公務員の再任用制度が平成26年度より本格的にスタートをいたしました。今は再任用制度も定着しております。今後も国の年金支給年齢が引き上げられ、一段と高くなっていくと言われております。実際、60歳定年ということで、まだまだ定年をされた方の中には、今後、今からの人生100年時代と言われる中において、体力的にも、仕事の能力からしましても、行政の中で十分活躍できる人たちだと私は思っております。また、今後は、国も定年の延長についても検討されていると伺っております。

そこで、4点ほど質問をいたしたいと思います。

まず1点目に、現時点での本市における再任用職員の数はどのくらいおられますか、お尋ねします。

2点目に、本市における再任用職員の給与や処遇はどのようになっていますか、

具体的にお示しをいただきたいと思います。

3点目に、再任用職員の適正な配置についての執行部の認識はどのように考えられておられますか、お尋ねをしたいと思います。

4点目に、今、全国の地方公務員の中で、臨時職員などの非正規職員の数が増加をしていると言われておりますが、本市における現状はどのようになっていますでしょうか。非正規職員に対する割合や人数などをお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） それでは、いただきました4点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の再任用職員数ということでございますけども、まず、ちょっとご説明したいと思います。再任用職員につきましては、公的年金の支給年齢が60歳から65歳引き上げられることに伴いまして、再任用により雇用と年金の接続を図るために、定年退職等により一旦退職した者を1年以内の任期を改めて採用を可能とするもので、地方公務員法の規定に基づき、菊池市職員の再任用に関する条例及び菊池市職員の再任用制度の運用に関する要綱を定めて運用いたしております。

本市では、平成27年度から再任用職員の採用を行っておりまして、現在で男性で14名、女性6名、計20名を再任用職員として採用いたしております。勤務体系の内訳としましては、フルタイムの職員が9名、短時間勤務が11名となっております。

続いて、任用の条件等について、大まかにご説明したいと思います。

再任用に当たりましては、退職日以前の3年間における勤務実績、知識、経験、技能等の保持状況、健康状態、勤労意欲・職に対する適性等を総合的に勘案して選考することといたしております。

なお、再任用を希望する職員が、退職日以前3年以内において、公務災害を除く療養休暇等の期間が通算で6カ月以上ある者、停職以上の懲戒処分を受けた者、3日以上欠勤のある者は、選考から除外することとしております。

また、再任用された職員が、再任用職員として不相当と認められるような行為があったとき、または心身の故障のための職務の遂行に支障があるとき、また、これにたえられないと認められるようなときについては、任用を取り消す場合もございます。

再任用の任期は1年以内としておりまして、その更新は勤務成績により65歳に達する年度まで更新できるものとしております。

勤務形態につきましては、フルタイム勤務及び週15時間30分から週31時間

までの短時間勤務、担当させる職務内容に応じて設定することとしております。

給料につきましては、菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市技能労務職員の給与に関する規則の定めによるものとし、短時間勤務の場合には、勤務時間に比例した給与月額となります。

どういう考えで配置しているかということでございますけども、再任用職員の配置につきましては、知識、経験、技能等の保持状況、職に対する適性などを踏まえまして、担当させる職務の内容、当該職務を執行する上での必要性等を総合的に勘案して決定をいたしております。

それと最後になりますけども、臨時・嘱託職員の、これは全職員に対する割合という形でいきますと、臨時・嘱託職員の人数につきましては、年度内においても若干変動はございますので、前年度の平均で申し上げたいと思います。教育委員会の部局を含む市全体で臨時・嘱託職員数が349人となっております。職員全体に占める割合としましては約42%ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

今、部長のほうから答弁がありました。最後の4点目の臨時職員のパーセンテージと申しますか、人数が349名で約42%を占めているという数字でございました。私もちょっと全国のほうを調べてみますと、大体全国、今、同じような数字が示されておりました。

また、再任用職員の配置については、その適材適所で配置をしているということでもございました。

そこで、また再質問をいたしたいと思います。

これらの一般職員以外の職員数などから考えまして、人件費の抑制や職員数の抑制等に対する認識と申しますか、考え方はどのようになっておりますか、再質問をいたしたいと思います。

2点目に、再任用職員は、現状では最長65歳までという年齢制限があるということですが、この人数はある程度、毎年毎年同じような人数だと思っておりますが、再任用職員の定着が新規職員の採用数に影響はしないのかということもちょっとお尋ねしたいと思いますので、見解をお示してください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 済みません、ちょっと1点目の聞き損ねた部分がありまし

て、まず2点目の再任用職員が嘱託職員の数に影響はないのかということをお答えしたいと思います。

再任用職員につきましては、公的年金の支給年齢の引き上げに伴いまして、雇用と年金の接続を図るとともに、意欲であるとか、能力のある人材を最大限活用しようとするものでございまして、再任用された職員については、一般の職員と同様に、本格的な職務に従事するとともに、同様の責任を負いまして、また、服務規律も同様となっております。

このようなことから、新規採用職員の検討の際については、一般職の職員として再任用職員も含めた中で、必要な新規採用職員を検討しておりますので、新規採用の職員には影響は出てまいりますが、臨時・嘱託職員については、また別の考えでそういうところをいたしますので、特段の影響はないかなと思います。

ちょっと1点目の質問をもう一回お願いできればと思います。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 先ほど申しました再任用職員の定着化といいますか、これはもう国のほうでも決められておりますので、あるいはまた、再任用以外の臨時の職員あたりの数が、本市における人件費の抑制や、また、職員数の抑制などについて、どのように考えておられますか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 再任用職員がということで、再任用職員については、先ほど申しましたように年金との接続等で、どうしてもそういう職員が求めれば雇用するような形になっております。ということで、新規採用職員については、当然その辺の影響が出てくるかなというふうに思っておりますけども、臨時・嘱託職員については、その職員枠というよりも、別枠の専門的な考えを持ったとか、そういう臨時であれば、当然足りない部分を雇用いたしますので、それとの関連性はないというふうには考えております。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

私としては、やっぱりこの新規職員というのは、ある程度の人数を確保していくことは、今後の行政運営についても大事なことではないかと思っております。そのことが、例えば再任用職員の増加や、増加というのは数字的には大体固定していると思いますが、非正規職員の増加などで、それが影響あってはならないと。やはり

ある程度の新規採用職員は毎年毎年、これは採用をするのが私は理想、当然ではないかと思っております。

次の質問をいたしたいと思います。

再々質問ですが、国の働き方改革によりまして、現在の臨時職員の方が2020年度から会計年度任用職という雇用制度になり、その中で、いわゆるボーナスなどの支給も義務づけられると聞いております。

そこで、本市としても、そのことが財政面にどのような影響を及ぼすとお考えか。また、2020年からでございますので、残された期限として1年半後に迫った課題でもあると思っております。今の市のそれに対する取り組みの状況はどのように行っておられますか。執行部のお考えをお示しいただきたいと思っております。

それから、また、そのような会計年度任用職というような職種に変更になって、ある程度、ボーナスあたりも払うということで、本市の財政にもある程度、これは影響があるんじゃないかと思っております。そのようなことで、この国からの財政支援というんですか、それはあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（柘原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 会計年度任用職員制度の取り組み状況ということだと思いますけども、議員おっしゃったように、会計年度任用職員につきましては、平成29年5月に一部改正された地方公務員法及び地方自治法の規定により新たに設けられるもので、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤職員ということでございます。施行は平成32年4月1日からとされております。

これまで、制度が不明確でありまして、各地方公共団体におきまして、任用、勤務条件等に関する取り扱いがさまざまでありましたが、法改正により統一的な取り扱いが定められることとなります。

主な内容につきましては、先ほど議員もおっしゃってございましたけども、一つ目に、特別職の範囲を専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行うものに限定したこと、二つ目に、臨時的任用の対象を常勤職員に欠員が生じた場合に限定したこと、三つ目に、一般職の非常勤職員を新たに会計年度任用職員と規定し、その採用方法や任用を明確化したこととございます。

また、これまで臨時、嘱託職員につきましては、手当を支給することができませんでしたが、会計年度任用職員につきましては、条例で定めることによって、期末手当を支給することができることとなります。

現在は、内部で問題点や課題について整理をしている段階でございますけども、総務省が示したマニュアルを原則に、財政負担の面もございまして、県や近隣の

自治体の状況を踏まえ、適切な制度設計をしてみたいというふうに考えております。また、国から財政支援というのではないのではないかというふうに思っております。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 国からの財政支援はないと見ておるということでございましたけれども、やはりこれは非常に財政の支出面においても多額な金額になるのではないかと思っております。その点、市長会あたりを通じて、市長も国へ要望といたしますか、そういうふうな手当の要望あたりもしていただくならと思っております。

それでは、4回目の質問を行いたいと思います。

ただいま発表がありましたように、本市でも349人の非正規職員が本市の一般職に占める42%にも達しているということでございます。今後、これから国の働き方改革や、我が国は労働力不足が言われております。そのような中で、市職員へのなり手がちょっと少なくなるのではないかと私も心配をいたしております。ということから、正規職員の減少による雇用の劣化や、住民サービスへの低下は考えられないのかと私は心配をいたしておりますが、執行部の見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 会計年度職員の任用制度によって、そういうのがふえることによって正規職員が減るというようなところであったかと思えますけれども、多様化・高度化します行政ニーズに対応していくためには、個々の職員の職務能力の向上を図ることはもちろん、業務の種類や性質に応じまして、再任用職員であるとか、任期付職員のほか、臨時・非常勤嘱託職員などの多様な任用であるとか、勤務形態の職員を最適に組み合わせて、効果的な行政サービスの提供を行うことは必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 今、先ほども申しましたように、正規の職員が減るということは考えられないと思えますけれども、やはりぴしゃっとした正規職員の数というのは確保するということが、私は市民へのサービスなどが低下しないのではないかと思っております。そういう非常勤職員の中にもすばらしい能力を持った方もいらっしゃいますが、やはりぴしゃっとした確保をしていくことが必要ではないかと考

えております。

それでは、次の質問についてお尋ねをいたします。

小中一貫校教育についてお尋ねをいたします。

これまでに何回か、教育委員会に小中一貫校につきましては質問をしてまいりました。また、総務文教委員会でも、これからの本市教育のあり方として取り上げてまいりました。その中で、今回は委員会の研修として長野県の大町市の市立美麻小中学校の一貫校としての教育の取り組みを研修してまいりました。この大町市の美麻小中一貫校につきましては、ちょっとご説明をしたいと思います。

大町市は、人口は現在2万8,000人で、合併以来12年で4,000人の人口減少がっております。現在では市内に中学校2校、小学校5校、小中学校は1校があります。その中の美麻小中学校では、平成26年度から小中一貫教育校として取り組まれてきて、平成29年度より学校教育法の改正を受けて、義務教育学校となっております。現在、生徒は93名ということですが、山村留学生の受け入れや、校区外からの通学も可能でありますし、また、海外への取り組みとして、アメリカ西海岸のメンドシーノとのホームステイの交換を行っているという話も聞いております。

非常に特徴のある学校でもあります。少人数指導の学校であるということで、児童・生徒への先生たちの目が行き届くと理解されて、県内外から障がいをもった子どもや、あるいは不登校の子どもの入学も多いと聞いております。また、その中で、授業の方法も、黒板に向かう授業でなくて、グループによる授業の形態ということで工夫が行われております。

これまでの成果について、校長先生にもお話を伺いましたところ、大きな成果として、学力の向上や協働の学びに成果があったと説明を受けました。生徒数も小中一貫校になってからは減少してないということでもございました。

その中で、本市の教育委員さんを初め、教育委員会も先月、県内1校と佐賀県内の小中一貫校の視察研修をされたと伺っております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

研修された学校の状況はどのように感じられましたか。また、本市の今後の小中一貫校教育についての取り組みはどのように行う予定でしょうか、見解をお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） 改めまして、こんにちは。大賀議員のご質問にお答えします。

本年度の本市教育委員会の先進地研修としまして、11月8日から9日にかけて、

玉名市の施設一体型の小中一貫校であります、玉名市立玉稜小学校及び玉稜中学校と、それから、佐賀県の大町町の義務教育学校であります、大町町立大町ひじり学園を視察してまいりました。

まず、玉名市の玉稜小学校及び玉稜中学校ですが、本年4月に玉名市内では初めてとなる同じ敷地に建てられた施設一体型の小中一貫校として開校した新しい学校でした。小学校については、玉稜中学校の校区にありました六つの小学校を同時に統廃合して玉稜小学校としたものです。

玉名市の経緯としましては、平成23年7月に学校規模適正化審議会を立ち上げ、その後、学校規模・配置適正化基本計画や小中一貫教育推進計画が策定され、本年4月に開校となったものでした。

メリットとしましては、小学校の校舎と中学校校舎の間にある職員室が小中一緒であることで、子どもの情報交換が教職員間でスムーズにできることや、例えば小学校理科などの教科で中学校理科教諭が実験方法などを小学校教諭と一緒に研究したりする姿が見られるようになったということでした。

また、玉名市全体として目指している小中一貫教育については、中学校区ごとに小学校と中学校の教職員が相互に連携・協力しながら、義務教育9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導等が行われておりまして、「義務教育の9年間で子どもたちを育てる」、「中学校区で一つになって取り組む」ことを基本的な姿勢としておりました。小中一貫教育推進フォーラムというようなフォーラム等を通して、一番の課題であったと言われましたが、教職員の意識改革に努めてきたとのことでした。

次に、佐賀県の大町町の義務教育学校であります大町ひじり学園は、平成28年度に学校教育法の改正に伴いスタートし、義務教育学校でありながら、6・3制を維持し、みずからの生きる力を発見する道しるべとするため、キャリア教育の視点で9年間をつなぐ教育に取り組んでいる学校でした。

大町町の経緯としては、学力向上と豊かな人間性、社会性の育成につなげることを基本に、平成20年度に小中一貫校開設準備検討委員会や小中一貫推進委員会を設置し、平成23年6月に校舎隣接の状態、通称として小中一貫校大町ひじり学園がスタートしております。

その後、新校舎が完成して、同じ校舎に小学校から中学校までが学ぶ形態となって、平成28年度に正式に大町ひじり学園となったものでした。

メリットとして、九州初の義務教育学校という看板を掲げて、配置になった教職員が、いわゆる小学校でもない中学校でもない、そういう義務教育学校に配属になったとの認識を持って、授業力の向上や、効果的な小学校と中学校の乗り入れ授

業の実施ですとか、業務改善を進め、学力面の向上も見られるようになったということでございました。

以上、どちらの学校にも言えることは、検討から開校に至るまでは、時間をかけ非常に慎重に取り組んでいるということでございました。そういうことから、先進地の取り組みを参考にして、今後、教育委員会で検討を重ねまして、学校規模適正化を見据え、本市全体としての小中一貫校のあり方を慎重に研究しながら方向性を見きわめていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

非常にすばらしい取り組みがなされていると私は思っております。

現在、本市では中学校5校、小学校10校がありますが、私の地元の旭志中学校では、昨年度までは二桁の生徒数でございました。本年度は生徒数がややふえて、100名を超しております。しかし、ここ二、三年はある程度現状維持できるようですが、近い将来は、小学校においても、中学校においても、児童・生徒の数は減少の一途をたどるようでございます。

教育委員会でも、先ほど教育長申されましたように、今後、学校規模適正化の議論が検討されると思っておりますが、お隣の山鹿市では、旧鹿央町から小中学校がともに統合・廃止され、旧鹿央町では小中学校が1校も存続しないというような状況で、非常に大きな地域の問題として住民運動もとり行われておりました。そのような現状を目の当たりにしますと、私としては、旭志における今後の、今、人口減少も続いておりますので、生徒数の減少で、将来、旭志から小中学校がなくなるのではないかと。非常に地元の皆さん方も心配をされております。

そこで、教育委員会としても、長い年月がかかると、今、教育長もおっしゃったように、早期の小中一貫校についての議論を行っていただきたいと要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（柘原賢一君） これで、大賀慶一君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時50分

開議 午後1時58分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番の福島英徳です。先月、11月には議会報告会、そして各団体とのワークショップを行わせていただきまして、厳しい指摘や貴重な意見をいただきました。そういった言葉に真摯に向き合うとともに、菊池市の活力を取り戻すために頑張っています。

通告の内容に基づきまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、骨髄移植ドナーへの取り組みについてです。この質問の趣旨は、普及啓発のために自治体としてできる取り組みを行うべきではないかと思ったからです。

健康まちづくりを推進されている本市ですが、がんなどの治療が困難な病気になれる方も少なくないと思います。そこで、今回は血液のがんと呼ばれる白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんに対して、本市ではどのように取り組まれるかをお尋ねいたします。

現在、日本国内で、白血病、再生不良性貧血などの治療が困難な患者さんで、非血縁者の骨髄移植や、末梢血管細胞移植を必要とされている方は、毎年、少なくとも2,000人と言われていています。現在の骨髄移植希望者、患者さんは約4,000名です。

日本骨髄バンクに問い合わせましたところ、血縁者でも兄弟姉妹間では4分の1の確率で一致します。しかし、親子ではまれにしか一致せず、非血縁者、要するに他人ですね。この間では数百から数万分の1の確率でしか一致しないとのこと。

これまでに行われてきました非血縁者間骨髄移植実施数は2万2,508件です。現在のドナー登録者は全国で約49万人ですが、非血縁者で一致するのは県当たり年間1件から2件とのこと。熊本県内のドナー登録者は10月末現在6,951人で、全国で23番目です。そして、県内では、今、13人の患者さんが骨髄移植を待たれています。そして、菊池市内でのドナー登録者数は、平成30年3月現在189名、このような状況ですが、本市としてはどのような啓発活動が行われているのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、福島議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

骨髄移植は、血液難病等の方で薬での治療が困難な場合に、健康な方から骨髄液

を提供してもらい、患者さんの骨髄を健康な人の骨髄に置きかえ治療するものでございます。

骨髄移植を行うためには、議員さんがおっしゃいますように、患者と骨髄を提供するドナーの白血球の型が適合する必要がありますが、適合する確率は非常に低いとされているところでございます。

より多くの患者さんに適合するドナーを見つけ、骨髄移植のチャンスを得られるようにするためには、多くの方々の骨髄移植ドナー登録が必要であるというふうには思っているところでございます。

本市におきましても、より多くの方にドナー登録していただくために、骨髄移植について理解していただくことが重要と考えておりまして、市役所や各支所、各公民館の窓口に啓発リーフレットを置いたり、県から依頼されました啓発ポスターの掲示、広報誌やホームページにおいて啓発記事の掲載や、献血時におきまして周知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ありがとうございます。

私もそういったリーフレットとかは拝見しました。ただ、ことしの10月なんですけども、市役所で行われた移動献血車による献血の際に、骨髄バンク登録推進月間となっていたにもかかわらず、見向きもされない職員の方が何人もいらっしゃって、とても残念だったと、ある市民の方からお聞きしました。それとは反対に、女性職員の方からは、体重や比重が足りなくて献血はできないけども、骨髄バンク登録は可能ですかとおっしゃって、積極的に登録された方もいらっしゃったようです。やはりもっとこの啓発の方法に工夫が必要じゃないかと思います。ぜひ再考を求めます。

話は少しそれるんですが、輸血といいますと、交通事故などで大けがを負ったときに使われるイメージがありますが、実際は約8割が病気治療に使用されておりまして、けが治療は全体の3%程度だそうです。そして、この病気治療のうち、大半を占めるのが日本人の2人に1人と言われるがんの治療です。そして、毎日約3,000人もの患者さんが血液を必要とされているとされています。命が救える身近なボランティアとして、積極的に献血に協力したいと思いますし、ぜひ皆さんもそういう考えを持っていただければと思います。

話を戻します。全国の自治体が骨髄バンク登録への啓発として、どのような取り組みを行っているのか調べてみました。目にとまったのは、平成30年11月15

日現在、38都府県426市区町村の自治体が行っている提供ドナーへの助成制度です。

助成を行っている自治体で、本市と人口も近くて、産業は主に農業と言われていた茨城県の銚田市に問い合わせました。銚田市では、NPO法人全国骨髄バンク推進協議会からの働きかけもありまして、スムーズに助成制度に踏み切れたとのことです。銚田市の助成の場合は、提供者個人に1日2万円、提供者が従事する事業所へは1日1万円とのこと。ただし、上限として7日間、助成金は適合して移植手術までいっても最大21万円です。先ほど申しましたとおり、非血縁者間の場合、患者さんと適合するのは県レベルでは年間一、二件と言われていています。これを予算化したとしても、適合者がいなければ必要ありませんし、適合する方がいた場合、その方を救える可能性があります。その銚田市では、平成27年度から導入したこの制度ですが、まだ助成金を支払った実績はないとのことでした。

熊本県では、宇土市の1自治体のみ行われていました。宇土市の健康づくり課にも問い合わせました。宇土市では、患者さんに骨髄移植をされた場合、一律10万円、これを助成するとのこと。平成26年から制度化されまして、支払われた件数は、平成26年に2件、27年に1件、28年に2件、29年と30年の実績はないとのことですが、この5年間で5件もそういった人助けができた。ただ、この骨髄移植の経過はわからないとおっしゃってましたけども、間違いなく助かっているでしょう。少なくとも5年間で5人の命を救った可能性があるわけです。

皆様もご存じの女優だった夏目雅子さん、白血病で若くして命を落とされました。当時、白血病は不治の病と言われていまして、治す方法がありませんでした。しかし、今では骨髄移植や末梢血管細胞移植、そして、臍帯血移植という治療の方法で治すことができるようになりました。俳優の渡辺謙さんや、元宮城県知事の浅野史郎さん、そして、吉井怜さんは、不治の病と言われていた白血病から、骨髄移植等の治療により復帰、活躍されています。

生きるチャンスを善意によって広げていくドナー登録に当たりましては、わずか2ccの採血で済みます。数分です。いきなり骨髄液の採取はありません。そして、誤解してほしくないのは、仮に完全一致しても、骨髄液の提供、要するに骨髄移植、これは最終的には本人と家族の判断に委ねられますので、拒否することも可能というところ。ドナー登録後、患者さんと一致した場合、検査入院等により最終段階までいけば、約3カ月間で7日から10日程度要します。連続ではありません。そのためには、登録後に患者さんと適合した場合、検査や入院が必要となって、学校であり、会社または自営の仕事を休まなければなりません。

そこで、ドナー登録された方が必要とされる患者さんと適合した場合、ドナー個

人及びドナーが従事する事業所への助成を本市として行う効果は十分にあると思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） お答えさせていただきます。

骨髄移植ドナーに対する助成につきましては、全国レベルで考えるべきものでありまして、本市としては、現在のところは考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 昨年の9月議会で平議員が同様の一般質問をされています。そのとき、市長からは「平成29年度の熊本県市長会において、骨髄移植ドナーに対する助成については、骨髄等のドナー登録者の増加、それから、実際の提供に基づく一助になることを目的として、国として取り組んでほしいという要望書を既に国に提出したところであり、また今後とも継続して要望してまいる予定だ。そして、本市として、骨髄移植ドナーに対する財政支援については、国や県の動向を注視する」と答弁されています。

部長の答弁も同じようなことかと思うんですが、平成30年10月現在、ドナー助成制度の補助をしている都府県が16あります。ただし、都府県が直接助成を受けられる制度ではありません。あくまでも市区町村が主導で助成制度を導入した場合に、都府県が予算の半分を市区町村へ補助する制度です。国や県の動向を注視しなくても、既に行われている426の自治体があります。

繰り返しますが、骨髄移植を希望されている患者さんと適合したドナーが、1年間で1人いれば、銚田市やほかの自治体の例だと最大21万円、2人いても42万円です。宇土市の場合だと10万円から20万円です。この予算でとうとい命を救えたとしたら、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お尋ねの骨髄移植ドナーに対する助成の考えということですが、平成29年に、これは熊本の市長会のほうで提出をいたしました。国レベルでこれは考えるべきものであるから、検討してほしいという要請を出しましたが、国の支援制度としての対応までには至っておりません。

平成30年度も、市長会としても同様の要望をもう一回出したところありますので、まずはその対応状況を見守りたいというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） おっしゃることはわからなくてもいいというか、でも、426の自治体は既にやられているんですね。そして、県レベルだと1件か2件しか年間には実績としてないというふうにおっしゃっています。

先ほども言いましたけども、助成金としても、1人の場合、年間21万円です。2人でも42万円です。その金額の予算も組めないほど、今の菊池市というのは大変なんでしょうか。再度、お願いします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、答弁申し上げましたとおりでありまして、今、市長会として公式に国の制度としてお願いをしておりますから、その一方で、市で助成をするということは、これは要望事項に対する矛盾が起きてしまいますので、当面は、まずその動向を見守りたいということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） わかりました。

ただ、どうしてその市長会でも、この今の例えば菊池市の場合、300億円の予算に対しての20万円とか40万円とか、20万円、40万円等が高いか安いかわかるのは別にしても、予算規模からいくと小さい数字じゃないかと思えます。

その市長会ですんなり決まらない理由というのがあんまり理解できないんですね。ぜひ、菊池市、江頭市長からもっとその熊本県の市長会に対して強く要望していただきたいと思えます。

それでは、2番目の質問に入ります。

本市のイベント開催のあり方についてお尋ねします。

まず、2年前の議会で平議員が質問された数値を引用させていただきます。イベントを抱えている課や室数は全部で14、イベントの総数は90件、予算総合計が7,600万円余りというふうにおっしゃっていました。単純計算ですが、4日に1件、何らかのイベントが行われていることになります。

イベントと申しましても、部門も多岐にわたって範囲が広がりますので、今回はまつりとスポーツ大会に関して質問させていただきます。

イベント開催の目的と、その効果について、まつり、スポーツ大会、おのおのお示してください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） まず、私のほうから、まつり関係につきましてお答えさせていただきます。

市が携わります主なまつり事業につきましては、5月中旬に旭志地域で開催しますホテルフェスタin旭志、8月上旬に菊池市民広場を中心に開催しますきくち夏まつり、10月中旬に隈府商店街を中心に開催します菊池秋まつり、10月下旬に七城地域で開催します七城ふるさとコスモスまつり、11月3日に泗水孔子公園で開催します孔子秋まつり、11月上旬から中旬にかけて菊池市民広場で開催します菊人形・菊まつりがあります。

きくち夏まつり、菊池秋まつり、七城ふるさとコスモスまつり、泗水秋まつりについては、地域住民の交流と親睦の機会を提供することで、本市の活性化を図ることを目的としております。

ホテルフェスタin旭志につきましては、ホテルの里づくりを通じて地域住民のふれあいと地域連帯感の高揚を図り、本市の豊かな自然環境をPRし、観光客誘致を目的としております。

また、菊人形・菊まつりについては、市の花でもあります菊づくりによる伝統文化の継承と発展を図るとともに、観光客誘致による地域の活性化を目的としております。

そのほか、菊池さくらまつり、菊池一族と延寿鍛冶展、しすい孔子公園夏まつり等もありますが、観光協会や商工会等が主催しており、市としては補佐的な立場で携わっております。

まつり事業の効果といたしましては、地域住民のふれあい・交流の場を創出するとともに、観光客を誘致することで、本市経済の活性化につながっていることであると考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、福島議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

スポーツイベントの目的と効果はということでございます。全体的な観点からご答弁をさせていただきたいと思っております。

スポーツイベントの目的は、市民の健康増進を主体としたものと、市外からの誘客による経済の活性化を目指しているものの二つに分かれると思っております。

その効果といたしましては、健康づくり、生活習慣病の予防、医療費の抑制、住民同士のつながりなど、身体づくりを通して心も身体も健康になっていくものと考えております。

また、市外から参加されるイベントとなりますと、交流人口の増加にもつながり、特産品を使った飲食やお土産、宿泊、観光などの経済への波及効果は大きなものがあると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 今、示していただきました。ただ、現状行われているイベントというのは、今、丁寧に説明はしていただいたんですが、その目的の実態に沿っているかどうか、私の目からはちょっと沿っていないんじゃないかなというふうには感じます。

そこで、10月27日に行われました七城ふるさとコスモスまつり、コスモスウオークラリーについてお尋ねいたします。

これについて、事前に過去5年間の参加者の推移をお願いしていたんですけども、いただけなかったものですから、今お示しいただけますか。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの質問の七城ふるさとコスモスまつりの過去5年間の参加状況でございますが、平成26年が約4,000名、平成27年が約3,800名、平成28年が約3,800名、平成29年が約3,000名、本年が約3,600名となっております。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ありがとうございます。

平成30年度は平成29年度に比べて20%アップしているんですが、この5年間全体で見ると、減少傾向にあると思われまして、その要因は何だとお考えでしょうか。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 減少の原因はということでございますが、5年間の参加数の推移を見てみますと、大体3,800名前後ということになっているかと思いますが、平成29年度が3,000名ということで、減少しております主な要因といたしましては、当日の日が雨ということで、悪天候による影響があったのではないだろうかということで考えているところでございます。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） わかりました。

ただ、私、このコスモスまつり、もっとやっぱり集客数というか、参加者をふやせるポテンシャルはあるんじゃないかというふうに考えてはおります。

このウオークラリーの大会前にこのコースを散策しました。冠にコスモスとうたっている割には、コスモスの量や質に大変がっかりしました。前回の一般質問でも申したんですが、人が人を呼ぶ口コミ、インスタ映えするスポットとして、非常によかったんじゃないかなと思ったんです。せつかくコスモスという冠があるわけですから、それで、このコスモスをこれでもかと言わんばかりのスケールで見事なものを咲かせれば、もっとよかったと思うんですが、なぜできなかったのか。市外や県外からも多く参加されていると聞いております。やっぱり菊池の七城のコスモスは最高と思わせるようなものに仕上げていけば、もっとアピールできただろうし、この4,000人という人数が2倍とは言わないにしても、もっとふえる可能性はあったと思って、残念な気持ちでいっぱいです。

市民の方々からは、年々コスモスの状態は悪くなっていると聞きます。コスモスまつり、コスモスウオークラリーのあり方につきまして、現状でよいと考えられているのか、それとも、改善が必要と考えているのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 七城ふるさとコスモスまつりの運営に関しましては、実行委員会がございまして、そちらのほうで協議・検討がなされております。その中で、お客様を呼ぶための検討といいますのが今までと違って、ことし初めてされたのがコスモスウオークの参加者に対しまして、チェックポイントにおいて特産品の提供、それから、ステージイベントがこれまで午後行っていたものを、コスモスウオークにあわせまして昼の部に変更したというような取り組みも行われております。

それから、コスモスにつきましては、やっぱりことしは夏場の干ばつ等も影響しまして生育がおくれているということでお聞きしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 今、実行委員会に委ねているということはお聞きしました。これは後ほどまたお聞きします。

ただ、猛暑で雨が降らなかったということをおっしゃったんですが、コスモス畑ってほとんど河川にあるんですね。どうして河川の水を散水できなかったのか。私は単なる言いわけにしか聞こえないんですね。じゃあ、今度、コスモスに肥料というのは与えられたんでしょうか。私の目には、このことしのコスモスは非常に貧弱に映りました。もし、肥料を与えられているんだったら、その量が十分だったのかなというふうな疑問もあります。

そういう中でも、あるコスモス畑には、市民の方がヒマワリの種を個人的にまかれています。ピンクのコスモスと黄色のヒマワリ、コントラストは鮮やかで目を引きます。やはりそういったコスモス畑には頻繁に人が来られていまして、休日には常に数十台の車がそこにはとまっておりました。写真を撮られる老夫婦とか、恋人たち、また、弁当を持ってきての家族連れなどさまざまでした。単にコスモスを植えるというんじゃなくて、やっぱり植えた以上、あちこちで趣向を凝らす必要が私はあると思います。

先ほどおっしゃった、このコスモスウオークラリーの企画、実行委員会とおっしゃいましたけども、どこが主体でやられているんでしょうか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 七城ふるさとコスモスまつりの実行委員会についてご説明をさせていただきたいと思えます。

実行委員会につきましては、菊池市長を初めとしまして、七城区長会長、商工会の七城支所長、JA菊池の担当理事、それから、七城振興公社、それから、委員経験者ということで、委員さんが18名おられます。その中で協議をされております。一応事務局としまして商工観光課というふうになっておりますので、それに基づきまして運営がなされております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） そんな立派な方々が実行委員会としていらっしゃるのに、あのコスモスまつりというのは、余計残念に感じます。これに関しては、スポーツ大会に関しても同様だとは思いますが、どうも何か横の連携というのかとれてないよう

に感じるんですね。私は、イベントを行うというのは部門間の横断であって、各団体とか市民との連携で成り立ち、盛り上がるものだと思っております。ただ、今の実行委員会を聞くと、結構いろんな方がいらっしゃるにもかかわらず、ちょっと不思議な気持ちです。

先般、11月21日に、各団体と議会で行いました意見交換会、ワークショップでは、各団体からイベントが多過ぎる、そういった声をたくさん聞きました。私も同感です。先ほども申しましたけども、イベントは盛り上がる、盛り上げるものであって、疲弊するものではないと思うんです。イベントの廃止や復活、もしくは継続する、こういった決定はどこで行われているのでしょうか。また、それはどんな手順を踏んで決定されているのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） イベントの手順ということでございます。スポーツイベントにつきまして、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思えます。

イベントは、各種団体が自主事業として行っているものと、市が体育協会あるいはスポーツ推進委員、体育施設の管理団体等に委託、あるいは補助を行っているという形式のものがございます。

ただ、特に規模の大きな大会になりますと、各種目団体への運営協力、それから、ボランティアの確保、ホームページやポスター、のぼりといった広報周知について、関係する観光協会や旅館組合等の関係団体と情報を共有して、飲食や宿泊、観光、おもてなし等について連携をしていくということが重要でございますので、実行委員会の形式をとり、民間の方々にも実行委員に参画をしていただきながら運営を行っております。こういったものの取りまとめの観点から、事務局の大半は市が担っているというところでございます。

それぞれのイベントにつきましては、1年から半年前には準備を始め、交通規制や駐車場、宿泊などの打ち合わせを、それから広報・周知に努めているというところでございます。

なお、イベントを実施した際には、必ずアンケートをとったり、実行委員会のほうでその反省、記録も総括をしながら、次年度のほうに結びつけているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） まつり関係につきましては、合併当初、13事業ぐらいい

ございました。菊池市が6、泗水が3、七城3、旭志1の計13でございました。これにつきましては、イベントの見直しや、各地域で競合するイベントに関して削減してきたところでございます。

それから、見直し方針につきましては、先ほどの教育部と重複いたしますが、各実行委員会等において、まつりの終了後に反省会を開き、次年度に向けましての課題解決の取り組みを行うことで、よりよいまつりとなるように頑張っているところでございます。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ありがとうございます。でも、やっぱりそういう答弁になりませぬ。

やっぱりもっと真剣に次年度のイベントの開催については存続か廃止かを決める。私は、先ほど実行委員会おっしゃいました、そうそうたるメンバーでした。でも、それが本当に実態と沿ってないんだったら、やはり市民参加型、これのやっぱり実行委員会を公開議論でもいいですから設けて、もっと活発化させるべきだと思います。そして、市職員の動員を必要としなければならないイベントは極力なくす考えも必要ではないでしょうか。

市長にお尋ねいたします。

今回は、まつりとスポーツイベントにフォーカスしましたけども、現在、年間14の課と室による90件のさまざまなイベントが行われています。市の職員の方々も休日駆り出される。休暇を取得すれば、その分は残業として職員個人にはね返っているのではないかと思います。

先ほども申しましたけども、市内の各団体の方々からも、イベントが多過ぎる、そう議会との意見交換会で多数お聞きしました。盛り上がらない、参加者が少ないイベントには何らかの要因があると思います。その要因を探って、今の時代に合ったイベントに改善すべきだと私は考えます。

本市内外に対するアピールとして、盛り上げるイベントづくり、そして、重要なのは、市民の方々が盛り上がるイベントづくりを市民や各団体、そして、庁内の部課の垣根を越えた委員会等の設置で、集中と選択をするべきときが来ているのではないのでしょうか。

一旦現状のイベントを半分ぐらいに減らして、存続させるイベントの質を上げて、菊池のまつりといえば何々、スポーツといえば何々といった目玉をつくるべきではないかと思います。

聞き取りの際に、今、スポーツ大会としましては、日本一早いマラソン大会、こ

れを旭志で来年1月元旦に行うという話を聞きました。これは民間主導だと、それも聞いております。私は民間主導のこのような取り組みは、今後のイベントモデルとしてとてもすばらしいと思います。そういったものを含めまして、今後のイベント開催についての考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問ですが、まず、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、ご質問の趣旨は、まつりイベントが多過ぎるのではないかと。疲弊していると。したがって、もっとかなりドラスチックに減らして、本当に必要なものを市民の手づくりといたしましょうか、市民中心でやるべきじゃないかというご質問でございましょうか。それに対する見解を問うということでございましょうか。

今、市が携わっておりますまつりというのは、一つには地域住民のふれあい、交流、それから、特に観光客を念頭に置いた集客と、それに伴う本市経済の活性化ということをお目的としておるわけでございます。

毎回、まつりの前後に、その質の部分に対する見直しがなされておまして、それは各実行委員会等において、まつりの企画段階では前年の反省、終わった後にはまた反省会を開いて、いろいろな集客の数等も含めて課題解決の取り組みを行っておられるようでございまして、委員会の中で、よりよいまつりとなるように、いろんな工夫をして頑張っておられることだというふうに思います。

また、数の問題については、平成17年の合併以降、さまざまな局面でまつりイベントの見直しがされまして、その整理の結果が今現在のまつり及びイベントということになっておるわけでございます。

このおまつりにしろ、イベントにしろ、冒頭に申しましたように、市の活性化、それから市民のふれあい、交流ということのためにやっているわけでございますから、これは市の行事としてやっているわけではないんですね。もちろん民も官も一体となってやろうという趣旨のもとで実行委員会組織をつくって、関係する人が集まって、みんなで一体になってやっているわけでありますから、もしイベントが多過ぎる、あるいは、もう疲弊したということであるなら、それはもうむしろ委員会さんのほうでお話しただいて、市民として、もうやる必要がないというご意見であれば、それも尊重してまいりますし、ただ、今までの経緯からは、特にまつりの整理の際には、例えば市が一つになったわけですから、春、秋、それぞれのまつりは一つでいいじゃないかという議論も当然あったようでございませども、やはりそれぞれの地域、旧の自治体における地域の交流ということも当然やっぱりありますし、そういったところは地域の方々の気持ちに非常に寄り添ってやっていませ

んと、一方的なものになりがちでありますから、そうしたところを酌み取りながら、皆さんのご意見を活発に闘わせていただいて、結論に持っていくのが一番いいのではないかというふうに思います。

ただ、一つ、恐らくそういう声が、疲弊しているという声上がるのは、そういうご負担が特定の人に集中しているからではないかというふうに思うんですよ。特に市役所の職員からもそういう声はもう長年聞いておりまして、実態を見ますと、確かに市役所の職員に対する負担が非常に多い場合が多々ございます。本来であれば、もう少し地域の人に入っていただきたいという局面もございますから、その存続させるか、廃止するかというのは、地域の人たちがどういうふうにそのまっぴりにかかわろうとされているのか、結局はそこのところに集約してくるというふうに思いますので、市役所が何やら一方的に決めるということではなくて、私どもはむしろ地域の方の声を率直に聞きたいというふうに思いますので、議員さんにおかれましては、もうそういう提案をせっかくいただいたわけでありまして、そうしたこの問題提起のぜひ中心になって、音頭を取っていただければというふうに思ったところでもあります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ありがとうございます。前向きな答弁というふうに受け取らせていただきます。

先ほども申しましたけども、今度の元旦、やっぱり民間主導の日本一早いマラソン大会、やっぱりこういったものというのは、イベントモデルとしてできると思います。

そして、先ほど市長がおっしゃいましたけども、やっぱり合併前にあったそういったイベント、これを復活させてほしいという声も確かにあります。ただ、確かに答弁にもありました、負担が集中している。これはワークショップでもそういうふうな声を聞きます。ですから、やはり実行委員会というのを、もう少しどこからどういう人でつくり上げる実行委員会にするのか。やはりこのイベントというのは菊池市としての目玉にもなり得るし、単なる疲弊するものになる可能性もあると思います。ぜひそれは私も積極的に参加しながら取り組んでいきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで、福島英徳君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後2時47分

開議 午後2時55分



○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。議席番号17番、是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元でございます。よろしくお願いいたします。

本日、最後となります。お疲れとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。登壇も実に6年ぶりとなりますので、少々緊張しておりますので、お聞き苦しい点はお許しを願いたいというふうに思っております。

6年の間に、この議場の顔ぶれも変わり、時の流れをここに立って、改めて感じているところでございます。まるで浦島太郎にでもなったような、そんな気分でおります。議会運営のほうも予算決算常任委員会ができ、少々戸惑っておりますけれども、さらなる議会改革が必要ではないかとも感じているところです。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、熊日菊池桜マラソン大会について質問させていただきます。この件につきまして、私は実行委員でありましたので、先ほどの福島英徳議員の質問に恥じないようになりたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、今回で64回を迎えるこの大会も、長い歴史と時代の流れとともに、さま変わりをしてきたように思います。この大会が始まった当初は、旧熊日本社、現在の鶴屋百貨店前をスタートし、国道387号を北上し、花房の坂をおり、現在の市民広場、昔は中央グラウンドと呼んでおりましたけれども、そこをゴールとするコースで行われておりました。県下でも屈指のマラソン大会であったと記憶しております。

その後、車社会の到来とともにコース変更を余儀なくされ、大津杉水の信号を折り返すコース、さらに竜門ダムを折り返すコースへと変わったのはご存じのとおりであります。

当初はフラットなコースでしたので、記録も出やすかったものと考えますが、現在のコースでは高低差も激しく、記録の挑戦がかなり無理があるようですが、反面、緑豊かな景色、澄み切った空気と、自然の風と光を体いっぱいを受け、自然と一体となって走る。そして、何よりも菊池市自慢の桜吹雪を浴びながら走れる。すばらしいコースであると私は感じております。

マラソンといえば、最近の男子選手の活躍が目立っているようです。設楽悠太選

手に続き、大迫傑選手の日本記録の更新、その報奨金として1億円、これをいただかれたそうです。そして、瀬古利彦選手以来のボストンマラソンでの川内優輝選手の優勝と、再来年の東京オリンピックでの活躍がますます期待されるところであります。

そして、何といっても来年の大河ドラマ「いだてん」こと金栗四三、後にマラソンの父と呼ばれるわけですけれども、その方のマラソンにかける情熱と栄光、そして挫折を描いたものであらうと思いますが、恐らく東京オリンピックを前年に放送されるのは、オリンピックの機運を高める狙いがあるのかなと感じております。

もちろんこの熊日菊池桜マラソン大会は速さだけ追求するのではなく、走り終わった後の爽快感、健康維持、ダイエットなど、それぞれの思いや目標に向かって走れるものと思いますが、この大河ドラマ「いだてん」の放送により、マラソン人気がますます盛り上がってくるものと考えております。この波に乗りおくれないうにしなければなりません。

そこで、お尋ねですが、この熊日菊池桜マラソン大会の参加人数と、それに伴う宿泊数をお示してください。また、人数が減っているとすれば、その歯どめ策、もしふえているとするならば、もっともっとふやす対策なり取り組み、そして、そのことに対する課題は何なのか。そして、この大会に合わせてどのように宿泊にどうつながれていくのか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（柘原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、二ノ文議員のご質問にお答えをいたします。

現在までの参加人数の課題とその取り組み、それから、宿泊者数の課題とその取り組みということで、ご回答させていただきたいと思っております。

1点目の熊日菊池桜マラソン大会の現在までの参加人数、課題、取り組みについてということでございますけれども、この大会は県内のマラソン大会の中でも2番目に長い歴史を持つ大会として市民の間にも定着しているものと考えております。

これまでの参加者人数の推移につきましては、平成16年度の第50回大会が562名であり、市町村合併後、参加者は徐々に増加をし、平成22年度の第56回大会では1,078人に達し、平成24年第58回大会には2,385名と大幅に参加者が増加をいたしました。これは同年から熊本城マラソン大会が開催をされたことから、県内のマラソンブームが後押しした結果だと考えております。

その後、平成25年度第59回大会は2,753名、平成26年度第60回大会は1,988名、平成27年度第61回大会が1,255名、平成28年度第62

回大会は1, 236名ということで、平成25年度をピークに減少をしてきておりまして、各地におけるマラソン大会などの増加や、マラソンブームの落ちつきが参加人数の減少につながったものと考えております。

こうした傾向から、課題の参加者を確保するというところで、平成29年度第63回大会では、国内初のくまファンランとのコラボレーションを開催することで、桜マラソン大会1,088名・くまファンラン1,400名の合計2,488名の参加を得たところでございます。

なお、現在までの取り組みといたしましては、平成25年度第59回大会には前夜祭の開催や大会公式のホームページ作成、県内スポーツジムへの周知などのPRを行っているところでございます。

それから、宿泊のこれまでの数と課題、取り組みについてということでございますが、宿泊につきましては、直接実行委員会のほうにおいて申し込みを行っておりませんので、正確な数字は把握できておりませんが、関係団体に確認をいたしましたところ、毎年10名前後の宿泊にとどまっているということでございます。

宿泊の取り組みにつきましては、参加申し込みに宿泊案内として、お問い合わせ先を掲載をいたしておりますが、日帰り参加をされる県内の参加者が9割以上ということであり、県外からの参加者及び宿泊者が以前より少ないのが課題であるということで捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） それでは、再質問をさせていただきます。

平成16年50回大会が562名ということです。その前年は15年度だったですか、たしか400名台だったと思います。恐らくそのときの宣伝効果もあって、100名ぐらいはふえたんだろうと思いますけども、やはりどのような取り組みをしていくかで随分と違ってくると思います。

先ほどの福島議員の中の実行委員会が機能しているのかというような部分にちょっととれたんですけども、私も実行委員会の中に入っていて、えっという思いもちょっとしたところです。もちろん意見も言いましたけれども、しかし、あの場だけではちょっと足りないかなという形で、今回の質問をしたところです。

そこで、もう一度、再質問をさせていただきます。

質問というよりも、提案といいますか、そういう形でお聞きいただければと思います。

一つ目、去年は、先ほど部長おっしゃいましたように、くまファンランと同日開

催ということで出場者が大変ふえたようですが、今回は一日ずれて、くまファンランが来年の3月30日の土曜日、そして、熊日菊池桜マラソンが一日後の3月31日の日曜日となっているようです。もちろん今回の結果を見てみなければわからないと考えますが、来年度も、もし今回と同じ一日違いの日程でやられるならば、県内外に宣伝、アピール、お知らせをやって、両日参加された方には何か特典を与えるというのはどうでしょうか。例えばめぐるん券などですね。それも期間を1年と10日ぐらいにして、また次の年に来てもらえるような、そんな形をとっていただければと考えております。そうすることによって、宿泊につながるのかなと考えますが、いかがでしょうか。

それから、2点目、現在は5キロコースですけども、現在、39歳以下と40歳以上になっていると思いますが、それを、年代別をもっと細かく分ける。20代、30代、40代、50代、60代、70代、80歳以上などですね。そして、完走者の中から最高齢者賞というものを与える。賞を与えることによって楽しさも魅力も増してくると思います。その次の年にすぐ効果があらわれるかは、これは別として、長くやっていけば必ず私はふえてくるというふうに思っております。

三つ目、5年ごとぐらいに有名人を呼んで、一緒に走ってもらうとか、講演をしてもらうとか、例えばオリンピックのメダリストとか、もちろんお金はかかると思いますけども、この菊池市に関係ある方を招致していただいてやってみるとか、もちろん毎年とは言いませんけども、5年に1回ぐらい、そういうのを考えてみてはどうでしょうか。

四つ目に、市内で別に行われている泗水のコスモスマラソン、さっき、福島議員のほうからもおっしゃられましたけども、旭志の元旦マラソン、そして、七城のふるさとコスモスウオークラリーですか、そして最後に、3月の一番最後に行われる、もちろん桜の咲きぐあいで、最近では温暖化で桜が咲くのがちょっと早くなったということで、3月の後半に開催をされておりますけども、そして、ずっと昔は4月の第1日曜に定着して行われていたようです。最近ではちょっと変わっておりますけども、その熊日菊池桜マラソンを年度全て出場されたならば、さらなる特典を与えるとか、いろんなことをやはり考えていただきたいと、私は実行委員会にいてつくづく思いました。やはりそういったことをすることによって参加者増につながると思います。もちろんそれには予算が必要になりますが、担当部局には頑張っていただければと思います。

今の私の提案に対して何かありましたら、教育長でもいいですので、何か答えることがあれば、あくまでも提案ですので。

○議長（柁原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） ただいまの二ノ文議員のご質問といたしますか、ご提案も含めたところがありましたので、お答えできるところでお答えしたいというふうに思います。

まず全般的に、熊日菊池桜マラソン大会の歴史等も詳しく紹介していただきました。そのとおりの大会だなど、歴史ある大会だなどというふうに思っております。この大会の宿泊者増につなげる対策として、本年から宿泊の可能性が高い、県外のマラソン愛好者の団体や、それから、スポーツジムなどをピックアップして、大会参加の案内を送付するなど工夫することと、まずそういうふうな工夫をしようということになっております。

また、大会ホームページ上において参加者を募集する際、菊池温泉の魅力を掲載して、菊池温泉観光旅館組合へリンクを貼るなど、積極的にPRして宿泊を促すことはもちろんのこと、大会当日の滞在時間を少しでも長くするために、菊池溪谷等の観光ルートの提案なども同時に行っていきたいというふうに思っているところでございます。

一番最初にありました、くまファンランとの連携ということをご提案いただきましたけども、くまファンランとの連携につきましては、今年度も、先ほどご紹介ありましたとおりに、連携して開催する計画としております。現時点では、熊日菊池桜マラソン大会の前日に開催する予定とありましたとおりに、両日ともにご参加いただける方への特典や、あるいは宿泊者への特典など計画しているところであります。今年度もくまファンランと連携を深めることで、国内外に本市の魅力をPRして、熊日菊池桜マラソン大会をきっかけとして、さらなる地域発展へと取り組みたいというふうなところを思っております。

2番目に、表彰のクラス分けというふうなご提案もあったようですが、今年度開催いたします第64回の大会におきましては、表彰のクラスを18種目に分類しまして、1位から3位までを表彰することといたしております。種目数においては、県内のマラソン大会でも多いほうではないかというふうに認識しているところです。ご提案いただきました各種目数と表彰のクラスの細分化につきましては、参加者数の状況を勘案しながら今後検討し、参加者をふやす努力を行っていきたいというふうに思っております。

今年度開催します今大会、64回大会につきましては、大会終了後に10代ごとの区切りごとの成績一覧を大会ホームページに掲載するなど、大会参加者のニーズに合う大会運営を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

そのほか、有名人を呼んでみたらというふうなご提案ですとか、市内の四つのマ

ラソン、あるいはウオークラリー、そういうものを一つ、全部行ったら特典をあげたらというふうな提案についてなど、細かいいろいろな具体的なアイデアを出していただいておりますけども、このあたりも今後検討していきたい、また、実行委員会等でもまたお世話になるかと思っておりますけども、検討していきたいというふうに思っているところです。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 再々質問をさせていただきます。

いろいろな提案に対しては、非常に前向きに捉えていいのかなというふうに思いますけども、どうもこの要望として検討をするというのが、昔はしないというふうにあったもんですから、今はもう前向きに捉えておってよかですかね。

それから、先ほども申しましたように、予算が大変絡んでくるというふうに思います。ただ、年代別については大変だと思います。しかし、今はチップとか、ああいうので選別が入ってきたら、すぐぱっぱぱとわかるような仕組みになっていますので、決して無理な話ではないと思います。ただ、表彰の金メダルとか、銀メダルとか、そこら辺の本物の金じゃありませんので、そこまでかかるとは思いません。

そこで、一つ、ちょっとお聞きしますけども、冠に熊日さんについているわけですよ。熊日さんからの援助というのがあるのかないのか。あるとするならばどのような形なのか、お伺いをいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 再々質問の熊日さんのほうから援助があるかということでございますが、決算上は入っておりませんので、金銭的なものはないということでございますが、報道等につきまして、しっかり提供していただいているということで、ご報告させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） ちょっと4回目に移らせていただきます。

熊日さんからの形として、私が15年前でしたか、一般質問をして、このような同じ質問をしたときに、以前は1位から6位までの入賞者へ表彰状とバスタオルを熊日から提供しております。それから、ペンシルを副賞として授与しております。それから、特別賞といたしましては、20キロ優勝者に熊日賞を受賞するというこ

とで、熊日の援助を得ているというふうに議事録に載っておりますので、そこら辺をしっかりと調べていただいて、協力いただけるところは、ぜひ協力をお願いしていただきたいというふうに思います。もうこれは質問じゃないですね。調べていただくということで。

最後に、なるべく多くの方に参加をしていただき、菊池自慢の、市長の自慢の桜を県内外にアピールできる最大のイベントである、この熊日菊池桜マラソンがますます発展するとともに、熊日さんを初め関係者の皆様方に感謝を申し上げながら、次の質問に移りたいと思います。

次に、隈府中央線と今村橋との接続についてということで質問させていただきます。

この件につきましても、平成22年の6月定例議会において一般質問をしていることをあらかじめお知らせをしておきます。

今村橋の老朽化に伴い、あの歴史深い橋をかけかえ、現在、立派な橋が菊池川をまたぎ、今地区と片角をつなぎ、市民にとって交通便のいいものとなることが期待されております。特に合併をしまして、泗水地区、旭志地区から本庁舎へのアクセスがスムーズになることが今でも期待されているところでございます。

今回、本定例議会へ請願が出されております支所機能の充実に関する請願書も、私は少なからずこのことと関係していると思っております。泗水、旭志からのアクセスとして、本庁までの時間が1分でも2分でも短縮化することこそが、現在の市役所機能が市民へ理解されるものと思っております。わずか一、二分ではありますけれども、私はこのことは気持ちの問題だというふうに受けとめております。

計画では、平成13年度より地方道路整備臨時交付金事業及び地方特定道路整備事業による国民、市民の血税を使っての立派な事業であると私は認識しております。しかし、計画から17年が経過をしましたが、いまだに接続どころか、地権者と話し合いもままならない状況にあるようです。

そこで、質問ですが、現在の進捗状況と今後の見通しについて、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） それでは、二ノ文議員のご質問にお答えいたします。

隈府中央線と今村橋をつなぐ亘甲森1号線につきましては、今村橋から市道亘深川線までの延長約151メートルの区間については施工が完了しております。残りの亘深川線から隈府中央線までの約300メートルの区間につきましては、現在、用地交渉を進めているところでございます。今後も鋭意この交渉を進めていきたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 前回の質問から8年が経過しましたが、もう最初のころから17年ですか、全く見通しが立っていないというふうに、今、要するに、いつ接続できるのかわからない、そういうことだろうと思います。

今月6日の前川県議の望年の集いの県議の挨拶の中で、中九州横断道路の橋ができましたけれども、杉水あたりにインターチェンジができるやもという話がされましたが、道路を通すのに一番大事なのが地権者の理解と、その先の用地交渉だと話されておりました。そして、もう一つ大事なものは、政治家の信頼が大事である旨のこともお話しされておりましたのを市長も大きくうなずきながら聞いておられました。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、この今村橋と隈府中央線を本気で結ぶ考えがあるのかなのか。もし本気であるとするなら、みずから足を運び、必要性を訴え、何度でも交渉されるお気持ちがあるのか、江頭市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 用地交渉でございますけれども、道路改良工事につきましては、用地交渉が完了した時点で、ほぼ70%ぐらいはもうこの事業は終わったというふうな大事なものでございます。この用地交渉につきましては、この現場につきましては、昨年の第4回の定例会におきましても申し上げましたけれども、大変交渉中の案件でございますので、詳細なところの回答は控えさせていただきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたとおり、用地交渉は今後とも鋭意努力し、進めていきたいとは考えています。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お尋ねの道路の完遂についての考えはということでございますが、これはいろいろな経緯と歴史があるわけでございますけれども、ある意味では、せっかくあそこまでできているわけございまして、それはもうやはり市内のほうに人口の流入を、いろんな交通の流入をふやしていこうと、それを活性化につなげ

ていこうと、そういう考えであると思いますから、大きなところは変わらないと思いますし、これから国道325号がつながってまいりますと、渋滞緩和という意味も含めて、市内にスムーズに入っていく道路というのは非常に重要になるんじゃないかというふうには考えているところでございます。

それから、地権者の方との交渉の件でございますけれども、我々だけの都合ではなくて、地権者様のご意向というものも十分に配慮して慎重に進める必要がございますので、その件については、私からの答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） ご見解を伺ったところですが、市長のお気持ちは、何かどっちかわからないようなふうにも受け取りました。

そして、今、今村橋のほうから来るのと、今現在の亘深川線ですか、あそこまでは道が通っていると思いますけれども、話によりますと、あそこの道を、その亘深川線、これを通れるように、片角のほうから要望が出されているというようなことをちょっとお聞きしたんですけれども、その辺のところは、そこぐらいまでは実際にできるのか、できないのか、そこをお伺いいたします。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 今村橋から亘深川線までの間、亘甲森1号線、151メートルですけども、ご指摘のとおり、完成しているところではございますけれども、警察との協議の中で、なかなかその開通がまだできないというふうなことでございますので、現在、協議を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） なかなか現実的には難しいみたいなふうに聞こえたんですけども、何が原因なのか、そこら辺をやはりお示しをしていただくように、しっかりと警察のほうとご相談をしていただきまして、とにかくせめてあそこまでは通れるようにやっていただくのが執行部の務めだろうというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで、二ノ文伸元君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き、一般質問となっています。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後3時31分

第 5 号

1 2 月 1 1 日

平成30年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成30年12月11日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	元島 加奈子 さん
総務部長	上田 俊介 君
市民環境部長	古田 浩敏 君
健康福祉部長	中村 隆純 君
経済部長	谷田 修 君
建設部長	淵邊 政博 君
七城支所長	榎田 邦昭 君
旭志支所長	岩根 卓士 君
泗水支所長	坂本 忠弘 君
財政課長	上田 敏雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾 孝浩 君
市長公室長	前川 幸輝 君
教育長	渡邊 和博 君
教育部長	大山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	坂本 高秀 君
水道局長	大塚 忠康 君
監査委員事務局長	清田 幸臣 君

事務局職員出席者

事務局 長	徳永 裕治 君
事務局 課長	歌岡 憲一 君
課長 補佐	松原 憲一 君
議会 係長	安武 則貴 君
議会 係	吉岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、教育部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 改めまして、皆さん、おはようございます。発言の機会を与えていただきまして、お礼を申し上げたいと思います。

昨日、二ノ文議員からご質問をいただきました、熊日菊池桜マラソン大会における熊本日日新聞社からの支援につきまして、昨日の答弁に一部修正の上、追加補足をさせていただきたいと思います。

昨日の答弁のとおり、熊本日日新聞社より大会実行委員会への直接的な歳入はございませんが、主催団体として副賞の地元特産品1個、タオル42個や、シャープペンシル12本、そのほか、賞状などのご支援をいただいております。

また、熊日さん以外にも協賛をいただいております企業、団体より副賞などを頂戴いたしておりますが、今年度開催いたします第64回大会につきましても、同様のご支援を依頼しているところでございます。

以上、お答えいたさせていただきます。



日程第1 一般質問

○議長（柁原賢一君） それでは、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。
初めに、緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 改めまして、おはようございます。議席番号3番、緒方哲郎です。私は、農業の振興と発展、教育の充実、福祉の充実、この3本を柱に、子どもたちに自信を持って託せる菊池市づくりに努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

本日は、農業後継者について、花房坂周辺公園整備について、置き勉について、

防災について、防犯カメラについて、五つについて質問をさせていただきます。

それでは、一つ目の質問、農業後継者についてお尋ねをします。

現在、どの業種、職種においても後継者不足は大きな問題となっております。私は、10月24日から26日にかけて、経済建設常任委員会の委員として岐阜県の下呂市と愛知県の田原市に研修に行かせていただきました。日本三名湯の一つと言われ、年間110万人の観光客が訪れる観光都市下呂市においても、宿泊施設等の後継者については頭が痛い問題であると言われておられました。

また、同じ農業において、農業産出額が日本一の田原市においても、現状ではまず心配はないが、将来を考えたときには大変不安であると言われておられました。

言わずもがな、本市農業においても、中山間地の遊休農地の増加であったり、農業従事者の高齢化であったりする中で、後継者、担い手の不足は緊急を要する深刻かつ重要な問題であります。本市は、全国、また、県下の市町村と比較しますと、新規就農者の人数においてはトップクラスであるとお聞きしましたが、実際の現場においてはまだまだほど遠いのが現状ではないでしょうか。

そのような中で、国の一つの施策として、農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金制度というものがありますが、その事業における新規就農者の状況をお尋ねします。

この事業については、以前にもお尋ねされた議員さんもおられますので、皆さんご存じだとは思いますが、この農業次世代人材投資事業は、旧の青年就農給付金制度とは少し変わって、ただ、新規に農業をしている方へ支援をするだけではなくて、より後継者、担い手としてなり得るように改善されたものだと思います。

大きく変わった点は、申請受け付けから最長5年間は年間に最大150万円の支援金がありますが、支援が終わって以降に、交付期間と同じ期間、農業に従事する義務が発生したところです。例えば3年間の支援を受けたとするならば、あと3年間、計6年間は就農していなければならないこととなり、この義務に違反しますと、支援金を返還しなければならなくなりました。すなわち、より地域の後継者または担い手として定着していく事業となりました。よりよい事業になったと思います。

まずは1点目に、この事業、旧の制度も含めての新規就農者の状況をお尋ねします。

2点目に、農業後継者と言われる方々の中には、今現在、親がやっておられるもの、例えば園芸であればイチゴ栽培であったり、畜産であれば牛の肥育であったりと、その経営を手伝いながら将来はその跡を継いでいく、親元就農者と呼ばれる方々もおられます。この親元就農の方でも要件を満たせば、さきにお尋ねした農業次世代人材投資事業の支援を受けられるようですが、実際、要件をなかなかクリア

できないという厳しい状態です。

しかしながら、この親元就農者の方々も親の手伝いをしながら、同じ業種の中でも自分のやりたいこと、方向性など、親とは違った考え方など必ずあると思います。やはり何かをやろうとしたときには、どうしてもお金が必要となります。本市では、農林業後継者対策推進事業として30万円の奨励金がありますが、それだけではいかなものかと思います。

そこで、この親元就農者の状況と、今後の市の支援の考え方についてお尋ねをいたします。

以上、2点についてお答えをお願いいたします。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 皆様、改めまして、おはようございます。ただいまご質問がありました2点の件についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の農業次世代人材投資事業についてでございますが、これにつきましては国の制度でございまして、ただいま議員のほうから説明がございましたので、内容については省かせていただきたいと思います。

現在の状況についてでございますが、農業次世代人材投資資金の交付及び旧青年就農給付金を受給された新規就農者数は、事業が開始されました平成24年度から平成29年度の末までに累計で60名となっております。また、本年度においても、既に5名の方が新規で承認され交付を受けられております。

次に、2点目の親元就農の状況についてでございますが、本市では実践力旺盛な農業後継者の育成を図るために、先ほど議員が言われました市単独の補助金で新規農業就業奨励金の交付を行っております。

農政課で把握しております親元就農者数は、この奨励金の平成24年度から平成29年度までの交付実績からしますと、累計で101名の方が親元で就農していることとなります。

また、親元就農者への今後の取り組みといたしましては、財政状況等も考慮しながら引き続き新規農業就業奨励金での支援を行っていくとともに、県や農業委員会、農業団体などと連携したサポート体制を強化したいと考えております。

そのほか、農業次世代人材投資資金への交付要件の緩和を含め何らかの支援ができないか、国・県へ働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 1点目の新規就農者の状況は、平成24年から旧制度と人材投資事業における就農者ということで、65名ということですが、後継者、担い手として、それぞれ頑張っておられると思います。その方々がこれから農業従事者として定着していかれることが最も大切なことだと思います。そのためには安定した収入が得られるようにサポートをしていかなければなりません。

この事業のもう一つの特徴として、新規就農者の方へサポート体制の充実があります。県、市、JAからそれぞれ出いただいてチームをつくって、個々の新規就農者に営農指導をしていくものです。まずはこのサポートチームの充実を図って、新規就農者が一人前の農業者となり、農業従事者として定着していただけるよう、しっかりとサポートをお願いして、2点目の親元就農のほうにまいりたいと思います。

現在、親元就農者は101名おられるという中で、18名の方しか支援を受けられないように、要件を満たすことはなかなか厳しいようですが、最初にお話した愛知県の田原市において「田原で農業を始めませんか」という新しく農業を始めたい人への手引書がありました。農業を始めようとしたとき、まずこのような手引書を見て、それから市やJAへ相談しに行く。この手引書は、まず初めに、農業体験制度がありますよということから書いてありまして、最後に新規就農に関する相談先ということで締められています。

この手引書の中で、農業者の所得の向上と後継者の確保を促進するために、農業者の直系卑属等が当該農業者に雇用され、就農することに対して助成金を交付しますという目的で、親元就農応援事業をされております。年間120万円、最大3カ年の助成です。目的の中にもありましたように、後継者の確保という点では、やはり親元就農者の方にも支援事業は必要ではないでしょうか。財源も厳しい中ですが、答弁にもあったように、国、県、JAと一緒に、この親元就農応援事業をぜひとも行っていただきたいのですが、市としてのお考えと、さきに述べた手引書のようなものが本市にもあるのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、手引書の件でございますが、新しく農業を始めたい人への手引書につきましては、市独自においては作成しておりませんが、県が作成しましたパンフレットにより就農相談の対応をしているところでございます。

次に、親元就農応援事業ということで、愛知県の田原市の事例でございますが、JAグループ愛知が独自に取り組んでいる4年間の支援事業でございます。その支

援事業の内容につきましては、先ほど議員より紹介がありましたが、農業の担い手の所得向上や新規就農者の確保に向けた取り組みの中で、農業次世代人材投資資金の受給対象者となっていない親元就農者を支援するために、年間120万円を最長で3年間助成しているという事業でございます。

本市でも、親元で就農する後継者の皆様が安定した農業経営を確立し、地域農業の維持・発展に貢献する担い手となることを望むところでございまして、支援制度のあり方については、先進事例等も参考にしながら、県やJA、農業団体等の意見も伺いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 手引書については、県が作成したパンフレットで対応されておられるようですが、できれば本市独自の菊池の魅力満載の手引書をつくられてもよいのではないかと思います。

また、農業後継者への支援については、新規就農、親元就農、関係なく、やりがいがあり、魅力ある農業を感じていただき、真の農業従事者として本市に根を張り定着していただくために、これからもしっかりとした営農指導、また、要件緩和等を国、県などと検討していただき、就農応援事業が確立していきますように、これからの対応をよろしく願いいたします。

それでは、二つ目の花房坂周辺公園整備について質問をさせていただきます。

6月の議会において、この花房坂周辺整備については、測量設計においてこの予算が可決されて、これからこの事業が進んでいくわけですが、今現在の進捗状況と、現在、市管轄の公園、その清掃等の維持管理費が年間どれくらいかかっているのか、この2点についてお答えをお願いいたします。

○議長（柘原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 皆様、改めまして、おはようございます。ただいまの緒方議員のご質問にお答えいたします。

この花房坂周辺公園整備につきましては、整備場所をことしの2月に花房地域振興対策協議会の皆様にご説明を行い、花房坂の国道下の桜の植栽場所を中心とした公園整備で決定いたしましたので、6月議会で補正予算を計上し、準備を進めてきたところでございます。

先月の11月下旬に進入道路の拡幅と公園整備のための測量設計業務委託会社が決定し、12月4日に着手しております。今後は地元のご意見を伺うため、ワーク

ショップ等を開催し、来年度が用地買収、再来年の平成32年度に工事を予定しているところでございます。

また、都市整備課管轄の公園数につきましては、民間の宅地開発で設置された開発公園を除きまして、22カ所ございます。内訳としまして、都市計画区域内の公園が13カ所、都市計画区域外の公園が9カ所でございます。

なお、年間の維持管理費についてですが、作業員等の人件費、除草清掃等の委託料、光熱水費等の合計が、平成29年度決算額で約4,700万円程度となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 都市整備課内だけでも、平成29年度に公園と言われるものに対して、その維持管理費で4,700万円もの費用がかかっているということでした。

ほかにも農林整備課、商工観光課においても、このような維持管理費と言われるものは支出されております。この費用はこれからずっと、このような公園がある以上は支出されていくものです。私はこの維持管理費について必要ないというものではありません。当然、市民の皆さんに気持ちよく過ごしていただくためには、しっかりと管理をしていくのは当たり前のことです。ですが、このお金が少しずつでも少なくなるような努力は必要ではないでしょうか。

今回、質問させていただいておりますこの花房坂周辺公園整備と一緒に要望が上がっておりまして、既に事業が完了している中に、南福寺周辺の公園化があります。私もよく南福寺は知っておりますことから、先日、南福寺のほうへ行ってまいりました。ちょうどイチョウが黄色く色づき、たくさんの葉っぱが落ちておりましたが、道路はきれいに掃いてありましたし、イチョウの葉っぱは掃き寄せてあり、落ち葉たきというのですか、落ち葉を燃やした跡もありました。地元の方にお尋ねしますと、近くの方がしっかりと掃除をされているそうです。地元の方々の身近な公園となっています。これからの公園整備事業は、このように地元密着型といいますか、行政のみが維持管理を考えるのではなく、地元の方々が自然と掃除、清掃等管理をやってくださるような、市民の方々のより身近なものでなければならないと思います。

この花房坂周辺公園整備も測量設計の業者選定も終わり、まさにこれからという時期です。答弁の中にもありましたように、これからワークショップを開き、多くの方々の意見や考えを聞きながら、事業計画が進んでいくわけですが、この整備事

業の同意書の中にも「事業計画を樹立し、地元住民と十分協議を図ること」とありますように、このワークショップの大切さや開催する意義は非常に大きなものになります。多くの皆さんの一致した意見は大いに取り入れながら、また、少数意見の中にも気になるものがあれば、中身を精査しながら計画へ組み込んでいく。それで、この公園が地域の皆さんを初め市民の皆さんにとって、より身近で親しめるものにするべきだと考えます。その結果、地域の皆さんに清掃等に携わっていただければ、維持管理費の削減にもなっていくのではないのでしょうか。

そこで、このワークショップと言われるものには、例えばたくさんの意見を聞くだけで終わったり、出された意見をまとめ上げて発表するなど、いろいろあるようですが、これから市が行おうとしているワークショップの内容、例えば、ただ単なる意見聴取の場で終わるのか、それとも、意見や考えをまとめて、それらをしっかりと計画の中へ組み込んでいくものなのか、また、開催日、回数、呼びかけをする範囲等、今現在、計画がありましたらお答えをお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） それでは、2回目の質問にお答えいたします。

このワークショップにつきましては、開催時期、また、お声かけの方法や範囲等につきましては、花房地域振興対策協議会の皆様と相談し、進めていきたいと考えておりますが、花房校区の方を対象にお声かけし、来年の1月に第1回目を開催し、合計2回を予定しております。

ワークショップでいただいた多彩なご意見は、可能な限り計画の中に取り入れ、皆様の身近で親しんでいただけるような公園となるよう整備を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） ワークショップについては、意見を反映していくというお答えでしたので、安心をいたしました。それであるのであれば、できるだけ早く開催をしていただき、多くの意見を聞きまとめて計画へ反映し、よりよい公園整備にさせていただくようお願いをいたします。その際はぜひ私も参加させていただき、皆さんの意見をお聞きしたいと思いますので、早期のワークショップの開催をお願いして、次の質問にまいります。

それでは次に、置き勉について質問をさせていただきます。

置き勉については、既に平議員から質問がっております。重複する部分があり

ますが、同じお答えについては結構ですので、よろしく願いをいたします。

この質問をするに当たりまして、私は、五つではありますが、近くの市内小学校の校長先生とお話をさせていただきました。まず、その中で感じましたのは、先生方がそれぞれの学校の特色を生かしながら、子どもたちのために一生懸命頑張っておられることに改めて気づかされました。

例を挙げてみますと、七城小学校では、子どもたちはそのまま七城中学校のほうへ進学するために、七城中学校としっかり連携をとりながら、また、近隣の保育園、幼稚園が4園あるそうですが、その園長先生も含めて、2カ月に一度、校長会・園長会というものを開かれているそうです。幼稚園、保育園、小学校、中学校、一体となって子どもたち一人一人に目配りをしながら育てておられるのだと感じました。それでは、本題に入ります。

本年の9月に文部科学省から置き勉について通達がっております。まず、置き勉とは、児童・生徒が登下校時の荷物を軽くするために、教科書やノートを持ち帰らずに学校に置いていくこと。以前は持って帰ることを基本としておりましたが、ランドセルが重いので、肩の痛みや腰痛であったりと体の不調を訴える子どもたちがふえたことが一番の原因になっているようで、それぞれの学校で柔軟な対応との容認の方向へいったものです。

以前の教科書と比べても、大きさも大きくなっており、上下の合本や、ページ数もおおむね3割ほど多くなっていることにより、教科書自体重くなっていて、当然ランドセルの重さも重くなっているのが現状のようです。

私にも現在小学校1年生と3年生の孫がおりまして、それぞれに2週間、ランドセルの重さをはかりました。重さは先日の平議員の質問にお答えになられた数値内ではございましたけれども、3年生の孫よりも1年生の孫のランドセルのほうが全て重いというような結果でした。一番差がありましたのが2.1キロ、一番差がなかった日で0.7キロ、少し気になるところではありますが、1年生ではまだ必要なもの、そうでないものの区別ができないことからの差ではないかと思えます。

本市でもこの置き勉をそれぞれの学校に対応をお願いしているわけですが、今現在、子どもたちの体調不良の報告も、家庭からの意見もないということで、よかったですと思いますし、また、いざ置き勉をしようとしたときに、副教材や副教本を置くスペースがないということであったり、置いていた教書に落書きをされたり、捨てられたりと、問題点が指摘してありますが、本市においては、これにおいても各学校、きちんと整理してありましたし、落書き等の苦情もないようです。

そこで、1点お尋ねをいたします。

登下校時の荷物の軽量化対策としてタブレット端末の利用があると思います。実際、これは荷物の軽量化策というのではなく、学力の向上を目指す観点から行われているのですが、佐賀県武雄市において、2014年4月から全ての小学生、2015年4月からは全ての中学生へタブレット端末の配付が行われています。

また、荒尾市においても、教育ICT研究指定校へタブレット端末60台の導入予算が議会に上程されたと熊日新聞に掲載してありました。

また、きょうの熊日の朝刊にも、高森町においても、2018年度末までに町内の小中学校と義務教育学校に通う全児童にタブレット端末を1台ずつ配付する方針を固めたと掲載されておりました。

では、本市において、登下校時の荷物の軽量化と学力向上の二つの観点から、タブレット端末の利用についてのお考えがあればお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、緒方議員のご質問にお答えをさせていただきます。

置き勉強対策として、軽量化を図ったり、学力向上をするためにも、ICTタブレットの活用がというふうなお話だったと思います。

本年、学校教育法の一部改正というものがなされまして、来年4月から必要に応じて、このタブレット等を使ったデジタル教科書というものが導入をされることとなりました。通常の紙のベースの教科書にかえてということになります。

デジタル教科書の導入により期待ができるというメリットといたしましてはさまざまでございますが、タブレットを使って文字の拡大や音声機能、あるいは映像や画像による視覚的効果、さらには、データ保存や現在取り上げられている重いランドセル対応ということで、先ほどお話のありました学力向上等にも適用できるものだという事では考えております。

しかしながら、このデジタル教科書を使用するためには、児童・生徒一人ひとりへのタブレット端末が、お話のとおり、必要ということになります。現状といたしましては、紙ベースの教科書と両方の無償化というものは困難であるというようなものが大きな課題として現在考えられるところでございます。

タブレット全体といたしましては、本市でも既に832台を導入いたしておりますので、全部の児童もそろえるということになりますと、それ相当に費用もかかってまいります。デジタル教科書の問題も含めて、次年度以降の国の状況等を見ながら、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） このタブレット端末については、これからの課題となっていくものと思いますけれども、子どもたちの登下校時における荷物の軽量化については、考えていくべき課題の一つとなってくると思いますので、今後ともしっかりとした対応をよろしく願いいたします。

それでは次に、防災についてお尋ねをいたします。

本市において、11月18日に菊之池地区を会場として市総合防災訓練が行われました。市、警察、消防、消防団、食改善推進協議会など各種団体の協力と、地元地域のたくさんの方々の協力のもと、住民参加型の防災訓練ができたと思います。

そこで、お尋ねをします。

10月にお隣の合志市で、同じく市総合防災訓練を実施された折に、市が計画していた自衛隊などとの実働訓練に消防団が組み込んでなく、連携不足を指摘されて、課題として残ったことが熊日新聞のほうに書いてありました。

そこで、本市の総合防災訓練において、問題点、また、課題等はなかったか、その点をお答えください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 改めまして、おはようございます。総合防災訓練の問題点・課題、ちょっと成果を含めましてお答えしたいと思います。

11月18日に実施しました総合防災訓練には、菊之池小学校周辺の上西寺・中西寺・下西寺・辻区の4区の区民の皆様と地元消防団及び防災士の皆様及び各種団体の皆様に多数参加いただきまして、大変感謝を申し上げているところでございます。

1次避難所、これは各区の公民館でございますけれども、そこでの区民の集合、また、安否確認訓練、また、ICタブレットを活用した災害の速報報告訓練、次に、徒歩によります指定避難所、これは菊之池体育館でございますけれども、までのルートの確認訓練と、避難所における避難所の運営訓練を行うとともに、緊急時に必要となります初期消火でありますとか、応急措置・補助担架の作成・心肺蘇生法などの訓練に参加をいただいたところでございます。

今回の訓練の成果としましては、多岐にわたる市民参加型の訓練ができた点や、市職員主導ではなく、防災士や教職員の皆様が主体となりまして、自立的な避難所運営が行われたことは大きな成果であるというふうに考えております。また、安全管理面におきまして、チェックリストを活用しまして専属の職員を配置しまして、

訓練の安全性の確保を図ることができております。

全体的には時間的な制限はございましたが、実践的な訓練が実施でき、一定の成果が得られたものというふうに考えております。

なお、課題としましては、訓練に参加していただく市民の方をふやすための対策が必要、今回、4区のみでございましたので、できれば菊之池区全体でというようなお話もあったというふうに聞いております。より多くの市民の方が参加できるような訓練内容を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、その他の問題点としましては、訓練当日の朝、防災行政無線の放送で、訓練開始などの放送がよく聞こえなかったというようなご意見をいただいております。

以上、回答いたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 一定の成果が得られたというお答えでございました。

その中で、私も一地域住民として参加をさせていただきました。課題の中にありましたように、防災無線の放送が非常に聞き取りづらく、放送の音量が小さく、聞き取れないという声がたくさんございました。

私の地区では、事前にこの訓練に対して説明会をしていただきました。9時に防災無線の放送があるから、公民館のほうに集まって人員把握をし、徒歩で菊之池小学校体育館のほうへ行きますという計画がわかっておりましたから、9時になると区民の方々も集まってこられました。放送は聞こえましたかとお尋ねすると、いや、時計を見たら9時だったけど、出てきましたというようなお返事がたくさんございました。

また、同じく訓練された他の区長さんにお話を伺いましたが、はっきり聞き取れない、遠くのほうで何か言っているようでわからなかった、もし現実に災害が起きたら災害弱者と言われる方々も含めて対応ができるのかなど、ご意見もあったところです。

災害の伝達方法はいろいろあると思いますけれども、この防災無線がより多くの方々へ、また、より早く伝わるものだと思っております。一日も早く改善していただく必要があります。

また、放送の聞こえづらさに関しては、菊池市内一円を調べていただく必要があると思いますが、その辺どのようにお考えか、お答えをお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 今回の総合防災訓練での放送が聞こえなかった理由として考えておりますのは、訓練時には菊之池小学校周辺の地域を絞った形で放送を実施しております。通常の全域放送に比べまして、それが聞こえにくかった理由の一つではないかというふうには考えておるところでございます。

防災行政無線の放送が聞こえにくいところにつきましては、現地調査を行いまして、スピーカーの向きでありますとか、また、ハウリング防止などの対策をとっているところでございます。

現地調査につきましては、それぞれの地域で条件が若干異なっておりますので、要請をいただければ現地に出向いて、個別に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 防災については、直接人命にかかわっていくものであります。また、防災無線において、まず早急に聞こえるための対策をして、きちんと伝達できるようにしていただくこと、また、市内一円においても調査をしていただいて、改善すべき点があったならば早急に対応していただくようお願いをして、次の質問に行きたいと思っております。

最後に、防犯カメラについて質問をさせていただきます。

防犯カメラの設置については、水上隆光議員、田中議員からも質問がっておりますが、私は街区公園等への防犯カメラの設置ができないかについてお尋ねをいたします。

街区公園といいますと、以前の児童公園と言っていたもののようですけれども、詳細は申し上げませんが、この街区公園に隣接しておられる、ある出来事を目撃された方からご相談がありまして、将来ある子どもたちが痛ましい出来事や犯罪に巻き込まれることのないようにしていただきたいというお話でした。街区公園などは子どもたちが元気に楽しく遊び回る場所です。ご相談にあったようなことがないようにするためにも、ぜひとも防犯カメラをこの街区公園へ設置していきべきだと考えております。

そこで、今現在、本市における防犯カメラの設置状況と、今後、街区公園等への防犯カメラの設置について、お考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） それでは、設置状況と、今後の設置の予定とを回答したい

と思います。

まず、設置の状況でございますけども、現在、公共施設のほうに防犯カメラのほうを設置しております。内訳を申しますと、市役所庁内に6台、生涯学習センターに12台、内容は中央図書館に8台と、公民館のほうに4台でございます。それと各小中学校に各校4台の60台、それと菊之池・花房保育園に各1台、それと泗水幼稚園のほうに2台ということで、合計82台というふうになっております。

今後、防犯カメラの設置についてお答えしますけども、現在、菊池警察署などの関係機関と連携をとりながら、防犯対策でありますとか、交通事故防止の観点から、小中学校の通学路などの市内の公道の数カ所に設置を計画しております。平成30年度の予算化に向けて、今、進んでいるところでございます。

街区公園につきましては、建設部長から答弁させます。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） それでは、街区公園の防犯カメラにつきましてご答弁させていただきます。

この街区公園等に防犯カメラの設置はされているかのご質問につきましては、現在、都市整備課で管轄している公園において、防犯カメラの設置は行っておりません。

しかしながら、防犯カメラの設置により、犯罪等の心理的な抑制効果や記録を撮ることにより、事故等の発生時の参考となることは期待できると思われま

す。公園の機能として、子どもたちが安全に遊べることはもとより、地域の方々の憩いの場として、安心して利用できる空間であることは当然のことでございますので、関係機関とも連携し、防犯カメラの設置については、前向きに検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 先ほどの答弁の中で、予算化に向けて30年度からと言ってしまったみたいで、31年度からの予算化でございます。修正させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 学校への設置は、水上隆光議員の質問のときよりも30台ふえており、学校の子どもたちにおける防犯はよくなっていると思っておりますけれど

も、街区公園の設置は考えておられないというお答えでした。

このことについては、市民の方から強く要望されている問題でございます。財源等大変厳しい中でございますが、例えば防犯カメラ作動中の看板の設置であったり、それだけでも犯罪の抑止力としての効果は期待できるものと思います。将来の菊池を背負っていく子どもたちのためにも、前向きな対応をお願いするところです。

また、市街地であったり住宅地への設置は、市全体の防犯を考えたときにはぜひとも必要なものです。これは行政のみだけでなく、民間の例えばコンビニであったり、それぞれのお店をお願いしたりと。また、どこにでも数多く設置してあります自動販売機、設置者にその販売機に防犯カメラの設置のお願いをしたりと、いろいろな方法があると思います。犯罪が起きる前に防ぐのが防犯です。安全安心な菊池市のためにも、防犯カメラの設置を重ねてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（柁原賢一君） これで、緒方哲郎君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時47分

開議 午前10時55分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） おはようございます。議席番号11番、荒木崇之です。

一般質問とは、地方自治体の行政全般にわたり、執行機関に対し報告、説明を求め、疑問をたずねることです。一般質問は各議員に与えられた特権であり、議員が主役の時間で、ある意味、議員の見せ場、ひのき舞台と言えます。それゆえ、議員は一般質問の準備には情報公開請求を初め他自治体への研修等、数カ月あるいは1年前から入念な準備の上でこの場に臨んでおります。執行部の方もそのことをご理解された上で、丁寧な答弁をされていると思っていましたが、残念なことに、前回の9月議会において、質問とはかけ離れた答弁や、時間稼ぎと思われる答弁があったことで、傍聴席からやじが飛び、議会が混乱したことは残念でなりません。議員の方が皆さん持っていらっしゃる地方議会運営事典では「答弁は全て簡潔明瞭にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と記されています。今回の質問に当たっては、その趣旨にのっとり、わかりやすく簡潔に、そして丁寧にお答えいただくことをお願いして、一般質問に入ります。

それでは、防災行政無線の戸別受信機について質問いたします。以下、防災無線と略させていただきます。

本題に入ります前に、写真を示します。

[写真を示す]

○11番（荒木崇之君） 先日、12月6日にこの情報が寄せられましたので、写真撮影をしてきました。この写真は穴川区の防災無線のアンテナが設置されている場所の写真です。ごらんのように、熊本地震の落石により、直径1メートルを超える岩石がアンテナ機器のところまで落下してきています。さらに、反対側から行こうと試みたものの、落石の山に道を阻まれて行くことができませんでした。

市長は熊本地震からの早期復旧を目指すと言われていました。しかし、この落石現場は、地震から2年半たった今でも全くの手つかずで、議会にすら報告もされておられません。このアンテナ機器は、落石の心配から近づくこともできず、定期点検さえできない現状であります。点検をできない上に、このアンテナ機器のボックスの中には停電用のバッテリーも入っており、そのバッテリーが作動しない可能性もあります。もしこのアンテナ機器が故障した場合には、穴川区の防災無線の屋外スピーカーだけでなく、穴川区には防災無線のデジタル戸別受信機も設置されておりますので、それら全てが使えなくなり、穴川区は情報難民になってしまいます。早急な改善を強く要望して、本題に入ります。

私は、防災無線の戸別受信機の設置については、平成26年、27年、28年と、過去3回にわたり質問をしてまいりました。なぜ、執拗に質問をするかといいますと、平成24年7月の北部豪雨、平成28年4月の熊本地震を経験した者として、防災無線の戸別受信機の重要性を身をもって感じているからです。

さて、戸別受信機の全戸設置を望む、過去3回の一般質問に対して、執行部はRKKテレビのデータ放送データポンとエリアメールを導入しているので、防災無線の戸別受信機の全戸設置は行わないと、過去3回の答弁で強くデータポン推しをされています。ところが、最近、RKKのデータボタンを押して、データポンを表示しても、菊池市のデータポンは休止中と表示されます。あれだけ一推しだったデータポンはどこに行ったのでしょうか。休止中の理由をお尋ねします。あわせて、RKKにデータポンの使用料として年間幾ら払っていたのか、これをお尋ねいたします。

次に、菊池市は、全行政区に屋外の防災無線、要は屋外スピーカーを設置されています。この屋外スピーカーは、アナログのころに比べるとデジタルになって、皆さんが音がクリアになって聞きやすくなったとおっしゃいますが、やはり雨の日や台風の日には聞こえづらいのが難点です。台風のような風雨を伴う天候の場合、屋外スピーカーによる情報伝達は相当の制約が出ます。このほかにも、地形により、

あるいはスピーカーの指向性によって、全市民に放送を伝達することが難しい事態が想定されています。

また、他の自治体では、風雨を伴う災害において屋外スピーカーが損傷し、放送できなくなった事態が現実起きています。これらは音が届かない、出せないという物理的に聞こえるような状況でなかったケースと言えます。先ほどの緒方議員の質問の中で、防災訓練のときの放送が聞こえなかったと、こんな笑えない冗談はありません。

実際、平成26年の広島市北部の大規模土砂災害、そして、ことしの西日本豪雨と、防災無線の屋外スピーカーは豪雨では聞こえないとの苦情が各自治体に寄せられました。皮肉にも、毎年、各地で災害が起こるたびに、私が言っている防災無線の戸別受信機の設置の必要性が証明される形となりました。

そこで、お尋ねしますが、防災無線の屋外スピーカー以外で、市民に情報伝達を行う方法はどのようなものがあるのか、また、その設置台数もあわせてお答えください。

○議長（柘原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 皆さん、改めまして、おはようございます。私のほうからは、データポンについてお答えをさせていただきます。

データポンにつきましては、先ほど議員からもございましたが、テレビの地上デジタル放送を利用して、市民の皆様への市の情報を発信することを目的にしまして、本市では運用が開始されました平成25年10月から活用してまいりました。

各家庭にあるテレビを利用するもので、市民の皆様にとっては新たな負担もなく、手軽に情報を得られる手段でありました。今でも制度としてはあります。高齢の方々への情報手段であったり、学校関係等で使われるなど、一定程度活用はされまして、一定の成果はあったというふうに考えております。

しかし、テレビの1チャンネルのみでの情報提供のため、その有効性というのがきちんと確認できないこと、それから、テレビ局による利用率等の情報が未開示のため、市民の皆さんの具体的な細かい活用の状況というのはわかっていない状況でございました。

そのような中、平成28年に熊本地震が発生いたしまして、それまでの引き出しに行くような情報のとり方、いわゆるプル型から自動的に配信される情報のプッシュ型というふうに時代の流れも変わってまいりまして、本市では迅速かつ正確な情報発信のツールとして、きくち防災・行政ナビの整備・運用を平成29年の10月から開始をしたところでございます。

そのため、デタポンにつきましては、平成30年3月末をもって運用を終了いたしております。市民の皆様にはきくち防災・行政ナビの利用を推進しているところでございます。

それと、デタポンでどれぐらいかかっていたんですかということですが、各年度、大体100万円ぐらいの委託料でございました。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 防災行政無線以外の情報伝達手段はということでございます。

まず、デジタル戸別受信機が1,200台ございます。内訳としましては、土砂災害警戒地域に700台、それと難聴地域、また、区長さんの皆さんに500台という内訳でございます。

それと、アナログの戸別受信機、これは泗水地域でございますけども、これが3,001台、それときくち防災・行政ナビタブレットが607台、これは配備分でございます。

その他に、ソフト面としまして、安心安全メールの登録数で4,431件、それときくち防災・行政ナビのアプリでございますけども、これが3,248件、これは10月末のダウンロード数でございます。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） デタポンにつきましては、私は過去の3回の質問で、災害地というのは大体停電が起こります。台風でも地震でもそうでした。そのときにテレビというのがつかないから、これは有効でないということをさんざん申し上げてきました。やっと市のほうも、デタポンの有効性というのがあんまりないということにお気づきになられたのかなというふうに感じております。

ただ、デタポンに関しましては、これは私の案ですけども、100万円かけてやるのがいいのか悪いかわかりませんが、将来、そこにお悔やみ欄を載せると、結婚された方のおめでとうございますを載せるだとか、そういった何か活用法がないのかなと。せっかくデタポンを今まで推されていたなら、新しい活用法というのを探っていただきたいなと思っているところであります。

話を戻します。現在、菊池市では屋外スピーカー以外に、先ほど総務部長が申されました4種類の情報伝達方法がありますが、今、一番市が力を入れておられるの

が防災タブレットかと思えます。これは防災訓練のときも活用されていました。このタブレットは、ちょっと私が打ち合わせしたときは、現在758台を区長さんだとか民生委員さん宅に設置しているとのことでした。ですが、1台当たり約年間5,832円の通信料が発生しております。これはSIMカードの通信料なんですけども、そうなると、今現在、毎年400万円の通信料を市が負担しているわけでありまして。もし、将来、これを全戸に配付するとしたならば、1万7,000戸に配付したとして、年間9,914万円、約1億円の通信費を毎年負担することになりますので、全戸配布は難しいと考えます。仮に通信費を設置者負担とした場合に、年間6,000円払って防災タブレットを設置する方が果たしていらっしゃるでしょうか。

私が、今回、なぜ質問をしたかといいますと、先ほどアナログの戸別受信機が約3,000台設置されていると答弁されました。このアナログの戸別受信機は、合併前の平成7年から泗水町に設置されていて、ことしで23年目になります。泗水の防災無線戸別受信機は災害時はもちろんのこと、死亡のお知らせや、ヘリコプターによる農薬の散布の告知、学校の休校案内など、泗水地域の方の生活に深く密着した役割を果たしています。しかし、このアナログの戸別受信機は、アナログ無線からデジタル無線への移行に伴い、数年後には使えなくなるということになります。

そこで、お尋ねしますが、アナログの戸別受信機はいつまで使えるのかということをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 泗水に配置してありますアナログの戸別受信機の使用期限はということでございます。

泗水地域の戸別受信機のほうへ情報を配信しております、アナログ方式の防災行政無線の親機（発信機）につきましては、世界無線通信会議における無線通信規則の改正によりまして、旧規則に基づいた免許を受けている無線機器の使用期限が、これは平成34年11月30日までというふうになっております。泗水の防災行政無線親局はこれに該当しますので、一義的には平成34年11月30日が使用期限と考えられます。

ただし、改正後の規則内容の条件を満たしておれば、免許の再更新により、使用期限の延長が可能となるということでもございました。泗水の防災行政無線親局につきまして、新規格への適否を検査したところ、新規格には合致するというような内容でもございました。

使用期限の延長に当たっては、九州総合通信局の最終的な確認が必要となります

ので、今後、確認届出書の提出を予定いたしております。

また、泗水地区の戸別の無線機、これは受信機のほうになりますけども、平成8年度からの導入となっておりますので、経年劣化も当然進んでいると思われまじけども、可能な限り修理等で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私も防災無線のメーカーとか関係各所にお尋ねしたところ、先ほど部長が言われたようなお話をされました。平成34年11月以降、国の基準を超える電波を発しているアナログ機器は使えないとのことです。詳しく説明しますと、アナログ電波を戸別受信機に無線で飛ばすと、そのときに電波を増幅させるそうですから、そのときにスプリアスと呼ばれる妨害電波が発生します。このスプリアスが国の基準を上回る機器は平成34年以降は使えないということでありまじ。このスプリアス問題、これは学校で使っているワイヤレスマイクとか、こういうのも関係してきますので、将来、相当大きな負担を強いられるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今からその準備というのが必要じゃないかと思っております。

泗水のアナログ防災無線が、基準はクリアしているけども、これから無線局の許可を得らなきゃいけないということでありましたけども、たとえそこでクリアしたとしても、アナログ戸別受信機を引き続き使用できるとなっても、もっと深刻な問題があります。それは先ほど言われた旧泗水町で平成8年に導入された、私、さっき7年と言いましたね。8年に導入されたアナログ戸別受信機は、現在、年間約200台が故障していて、それが修理に出されております。修理業者に故障の原因を尋ねましたところ、主な理由は導入から23年という経年による劣化が一番多いとのことです。旧鹿本町や宇城市においても、旧泗水町と同時期にパナソニック製のアナログの戸別受信機を導入されていますが、パナソニックはこのアナログの戸別受信機の生産をやめたために、今現在ストックしている200台を全部出したら、もう使えなくなると。修理しても使えなくなるというか、もう故障したら、次のやつが買えないというような状態であるとのことです。

旧泗水町の戸別受信機はNEC製で、現在、まだ生産されているとのことですが、近くNECもアナログの戸別受信機の製造をやめる可能性は高い、デジタル移行して、アナログの機器をやめる可能性は高いということでありまじ。

そこで、お尋ねしますが、泗水地区に設置されている3,000台のアナログの戸別受信機を全てデジタルの戸別受信機へ交換される考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） アナログの戸別受信機につきまして、修理が大分多くなっているという話は聞いているところでございます。ですが、泗水地域のアナログ戸別受信機については、法改正に伴う使用期限も延長は可能ということでございますので、近々での交換というのは、ちょっと今のところ考えていないところでございます。

泗水地域のみばかりじゃなく、市全体で考える必要も当然でございますし、また、その導入費用も効率性が求められるというふうに考えております。

また、ICTの急速な進化もございまして、従来とは比較にならないほどのさまざまな情報伝達手段が開発をされております。災害は必ず在宅時に起こるというわけでもございませんので、携帯であるスマートフォン等の活用は大変有効ではないかというふうにも思います。

また、高齢者の皆様には、議員がおっしゃったように、戸別受信機またはタブレット等などの据え置き型のほうが最適かもしれません。これを組み合わせるなど、さまざまな可能性を検討しまして、最善の策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 喫緊でアナログの戸別受信機をデジタルの戸別受信機へ交換される考えはないとのことですが、ちょっと一つ、提案があります。現在、市はアナログの戸別受信機を1台約3万8,000円で、大体1年間に、台数は変動するんですけど、30台ほど購入しています。アナログをですね、NEC製のやつを。これをデジタルの戸別受信機購入に変えていただけないかなと思っています。なぜなら、数年前まではこのデジタルの戸別受信機1台6万円していました。この戸別受信機が、今現在、技術が進んで大量生産もできるようになったことから、約3万5,000円まで下がっています。アナログより安くなっているんです。この金額というのは、将来、まだ下がる可能性にあるというふうに聞いております。アナログの戸別受信機の製造が終了し、修理等ができなくなる前に、少しずつでもデジタルの戸別受信機に変えておく必要があると考えますが、執行部の考えをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 泗水地域のほうで、そうしますと、アナログとデジタルの

ほうが同時期という、1台の同時に放送しなくてはなりませんけども、現在のところ、その使用ができないということでございますので、アナログはアナログ、デジタルはデジタルという形になってしまいますので、今のところ、そのところは考えていないところでございます。

○議長（柘原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 技術的なことを含めて、余りよい回答は得られませんでした。いずれ泗水のアナログの戸別受信機は使えなくなる時期が来ることは明白であります。私は菊池市全戸に設置されるのが理想ですが、できないのであれば、今現在、防災無線の戸別受信機が設置してある泗水地域だけは、このまま設置をお願いしたいというものであります。なぜなら、私、何回も言いますように、サービスは高く負担は低くを市民に約束して合併をしました。今あるサービスがなくなることは不満へと変わり、不満は最終的にやっぱり合併をしなければよかったとなるわけです。

打ち合わせの中で、泗水地区ばかりに設置するのは公平に欠けるとの先ほど部長が言われました話もありました。しかし、旧泗水町時代に歴代の首長、そして、議員が体育館を建てるのを我慢して、つくりたい道路をつくるのを我慢して、住民の生活が安全で豊かになるように防災無線の戸別受信機を数億円かけて導入されて、今日、住民の生活の中にはなくなはならないものになっています。市民から今あるサービス、今現在あるサービスを取り上げないでいただきたいと強く言いたいと思います。そのことを十分に考慮していただいて、これからの防災行政無線事業に当たっていただくことをお願い申し上げて、次の質問に移ります。

次に、再任用職員と任期付職員について質問いたします。

私は、市役所の人事は市長の専権事項であると考えます。基本的に市役所人事は市長の生産性が最大化するように、市長自身が判断すべきことと考えています。しかしながら、市長の公私混同や越権行為などがあれば、これらの問題を改善させることは、市議会本来のチェック機能の一つだと思いますので、質問をいたします。

きのう、大賀議員が再任用については質疑されましたので重複しますが、傍聴者の方は初めてなので、再度、お伺いいたします。

まず、再任用職員とは、平成26年4月より地方公務員の再任用制度が導入され、定年を迎えた公務員を再雇用する仕組みで、団塊の世代や大量退職や年金の支給開始年齢の引き上げを背景に、ベテランの知識や経験を活用しようと始まったものです。

任期付職員とは、専門性を備えた人材の活用等の観点から、専門的知識・経験を

有する者等の採用を行う特例法です。わかりやすく言えば、餅は餅屋で、専門性のある職務に専門の人を期限つきで雇用するということになります。

そこで、お尋ねします。

市は、再任用職員と任期付職員を何名雇用されておられますか。また、その職員はどのような業務に当たっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） それでは、再任用と任期付の法的なものは議員からおっしゃいましたので、人数等をお知らせしたいと思います。

まず、再任用職員の任用状況につきましてお答えしたいと思いますけども、西部市民センターにセンター長として総務審議員を1名、支所の総合相談員として課長補佐を2名、それと施設マネジメント課、契約検査課、環境課、地籍調査課、福祉課、会計課、水道局、社会体育課、監査事務局に、あとは事務系になりますけど、主任主事を11名、それと保育園に主任保育士を2名、学校給食センターに調理師を2名、つまごめ荘に介護士を2名、合計20名を任用しております。

続きまして、任期付でございますけども、都市整備課に建築士を3名、図書館に図書司書を5名、つまごめ荘に看護師2名、それと介護士を6名、保育園に保育士を3名、それと政策企画部にICT推進・業務改善担当の政策監を1名、それと総務部に公共施設管理プロジェクト担当の政策監を1名、合計の21名を任用しております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 再任用と任期付の職員について、人数と、その関係各所についてのお答えをいただきました。ちょっと混乱するといけないので、再任用と任期付職員と分けて、再質問をしたいと思います。

まず、再任用の方が20名いらして、17名が主任級ですね。2名が課長補佐級、1名が総務審議員、これは管理職になりますね。1名が総務審議員ということですが、そこで、お尋ねします。

同じ退職された方を雇用するのに当たって、何で階級に差があるのか、これをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 何で役職のほうに差があるのかということでございますけ

れども、再任用職員の職務につきましては、担当させる職務の内容でありますとか、該当します職務を執行する上での必要性等を総合的に勘案して決定をいたしております。それが答えでございます。

○議長（柘原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ここで、パネルを示します。

[パネルを示す]

○11番（荒木崇之君） こちらのパネルは、政令市の熊本市を除く県下12市の再任用職員の状況であります。私が11月27日にちゃんと電話にて、それぞれの市の総務の担当者の方にお尋ねしておりますので、調査してないとか、そういうデマは言われないように申しておきます。

さて、私が注目したのは、再任用の階級の差であります。一番左になりますが、12市中9市は再任用職員に差をつけておらず、全て主任級で任用しています。3市、水俣市、阿蘇市、合志市は、県の規定に準じて階級の差を設けています。具体的に申しますと、退職した役職に応じて階級が決まります。例えば部長級で退職した場合は、2階級下げて課長級で任用、課長級であれば2階級下げて主任級、参事級で任用といった県の基準に準じて規定を模しています。

それでは、菊池市の場合を照らし合わせてみますと、ちょっとその前に、階級というのをお知らせしたいと思うんですが、大体もう菊池市は、一番上が部長、そして次長、課長、総務審議員というのが大体同ポストですね。ここまでが管理職です。それから下になると課長補佐、係長、ここも同ポストです。そして課長補佐と係長は違いますね。課長補佐、係長、そして参事、主事というふうになります。

先ほど言った、ほとんど17人の方はこの参事、主任のところでは雇用されているということになりますが、再任用された方のうち、課長補佐級で再任用された方、2人のうち1人の方の退職時の役職は次長ということですので、2階級下げる形になるので、県の規定に準じているように見えますが、もう1人の方の退職時の役職は課長なので、一段しか下がってない。総務審議員の管理職級で再任用された方の退職時の役職は課長級なので下がりなし、逆に、17人の中で、元部長級で退職された方が主任級となっていますので、3段階下がりとなっています。

そこで、お尋ねしますが、本市には再任用の明確な基準がないように思えますが、どのような基準で任用されているのでしょうか。階級の明確な基準があればお示してください。

○議長（柘原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 明確な基準はということかなと思います。

ちょっと一つ、例を申し上げたいと思いますけれども、再任用の全国的な各付の運用というのが平成28年度分が出ております。これは総務省の地方公務員の再任用実施状況調査というのがございまして、これは平成28年度分が現在公表されております。一般行政職における再任用職員の職位に関して、再任用された方がどういう職種でやっておられるかといいますと、管理職が3.8%、それと課長補佐担当職が5.9%、係長相当職が18.5%と、役職級の職位レベルの格付が行われておりますけれども、全体、そのほかの7割については、当然主任級などの格付が行われておる状況でございます。

再任用職員の格付につきましては、全体的に見れば、各自治体でそれぞれの取り扱いがあるというふうに考えております。

今回、本市の場合については、担当させる職務の内容でありますとか、職務の執行する上での必要性に応じて役職を当てているといるというような内容でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 配属された部署によって、その職務によって階級に差をつけているとの答弁ですが、私から言うと、菊池独自のこの基準というか、そういうのにしか見受けられないんですね。それはちょっと一貫性がないんじゃないかと。そもそも階級に差をつけるということは、給与にもボーナスにも差が出ますし、さらに管理職級での再任用には月額2万8,000円の管理職手当も支給されますから、相当な給与の違いが出ていると考えます。

ほかの12市、菊池は菊池とおっしゃるならそれまでかもしれませんが、そういうのが最近多いんですけど、9市は差をつけない。あと3市は県の基準に応じていると。きちんとその独自の路線じゃなくて、きちんとした明確な基準をもとに再任用雇用をやっているわけです。

そこで、お尋ねしますが、本市も12市に倣い、主任級に統一するか、もしくは県の基準に準じて規定を設ける必要があると考えますが、現状を見直す考えはありますか、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 現在の職員の割り当て方としましては、ずっと申し上げておりますけれども、担当させる職務の内容、それと当該職務を執行する上での必要性、それに準じて職務を割り当てておりますので、今のところ、変えることは考えてお

りません。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） その職務の重い、重くない、忙しい、忙しくないというのは、これは一概に判断できないことだと思っているんですよね、総務課では。特に再任用とかいうのは、皆さん、一度退職されて、そして、また市のためにと頑張っていらっしゃるの、差があるということは、私は何か明確な理由がないといけないんじゃないかなと。職務・職責によってというのはちょっとそこは甘いなど。きちっとした明確な基準というのでは甘いなどというふうに思います。

ちょっともう一度、パネルを示しますけども、評価制度のところをごらんください。

12市中、全市が再任用職員を評価制度の対象としています。この宇土市、三角としているのは、個人面談はやっているということです。ですから、評価制度の対象としていますが、その中で、上天草市と合志市においては、1年後、毎年更新していくんですが、1年後の契約更新時に評価制度によって、更新するかしないかの選定基準としているということでもあります。

今現在、本市で再任用されている職員の方は、皆さん、一生懸命市民のために働いていらっしゃると思っています。私も行きますけど、窓口でも丁寧に対応していただいています。しかし、これからどんな方が再任用職員になれるかわかりません。ややもすれば、部長や課長気分が抜けずに、後輩の現職職員の言うことを聞かない方が再任用になれるやもしれません。そのようなことがないように、上天草市や合志市に倣い、評価制度を更新時の選定基準とすべきと考えますが、今やっているならやっているとってください。すべきと考えますが、方針をお聞きいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 再任用職員の人事評価について、一般職員についてはやっております。ということで、評価につきましては、担当者が面談を通じて行うことになるかなというふうに思います。それについては、執務態度の評価も含まれておりますので、仮に改善を要する場合は、必要に応じて指導が行われるというふうに思っております。

また、任期の更新に当たっては、要綱に基づきまして、再任用更新の希望者の中から、勤務実績、それと健康状態、勤労意欲のほか、業務管理上の必要性、その他の事情を総合的に勘案して選定しております。

それで、人事評価については、その勤務実績に当たるかなと思いますので、判断材料の一つになると考えております。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） これから再任用職員の方の希望はやっぱり増加傾向になると思いますので、基準の整備というのをしっかりご検討いただきたいと思います。

次に、任期付職員について質問いたします。

ここに平成26年に総務省がまとめた任期付職員制度活用事例集があります。任期付職員は、専門性を備えた人材の活用等の観点から、専門的知識経験を有する者等の採用をするとありますから、例えば、先ほど言われたように、一級建築士の方だとか、図書司書の方だとか、保育士の方など、専門性、いわば資格を持った方が任期付職員として採用されています。

そこで、お尋ねしますが、本市の任期付職員21名、先ほど言われましたけど、そのうち、次長級で採用されているお二人の方の採用基準、これについてお尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 政策監という形で職務している分でございますけども、現在の任期付職員の採用につきましては、専門的な知識を有する者を、期間を限って従事させることが公務の能率的な運営を確保するために必要であるとき、選考により任期を定めて採用することができるというふうに条例で規定をしております、その知識・経験の保有状況を基準として採用しておるところでございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ご答弁いただきましたけど、再度お尋ねします。

次長級で採用された任期付の職員の方、政策監、いわば特別な任務で、一定の期間内に業務を遂行される重大な責任を背負った採用だと考えますが、もし一定の期間内に業務の遂行ができない場合はどのようになるのか、お尋ねいたします。

あわせて、ICTや施設マネジメントにたけた、要は専門的知識を有する方だとは思いますが、システムエンジニアとか、会計士とか、税理士とか、何かしらの関連する資格を有しておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） まず、3年間で成果が出なかったときはということござ

います。

政策監の任務としましては、全庁的な取り組みとして、重要な業務のプロジェクトリーダーとして、その業務の推進に道筋をつけまして、全庁的な取り組みとして軌道に乗せていくというのが職務内容かなというふうに思います。

その結果を政策監の皆さんは出せるように取り組んでおられますので、成果が出ることを当然期待をしておるところでございます。

また、政策監は何らかの資格を持っているかというようなことでございますけれども、個別で申しますと、ICT推進の業務改善担当につきましては、事務のICT化を全庁的な取り組みとして、今、進めていっておる状況でございます。企画立案・調整、各課の指導など政策実行のマネジメントを行うために、ICT及び市役所内部の事務処理及び現状に精通しているなどの知識・経験を備えていることがその必要条件かなというふうに思っております。

また、公共施設管理プロジェクト担当につきましては、公共施設等の適正配置を行政改革の一環として全庁的に進めておりますので、公共施設のあり方の検討、削減・合理化に向けた方針・プランの企画立案・調整、関係各課の指導、支援など、同じく政策実行マネジメントを行うために、本市の公共施設等の配置状況でありますとか、財政事情とか、そういうことで精通している方を条件としているという内容でございます。

全庁的な推進を行うために、資格の保有状況というよりも、長年、役所の職員として市役所内部については当然精通されておりますし、そういう知識を持っていらっしゃる方が必要ということで、二つの政策監を雇用しているというふうな状況でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ちょっと質問の仕方を変えますね。じゃあ、21名のうち、残りの19名ですよ。このお二方、政策監2人を除く19名の任期付職員の方で、現在の業務に関係する資格を持っていらっしゃる方は19名中何名いらっしゃるのか。図書司書の方だとか、介護士の方だとか、給食センター調理師、皆さん持っていらっしゃると思うんですけど、何名いらっしゃるのか。わかれば結構です。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 任期付の資格を持った方ということでございます。

先ほど、任期付職員については21名という答えをしまして、政策監2名分を除きますと、19名でございますかね、については資格を持っていらっしゃるというこ

とでございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 先ほど申しました平成26年に総務省が示しています任期付職員法では、総務省の任期付職員法ではですよ、高度な専門性を備えた民間人材の活用等の観点からと。民間人材とうたってあります。観点から、専門的知識・経験を有する者の採用を行う特例法とうたってありますので、民間人材を採用して、新しい考え、新しい流れといいますか、行政が持ってない専門性を取り入れるのが任期付職員だと私は思っています。反対に、地方公務員の退職者のベテランの知識や経験を活用しようというのが、先ほど言った再任用職員だと私は考えますけども、菊池市は任期付職員の解釈にちょっと相違があるのではないのでしょうか。

では、なぜ次長級での採用なのかをちょっとお尋ねしたいんですけど、次長級は事務方で、先ほど言いましたように、部長級に次ぐ役職です。給与も次長級、もちろん管理職手当も月額4万6,000円支給されています。

そこで、お尋ねしますが、資格を有していない方をどのような基準で採用されたのか。広く公募をした上で競争試験等をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） まず、何で次長級なのかということでございますけども、政策監につきましては、特定プロジェクトに特化して、全庁的な業務のプロジェクトリーダーとして、部を超えて各課の指導とか調整をする必要がございます。そういう立場であるため、次長級という職位を適用いたしております。

それと、政策監の採用に当たって公募したかということでございますけども、公募としては特にやっております。あくまでも選考により任期を定めておるところでございます。

理由につきましては、先ほど内部事務に特に詳しい方というのが条件的に必要となりますので、マネジメントの必要性、それと市内の業務に精通したということで、その2人を選定したところでございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 広く公募はしてないと。これ、試験は面談でされたということでもありますけども、ここに総務省が平成26年7月4日、総務省自治行政局公務員部長から通達が来ています。これによると、任期付について書いてありますが、「採用の方法について、任期付の採用に当たっては、一般職非常勤職員の場合と同

様に、人事委員会」うちは公平委員会とあります。「公平委員会を置く地方公共団体に当たっては、地方公務員法第17条第3項の規定に基づき、原則として競争試験により選考するものである」と書いてありますし、そのところに、同じ通達の中に「この採用に当たっては、できる限り広く公募を行い、インターネットの利用、職業安定所への求人の申し込み等による告知を行い、できる限り広く募集すること」と人事院規則の8-12にのっとりと記されています。

何でこういうのが出たかと。自治省の行政局からどうしてこういうことが出たかといいますと、平成21年にも出しているんですよ。ただ、そのときに基準をきちっとつくらなくて、任期付を雇ってたりしてるもんですから、そういったことがないように、平成21年通知の趣旨がいまだ必ずしも徹底されない実態が見受けられます。このような事情を踏まえ、任期付職員の任用等について、非常勤職員もですね、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件が確保できるようなことで、きちっと平成26年にもう一回通達をされているという状況であります。

先ほど、どうして公募もしなかったのか、次長級でのかというのがありました。全庁にわたる業務であるから次長級で採用したということではありますが、このお二人は元市職員ということですので、近傍、要は自治体で人口が似ているところに任期付の状況を、山鹿市、玉名市、合志市、宇城市、荒尾市に電話をして調査をいたしました。山鹿市は任期付職員の採用を一切していないということでもあります。その他4市については、元市職員を任期付で採用した事例は今までないということがありました。

そこで、お尋ねします。

現職で課長級の職員の方が70名ほどいらっしゃいます。私は、皆さん優秀な方ばかりですので、全庁にわたる業務もできると思います。新しい人材を発掘し、職員の持つ能力を最大限に伸ばしてやることも、行政のトップとしての役目だと思っております。それなのに、なぜ現職の課長級ではなく、退職された方を次長級で採用されたのか。現職のこの70名の課長級の方々では、その業務をやれない、また、その能力に欠けていると判断されたのでしょうか。これは市長にお伺いいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 現在の任期付職員の政策監の採用根拠ということでございますけれども、一番の基準になりますのは、菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項を根拠としているものでございまして、そこには「選考により任期を定めて採用することができる」というふうに書いてある分でございます。必ずしもこれは公募でなければいけないというものではございません。

それから、総務省の事例集というものも先ほどご紹介がありましたけども、これは民間に限定したものではなくて、「民間等」という言葉が入っているというふうに思います。

きょう、長々としゃべるなというお話がございまして、極力簡潔にお話をしたいと思いますが、背景をきちっと皆さんに共有いただかないと誤解が生じますので、その点は少しお許しをいただきたいと思います。

今、行政にとりまして大変環境が激変しておりますので、従来にないポストがどんどんふえてきております。特に政策横断的に異なる部署を横切って運営していくことが非常に大事になってまいります。その中の一つがICT化の推進でありまして、もう一つが資産のマネジメント、行政財産をどうやって効率的に運用していくかということでもあります。

このICTのところを例にとりますと、情報管理に関する知見・経験が当然必要でございます。かてて加えて、なぜ情報管理を進めるかといえば、これは業務が根底にあるからでありますから、市役所のいろいろな業務を本当によく知らないで、本当の意味のICT化というのはできないわけでありまして、とりわけICT政策監については、その点が非常に重要であります。

また、時代的にも、今、定年延長の時代が来ておりますけども、これはベテランの能力をもっともっと活用していくべきだと。そこに大きな考え方があるわけありますから、先ほどから階級、階級という言葉がよく出てきますけども、主任主事に一律ですべきだというお話がございまして、人事というのは、あくまで適材適所というのがもう大原則でございます。せっかくベテランの方が蓄えた能力をもっともっと低いところにとどめるのでは、かえって、本人にとっても不幸なことになります。組織としても、必ずしもそれが正しい選択ではないというふうに思います。

そういう考え方で私どもは総合的に判断しまして、一つには情報管理に関する知見・経験を十分に備えている者、そしてまた、部を超えてさまざまな業務の経験がある者、その経験を踏まえて、部を超えて各課の指導、調整を行うことができる人ということで選んだ結果でありますので、現役であろうが、一回卒業した人であろうが、そこは私どもの判断にとっては大きな根拠にはなっておりません。

以上、お答えをいたします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 答弁いただきましたけども、市長、聞いていらっしゃるんですけど、私、別にその全員を主任主事級にしなさいなんていうことじゃなくて、基

準を設けなさいというふうに言っているわけです。県の基準に準じるか、それとも、独自じゃなくて、この9市は設けてないから、そちらにするのか。何かしらやっぱり同じ働いていらっしゃる中で疑問がわからないようにしたらどうですかということ言ったわけなんですよね。

70名も、要は課長さんがいらっしゃいます。それぞれ得手不得手あると思いますけども、皆さん、私は優秀な方だと思いますので、余り言うと人事権の介入になりますので言えませんが、課長級を次長級にして、その方が全庁的にやって経験を積ませて、さらに今度、部長になると。そういったことをするのもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

最後になりましたけども、私は、冒頭申しましたとおり、人事は市長の専権事項であり、市長自身が判断したことと考えます。私がこのような質問をした背景には、このような疑問を抱かせるような任期付職員の採用についての話が、議員の私のところまで漏れ聞こえてくるからであります。このような事態は職員の労働意欲の低下を招きかねない。ひいては、市民サービスの低下にもつながると考えましたので、今後の任期付職員の採用に当たっては、選考というのは、一定の基準に基づき広く周知し、競争試験によって公明・公平に行われるようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで、荒木崇之君の質問を終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時51分

開議 午後 零時58分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、一般質問を行っていきます。

今回は、市営住宅と、教育環境の改善と防災対策、そして、ごみの分別の3間について質問を行っていきます。

まず最初に、市営住宅について質問をいたします。

貧困と格差が広がる中で、住まいの安定が損なわれる人が全国でふえています。

国民の所得が減少して、住宅貧困が広がっている現状があります。このような現状の中で、住宅政策を自治体として独自の政策として位置づけることが、今、必要です。

公営住宅について、国は住生活基本法第14条で「国及び地方公共団体は、国民の居住の安定の確保が図られるよう、公営住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給等、高齢者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と述べ、国と地方団体が国民の居住の安定確保のための公営住宅の供給を行うことをきちんと明記しております。

しかし、公営住宅は、全国で2006年度の219万戸から2011年度には217万戸、2016年度には216万戸と、約3万戸の減となっています。総住宅に対する比率を見ても、2006年度の4.6%から2016年度の3.5%へ0.5ポイント下がり、3%台前半に落ち込む寸前で、公営住宅後進国に拍車がかかる現状にあります。

そこで、まず最初に、菊池市における市営住宅の現状と今後の方針についてお聞きします。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） それでは、市営住宅の現状と今後の方針につきましてご説明いたします。

市営住宅は、29団地あり、管理戸数は1,170戸でございます。また、入居者につきましては、本年11月30日現在で1,105戸入居されております。

ご質問の市営住宅の今後の方針につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存の市営住宅を効果的に活用し、良好な住環境を提供するため、居住性向上を図る公営住宅ストック総合改善事業を進めるとともに、老朽化のため高額な修繕費を要し、部屋の間取りや立地条件によりバリアフリー化が困難な団地については、削減する方針となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 29棟、管理戸数1,170戸ということで、現状はわかりました。

今の答弁で私が注目をしたいのは、今後の方針として、部屋の間取りや老朽化、立地条件により、バリアフリー化が困難なところは削減をしていくという回答のところですか。削減をするということですけども、実際に菊池市で市営住宅は足りてい

るのでしょうか。率直に言って、私はこの点に疑問があります。

そこで、関連して質問します。

市営住宅への応募状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（柘原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 市営住宅への応募状況でございますが、入居申込者数及び入居者数につきましてご報告しますと、この3年間、平成28年度が申込者数61名に対しまして入居者数26名、平成29年度が申込者数86名に対して入居者数が30名、本年、平成30年度が申込者数70名に対して入居者数は20名でございます。

ただし、平成28年度につきましては、熊本地震の影響により、11月に募集を開始しまして、また、本年度につきましては、10月募集分までの人数となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今、ここ3年間の募集状況のお答えがありました。

現在収入の状況などで、年々入居できる条件が厳しくなっております。しかし、それでも、団地によってばらつきはありますが、2倍から3倍、応募状況があります。ここ一つとっても、足りている状況ではない、削減できる状況ではない、こう言えるのではないのでしょうか。

私は、この質問をするに当たって、行政文書開示請求で、先ほど述べられた菊池市公営住宅等長寿命化計画を取り寄せ、その内容を確認しました。この中では、居住支援が必要な世帯数について述べられています。少し紹介します。「国のプログラムを用いて、健康で文化的な生活を営むための住宅規模を自力で確保することが難しい、つまり、公的な支援など何らかの支援を要するとされる世帯数を推計し、平成39年度の世帯数は889世帯となる」こう述べられております。

これはどのように出された世帯数なのかを担当課に事前にお聞きしました。人口の推計などを国のプログラムに当てはめただけで、市民の経済状態など暮らしの実態は反映されていないということでした。国から示されたプログラムではじき出されている数字であって、実態に合っておりません。このことを私は指摘しておきたいと思います。

そして、この長寿命化計画では、目標管理戸数の設定、つまり、将来、市営住宅を菊池市において何戸管理するかも述べられております。それを見ると、平成39

年は989戸、つまり、現在よりも184戸削減の計画となっております。現在の管理数は1,179戸、しかし、先ほど国が示したプログラムによると、平成39年、9年後には公的な支援を必要とする方は939世帯しかいないから、市営住宅を184戸削減してもよいと、こんなふう述べておられます。

具体的には、葉山団地の一部や、音町団地などが入居停止をかけながら、廃止の方向となっております。

そこで、質問します。

この計画は予定どおり実施されるのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） この公営住宅の長寿命化計画に従いまして、計画どおりに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 計画どおりに進めていきたいと、今、言われました。市営住宅を減らすということです。

私は、繰り返しになりますが、市民の暮らしの実態から、この計画は認められないと思います。そして、一番問題なのは、この計画が市民にはほとんど知らされておられません。

おととの公共施設総合管理計画についての私の一般質問の中でも指摘しましたが、市営住宅を含め、公共施設というのは市民の財産であります。行政が勝手に統廃合の有無を決定してよいものではありません。

そこで、再質問します。

この長寿命化計画に述べられている内容を市民にはきちんと周知し、市民の意見を聞くべきであると思いますが、どうでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） この公営住宅等長寿命化計画の内容でございますけれども、これまで個別にご質問いただいた際には、計画内容を説明し、また、ご理解をいただいておりますけれども、団地別に方針が多様になりますので、概要版等を作成しまして、全体的な方針を今後周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 周知していくということでした。とても重要な答弁だと思います。

ただ、大事なことは、アリバイ的にならずに、市民の声を聞くという立場で、わかりやすく、具体的に周知をしていくこと。そして、知らせるだけでなく、意見を聞くという姿勢が必要であります。

次に、市営住宅に対する行政の見解をお聞きします。

長寿命化計画の中では、市営住宅は足りていると結論づけていますが、市民の暮らしの実態から見て、私は足りていないと思います。さらに整備を図っていく必要のある分野だと認識しております。

市は、市民の暮らしの実態から見て、足りていると思うのか、この点での見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 市営住宅の戸数につきましては、先ほど平成28年度以降の申込者数と入居者数を申し上げましたが、10年前にさかのぼった申し込み状況は、平成20年度が174名、平成21年度が143名、平成22年度が170名と、現在の2倍程度の申し込みがあっており、以降、減少傾向にあるため、住宅困窮者の数も減少していると推測されるところでございます。

また、国土交通省が示す公営住宅等長寿命化計画策定指針を用いた住宅困窮者の将来見込みについても減少する推計となっていることから、公営住宅等長寿命化計画で適正に運用できると考えているところでございます。

ただし、急激な社会情勢の変化などが生じた場合は、適宜、管理戸数を検討するなど計画内に定めてあるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今、部長のほうから住宅困窮者は減少していると。私はこの認識はとても問題であると、間違っていると思います。そして、今、申し込み数が減ってきていると推移を言われましたけれども、もう既にご存じかと思いますが、2009年から入居収入の基準、入れる基準が厳しくなっております。全国的にも応募は減少しております。2009年、入居収入基準は、それまで月収20万円以下だったものが、15万8,000円以下に引き下げて、4万2,000円も切り下げられている状況です。市民のニーズが減少しているわけではないと言わ

ざるを得ません。むしろ市民の暮らしの実態から、年々市営住宅の希望はふえざるを得ないのではないのでしょうか。

私のもとにも、市営住宅への入居の相談が数多く寄せられます。皆さん、高齢者で収入が少なかったり、暮らしの厳しい方がほとんどです。しかし、なかなか希望しても抽せん当たらない。こういう状況であります。

ある60代の女性はひとり暮らしで、まだ年金支給以前で、以前は生活保護を受給していたが、どうにか就労できるので自立しなければと思い、保護を抜け出し、現在パートでパチンコ店の清掃をしている。夜遅くまで働いて、車の所有もないので、民間で借りているアパートから徒歩で通っている。市営住宅入居の希望があるが、昨年も応募したが、なかなか当たらない。こういうことでした。このような実態を見れば、とても足りているとは言えないのではないのでしょうか。

また、具体的に、音町団地が、今、空き家になったところの入居を停止しておりますが、このまま入居停止を続けて、いずれ用途を変更していくということになれば、この音町団地がなくなれば、今でも生徒数が減少している北小、北中への影響は十分考えられます。

そして、市営住宅の問題でもう1点、指摘しておかなければならないのは、災害が多発する中での公営住宅の重要性です。この点でも市営住宅の確保と整備がますます求められています。全国各地で災害が起こる可能性が増大している中で、公営住宅の削減は直ちにやめ、災害に備える公営住宅の建設、改善、整備こそ、自治体で行う必要があります。

最後に、市長にお伺いします。

多くの市民は市営住宅を希望し、市民の暮らしの実態からしても、災害に備えるという点でも、市営住宅の役割は大きいと私は思います。安易な削減はやめて、適切な長寿命化を行い、また、必要であれば、市営住宅の増設も検討すべきだと思いますが、お答えください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 公営住宅の今後の考え方についてということのご質問でございます。

今まで部長が答弁しましたとおり、私どものほうで把握している限りでは、市営住宅への入居を希望される方は減少してきている状況でございます。入居のニーズは全体的には減ってきているのかなというふうに理解しているところでございます。

また、公共施設等総合管理計画の基本方針でも「公共施設等の保有総量を最適な

規模とする」というふうにも示されておるところでございます。こうしたことでございますので、次世代のためのまちづくりの一環として、最適規模のほうに、この公営住宅のほうも誘導していきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、万一、急激な社会情勢の変化があるとか、そういうことがあれば、適宜、管理戸数をその時点で見直す用意はございます。

また、市営住宅の居住環境自体につきましては、改善する必要もあるというふうに思っておりますので、今後も内装のリフォーム工事等を行いながら、誰もが使いやすい市営住宅を目指していきたいというふうに考えているところでです。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 市長のほうからも、入居希望のニーズは減っているというお答えがありましたけれども、これはもう繰り返しになりますが、市民の暮らしの実態から見て、その認識は間違っていると、正しくない指摘しておきたいと思えます。

また、公共施設総合管理計画との整合性といいますか、関連も述べられましたけれども、もうご承知かと思えますけど、この長寿命化計画は、総合管理計画より優先されます。その点も十分ご理解して、この計画を考えていただきたいと思えます。

次世代のためのまちづくりと言われましたけれども、その点を考えれば考えるほど、やはり地方自治体が安定的な住まいを提供していくという役割は必要ではないでしょうか。社会情勢が変化したら見直すと言われましたけれども、まさに、今、そのときじゃないかと私は思います。

公営住宅法第3条、ここでは「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない」と、公営住宅の提供を地方自治体に義務づけております。これに照らせば、今、進めようとしている計画は逆行しているのではないのでしょうか。

若者の非正規雇用などによる低所得、そして、高齢者の貧困など、市営住宅への期待と役割はますます大きくなっている中での管理戸数の削減は認められません。国のシステムで数の上だけではじき出した推計で進めるのではなく、市民の暮らしの実態に即した市営住宅の供給を実現していくべきです。削減ありきではだめだということです。この点を指摘して、次の質問に移ります。

次に、教育環境の改善と防災対策について質問します。

今回は、エアコンの設置について質問を行っていきます。

気象庁もことしの夏の猛暑を災害と指摘しています。これまで国の定めた望ましい温度の基準は、冬は10度以上、夏は30度以下とされていましたが、ことし4月の通知で見直しが行われ、冬は17度以上、夏は28度以下に見直されました。猛暑による熱中症の頻発など、子どもの命が脅かされる事態が相次ぎ、学校を安全に過ごせる場所にする取り組みが喫緊の課題となっています。

まず最初に、お聞きします。

菊池市において、小中学校の施設におけるエアコンの設置の現状と、今後の暑さ対策についての見解をお聞きします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、東議員ご質問の市内小中学校の空調整備の状況、暑さ対策についてお答えをさせていただきます。

本市の全ての小中学校につきましては、もう議員ご承知のとおり、平成26年度までに普通教室と特別教室には、全てエアコンを設置いたしまして、熱中症対策を含む教育環境整備に取り組んでおりますが、体育館につきましては、現在、設置している学校はございません。

そのため、近年の異常ともいえる暑さ対策といたしまして、昨年度から各学校の体育館には、熱中症の注意喚起を促す環境管理温度・湿度計を設置して対策に役立っているところでございます。

現状では、この対策により熱中症の注意を促すレベルに達している、または達すると予想される場合には、運動を取りやめたり、体育館での集会を中止して、各教室において校内放送を活用したりするなどの対策を行っているところでございます。

また、文部科学省から示されております、運動及び日常生活に関する予防指針をもとに、文書による注意喚起と校長会等における対応指示というものを随時行ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今、答弁にありましたように、菊池市においては、普通教室や特別支援教室には、他市に先駆けて、早い時期にエアコン設置が完了しており、大事なことであると思っております。しかし、今、答弁があったように、体育館においては設置状況はゼロということです。

今、部長答弁では、暑さ対策については、体育館の利用の中止ということでした。しかし、数十年に一度という規模の猛暑であれば、そのような対応でもよいかと思

いますが、専門家も指摘しているように、地球温暖化の影響で、この災害とも言われる猛暑は、今後も毎年のように繰り返されることが懸念をされます。子どもたちの教育環境を行政として整えることを考えるならば、使用中止という対応だけでは、今後、済まされないのではないのでしょうか。普通教室だけではなく、体育館のエアコン設置を検討するときになっていると思います。

そこで、質問をいたします。

市内小中学校全ての体育館にエアコンを設置した場合、どれくらいの予算がかかるのでしょうか。

○議長（柘原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、再質問のほうにお答えをさせていただきます。

市内小中学校15校の体育館へエアコンを設置する場合、概算といたしまして、設置費に約7億円、その維持費に年間約1,650万円が見込まれております。

そのほか、空調設備を設置し日常的に利用する場合には、効率的な冷暖房を行うために必要となる施設の断熱化も考慮する必要があるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、体育館への空調設置につきましては、多額の財源確保を必要とすることから、国等の補助制度を利用する必要があるため、今後、国の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今、答弁にありましたように、設置に7億円、そしてランニングコストで約1,650万円とかなり大きい額であり、地方単独での予算では、私自身も負担が重いと考えます。

そこで、先ほど部長がおっしゃったように、提案したいのが、緊急防災・減災事業債という国の補助制度の活用です。指定避難所になっている学校体育館のエアコン設置には、総務省の緊急防災・減災事業債が活用できます。この地方債は、東日本大震災を受け、2012年度に創設されたもので、2017年度からは熊本地震の教訓から、指定避難所へのエアコン設置も対象となったものです。充当率100%なので、初年度に一般財源が必要なく、元利償還70%が交付税措置されるため、実質地方負担が30%となる有利な制度であります。つまり、実際3割負担で地方の財政負担が賄えるということです。現時点では2020年度までの制度であります。以前にも4年間延長された経過もあり、多くの自治体からはさらなる延

長の声も上がっております。

そこで、質問します。

この制度を活用して、市内の小中学校の体育館のエアコン設置を避難所等の役割も鑑み、進めていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（柘原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 議員のほうから今申された、緊急防災・減災事業債を使った体育館の空調整備ということでした。

今現在、避難所における対策と申しますか、考え方を申しますと、まず避難所開設時に開いております4カ所の中央公民館と、残り、旭志、七城、泗水の公民館については、空調が今整っております。また、さらに避難所の追加が必要な場合については、空調設備が整っている施設を優先的に避難所とするような対応をとっているところでございます。

大規模災害においては、体育館などの広いスペースが当然必要となってまいります。体育館で空調設備を有するのは、総合体育館のみということでございます。このため、七城・旭志・泗水の各地域に空調設備を有する体育館の必要性は感じているところでございます。ただ、学校体育館みんなというところまで、ちょっとその辺までは検討はしていないところでございます。

○議長（柘原賢一君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 教育施設に緊急防災・減災事業債、ご紹介がありました事業を使って対応しないかというところでございます。

先ほど申しましたように、教育施設等の整備につきましては、確かに多額の財源を要するというところでございますので、総務課とも話をしながら対応したいと思いますけれども、先ほど申しましたような国の補助金制度を活用しながら進めるのが最もいい方法だろうと思っておりますので、そういったことについては、要望を強めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今、総務部長のほうからは、避難所として設置ということであれば、まずは4カ所の体育館等からということで、小中学校の体育館への検討は今していないという答弁がありましたけれども、やはり災害という点から考えても、大規模になれば小中学校の体育館も、熊本地震のときもそうでしたが、開設を

されます。せっかく国の補助制度がありますから、ぜひ、考えていないではなく、検討していただきたいと思います。

また、教育部長からは、要望を強めていきたい、最初の答弁では、国の動向を注視したいという答弁がありましたけれども、私は動向を注視するタイミングではなくて、もう検討を開始するタイミングであるというふうに思います。

国は具体的に制度を提示しております。総務省の担当は、国会の委員会質問の答弁で、避難所に指定されている小中学校のエアコン設置について、担当部局長が、「緊急防災・減災事業債があり、今年度は5,000億円を計上、ぜひこの制度の活用を」というふうに答弁しています。また、同じ委員会で「緊急防災を活用して体育館への設置をすることは可能です。自治体への制度活用の周知に努めます」というふうに、ここまで答弁をしております。そういう点からも、要望とか注視ではなく、もう検討していく、こういう段階ではないかと思えます。

また、2回目の回答で、電気代等のランニングコストのことも予算で述べられましたが、国は、ことし、地方からの要望を受けて、エアコンの電気代への措置も検討しております。ことし11月22日の参議院総務委員会で、小中学校のエアコン設置について、電気料金の増額分を普通交付税措置で措置することを求めたのに対し、石田総務相が「冷房整備に係る電気代について、1,500校を調査している。来年度から所要額の見込みを普通交付税に措置する」という答弁を実際に行っております。せっかくつけたエアコンが電気代がかさんで稼働できない、そういう負担がふえているという自治体の声に応えたものであります。

ここで、この国の補助制度を活用して、体育館にエアコン設置をした自治体を具体的に紹介します。

埼玉県の朝霞市では、この緊急防災・減災事業債を活用して、2017年度から体育館にエアコン設置を始めております。総事業費10億円と見込み、市内15校の全体育館と三つの武道場の計18施設に整備をするとのこと。小学校を先行しており、ことしの夏に設置された小学校では、2学期の始業式をクーラーのきいた中で行うことができたとのこと。

また、ご承知かもしれませんが、東京都も都内の公立学校の体育館に空調施設へ補正予算案を発表したと報道がっております。

最後に、教育長と市長に、市内の小中学校へのエアコン設置についての見解を改めてお聞きします。

○議長（柘原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） 改めまして、こんにちは。ただいまの東議員のご質問にお答

えいたします。

先ほど部長も申し上げましたが、体育館への空調設備については、多額の設置費や維持費を要するというので、現段階においては、国等の補助制度の動向を注視したいと。今、ご紹介等もありましたので、今後、要望を強める、また、検討・研究しながら、要望を強めていきたいというふうに考えております。

今年度、熱中症対策は非常に子どもも神経を使って、学校現場も大変でございましたが、今年度の場合は、先ほどありましたように、運動を取りやめにしたり、あるいは体育館での集会を中止して、校内放送を活用して、空調設備がある普通教室や特別教室で行うなど、運用面での暑さの対策を行ってまいりました。そういう運用面での対策もさらに講じながら、今後、考えていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから申し上げます。

これまで、部長、それから、教育長がお話ししたとおりでございますが、今回の起債事業につきましても、有利な条件であるなというふうには思っておるところでございます。ただ、実際の災害が起きたときを考えますと、やはり、まず大きな体育館を持っている施設を一番の避難所というふうに考えておりますので、体育館のほうから、まずはこの空調設備を整えていきたいというふうに考えているところでございます。この起債事業自体は平成32年までの事業でありますので、その中で考えていきたいというふうに思っているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 教育長からは検討という言葉も出ましたけれども、中心は、当面は運用面での対応という回答ではなかったかなと思います。

最初のほうにも述べましたように、これは毎年のように災害レベルの事態が予測されるときに、もうやはり運用面での対応では済まされないときではないかと思えます。子どもたちの命に直結する事態でもあります。緊急に対応が迫られます。

要望を進めていくとも言われましたけれども、国は、もう具体的に地方自治体に活用してくださいとプログラムを示しております。こちらがもう要望をする段階ではございません。こちらがもう選択をして検討していくときだと思えます。

今月の4日、先週火曜日のNHKのウェブニュースで、東京の世田谷区がまたこの制度を活用して、市内の小中学校全てにエアコンを取りつけるという報道があり

ました。今年度中に全ての学校で設置に向けて調査を実施し、早ければ来年4月以降にも工事を始め、3年間で整備を終えるという方針のことで、区は児童・生徒の健康を守るためにも、できるだけ早く設置を進めたい、こう話をしております。ぜひこの立場で菊池市も進めていただきたいと思います。

あと、市長のほうから、平成32年までの制度ということで、私のほうでは、ちょっと2020年度までというふうに認識しておるんですけども、どちらにしる、今のところ、期限が限られた制度でありますので、ぜひ緊急に検討を移していただきたいと思います。重ねてこのことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、ごみ分別について質問をいたします。

2021年4月から菊池環境保全組合新環境工場の稼働にあわせて、菊池市内全域が同組合による処理区域となり、菊池地区、七城地区及び旭志地区はごみの分別が細分化されるとともに、分別品目がふえることとなります。

まず最初に、2点質問をいたします。

1点目は、分別の変更における今後のスケジュールについてお尋ねします。

2点目は、現在、行政区ごとに説明会が開かれていますが、その中でどのような意見、要望が上がっているのでしょうか。また、市として、実施に当たっての課題と考える点は何でしょうか。

以上、お答えください。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 改めまして、こんにちは。ただいまの東議員のごみの分別に関するご質問にお答えさせていただきます。

ごみの分別方法の変更・統一化に関する今後の全体的なスケジュールといたしましては、まず、本年7月から来年2月までの日程により、菊池地区、七城地区及び旭志地区を対象とした住民説明会を全71回、順次進めておるところでございます。

次に、来年度におきましては、50音別にごみの品目ごとの分け方や出し方などを詳しく記載しましたごみ分別冊子の全戸配付を予定しており、市内全域を対象に、平成32年1月ごろの配付を予定しております。

また、同年4月からは、新しい分別方法によるごみの分け方及び出し方になれていただき、スムーズな移行ができるように、1年間の試行期間を設け、新しい分別方法によるごみ排出に取り組んでいただくこととしております。

品目によっては、これまで可燃ごみや不燃ごみとして排出しておりましたものが資源ごみへ変更になるなど、分別が細分化され分別品目がふえることとなります。

なお、粗大ごみにつきましては、新しい施設での受け入れとなりますことから、

施設の供用開始予定の平成33年4月からの変更となります。

住民説明会における参加者からの意見として最も多かったのは、新たに資源物に変更される品目に係る分別方法及びステーションへの排出方法に関するものでございます。

そのほか、試行期間中に排出された違反ごみへの対応に関するもの、それから、市の指定ごみ袋に関して、資源物によっては牛乳パックなどの数量がたまりにくい品目もございますので、現在、可燃ごみのみの作製・販売している大と小よりも、さらに小さい極小サイズの導入に関する意見が寄せられたところでございます。

日常生活に伴い絶えず発生しますごみを安全に、そして、適正に処理し生活環境の保全を図るためには、市民の皆様のご理解とご協力なくしては成り立たない重要なものであると認識しておるところでございます。

このことから、住民説明会などの実施や、広報及びホームページ等による周知徹底など、全ての市民の皆様へごみの分け方や出し方などの新しい分別方法に関する正しい知識への理解促進を図ることが最も重要な課題であると考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） スケジュールもよくわかりました。あと、意見要望等でも、かなり資源ごみの分別が細分化するということや、違反ごみへの対応などが出されているということでもあります。

私のもとにもさまざまな要望や意見が寄せられております。先ほど答弁でもあった意見も踏まえ、そこで、再質問をさせていただきます。

1点目は、現在行政区で行っている9種分別を引き続き行いたいとの要望が寄せられている区もあるかと思いますが、このような要望のある区への対応はどのようにお考えでしょうか。

2点目は、資源ごみが細分化されるということですが、先ほど部長からもありましたように、市民の方からは、牛乳パックなど、現在の大と小の袋の大きさではいつまでもいっぱいにならず、その間にずっと保管しなくてはならない、袋のサイズを可燃ごみのように小さいサイズを作製することも検討してもらえないか、こういう声も上がっています。この点では、市としてはどのようにお考えでしょうか。

3点目は、分別品目がふえることに伴って、ルールを守らない違反ごみが出される可能性もあります。現在、泗水地区では、区長さんや環境委員さんが処理の対応に苦勞されていると伺っております。今回の変更に伴って、区長さんや環境委員さんの負担がふえるのではとの心配の声も上がっていますが、どのように考えていら

っしゃいますか。

4点目は、外国人居住者の方への周知の問題です。現在でも言語の面や文化の違いなどからルールが守られていない状態でのごみ出しもあると聞いています。さらに細分化されるということであれば、外国人の方へは独自の周知を考えないといけないと思いますが、どのように考えていますか。

以上、4点お聞きします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、9種分別事業につきましては、菊池地区の家庭から排出される一般廃棄物のうち、瓶、缶、古紙などのリサイクル可能な資源物を、ごみではなく、有価物として拠点回収するものでございます。

現在は、市の委託事業として、指定した日に行政区単位で拠点回収を行っておりますが、今回の分別方法の変更・統一化に伴い、効率的なリサイクル体制への移行と、行政区単位での実施による立ち会い業務等の労務負担軽減の観点から、平成32年3月末をもちまして終了し、同年4月からの新しい分別の試行開始にあわせまして、各家庭ごとに市の指定ごみ袋によるごみステーションなどへの排出へ移行することとしております。

本事業の終了後の対応といたしましては、これまで菊池地区におきまして、主に学校単位でのPTAや保護者会などの団体が行う資源物回収の取り組みの場合のみ、回収数量に応じて奨励金を交付する現行制度であります。資源ごみ回収団体奨励金の交付対象としておりましたが、資源物を有価物として回収する有効性の観点から、七城、旭志及び泗水地区と同様に、行政区単位や老人会、女性団体などで実施される廃品回収などの資源物回収の取り組みにつきましても、同奨励金の交付対象とすることで、ごみの減量化を推進し、もって生活環境の保全を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、資源物の分類、牛乳パックなどにより、極小サイズとかが必要ではないかというご質問ですが、これまで住民説明会におきましても、市の指定ごみ袋のサイズに関する意見が多く寄せられておまして、各家庭における適正かつ効率性及び経済性に配慮した資源物の分別及び排出に資するため、資源ごみ袋の極小サイズの導入につきまして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、違反ごみに対してですが、現在、排出された違反ごみ袋へ、市が委託した収集運搬業者により違反ごみシールを張りつけるとともに、一定期間取り置きする

ことで、排出者による自発的な改善を促したり、場合によっては、菊池警察署との連携による違反ごみの開封調査の実施など、排出者の特定及び改善指導を行っているところでございます。

また、改善が見られない場合や排出者が特定できない場合などにおきましては、廃棄物処理に関する条例及び施行規則に基づき、ごみステーションなどを管理していただいております各行政区にご協力をいただき、ごみステーションが不衛生にならないよう正しい分別による仕分け等を行っていただいております。

なお、今後におきましても、これまでと同様、菊池警察署などの関係機関との緊密な連携はもとより、各行政区の区長さん並びに生活環境推進委員の皆様との連絡調整を行いながら、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りますとともに、市民の皆様への正しいごみの分別等への理解促進及び周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市に居住されます外国人の皆様へのごみ分別等に対する周知につきましては、現状といたしましては、外国人居住割合が高い菊池地区及び七城地区におきまして、英語版、韓国語版、中国語版、ベトナム語版の簡易的なごみカレンダーを配付するとともに、外国人労働者を雇用する企業の通訳のご協力のもと、生涯学習まちづくり出前講座活用による理解促進及び周知を図っているところでございます。

なお、今後におきましては、本市における外国人労働者の増加が見込まれますことから、平成32年4月からの新しい分別方法に対応したカレンダーなどにつきまして、近隣自治体の状況等も参考にしながら、作成に関する協議、検討を行うとともに、引き続き出前講座等による理解促進及び周知徹底のほうを図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 1点目の9種分別を引き続き希望する区への対応ということでは、奨励金の支給を行っていくということでありますので、ぜひ周知をしていただきたいと思います。

また、区からは、この9種分別を引き続き行うに当たって、今、行われております行政サービスが後退することがないようにという要望もあわせて出ております。今までは業者との連絡、そして、業者に支払う経費は市が負担しておりましたが、分別の変更がスタートすれば、このままでは今までのようにいかないということで、区独自の負担がふえることも予想されます。今までのサービスを後退させないことは一気には難しい面もあるかとは思いますが、区の方の要望はしっかりと聞いてい

ただき、可能な限りサービスが後退をしないようお願いをしておきたいと思いません。

2点目の資源ごみ袋のサイズは検討していくということでした。ぜひ実現をしてほしいと思います。また、資源のごみ袋は、実施に当たって使用量がふえ、市民の方の出費がかさむことも予想されます。他の自治体では、種類によってはこの指定袋にこだわらずに出してもよいというところもあると聞いております。ぜひこの点もあわせて検討いただきたいと思います。

市民の皆さんの中には、ごみ出しのルールが変更となることで大変だとの不安もあります。丁寧な説明が求められていきます。

最後に質問をいたします。

不安を解消し、違反ごみが出ないようにするためにも、市民の方への周知が鍵となってくると思います。各行政区で来年2月までの説明会が予定されていますが、説明会の現在の参加状況はどのようになっているのでしょうか。また、これから全市民的に周知をしていくために、どのようにフォローしていこうとしているのか、以上、お聞かせください。

○議長（柘原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの質問で、まず、住民説明会への参加状況ということでございますが、本年7月から11月末までに実施しました住民説明会への参加状況につきましては、平均で約43%の参加となっております。

今回の分別方法の変更・統一化に伴います住民説明会の実施につきましては、市民の皆様への正しい分別への理解促進を図る上で最も重要な取り組みであると考えておりますので、今回1回限りではなく、今年度に引き続き、来年度におきましても各行政区の参加状況等を勘案しながら、フォローアップとしての追加説明会や出前講座等による説明機会を設けるなど、各行政区との連絡調整を行いながら、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 参加状況は約43%で、まだ半分にも行っていません。もちろん回覧板で回しているのですが、それを見て理解されている方もいるかと思いますが、この回覧板の閲覧状況もまだまだだと思います。先日、私の区の子ども会の廃品回収で、お母さん方とお話をしていたら、この分別の変更をほとんどのお母さんは知りませんでした。回覧板で回しているのですが、実際はほとんど見ていらっし

やいませんでした。仮に、実施後、違反ごみがたくさん出ると、工場の機械への損傷等も起こり、大きな負担が生じます。しっかりとした周知を進めていく必要があります。

また、行政から決まり事として一方的にお知らせをするだけではなく、先ほどの9種分別の引き続きの要望や、資源ごみ袋の大きさの問題など、市民の方からの意見、要望にはしっかりと応えていただくことが大事だと思います。このことを最後に指摘し、私の一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、東奈津子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時52分

開議 午後2時01分

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 本年最後の一般質問となりましたが、改めて、市民の代弁者として質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、軽トラ朝市の再開についてお尋ねをいたします。

軽トラ朝市は、皆様もご存じのように、平成21年より中心市街地を活性化する取り組みとして、商工会連合会や商工会でつくる実行委員会が始められ、約10年間開催され、市内はもとより、県内外のお客様も訪れていただいておりますが、資金難で本年7月をもって終了いたしました。

私も毎月、楽しみに参加させていただいておりましたので、9月の定例会において、軽トラ朝市は、商店街の活性化はもちろん、地元の小学校で育てた赤米の販売や、各スポーツ大会出場の物品販売等も行われ、また、都市間交流の会では、友好都市遠野市のリンゴ等を東日本大震災の復興支援という形で販売も毎年やっておりましたので、そういう観点からも、私としては軽トラ朝市という形での再開をお願いしたいと質問させていただきました。

執行部としては、商工会の若手リーダーが新たな事業を模索されているとのことであり、地元が主体となった取り組みに対して、市として支援をしてみたいとの答弁がありました。市長も、軽トラ朝市というものの果たす役割、人々の交流の場にもなっておりますので、また、ぜひ復活してほしいと強く考えていますと答

えておられます。

今回、改めて軽トラ朝市について質問をさせていただきましたのは、現在、出店者の有志の皆様が、10月から寿食堂前の空き地を借りて、軽トラ朝市を再開されております。10月の初めての再開のときはトラック7台程度でしたが、11月は台数も倍以上にふえており、なじみのお客様も買い物にいられており、再開を喜んでおられました。

そこで、お尋ねをいたしますが、今回、出店者の皆様が自主的に軽トラ朝市を再開されておりますが、市として状況をどのように把握されているか。また、今後の支援も含め、今後の対応をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいま2点のご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初の、今回、新たに始められました軽トラ朝市は、これまで出店されていた方で、これまでの取り組みをここで途切れさせたくないとの思いから、これまでの出店者に呼びかけられまして、自主的に菊富士旅館跡地で、10月から第4日曜日に朝市を開かれているということは承知しているところでございます。10月には11店舗、その内訳としまして、市内が5店舗、市外が6店舗、11月には18店舗、内訳としましては、市内が12店舗、市外が6店舗の出店があるようでございます。今月につきましても、現在呼びかけを行っているとのことでした。ただ、組織体制や会員につきましても、まだ決まっていないということでございます。

次に、2点目の今後の対応ということでございますが、これまでに自主的に朝市を2回開催されておまして、今後につきましても、引き続き開催することを考えられておられます。組織体制が現在まだ決まっていない状況や、商店街との連携、それからまた、来春に完成予定の市民広場の広域的な利用等もございますので、今後、どのようになるかというのを見守っていく必要があるのではないかと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柘原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

軽トラ朝市については、市民皆さんが改めての再開を期待されております。今、

答弁にありましたように、まだまだ組織的な問題とか、今後の対応については決まっていないところもあると思いますけれども、せっかく10年近く開催されておりましたので、何か11月では市長のほうも現場を対応されたということでございますので、市長として、今後、どのような対応を考えておられるのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 軽トラ朝市についての考えということでございますが、軽トラ朝市は、民間の方が一生懸命頑張られまして、9年間の間定着しまして、市民の皆様も大変毎月楽しみにされていたイベントに定着していたというふうに考えております。

この軽トラ朝市を引き継いだ出店者の皆様にお聞きしましたところ、やはり朝市を継続させたいんだという強い思いがあって、今、続けていращやるというふうに伺っております。

今後、市民広場のほうがこの春には完成もしてきます。こちらのつながり、あるいは環境をどうこれから考えていくか。また、今は一部の出店者の皆様ですけども、従来の主役であった商店街連合会あるいは商工会の皆様が、今後、どうお考えなるか、そうしたことにもよく耳を傾けながら進めていきたいというふうに思っております。

こうした出店者あるいは関係者の皆様からの相談に対しましては、真摯に受けとめて、商店街の賑わい創出あるいは地域の活性化につながるように、適切な支援と協力を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございました。

前向きなお答えをいただきまして、安心したところでございます。いずれにしても、出店者の方々も含めてでございますけれども、経済活動にもなり、また、地域の活性化に結びつくことが一番だと思います。私もしっかりと買い物をしておりますので、いずれにしても、市民の方にやっぱりその現場に来て、買い物でもしていただければいいという形も含めて、今回、取り上げたことでございますので、今後ともどうぞよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは次に、きくち観光物産絵巻の現状と今後の計画についてお尋ねをいたします。

この事業は、商工会の国の地域力活用市場獲得等支援事業による小規模事業者販路開拓支援として、展示販売、商談会が行われております。きくち観光物産絵巻は、熊日会館びふれす広場で開催されており、4年目を迎え、新規出店事業所も増加し、年間を通じて売り上げの増加している事業者が19社中11社あり、顧客数増加も11社という結果が出ているとのことであります。私も何度も現場に足を運んでおりますので、直接出店者の方々のお話を聞いていますが、回を重ねるごとになじみのお客様がふえており、菊池市ファンもふえているとのことであり、しっかりと観光PRも含め、結果が出ていると思われまます。

そこで、お尋ねをいたしますが、市として、きくち観光物産絵巻について、どのように把握されておられるか。また、今後の協力体制の計画についてお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ご質問にお答えいたします。

きくち観光物産絵巻の現状についてでございますが、きくち観光物産絵巻は、菊池市商工会が国から経営発達支援計画の認定を受け、その計画に基づきまして平成28年度から実施し、平成31年度までの4年間の事業実施予定であると伺っております。

内容といたしましては、商工会が会員に出店を呼びかけ、熊日びふれす広場や、福岡市での観光PRを初め、菊池市の特産品、加工品の販売を行っているというものでございます。

市におきましては、会場内において買い物をされた方を対象に抽せん会を行い、本市の観光物産PRを商工会と連携しながら実施しておりますので、今後とも連携してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 今回、このびふれす広場でのきくち観光物産絵巻について質問させていただいたのは、先ほど私も申し上げましたように、現場に行きましたら、その出店者の方から、今後どうなるんだろうかという不安の気持ちもございまして、実績的に、先ほど申し上げたように、結果が出ておりますもんですから、しっかりこのごろは、先ほど申し上げたように、なじみのお客さんというか、顧客がついておりますので、ぜひとも継続でやっていただきたいと、そういう思いがございましたので、今回、改めて質問させていただいたところでございます。直接、市のほう

の事業ではございませんけれども、しっかりと連携をとりながら、今後も取り組んでいただきたいと思います。要望をしっかりとお願いしておきます。

それでは次に、公園整備の現状と今後の維持管理費についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで市の観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトのもとに、日本一の桜の里、森の中まち、ホテル王国の施策が推進されておりますが、長期プロジェクトとはいえ、現在の公園の維持管理、新しく整備をされている公園については、今後の維持管理も含め、大変心配していることを踏まえ、行政の優先順位の観点からも指摘を続けてまいりました。

市の公園の維持管理については、先ほど緒方議員より経費削減の必要性を指摘された質問がありましたので、重なる点もあるかと思われませんが、よろしくお尋ねをいたします。

今回は、特にさくら千年プロジェクトの現状と、今後への維持管理費についてもお尋ねをいたしますが、市の公園全体の、先ほど緒方議員への答弁では、市全体で4,700万円ということでしたが、これまで私が質問したときには、5,600万円ぐらいということで一度答弁をいただいております。多分所管を超えた分での答弁が私のときの答弁だったと思いますけれども、全体はもっと多いかなと思っております。今回、特に堂山展望所については、工事が完了していると思いますので、これまでの工事費、今後の維持管理費をお示しいただきたいと思います。

それと、さくら千年プロジェクトは、これまでに何本植樹されたのか。単価は幾らだったのか。管理については、地元との協定や覚書はとってあるのか、お尋ねをいたします。また、他の公園等についても、協定や覚書が決まっているところがあればお示しをいただきたいと思います。よろしくお尋ねいたします。

○議長（柘原賢一君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） まず、堂山展望所のほうからご説明していきたいと思っております。

この堂山展望所の整備の総額でございますけれども、これは堂山展望所の整備とあわせまして、未整備で荒れていた竹林一帯の整備も行っておりまして、今年度ののり面植栽予定額を含めると、その総額は約8,400万円となっております。

また、その他の公園整備につきましてもご説明いたします。

主なものでは、西郷南洲公園が約3,200万円、鴨川河畔公園整備と亀尾城址公園整備については、繰越事業となっておりますので繰越額ですが、鴨川河畔公園整備が約4,600万円、亀尾城址公園が約1,500万円となっております。当然この中には社会資本整備交付金としまして補助金は入っているところでございま

す。

それから、3年間の維持管理費についてでございますけれども、公園管理事業費の総額は、平成27年度が約5,600万円、平成28年度が約5,200万円、平成29年度が約5,900万円です。

そのうち作業員等の人件費、除草清掃等の委託料、光熱水費等の維持管理費が、平成27年度が約4,200万円、平成28年度が約4,100円、それと平成29年度が約4,700万円となっているところでございます。

また、平成30年度の見込みとしましては、作業員等の人件費、除草清掃等委託料、光熱水費等の維持管理費が約4,800万円の見込みとなっているところでございます。

それから、さくら千年プロジェクトでございますけれども、これにつきまして少々申し述べさせていただきますと、これは菊池市が進める癒しの里構想を実現するために、菊池公園などの桜の名所や竜門ダム、または河川堤防や主要道路沿いなどに市木である桜を植樹し、永続して管理していく中で、桜を郷土の遺産とし、市民の郷土愛を醸成し菊池ファンを増加させることで、観光や経済の活性化につながるものと考えて、平成25年度から事業開始し、今日に至っているものでございます。

桜の木につきましては、寄附でいただいたものがほとんどでございます。苗木から3メートル程度に育成した後に、植樹会を開催しまして、子どもから高齢者の方を含め、多くの地元の皆様に参加していただいております。

次に、事業費でございますが、平成25年度から平成29年度までの5年間の合計で申しますと、事業費総額で約2,330万3,000円でございます。植樹の盆数が549本となり、30カ所の地区に植樹しているところでございます。

内訳としましては、植樹に要した費用が1,897万9,000円、そのほかに、苗木の育成等に要する費用が432万4,000円となっております。

また、現在まで植樹した桜の管理につきましては、基本的には市民の皆様による管理を依頼しておりまして、今後も引き続き市民主体による管理を考えているところでございます。

ただ、強風とか、病気等により枯れた場合は、市のほうで補植等を行っているところでございます。

地元との覚書等につきましては、一応お願いという形で協力依頼をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 余りにも公園整備の費用が多くて、改めてびっくりしたところでございますけれども、私どもが、特に堂山展望所については、当初は6,900万円、それでも一般財源が1,600万円ぐらい入るということで、びっくりしておりましたけれども、今回、改めて、竹林の伐採とかそういうのも含めて8,400万円まで経費が上がっておりますね。

それと、さくらプロジェクトについては、本数を言われましたけれども、私ども議会のほうで審議をしたときには、1本当たり5万円の経費がかかっていると。苗木は寄附してもらったのをもらっているけれども、その植樹の費用に5万円かかっていると。そういう答弁をいただいております。そのときにも、今、部長のほうでは、市民のほうに基本的には管理をしていただくということで答弁をいただきましたけれども、それが本当に実際できているかということについては、非常に不安であります。

ことしの9月の定例会、経済建設分科会長の報告の中にも、また、予算決算常任委員長の報告の中にも、この地元の意思といいますか、それが確立していない、言うなれば覚書ですね。そういうのができてないところについては、非常に将来的には心配であると、そういう委員長、分科会長としての指摘もされております。実際問題、桜はどんどんどんどん大きくなりまして、桜自体の管理もですけれども、その下草とか、そういうものの管理についても莫大な経費もかかってきます。

実は、先般、菊池の菊人形・菊まつりが11月4日から11月18日まで開催をされております。すぐその横の院の馬場ポケットパーク、有働肉屋さんのすぐ横ですね。ラブベンチを併設しておりますが、そこが、ある面では、菊人形開会時に草がたくさん生えておりました。私も気になったものですから、所管の担当のほうにお願いをして、やはりもう人がたくさん来られる時期であるから、そういう草の管理ぐらいはしておかれたほうがいいですよというお願いをしました。結果的には、地元、あそこはたしか3団体ぐらいの地元の方々とお約束をして、管理をしていただくということになっておるということでございましたが、結果的に、18日の菊人形・菊まつり、約8万人の方がお見えになりましたけど、その開催中には草の管理はできませんでした。その後、確認したら、やはり最終的には、言うなれば、市の作業員の方で草刈りをされたということでございます。

先ほど緒方議員も言われましたけど、結局、最終的に市民の方にやっていただくような形が一番ありがたくもありますし、ふさわしいことでもありますけれども、私が本当に心配しているのは、現実的にそれが本当にできていくのかなというのを心配しておるわけですね。だから、公園は、つくるときは社会資本整備総合交付金とか合併特例債とか、いろんな事業でやりますけど、後のそういった管理には、基本

的には一般財源という形で取り組むしかないわけですね。だから、そのことを含めて、将来の菊池市のこういう維持管理、緒方議員もおっしゃいました。私はもう前から心配して申し上げております。そのことを含めて、やはり公園のこういった整備の予定とか、そういうのはしっかりやっぱり考えてやらないと、維持管理も含めて、将来、市の大変な重荷になってくるんじゃないかと思っております。

箱物は、市民の方も新聞にワースト6位と、そういう形でずっと出ておりますし、また、市の箱物についての将来の不安は皆さんご存じですから、しかしながら、この公園のほうのやはり維持管理の心配は、こういった形で数字で出してみないとわからないところがありますので、さくら千年プロジェクトについては、市長が一生懸命推進をされている立場でございますので、私も、緒方議員もおっしゃったように、将来の維持管理についての不安を含めて、市長としての今後の考えもちょっとお示ししていただきたいと思っております。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 議員のほうからは、公園整備に関する今後の負担の考え方と、こういうことございました。

先ほど来から話題になっております、公園整備あるいはさくら千年プロジェクトというものが、おかげさまで、だんだんに目に見える形になってきておりまして、改めて菊池の里山の持つ景観のすばらしさというのを感じていただいているところだというふうに思っております。

今申しました展望所、公園、あるいはさくら千年プロジェクト、これは全て癒しの里づくりの一環で進めているわけでございます、この癒しの里の中での重要な舞台装置、演出の一つとして整備をしてきたものでございます。これによりまして、観光客の増加にもつながると思っておりますし、ファンがここから育っていくものとも思っておりますし、それから、市民の健康づくりにも役立つわけでありまして、健康、観光、環境というものは、菊池の今目指している地方創生の本流であるわけでありまして、そのための重要な役割を果たしていると、こういう思いで、今、進めているわけでございます。当然ながら、これをきれいな形でいつも整備をしていく必要がございますけれども、特にさくら千年プロジェクトというのは、もともとご賛同いただいた市民の方々が力を寄せ合って、自分たちが主体となって取り組んでいただくということを前提に進めておりますので、ボランティア活動による維持管理を基本に考えています。

また、堂山展望所整備の際に、隣接する地域の方々が一緒になって、じゃあ自分たちもやろうということで、本来であれば、もし全体を公園とみなせば、大変広い

範囲にわたるところも、市民の皆様の力で整備が一緒に進んでいるということであり、また、竜門の、今、山桜の里をつくらうと民間の方がされているのも、いわばこの公園整備、さくら千年プロジェクトに一脈通ずる癒しの里づくりを自分たちでやっていこうという、いわば火が付き始めたわけでありますから、これができた暁には、まち全体が公園都市と言われるぐらいの本当の癒しの里につながっていくのではないかとこのように考えております。

そういう中で、きょうの緒方議員、先ほどから言及されておりますけれども、緒方議員のほうからは、こうしたものは市民の力をもっともっと使ってくれと。一緒にやるよという大変力強いお言葉をいただきまして、何よりも、やはりまちづくりというのは評論ではなくて、行動だということを改めてうれしく思ったところでございます。そういう考え方のもとで、菊池ファンあるいは桜のファンをふやして、より多くの賛同者、協力者の支援をふやしながら、維持管理が行われる体制を築いていきたいというふうに考えております。

今後もそうした形で、官民一体となって癒しの里づくりにじっくりと時間をかけながら、知恵を出して工夫してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 市長の市民を一体化してということ、連携をとりながらやっていくということは、これは本当に理想論でもあると思います。しかしながら、私どもは、やはり皆さんからいただいた税金をきちんとした形でやっぱりチェックをしながら使っていかなければいけません。結果的に、先ほど菊人形の話を申し上げたように、地元の方々はそのような形でやろうと思っても、現実的にできないから、やっぱり市のほうの作業員のほうで対応せざるを得なかったという結果もございしますので、今後はやっぱり市民の理解をきちんとした形にして、まあ言うなれば、税金を公平公正に使えるような形をしていくのが私たちの役目だと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それでは次に、スペインスエカ市との交流についてお尋ねをいたします。

江頭市長が、平成29年9月8日から9月16日まで7泊9日の日程でスペインスエカ市等へ出張されました。目的は、スペインスエカ市長より菊池市の米づくりに興味を示され、日本大会開催の提案を受けて、パエリア国際大会への招待があり、スエカ市を訪問されたもので、目指す成果としては、パエリア日本大会の菊池市の開催を確定するとともに、アジア大会の誘致や、米を初めとしたさまざまな経済交流拡大を目指し、将来的には人的交流、文化交流を含めた相互の発展につなげると

議会への説明があり、定例会の日程を変更されてまで出張されましたが、これまでの質問に対する答弁では、その後のスエカ市との交流、パエリア大会の誘致については、具体的な進展がないとのことでありました。私は国際交流の難しさを指摘し、今後の確認をお願いしたところであります。

毎年5月にパエリア日本大会が開催されているようでありますので、来年の開催が菊池市で開催される予定であるのか、今後の予定をお示しください。また、改めて、これまでの経費も含め、予算もお示しいただきたいと思っております。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） スペインのスエカ市との交流の経緯ということで、本年第2回の定例会でもご質問いただきまして、お答えした内容の繰り返しになりますけれども、まず答弁をさせていただきます。

昨年9月にスエカ市長よりご招待いただきまして、スペインスエカ市を市長が訪問いたしました。スエカ市長や関係者の方々からの歓迎を受けまして、今後、米を通して交流を行っていくことが確認されました。

その後、具体的な交流につなげていこうと、本市からスエカ市長、国際パエリア協会会長宛てに、訪問時のお礼と本市の近況、写真などを国際郵便で昨年末にお送りいたしました。

しかし、その後、その郵便が税関検査により輸入取りやめとなりまして、先方に届かないまま、本年2月から3月にかけて、それぞれ返送されてまいりました。再度、3月に両者に国際郵便でお送りいたしましたけど、5月下旬に再び返送されてきたところでした。

そのため、まずは連絡をとろうということで、スエカ市宛てに、交流を進めたい旨をメールで、再度、お送りをしているところでございます。また、東京のスペイン大使館経済商務部宛てに、スエカ市との連絡に関する支援を、今、お願いしているところでございます。その上で、改めてスエカ市宛てに手紙のみを郵送するという準備を今しているところでございます。

それと、訪問時の費用についてのお尋ねでございますけれども、ヨーロッパ出張、スペインスエカ市だけではなく、ほかも回っておりますので、そのときにかかった経費でございますけれども、市長ほか随行者の旅費、それからPR用のリーフレット、土産などの経費総額で約131万円の支出となっております。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 先般、この件につきまして質問したとき、基本的には全然進展していないと。相手のスエカ市とも連絡がとれていないということでございますね。

基本的には、市長が行かれておりますので、この結果といいますか、市長からのメッセージも、とにかくそれを確定するというこの中での出張でございましたので、そのことについて、もう簡潔にお願いします。あと、もう時間がございますので、今後、できるのか、できないかという形の中での答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 簡潔に申し上げますと、先方の連絡を待っているところでございます。これについては、今、スペイン大使館のご助力もいただきながら進めておりますので、引き続き、連絡を待ちたいということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 市長としては連絡を待っているということでございますが、普通、民間であれば、そういう基本的には確定もとれていないのに、ある面では出張ができるのかなということも思いますけれども、市長は連絡を待っているということでございますので、今回はそれで受けとめておきたいと思います。

それでは次に、水迫地区の活性化、九州産廃溶融キルン式焼却施設閉鎖に伴う水迫地区への今後の対応についてお尋ねをいたします。

これまで、長年にわたり水迫地区の住民に対して、九州産廃への反対運動も含め多大な迷惑をかけてきた焼却施設が、本年11月17日を期限として閉鎖されました。地元住民はもとより、長い間、環境問題に取り組んでこられた市民の方々に、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

私も、平成9年から議員として、ともに取り組んでまいりましたので、長い道のりであったと実感しております。しかし、焼却施設閉鎖後も、最終処分場に伴う浸出水処理など、今後も緊張感を持って取り組んでいかなければなりません。

そこで、お尋ねをいたしますが、市の広報の11月号で焼却施設の閉鎖の掲載はされましたが、地域住民に対しては、今後の埋め立ての期間の状況、維持管理、環境整備基金の運用等の説明会を地元水迫地区は開催する必要があると思われませんが、計画はされておられるのか、また、現在の環境整備基金の運用についての状況と、今後の運用計画についてもお示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） それでは、ただいまの九州産廃に関しますご質問にお答えをいたします。

九州産廃株式会社溶融キルン式焼却施設につきましては、平成26年7月14日に成立しました溶融キルン式焼却施設の閉鎖等及びこれに関する補償等に関する請求調停によりまして、本年11月17日を期限として閉鎖されることとなっており、本年11月13日に、九州産廃株式会社関係者立ち会いのもと、熊本県と菊池保健所、本市環境課において現地確認を行い、溶融キルン式焼却施設の廃止を確認したところでございます。

これによりまして、調停に基づく補償金約1億7,900万円を支払うこととなり、本年度をもちまして補償金の支払いが全て終了することとなります。

水迫地区住民の皆様を対象としました説明会につきましては、ただいま答弁いたしました補償金の支払いが完了した後に、水迫地区環境保全協議会の皆様と開催に向けた協議をさせていただきたいというふうに考えております。

また、市民の皆様への周知につきましては、議員がご紹介いただきましたように、本年広報11月号におきまして、溶融キルン式焼却施設の閉鎖及び閉鎖後における環境保全に配慮した適切な維持管理並びに関係法令に基づいた地下水などのモニタリングを行っていくことをお知らせさせていただいているところでございます。

環境整備基金の積立状況につきましては、本年3月末日での積立額は約3億6,200万円となっております。

本年4月以降の増減の内訳の主なものとして、積立分については、平成29年度中における九州産廃株式会社への熊本地震による市外自治体等からの災害廃棄物及び災害廃棄物以外の一般廃棄物搬入に伴います環境保全協力金が約1億2,000万円でございます。

また、産業廃棄物最終処分場の操業短縮及び埋め立て処分の終了に伴います補償金に対する熊本県からの産業廃棄物施設補助金として、補償金の2分の1に当たる約9,000万円となっており、あわせて2億1,000万円となっております。

次に、取り崩し分につきましては、平成27年度から支払っております、産業廃棄物最終処分場の操業短縮及び埋め立て処分の終了に伴います補償金及び溶融キルン式焼却施設閉鎖補償金をあわせました約3億5,900万円を見込んでおります。

本年度末での積立額は約2億1,300万円程度となる見込みで、その中から災害廃棄物の搬入に伴います大型車両などの往来により損傷した市道整備の財源を見込んでおるところでございます。

なお、今後の基金の活用による市道路線につきましては、現時点におきましては、柏木護線、迫水線及び戸豊水大柿線を計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） いよいよ溶融キルンのほうの閉鎖もありましたので、地元の人たちに対する、今後はこの環境整備基金を生かした地元へのこれまでのご苦勞に対しての地域活性化に使っていただきたいと思ひます。

私もこれまで、地域の活性化に使っていただきたいということで、ずっと一般質問を続けてまいりました。地震後に、先ほど報告がありました環境保全協力金については、当初、4月に地震がございましたので、それがしばらく、私はずっと全協などで指摘をしておりましてけれども、最終的には10月からその協力金をいただくようになりましたので、当初からいただいておれば6,000万円ぐらい、これにまた1億2,000万円という報告がありましたけれども、これにもまたプラス6,000万円があったわけですね。だから、そういうことも含めて、やはりいかに対応をきちんとしていくかがポイントでもありますし、今後もやっぱり地域の方々に対しての、市全体も含めてでございますけれども、道路の整備のことについては、私は先ほど戸豊水のほうのを言われましたけど、一日800台、900台が通ったおかげで市道の傷みがあると。それに対しても、国に対して、言うなれば、地震に対する対応でやっぱり予算化をしていかなければいけないということで申し上げておったと思ひます。

それと、今度は、地震のおかげという失礼ですけども、埋め立ての期間が物すごく短縮になります。最終的にはあと7年ぐらいで埋め立てのほうも完了ということでございます。そうなれば、今、ほかの自治体から、今、19自治体ぐらいから環境保全協力金という形で入っておりますけれども、それも基本的には入らなくなるわけですね。だから、そういうことも含めて、地域の水迫地区については、今から早急に各地区の、今度、説明会も含めてされるということでございますので、各地区の要望についての聞き取りもやっぱりきちんとやっていただきたいと思ひます。この件については、市長のほうからも答弁をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 環境整備基金の活用でございますけれども、これまで答弁させていただいておりますとおり、地域住民の皆様のご意見、ご要望等をお聞きし、

各年度における基金積立状況を見ながら、条例に基づいた活用を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） しっかりと対応をお願いしておきます。

それでは次に、公用車の車検切れに対する再発防止についてお尋ねをいたします。

10月22日の議会月例会で、市役所職員が不適切な事務処理をしたとして、減給処分との報告があり、また、公用車2台が50日間以上、車検切れだったことも報告がありました。今回は特に公用車の車検切れに対しては、熊日新聞にも掲載されましたので、私にも市民の方々から、市の管理体制に対して厳しい意見の連絡をいただいたり、いろいろな会合でも現在も指摘をいただいております。

安心・安全の癒しの里をスローガンにしている菊池市が、公用車を車検切れで乗り回していたということがいかに大変なことであるか、私も含め市民の安全を預かる立場として、重く受けとめなければなりません。

先日の議会報告会でも、最初の質疑で公文書偽造や車検切れ公用車運転などの問題に対し、議会として謝罪の記者会見をするように申し入れをするのかしないのか、一般の人は新聞報道等がないとわからない、議会としても厳しく指摘をしないとだめである、今後は議員は慎重に市民目線に立って議会を運営していただきたいとのご意見をいただきました。

このような市民の声を受けて、今回の質問をさせていただきますが、実は、平成29年3月定例会において、庁用車の整備士1名分の人件費が計上され、審議を経て可決されましたが、12月定例会では取り下げられました。私も含め各委員より、今回は環境が整っていなかったということで取り下げられたが、もっと執行部は検討して予算を出すべきであった。今後は職員がしっかりと点検をしていただきながら、事故がないようにと指摘をしております。執行部もこの件は認識をされていると思います。しかしながら、今回の車検切れが発生しており、議会としての指摘が活かされていない現状であります。

そこで、お尋ねをいたしますが、合併後で結構ですが、これまでに車検切れの問題がなかったのか、あればそのときはどのように対応されたのか、お尋ねをいたします。

また、今回の車検切れに対する市民への対応と、今後の再発防止策をお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田俊介君。

[登壇]

○総務部長（上田俊介君） 公用車の車検切れのということで、以前の経緯と申しますか、一応そういう調査をいただきましたので、調査をしたところ、今のところ、議会の会議録とか、そういう中ではちょっと発見ができておりませんので、この場でちょっと報告はできかねます。

また、今回の車検切れの経緯につきましては、もう一回、改めて申し上げたいと思います。

まず、これまでのいきさつでございますけども、健康福祉部子育て支援課が管理します公用車1台及び旭志支所市民生活課が管理します公用車1台の計2台が、車検切れに気づかないまま使用していたというものでございます。

市が管理します公用車につきましては、一部集中管理のものがありますけども、ほとんどは各課で管理を行っている現状でございます。

車検切れが判明した経緯としましては、子育て支援課において、公用車の維持管理費用などの来年度当初予算要求準備のために車検証を確認した際に、その有効期限が切れていたということで判明をいたしております。

この事態を受けまして、公用車の車検状況について全庁的な調査を行いましたところ、旭志支所市民生活課の公用車につきまして車検切れが判明したという内容でございます。

子育て支援課の車検切れが判明した車両は、本年6月16日から10月11日までの118日間車検切れの状態、うち、使用日数が50日間、使用回数が67回、走行距離が1,562キロメートル、運転者の実人員が13名でございます。

また、旭志支所市民生活課の車検切れが判明した車両は、本年8月28日から10月17日まで、51日間車検切れの状態、うち、使用日数が30日間、使用回数が55回、走行距離が959キロメートル、運転者実人数が10人でございます。

なお、いずれも車検切れ期間において事故は発生しておりません。その後、車検切れ判明後、直ちに車検を実施しておるところでございます。

このたびの車検切れの発生につきましては、市民の皆様、市議会の皆様に、深くおわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

今回の車検切れにつきましては、全庁的な状況把握を行った後、菊池警察署に事実関係の報告を行いまして、現在、担当課及び車検切れ期間中に運転した者への事情聴取が行われているところでございます。今後、この動向を踏まえまして、必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後の再発防止策でございますけども、車検切れ発生の原因といたしましては、職員の単純なミスでは済まされないことではございますが、いずれも担当課におい

て車検を忘れていたというものでございます。公用車管理に関する重要性の認識欠如が大きな要因であろうと考えます。

このような状態を踏まえ、公用車所管課においては、担当者の選任であるとか、公用車日誌に車検日を記入するなど、情報の共有化に努め、失念防止を図っております。

また、チェック体制の強化を図る必要がありますことから、施設マネジメント課において、公用車所管課に1カ月前には車検満了のお知らせを行いまして、二重チェックを行い、直ちにそういうことで再発防止に努めているところでございます。

これまでの経緯と対応策については、以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 部長が申されましたけども、事故が発生していなかったからよかったという問題ではないと思います。同時期に天草の市会議員の方が、同じように車検切れで運転したということで、先日は書類送検までされております。基本的に車検切れ車両の運転は道路運送車両法違反ということでございますので、その意識は絶対持っていかなければいけないと思います。それは私も含めてでございますので、そういう緊張感を持って、市民のやっぱり大事な命を預かるものとして、当たり前のことだと思えます。私どもに市民の方から、もう問題外ですよと、こういうことはという形で、もう常に、きのうもある会合でもそのように申されておりました。

市のトップである市長として、今後、この市民に対する対応も含めて、防止策について答弁をいただきたいと思えます。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今回の件につきましての防止策の対応はいかがかということでございます。

まずもって、ご指摘をいただいております公用車の車検切れの問題につきまして、私自身も大変大きなショックでございまして、大変重く受けとめているところでございます。市民の皆様、市議会議員の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げたいというふうに思います。まことに申しわけございませんでした。

このような事態を招きましたことを深く反省しまして、全庁的な公用車管理体制、チェック体制をさらに強化したところでございます。今後、一日も早く、市民の皆様の信頼回復に努めなければならないと本当に強く思っております。

先ほど部長答弁にもありましたように、現在、菊池警察署において、関係者への

事情聴取が行われております。これらの結果を踏まえて、さらに必要な対応があれば、また行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） これで、一般質問を終わります。

○議長（柘原賢一君） これで、木下雄二君の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、12月21日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後2時55分

第 6 号

1 2 月 2 1 日

平成30年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成30年12月21日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議事第10号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 第2 意見書案第1号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 決議案第2号 菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 追加日程第1 議事第10号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 追加日程第2 意見書案第1号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第3 決議案第2号 菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（20名）

- 1番 田中教之君
- 2番 福島英徳君
- 3番 緒方哲郎君
- 4番 後藤英夫君
- 5番 平直樹君
- 6番 東奈津子さん
- 7番 坂本道博君

8番	水	上	隆	光	君
9番	猿	渡	美	智子	さん
10番	松	岡		讓	君
11番	荒	木	崇	之	君
12番	柁	原	賢	一	君
13番	工	藤	圭	一郎	君
14番	城		典	臣	君
15番	大	賀	慶	一	君
16番	水	上	彰	澄	君
17番	二ノ	文	伸	元	君
18番	泉	田	栄	一朗	君
19番	木	下	雄	二	君
20番	山	瀬	義	也	君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市	長	江	頭	実	君
副	市	長	芳	野	勇一郎 君
政策企画部	長	元	島	加	奈子 さん
総務部	長	上	田	俊	介 君
市民環境部	長	古	田	浩	敏 君
健康福祉部	長	中	村	隆	純 君
経済部	長	谷	田		修 君
建設部	長	淵	邊	政	博 君
七城支所	長	榎	田	邦	昭 君
旭志支所	長	岩	根	卓	士 君
泗水支所	長	坂	本	忠	弘 君
財政課	長	上	田	敏	雄 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局	長	中	尾	孝	浩 君
市長公室	長	前	川	幸	輝 君
教育	長	渡	邊	和	博 君
教育部	長	大	山	堅	四郎 君

農業委員会事務局長
水道局長
監査委員事務局長

坂本高秀君
大塚忠康君
清田幸臣君



事務局職員出席者

事務局長
事務局課長
課長補佐
議会係長
議会係

徳永裕治君
歌岡憲一君
松原憲一君
安武則貴君
吉岡結加里さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） それでは、日程に従いまして、日程第1、去る12月6日の会議において各常任委員会に審査を付託しました議案第97号から議案第149号まで、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号の56案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） 皆様、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案8件、議決案4件、請願・陳情3件です。

2日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第100号については、消費税法及び地方税法の一部改正等に加え、使用料・手数料見直し方針に基づき施設運営経費の増加等や近隣施設との均衡を図りながら使用料等の見直しを行ったことに伴う条例の一部改正を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、今回、消費税法等の一部改正に伴い、さまざまな条例の改正が行われているが、来年10月に消費税率が10%となるとほぼ決まっている中で、菊池市が改正するタイミングが早いと感じた。全国的にも余りないと聞いている。なぜこのタイミングなのか。また、使用料の見直しも盛り込まれている。本来分けるべきであり、非常に雑な提案な気がする。近隣の状況を教えてほしいとの質疑に対し、執行部より、使用料の見直しについては、中期財政試算や自主財源の確保等により

見直しを行っていた経緯がある。タイミングについては、周知期間を長くとりたいため、この時期に提案した。消費税改正に伴う条例改正についての県内の状況は、本市以外の13市では行っておらず、改正案を出す場合は3月か6月とのことであったとの答弁がありました。

また、委員より、本条例が否決された場合の影響はどの質疑に対し、執行部より、施設利用料等見直しの経緯については、平成25年度以降、消費税率改定に伴う見直し、また、菊池市使用料・手数料見直し方針を策定し順次作業を行っており、庁内で検討した結果、今回の消費税改正にあわせ利用料等を見直す方針となった。否決された場合、周知期間が短くなり影響はあると考えるとの答弁がありました。

さらに、委員より、今回の提案理由は、使用料等の見直しと消費税改正となると思うが、この点はどうかとの質疑に対し、執行部より、見直し関係については条文の中で整備としており、説明が不足するかと思うが、委員会でのそれぞれの説明の中で行うこととしていたとの答弁がありました。

また、委員より、今回の条例改正により、総額では平成29年度と比較してどれだけの増額となる見込みかとの質疑に対し、執行部より、増加率として約3%、金額として1,000万円程度と試算しているとの答弁がありました。

次に、議案第102号については、きくち暮らしお試し住宅条例の一部改正に関するものであり、地方自治法第228条第1項の規定により、使用料の金額は条例で定めなければならないところを施行規則に委任していたことから条例の中の規定する必要があること。また、消費税法及び地方税法の一部改正に加え、金額の見直しを行ったことから改正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、使用料を規則で運用していたことについて、法的には大丈夫だったのかとの質疑に対し、執行部より、地方自治法上、条例でうたわなければならないものであり、適当ではなかったとの答弁がありました。

さらに、委員より、規則により徴収した使用料の是非はどの質疑に対し、執行部より、執行部では問題ないと考えるが、法的に確認できていないとの答弁がありました。

次に、請願第1号について、憲法改正案に対して国民が判断できる機会を早急に設けるべく、国会は憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、次期国政選挙までに国民投票を実施することを国に対し、強く求める請願であります。紹介議員からは、最終的には国民が決めることだが、今の状況では国民が是か非かを判断する場が設けられていない。そういう場を設けましょうという意味の請願であるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、請願第2号については、合併時に掲げた新市建設計画（均衡ある4市町村

の発展)に基づき、各支所の地域、区が衰退するのではなく、一体となって活性化し幸福度を上げるためにも、各支所(旭志・七城・泗水)の人員増員及び支所予算の確保を要望するという請願であります。

委員より、人員増員が求められているが、具体的にどういう部署が減らされて困っているのかとの質疑があり、紹介議員より、ここでいう増員は、部署をふやすとかでなく、再任用職員については地元職員を配置するなど、充実できるような支所機能にしてほしいとして要望しているとの答弁がありました。

次に、陳情第1号は、不特定多数の公衆が往来する市民広場や温泉街への防犯カメラ設置の取り組みをお願いするという要望書であります。現状や今後の予定について、執行部より、市民広場については、来年4月からの指定管理に伴う仕様書の中には、防犯カメラの設置についてうたっている。また、小学校通学路など、平成31年度予算化を検討している。警察との協議にもよるが温泉街も含まれるかもしれないとの説明がありました。委員より、プライバシー侵害や画像の不適切使用などもしっかり認識して進めていくべきと考えるが、執行部の見解はとの質疑に対し、執行部より、今回は公共施設への設置ではなく一般の道路でもあるため、検討しながら進めたいとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第100号について、提案理由の文言を丁寧に記載しないと、説明だけでは疑念を招きかねない。料金改正についてを前面に出すべきであるとの意見や、スタートは菊池市使用料・手数料見直し方針に基づく使用料見直しが議案として出されていると受け取られ、同時に消費税法の改正に伴うものであるならば、議案の上程は別々にすべきである。趣旨がわかりづらい上程の仕方は改善すべきであるとの意見がありました。

次に、議案第102号について、条例に使用料をうたっていなかったことは行政の不手際である。まずはそこを正し、次に消費税法等の一部改正を考えるべきであり、丁寧に議会に諮ることが大事であるとの意見や、人口をふやす施策をとってもらいたいと言っている中で、早く利用してもらい、菊池市に住んでもらうために本条例を実行すべきであるとの意見がありました。また、前回も菊池市立体育館及び菊池市営グラウンド条例の改正で漏れがあった。またかとの思いもある。厳格にやってもらうためにも、反省しながらやったほうがいいという思いがするとの意見がありました。

以上、議員間討議を踏まえ、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第109号、議案第112号、議案第123号から議案第125号、議案第149号及び陳情第1号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のあった議案第100号について申し上げます。

委員より、1点目は市民にさらなる負担を押しつける消費税増税にそもそも反対であること。2点目は増税の理由以外にも使用料の値上げが示されている点であるとの反対討論がありました。

また、委員より、今回提案された説明をきちっと聞けば必要なことであり理解するとの賛成討論がありました。

次に、議案第101号について申し上げます。

委員より、増税に反対であり、なおかつ使用料の値上げそのものに反対であるとの反対討論がありました。

次に、議案第102号について申し上げます。

反対討論として、委員より、今回の条例の提案の仕方に不備があると思う。まず条例に使用料をうたい、その後、今回のような条例を上げるのが正しいと考えるとの討論や、増税そのものに反対であり、それに伴う使用料値上げであるとの討論がありました。

また、賛成討論では、委員より、早急に正常な形に戻して行くべきであるとの討論や、早く条例をつくり、人口減少の歯どめに寄与する必要があるとの討論がありました。

次に、議案第103号について申し上げます。

委員より、増税そのものに反対であり、それに伴う使用料値上げであるとの反対討論がありました。

次に、議案第104号について申し上げます。

委員より、増税に反対の立場であり、利用の状況によっては市民への負担増になるとの反対討論がありました。

次に、議案第111号について申し上げます。

委員より、増税そのものに反対であり、それに伴う使用料値上げには反対であるとの反対討論がありました。

次に、請願第1号について申し上げます。

反対討論として、委員より、現行憲法は、世界に先駆けた卓越した内容、理念が込められていると認識している。また、憲法改正の本質が最大の焦点となるなら、9条と自衛隊の関係があるという点である。今、必要なことは憲法を変えることなく、憲法を生かす政治の実現であるとの討論や、国会で憲法改正の議論をしていただき、地方議会からお願いすることは時期尚早と考えるとの討論、自衛隊のことは考えるが、憲法改正は全体に及ぶことであるとの討論がありました。

また、賛成討論では、委員より、今の日本の状況は戦後最大の危機を迎えている

と言われており、また、全国各地で頻繁に起きている災害に対し、出動するのは自衛隊であり、その自衛隊を憲法に明記しないことは言語道断である。国民の大半が自衛隊の必要性を認めているとの討論がありました。

次に、請願第2号について申し上げます。

委員より、これまでもさまざまな議論をし、利便性が悪くならないように進めてきた現実もあるとの反対討論がありました。

また、委員より、請願は、支所の機能の充実であり、縮小に反対しているわけではない。支所の機能としては充実してほしいと考えるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第100号から議案第104号、議案第111号、請願第1号及び請願第2号については、賛成多数により可決・採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子さん。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん） おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案12件です。

現地調査も踏まえ2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第97号については、消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い関係条例を改正するものである。主な内容は、平成31年10月1日からの消費税の法改正に伴い、一般廃棄物処理手数料と固形燃料化施設（エコヴィレッジ旭）のごみ処分手数料について、これまで内税としていた手数料を外税に直すものであり、消費税2%増分の改正をお願いするものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第98号については、消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い関係条例を改正するものである。主な改正内容は、平成31年10月1日からの消費税の法改正に伴い、福祉課が所管する泗水地域福祉センター、高齢支援課が所管する七城ふれあいプラザ及び菊池・七城・旭志の三つの老人福祉センターの使用料に関して、消費税を明文化するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第126号については、菊池市泗水地域福祉センターについて、菊池市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであるとの説明を受け、特に質

疑はありませんでした。

次に、議案第127号から議案第132号の公の施設の指定管理者の指定については、菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ、菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ、菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ、菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ、菊池市隈府小学校区児童育成クラブ、菊池市花房小学校区児童育成クラブにおける、それぞれの指定管理者の指定を行うものであるため、一括して審査を行いました。

委員より、全体的に見て、児童育成クラブにおける子どもの増減はどうかとの質疑に対し、執行部より、共稼ぎ世帯の増加やひとり親世帯の増加により、全体的に利用者数は増加傾向にあるとの答弁がありました。また、委員より、利用者に対するサポートや指導はどうかとの質疑に対し、執行部より、去年は利用者の増加に伴い3カ所の児童育成クラブで増築を行っており、受け入れ人数をふやしているとの答弁がありました。

委員より、菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブについて、指定管理者が保護者会からNPO法人に変わっているが、どういった理由で今回変わったのかという質疑に対し、執行部より、保護者は仕事や育児等、かなり忙しい状態で役員を受けて運営している状況である。ふなれな中でも労務管理、補助金申請、書類作成等を行っているが、子どもが卒業すると役員も短期間で交代するため、知識や経験が継承されにくい状況であり、役員の負担が大きいことがネックとなっている。菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブにおいて、現状について何とかならないかと協議をされた結果、今回の変更に至っているとの答弁がありました。

次に、議案第133号から議案第135号の公の施設の指定管理者の指定については、菊池市菊池老人福祉センター、菊池市七城老人福祉センター、菊池市旭志老人憩の家（太陽の家）における、それぞれの老人福祉センターの指定管理者の指定を行うものであるため、一括して審査を行いました。

委員より、七城老人福祉センターや旭志老人憩の家は既に大規模改修をされているが、今後、ほかに改修していく予定はあるかとの質疑に対し、執行部より、七城老人福祉センターは平成28年度に、旭志老人憩の家は平成20年度に大規模改修を行っている。今後は経年劣化に応じて改修していくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第136号については、菊池市七城ふれあいプラザについて、菊池市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第137号については、委員より、指定管理者は、議案第133号か

ら議案第136号までと同じ菊池市社会福祉協議会となっているが、ほかになり手はないのかとの質疑に対し、執行部より、今回の指定管理のプロポーザルの実施において、地域に根づいた施設ということで、七城、旭志、泗水地区の場合は、事務所を擁し地域を向いて福祉活動をしていただきたいため、一括で公募している。菊池地区の場合は福社会館や庁舎もあるため、単体で公募している。菊池市菊池老人福祉センターの現地説明会では、熊本市からあと1者は来られたが、申請は菊池市社会福祉協議会のみであったとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案のうち、議案第98号を除く、議案第97号、議案第126号から議案第137号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました議案第98号について申し上げます。

以前、消費税が5%から8%に改正されたときは、使用料の値上げを実施していないためとの賛成討論がありました。採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、値上げについて、議会の中では理解できるが、市民に対しては広報誌や区長会等を通すなどとして、しっかりと説明していただきたいとの附帯意見をつけました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、経済建設常任委員会委員長、坂本道博君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（坂本道博君） おはようございます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案6件、議決案12件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第99号については、経済部所管の各施設について、改正の主な内容は、平成31年10月に予定される消費税改正に伴い外税方式にするもので、消費税改正にあわせて、リバーサイドパークについては施設運営経費の増加を踏まえ温泉交流館（通称、温泉ドーム）の入場料の見直しを行い、四季の里旭志については、平成28年、29年と赤字経営となっているため、料金の見直しを行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

温泉ドームの入浴料の値上げについて、委員より、今現在、温泉ドームでは経費削減のためにミストサウナや歩行浴の時間指定をされており、お客さんから不満を

聞いている。入場者が減ってきているようだが、赤字だから値上げするという発想では本末転倒で根本的に人気がなくなってしまう。近隣の施設の調査をした上でやらないと、少しでも安い施設へお客さんは逃げてしまうとの意見に対し、執行部より、近隣の類似施設の調査をしており、現行の温泉ドームより低い金額は300円で、ほかは400円、410円となっており、値上げ予定よりも高い状況であるとの答弁がありました。

また、委員より、地元で毎日利用されている方は少しでも上がると離れてしまうこともあるので、市内と市外の一般の入場料に差をつけることで収益を上げる方法の考えはないかとの質疑に対し、執行部より、大量に来られる方に免許証あるいは証明書の確認は難しい。運営上の話もあり、指定管理者とも協議していく必要があると感じているとの答弁がありました。

その後、資料要求をして平成30年度の入場者数の確認を行いました。

委員より、試算よりも入場者は減っているが、値上げにより極端に減ってしまうことを心配するとの意見に対し、執行部より、今回は料金の上限を定める条例であり、実際の料金の設定については、指定管理者が条例を限度として市長と協議して決定するという流れであり、お客さんが減らないように、市民の負担が極力少なくなるように協議していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、四季の里の条例には、入湯税を含むと記載されていないが、貸切風呂は入湯税を取る必要があると思う。どういうことなのかとの質疑に対し、執行部より、本来は前回の条例改正時にリバーサイドパークと同様に備考欄に入湯税を含むと記載すべきであったが、記載していなかった。税務課に問い合わせたところ、記載がなくても利用料金の範囲内で入湯税を施設管理者が納めることについては可能であり、現在までの分については問題がないことが確認できたとの答弁がありました。さらに、委員より、今回からポンプが壊れて温泉が使えなくなっており、水道を沸かす場合、入湯税は取れないが、入湯税が納められた分については返さなくてはならないと思うがとの質疑に対し、執行部より、入湯税は施設の管理者が自主的に納めていくものなので、施設管理者から税務課に申し出てもらえば返還ができると聞いているとの答弁がありました。

議案第105号については、ふるさと創生市民広場の再整備とあわせて、消費税法の一部改正等に伴い条例改正を行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、芝生広場の休業日は設けないとのことだが、キッズサッカーなどは許可するのか。その場合、芝が荒れることが予想されるが、全く養生日は設けないのかとの質疑に対し、執行部より、基本、サッカー等の試合はお断りしたいと考えているが、スパイクを履かないで練習や遊びをされる場合は許可する方針である。荒

れた場合については、指定管理者において適宜養生期間を設けるとの答弁がありました。さらに、委員より、利用については内規を設けてトラブルがないようお願いしたいとの要望がありました。

また、委員より、貸し出しをするとたくさんの人が駐車場を利用すると思うが、現在でも近隣の人が駐車するなどいろいろなことを見受けられており、その適切な管理はどうかとの質疑に対し、執行部より、駐車場の管理も指定管理料に入っており、長期の駐車や目的外の駐車は見回りながら注意・排除するように適正な運営に努めてもらうとの答弁がありました。

議案第106号は、都市公園について、消費税率10%の改定に合わせて、過去の消費税率改定分を反映した見直しと、社会体育施設と統一した見直しを行うものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第107号については、西郷南洲公園の設置及び消費税法の一部改正等に伴い条例改正を行うものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第108号については、雇用促進住宅七城宿舍の名称変更及び消費税法の一部改正等に伴い条例改正を行うものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第110号については、道路占用者に対してより適正な負担を求めため、道路占用料の改定及び所要の改正を行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、占用料の額について、Aに係数を乗じて得た額となっているが、Aとは何かとの質疑に対し、執行部より、Aとは市町村の固定資産評価額となるとの答弁がありました。

議案第122号については、菰入新橋の上部工工事について落札業者と工事請負契約を締結するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、落札率はどのくらいか。また、落札業者は福岡の業者ということだが、熊本の業者ではできなかったのかとの質疑に対し、執行部より、落札率は90.88%である。また、業者については、条件付一般競争入札で公募しているので、それに応札された業者ということであるとの答弁がありました。

議案第138号、議案第139号、議案第140号、議案第141号、議案第142号、議案第143号、議案第144号については、農政課所管の公の施設の指定管理者の指定であり、一括して審議しました。

委員より、指定管理者の公募においては、おのおの1者ずつということだが、比較検討がないままずっと決まっているのではないか。前回時はどうだったのかとの質疑に対し、執行部より、前は旭志ふれあいセンターのみが2者の応募があつているとの答弁がありました。

さらに、委員より、前回、複数の応募があつたのに今回1者だった理由は何かと

の質疑に対し、執行部より、評価項目の中に地元密着という項目があり配点をしているが、これは地域の農業の育成のためにという大きな理念を持っているためであり、それをどう考えられたかということも一つの要因ではないかとの答弁がありました。

議案第145号、議案第146号、議案第147号については、商工観光課所管の公の施設の指定管理者の指定であり、一括して審議しました。

委員より、観光協会の事務所は土日休みだったが、今回、観光協会がふるさと創生市民広場の指定管理者となることで、市民広場は休みがないため、観光協会の事務所も土日はあいているということかとの質疑に対し、執行部より、観光交流施設であり、土日もあけて案内を行っていくとの答弁がありました。

委員より、観光交流館を含めた市民広場の管理は、駐車場も広くなり建物もふえているが、何人体制で行うのかとの質疑に対し、執行部より、通常は3人体制で管理を行い、芝生や木の剪定は別に発注されるとの答弁がありました。

議案第148号については、今回、桜山地区の80の路線を新規認定路線として提案するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、市道であれば幅員は4メートル以上との規定があると思うが、どういう状況なのかとの質疑に対し、執行部より、側溝の整備を行うことで4メートルは確保できるとの答弁がありました。

また、委員より、市道認定を行うことのメリット、デメリットはとの質疑に対し、執行部より、市道認定については、道路法に基づいて一般の交通の用に供する道であることを認定し、通行の権利を守り、公共の福祉を増進させるのが目的となっている。今回、財源的に数億円かかる予定であり、計画により道路法に基づく道路として補助金や地方債の財源確保を行い、一般財源の支出を少なくするもの。また、今後、道路台帳に記載することで交付税の受け入れも出てくるとの答弁がありました。

議員間討議では、委員より、市民広場の委託については、今まで旅館組合と観光協会の職員が総勢四、五名で対応されていた。今回、広くなった市民広場を観光協会の3名で管理するのは難しいと考えるとの意見がありました。

その後、執行部より発言の申し出があり、今回、指定管理を行う者を観光協会としているが、観光協会には補助金を出して観光協会の業務に事務員が3名いるので、これとは別に市民広場の管理業務に3名を採用するというで公募しているとの補足説明がありました。

委員より、市民広場は新たにあれだけ広い面積を指定管理として行うので、安全面を含めて適切な管理の徹底をするようにとの意見がありました。

その後の議員間討議では、今回、温泉ドームの値上げと債務負担行為補正に指定管理委託4,546万9,000円を同時に提案してあるが、指定管理者が入場料をもらえるようになっており、値上げした場合は指定管理料にも差が出てくるのではないかとの意見や、現状のままでやっているとサービス面の低下を招くことも考えられる。現場でも経費削減に関してはしっかり考えてされている部分もあると思うとの意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第99号を除く、議案第105号から議案第108号、議案第110号及び議案第122号並びに議案第138号から議案第148号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

討論がありました議案第99号について申し上げます。

反対討論として、温泉ドームの値上げについての資料が市民を説得できるものではない。指定管理者が決まった後、本当に値上げしないといけないのか交渉すればよいと思う。経営努力をしっかりと行った上で、どうしても無理だったら上げるということをしてほしい。今回はまだ値上げに踏み切る段階ではないとの討論がありました。

賛成討論として、現在もサウナの時間制限など経営努力をされていると感じる。利用料金は市と指定管理者でしっかり協議した上で料金設定をして、どういうサービスを提供するのか決めてもらえばいい。タイミング的にも今回上限を定める条例には賛成であるとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、予算決算常任委員会委員長、平直樹君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（平直樹君） おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

去る12月6日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された議案について、12月12日、13日に予算決算常任委員会分科会、12月6日、18日に予算決算常任委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第113号から議案第121号までの9議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありま

したので、その主な内容について報告をいたします。

まず、議案113号について申し上げます。

債務負担行為補正において追加されている菊池グローバルヴィレッジ構想業務1,950万円及び菊池アグリサイエンスパーク構想業務1,000万円については、執行部より、内閣府より3年間の事業採択を受けており、地方創生推進交付金の決定が年度当初にあることと、3年間継続した事業であり本年度中に委託業者を決定し、年度当初から事業を開始する必要があるため行うものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、同じく債務負担行為補正における外国語指導助手派遣事業（高校）399万6,000円については、執行部より、菊池市3高校魅力化推進事業の一つとして実施するものであり、高校魅力化全力会議の中で、3高校より特に要望が強かったALT派遣事業に係る経費である。4月からの派遣を予定しており、債務負担をお願いするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、本事業決定までの経緯はどの質疑に対し、執行部より、市内3高校の支援については、第2次菊池市総合計画の中で、市内3高校との連携として取り組むこととしており、平成29年度の施政方針では、市内3高校のそれぞれが持つ特色や強みを生かした魅力づくりを支援していくとして市内3高校魅力化事業に取り組んだ。具体的には、平成29年6月26日に市内3高校魅力化プロジェクト会議を皮切りとし、意見交換会や庁内で組織するプロジェクト会議の開催、高校代表、後援会代表、市内5中学校代表・保護者代表を交えた菊池市高校魅力化全力会議の開催、そして平成30年6月26日のプロジェクト会議において高校魅力アップ計画書で四つの柱を掲げ検討を行っている。さらに、9月13日の高校魅力化全力会議においては、3高校より教育の支援、特に英語教育ALTの派遣について要請があったものであるとの答弁がありました。

また、委員より、本事業について、今まで一度も説明があっていない。いかななものかとの質疑に対し、執行部より、ご意見のとおりである。今後このようなことがないように注意したいとの答弁がありました。

次に、小学校費の扶助費210万2,000円中、要保護及び準要保護児童援助費103万7,000円の補正については、執行部より、入学準備金が大幅に伸びたことによる補正であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、本制度の周知について、小学校から中学校に移行する際は、ある程度、対象者をカバーできると思うが、保育園・幼稚園から小学校へ入学する際の周知はどのように行っているのかとの質疑に対し、執行部より、就学時検診のときの説明会において入学準備金の周知を行っているとの答弁がありました。

次に、体育施設費の補正における財源内訳で、国庫支出金910万円の増額及び地方債820万円の減額について、執行部より、社会資本整備事業により七城総合グラウンド整備事業を行っており、地方債から社会資本整備交付金への財源組み替えによるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、土木費国庫補助金において、社会資本整備総合交付金（七城地区都市再生整備計画）は3,200万円の減額となっているが、この中に910万円の増額も含まれているのかとの質疑に対し、執行部より、事業間の調整であり、この中に含まれているとの答弁がありました。

次に、今回の補正予算全般にわたる質問で、委員より、ことしの猛暑の影響による補正が多くあるが、市全体ではどれだけの損失が出たのかとの質疑に対し、執行部より、今回の補正で行った電気料は、一般会計において1,175万3,000円であるとの答弁がありました。

次に、医療助成事業1,779万9,000円の補正について、子ども医療費の増加見込みに対する増額補正と、未熟児養育医療助成事業の平成29年度実績に伴う国と県への返納金であるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、未熟児養育医療というのは、早産などがあったということかという質疑に対し、執行部より、未熟児というのは、早産で体重が軽いというだけではなく、正期産であっても呼吸数が多かったりなど、いろいろな状況で病院または診療所に入院して治療が必要と医師が認めた子どものことである。その養育に必要な医療費の給付を行うものであり、平成29年度の実績としては15件の給付をしているとの答弁がありました。

次に、保育所管理経費の409万2,000円の減額補正について、菊之池保育園の嘱託職員が3名見つからなかったため、その分の報酬410万6,000円と共済費130万9,000円を減額補正する。また、かわりに臨時雇いの保育士に来てもらったため、臨時雇賃金132万3,000円を増額補正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、保育士が不足したということだが、そんなになり手がいないのかとの質疑に対し、執行部より、今、どこの保育園も未満児からの入所を希望される方が多く、零歳児だと3人に1人、1歳児・2歳児だと6人に1人の保育士が必要になってくるため、各園では保育士を獲得するのに四苦八苦しているところである。臨時雇いの保育士は扶養の範囲内で働きたいという方が多いため、その方に来てもらって保育をしているところであるとの答弁がありました。

次に、環境整備基金繰入金6,000万円については、道路橋りょう維持事業に充当するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、環境整備基金は産廃の周辺地域の環境整備事業の財源に充てるなど用途目的が決まっているが、どの部分の改良に使われるのかとの質疑に対し、執行部より、路線は柏木護線と迫水線に充当するものとの答弁がありました。

さらに、委員より、金額と延長の内訳はとの質疑に対し、執行部より、柏木護線が延長721メートルで3,000万円と、迫水線が延長240メートルで3,000万円充当しているとの答弁がありました。

次に、花と緑のまちづくり事業のラブベンチ作成委託料50万円の減額において、平成30年度においてもラブベンチを公募して、いろいろなデザインをいただいたが、最終的に作成に至るグランプリが出なかったため、作成委託料を減額するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、ラブベンチは作成しなかったけれども、公募等の経費は支出されたのかとの質疑に対し、執行部より、今回、グランプリはなかったが、その他の優秀賞や学生賞等の経費については支出しているとの答弁がありました。

議員間討議では、委員より、ラブベンチについては、今回、グランプリがなくて作成委託料が50万円減額されているが、ポスター代等の広報活動も含めて経費はかかっており、費用対効果の観点からもこれを継続していく必要があるのか再検討すべきという意見がありました。

次に、議案第114号において、国庫支出金返納金1億2,388万5,000円について、委員より、返納金としては大きな金額だと思うが、これは一般的な額なのか。ある程度、これぐらいの金額はあり得ると考えていいのかとの質疑に対し、執行部より、医療費については、心疾患等の高額な支出が1件あれば数百万円が1カ月に出ていく状況である。国民健康保険の場合は1カ月に4億円程度が動いており、最終的に給付いただいたうちの1億2,388万5,000円が余ったということである。医療費については予測が難しく、ひと月の医療費の動きや、直近の数カ月の医療費の動きにより予測して計上しているので、今回はこのようになっているとの答弁がありました。

次に、議案第115号については、今回の補正の主なものは、国・県・市への精算返納金であるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第116号の主なものは、債務負担行為補正の滅菌剤購入278万円については、浄水センターにおいて年度当初から必要になるため債務負担行為補正を行うもの。また、燃料費289万円の増額はA重油の契約単価の増に伴うものとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第117号については、処理場管理経費の七城及び泗水の光熱水費316万6,000円は、電気料改定に伴う各処理場及びマンホールポンプ場の電気

料であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、議案第116号では債務負担行為補正で滅菌剤購入を上げてあるのに、ほかの処理場には上げていないが必要ないのかとの質疑に対し、執行部より、菊池浄水センターでは液体の滅菌剤を使用しており、そのほかは固形の滅菌剤を使用している。固形の滅菌剤は一定量購入する必要があり余剰分が残っているため、ほかの処理場については債務負担行為を上げていないとの答弁がありました。

議案第118号、議案第119号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第120号については、今回の補正の主なものは、光熱水費、燃料費等の増加によるものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第121号については、営業費用のコンビニ収納手数料9万円において、委員より、手数料が少しふえているが、利用者はどれくらいかとの質疑に対し、執行部より、当初予算で2万件を見込んでおり、平成29年度の全件数が1万9,544件、月の平均で1,630件程度となる。平成30年度はこれまでの月平均件数で1,733件と利用者はふえている状況であるとの答弁がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、議案第113号、平成30年度菊池市一般会計補正予算（第5号）債務負担行為補正、外国語指導助手派遣事業（高校）399万6,000円の件について、これまで小中学校で本事業は行っているが、この費用対効果の報告等があったか、あったならばどういった内容か。また、高校魅力化と言うが、ALTだけではなく、英語教師退職者の方の支援等の方法も考えられるが、高校魅力化全力会議から要請を受けた段階から今回の上程に至るまでにどのような事業の比較検討がなされたかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、費用対効果についての説明は受けていない。事業の比較検討については、高校魅力アップ計画書では、高校の魅力の発信、学力の向上、教育・生徒への支援、部活動の向上の四つの柱を掲げてあり、9月13日の第1回高校魅力化全力会議において3高校より重要な案件として、教育の支援、特に英語教育ALTの派遣について要請があったとの説明を受けたとの答弁がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第113号から議案第121号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過及び結果について、ご報告いたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、速やかに御賛同を賜りま

すようお願いを申し上げ、予算決算常任委員長報告といたします。

○議長（柁原賢一君） 次に、議案第99号については、荒木崇之君から、会議規則第108条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

お手元に配付いたしましたので、その報告を省略することにいたします。

以上で、各常任委員長の報告及び少数意見の報告を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時54分

開議 午前11時01分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告及び少数意見の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） おはようございます。経済建設常任委員長にお尋ねいたします。

議案第99号中の温泉交流館（通称、温泉ドーム）の入場料改正に対して質疑いたします。

改正理由が、採算性の悪化とのことですが、ことしの6月議会で配付された平成29年度の決算書、貸借対照表及び損益計算書等を鑑みてから判断されたのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博経済建設常任委員長。

[登壇]

○経済建設常任委員長（坂本道博君） それでは、福島議員からの質疑に対してお答えを申し上げます。

議案第99号、温泉ドームの値上げについて、委員会では、委員からの資料請求もなかったもので、平成29年度の貸借対照表、損益計算書を確認した上での審査はしておりません。

以上です。

○議長（柁原賢一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第97号から議案第149号まで、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号、以上56案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。
東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第97号から議案第108号、そして、議案第110号、議案第111号、最後に、請願第1号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第97号、消費税法等の一部改正に伴う市民環境部関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

反対の理由は、市民にさらなる負担を押しつける消費税10%への増税に反対である点です。

次に、議案第98号、消費税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

反対の理由は、議案第97号同様、増税に反対するためであります。

次に、議案第99号、消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

反対の理由は、10%への増税に反対である点と、本議案には使用料の値上げが盛り込まれており、市民の負担につながるものであり、認められるものではありません。

次に、議案第100号、消費税法等の一部改正に伴う教育部関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

反対の理由は、第99号と同じく、増税反対である点と、使用料の値上げに反対である点です。

委員会の質疑でも明らかとなりましたが、今回の値上げだけでも市民への負担は1,000万円程度と試算されております。今でも厳しい市民生活への影響を考えれば、認められるものではありません。

次に、議案第101号、菊池ふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の理由は、99号と同じく、増税反対である点と、使用料の値上げに反対である点です。

次に、議案第102号、きくち暮らしお試し住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の理由は、増税反対である点と、使用料の値上げに反対である点です。

次に、議案第103号、菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定

についてです。

反対の理由は、10%への増税に反対であるためです。

次に、議案第104号、菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の理由は、増税に反対である点と、また、利用の状況によっては、市民への利用料の負担増となる点でもあります。

次に、議案第105号、菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の点は、消費税10%増税反対である点と、使用料の値上げに反対である点です。

次に、議案第106号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の理由は、増税に反対である点と、また、第104号と同じく、利用の状況によっては、利用料の市民への負担増となる点でもあります。

次に、議案第107号、菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の理由は、増税に反対である点であります。

次に、第108号、菊池市雇用促進住宅七城宿舎駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてです。

理由は、同じく増税に反対である点であります。

次に、第110号、菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。

今回の改正は、県の改正の基準に合わせるという内容ではありますが、占用の期間が1カ月未満の使用料に関しては増税の対象となっている点です。

次に、第111号、菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてです。

今回の改正によって、照明使用料は値下げとなっておりますが、同時にほかの条例同様、10%増税の負担が盛り込まれている点であります。

最後に、議案第99号から第102号、第104号から第106号に関しては、消費税法の一部改正に伴うものと、それとは別に、使用料そのものの値上げを一緒に上程しており、市民への負担が新たに生じることがわかりにくくなる上程、説明の仕方であり、この点でも市民の代表である議会への上程の仕方、説明の仕方に関係があることを指摘しておきます。

最後に、請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての

請願について、反対の立場から討論を行います。

請願の趣旨の中では、現行憲法が70年間、一度も変えられていないことを疑問視する内容がありますが、長い年月を経ても国民にとってよいものは変える必要はありません。

そもそも憲法は、国のあり方を示す普遍性を持ったものであります。現行憲法は、国家権力の暴走をとめるための立憲主義、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義、地方自治など、いずれも世界に先駆けた卓越した内容、理念が込められたものであります。

また、今の安倍政権のもとで進められようとしている憲法改正の最大の争点は9条と自衛隊との関係であります。

自民党改憲草案で示されている内容は、災害支援等で国民のために奮闘する自衛隊の皆さんを戦争する自衛隊へと変え、海外での武力行使に無制限に道を開くものとなっております。今、必要なことは、憲法を変えることではなく、憲法を生かす政治の実現であります。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（柁原賢一君） ただいま議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第110号、議案第111号、請願第1号に対する反対討論がありました。

議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第110号、議案第111号、請願第1号について、賛成者の発言を許します。

緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） こんにちは。議席番号3番、緒方哲郎です。私は、議案第99号、温泉ドームの入浴料の値上げについて、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の条例の改正に当たり、まずは経費の削減等において、現場の方々はしっかりと経営努力をされているという考え方から始めるべきだと考えます。しかしながら、現在では歩行浴については以前より、また、ミストサウナ、露天風呂においても、同様のよう夜10時から使用できないという状況にあり、利用者の皆様、市民の皆様へのサービス提供の低下となっているのが現状です。このことが一番心配するところではないでしょうか。サービスの低下により、利用者の皆様や市民の皆様

さんが離れていかれること、足を運んでくださらなくなるのが最も危惧される
ところではないでしょうか。

また、この改正は、価格の上限を定めるものであり、条例改正後、価格の決定に
ついては、十分検討されていくものと思われま。

以上のことから、今後も市民の皆様喜んで利用していただける施設になるよう
にとの強い考えから、賛成討論とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） ただいま、議案第99号について、賛成討論がありました。

議案第99号に対する反対者の発言を許します。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議案第99号、消費税等の一部改正に伴う経済部関係条例の
整備に関する条例の制定について、反対討論を行います。

議案第99号中、七城温泉ドームの入場料金の改定ですが、経済建設常任委員会
において、入場料金改定の資料が提出されましたが、利益単価、経費の内訳の記載
もなく、積算根拠に乏しいものであります。このA4の紙1枚を根拠として、50
円もの値上げを認めることはできません。

また、商工観光課の説明では、現在の330円の入場料を380円に上げる説明
をしていましたが、委員会において異論が出るや、360円を検討していると曖昧
であります。これでは入場料値上げに関して、市民を説得させ得るに足りないと思
えます。

消費税増税は来年10月であり、再検討する時間は十分にあります。今回の議会
では、まず指定管理者の指定をし、その後、市と管理者との入念な協議を行った上
で、入場料金の改定の方向性を議論すべきとの考えでありますので、以上が、議案
第99号に対する反対討論です。

○議長（柁原賢一君） 議案第99号について、ほかに討論はありませんか。

賛成者の発言を許します。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 議案第99号、消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の
整備に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

緒方議員の賛成討論の中にもありましたが、分科会審議の中で、利用していく上
でミストサウナの制限があったりというようなことがたくさん聞くことができました。
これはもう経営されている中で経費をどうにか落としていきたいということの
経営努力そのものだと私は考えております。

そこに加えて、受益者負担のその観点もやっぱり必要だと思いますし、基本的にはもう経営努力されている。それでも足りないからということでの今回の値上げに関する改定だと思います。

加えて、上限を設定することだということですので、私はタイミング的にもこの議案に賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 次に、反対者の発言を許します。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 議案第99号、消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

温泉交流館（温泉ドーム）の入場料の改正について、委員長からの報告では、採算性の悪化、要するに、赤字だから値上げをするとのことですが、その根拠をきちんと精査されているのでしょうか。経済建設常任委員会で配付された資料を見る限り、現状の入場料では赤字決算になると試算されていました。しかし、その試算表は積算根拠が乏しく、判断の基準とするには、はっきり言って、お粗末な資料でした。

ことしの6月議会で報告された七城町振興公社の損益計算書、売上総利益は約3億1,200万円、販管費が約3億1,400万円でした。単純に差し引きますと160万円ほどの営業損失を出しています。ただし、営業外収益等が加わりまして、経常利益で約200万円、純利益では約230万円の黒字決算です。

委員会に示された試算表には、現行の入場料では年間630万円の赤字だと試算されています。しかしながら、振興公社では230万円以上の利益が出ているわけです。振興公社トータルでは黒字であっても、一部門が赤字だからといって、安易に値上げをするのはいかがでしょうか。

加えて、先ほどミスト等、経営努力されているとおっしゃいましたが、コストダウン取り組みというのは明確には提示されておりません。入場料を現行の330円から380円へ50円の値上げです。率にして15%の値上げになります。値上げ理由が短絡的で便乗値上げに等しいと思いますし、これでは市民や利用者の理解は到底得られないと思います。

以上が、議案第99号中の温泉ドーム入場料に関する反対討論です。

○議長（柁原賢一君） ほか、議案第99号についての討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 議案第97号から議案第108号、議案第110号、議案第111号、請願第1号について、ほかに討論はありませんか。

賛成者の発言を許します。
大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） おはようございます。請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願について、賛成の表明をいたしたいと思いません。

憲法改正につきましては、戦後、昭和22年につくられました我が国の憲法でございます。その間、七十数年間にわたりまして、一度も憲法改正に議論があつておりません。

今、我が国を取り巻く情勢というのは、非常に戦後最悪な情勢だと言われております。また、その中で、自衛隊について全然触れておりません。今、まさに自衛隊は、国の災害、非常に日本列島は災害列島でございまして、多くの災害に派遣をされておりますし、非常に苦勞されております。その自衛隊が憲法に明記されていないというのは、非常に私はいかかなものかと思っております。

また、多くの大多数の国民の方が、自衛隊については認められております。自衛隊については、非常に災害にも活躍しておられますし、自衛隊の存在については認められております。そのことはぴしゃっと、やはり自衛隊が今後安心して我が国の災害派遣、あるいはまた、国の守りをさせていただくためには、このことを憲法に明記する必要はあると思っております。

戦争をしないために、ぴしゃっとした制度をつくっていくのが今回の憲法改正ではないかと思っております。戦争をすることになるというような話になっておりますけれども、やはり戦争、備えあれば憂いなし、戦争をしないためにもぴしゃっとしたこの論議を国民が今すべきだと思っております。

そういうことで、私は、請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願に賛成の立場で討論を行いました。よろしくお願ひします。

○議長（柁原賢一君） 次に、反対者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願について、反対の立場から討論をいたします。

私が言いたいのは、これが国民の声に根差したものであるかどうかという点であります。10月に行われた日本経済新聞の世論調査の結果を紹介いたします。首相に期待する政策を複数回答可ということで尋ねたところ、一番多かったのは社会保障の充実で48%、次は景気回復で43%、その次は教育の充実で31%、憲法改

正については9%という結果でした。まずは自分たちの今の不安な暮らしを何とかしてほしいというのが国民の声であります。

また、国民投票の時期はいつがいいかという質問に対しては、2019年中とするのが16%、2020年中が12%、2021年以降が24%、改正そのものに反対というのが最多の37%という結果であります。請願で言われている、憲法改正の早期実現を多くの国民が求めているとは言えません。

さらに、直近で今月15、16、両日に実施された共同通信の全国世論調査が17日の熊日新聞に掲載されていました。安倍晋三首相が改めて表明した2020年の改正憲法施行を目指す方針については、反対52.8%、賛成37.6%だったと述べられていました。

同じく、この世論調査では、内閣支持率が前回よりも4.9%下がり、不支持が逆転したという結果も出ています。その理由として、臨時国会で強行採決した改正入管難民法などの成立、名護市辺野古への土砂投入など強引にも映る手法が反感を招いたと分析されています。

請願は、次期国政選挙までに国民投票を実現することを求めています。つまり、来年の7月までです。本当にそれを求めているのでしょうか。これからのことを考えますと、臨時国会で中身について検討中あるいは省令で決めるとされてきた入管法の施行は4月、国は早急に対応しなければなりません。10月に迫った消費税増税をめぐる課題も山積みです。統一選挙もあります。そんな中に、7月までに国民投票を実現しようとするのならば、憲法審査会においても、国会においても、これまで以上に相当な強引さが必要です。十分な論議の時間ありません。国の根幹をなす憲法改正をそのように拙速に、しかも世論調査に見られるような国民の声を無視して強行するようなことは、国民の不信を招き、将来に大きな禍根を残します。7月までの国民投票など求めるべきではないと考えます。

よって、請願第1号に反対します。

○議長（柁原賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この意見書提出の中に書いてありますが、国民が判断できる機会を早急に設けるべくと書いてあります。大賀議員の賛成討論の中にもありましたが、70年たって、我々の国では憲法改正が一度も行われていないどころか、その議論さえすることができません。なぜ、自分たちの住んでいる国の憲法を是か非か、ここを変えたい、

どうしていきたいという議論がしてはならないのでしょうか。これを国民のもとに届けて、その上で国民が選べばいいのです。戦争をする国になるとは私はみじんも思っておりませんし、自分たちの国のルールを自分たちで考える機会を逸するわけにはいかないというふうに思いますので、この請願に私は賛成いたします。

○議長（柁原賢一君） 次に、反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 請願第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願について、賛成討論いたします。

まず、申し上げておきたいことは、この場で思想信条や憲法改正論議をするつもりはありません。我が国は国民主権です。憲法改正については、国民投票によって国民が判断すべきと考えますが、いまだ国会では憲法改正発議に向けた審議さえ開かれておりません。まずは議論する場を早急に設けましょうというのがこの請願の趣旨であります。その判断を地方議会も示すときに迫られていると考えますので、以上が請願第1号に対する賛成討論であります。

終わります。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） これで、討論を終わります。

これで、議案第97号から議案第108号、議案第110号、議案第111号、請願第1号に対する討論を終わります。

これより議案第97号から議案第149号まで、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号について採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第110号、議案第111号、請願第1号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第109号、議案第112号から議案第149号、請願第2号、陳情第1号まで、以上41案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、以上41案件については、各常

任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第97号から議案第108号まで、議案第110号及び議案第111号並びに請願第1号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第100号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第101号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第102号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第103号について、原案のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第108号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第111号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、請願第1号は採択することに決定しました。

○

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

熊本地震からの復旧・復興特別委員会

- 1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柘原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第1 議事第10号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（柘原賢一君） 次に、追加日程第1、議事第10号、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118号第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柘原賢一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柘原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に猿渡美智子さんを指名します。

お諮りします。猿渡美智子さんを当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柘原賢一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました猿渡美智子さんを当選人と定めることに決定しました。

ただいま当選された猿渡美智子さんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○

追加日程第2 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柘原賢一君） 次に、追加日程第2、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 意見書案第1号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の

提出についてを申し述べます。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書

現憲法が昭和22年5月3日に施行されて以来、今日に至るまでの約70年間に我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化を遂げている。すなわち我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻も猶予も許されない事態に直面しており、さらに、家庭、教育、環境などの諸問題や大規模災害等への対応が求められている。

国民が現憲法と現実との乖離の解消を望んでいることは、過去の大半の各種世論調査において、憲法改正の支持が過半数を上回っていることから明らかであり、各政党・各報道機関・民間団体からも具体的に改憲案が提唱されている。

しかし平成19年の日本国憲法の改正手続に関する法律が制定されたことに伴い、両院に設置された憲法審査会は、憲法とは直接関係ない政局による審議拒否等により、中身の議論がほとんど行われておらず、その機能を十分に果たしているとは言いがたい。

成文憲法を持っている世界各国では現実に合わせるための、憲法改正を幾度も行っており、日本国民の憲法規定の是非をみずから判断する国民投票の機会を一度も得られないままの現状を解消することは、国権の最高機関として国民から国政を負託されている国会の責務である。

よって国会におかれては、下記の項目を実行されるよう強く要望する。

記

- 1 憲法改正案に対して国民が判断できる機会を早急に設けるため、両院の憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、次期国政選挙までに国民投票を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

熊本県菊池市議会議長 柘原 賢一

衆議院議長 大島 理森 様
衆議院憲法審査会会長 森 英介 様
参議院議長 伊達 忠一 様

意見書案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第1項の規定によ

り提出します。

提案理由としましては、憲法改正案に対し国民が判断できる機会を早急に設けるため、両院の憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、次期国政選挙までに国民投票を実施することを国に対し、強く求めるものである。

これが、本案を提出する理由であります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

請願の反対討論でも述べましたが、憲法改正には反対の立場である。この点での意見書には反対であります。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 原案に賛成の立場で討論を行います。

ただいま、先ほども申しましたように、やはりこの憲法、今、七十数年たっておりまして、やはり世界の情勢にそぐわないと私は思っております。直ちにこれがいいのか悪いのか、国民の皆さんに議論をしていただく機会を与えることは必要ではないかと思って、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 先ほども述べましたように、憲法を変えようとするならば、じっくりとした論議が必要であります。とても半年そこらでの国民投票に持ち込むべきではないと考えますので、反対をいたします。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第3 決議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、追加日程第3、決議案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之君。

〔登壇〕

○11番（荒木崇之君） それでは、決議案第2号、菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議案の提案理由の説明をいたします。

提案理由であります。平成30年第3回定例会、一般質問においての答弁及び情報公開請求資料、報道機関に答えた内容と、平成30年11月26日付の住民監査請求に係る監査結果について、菊池市が主張している内容に大きな相違があるためであります。

菊池市が一般質問及び報道機関に答弁した内容と、住民監査請求に係る監査結果にて市が主張している内容を比較して説明いたします。

1点目、平成29年8月10日に菊池市中央図書館の閲覧用椅子の入札が行われ、同年9月8日に契約と、約1カ月も契約がおくれた理由について、一般質問では、物品の納入のおくれに係る問い合わせ等の事実確認に時間を要したためと答弁しているが、住民監査請求に係る監査結果の主張では、市と業者間で、契約保証金の納付についての見解の相違があったためとしている点。

2点目、情報公開請求資料の報告協議書が業者から提出してありますが、その中で、物品の変更については、期間内に納入ができないことが判明したので受注者の

申し出により、同等品以上のものを選定したとの答弁に対して、監査結果では、本件に関しては、発注者としての市が、都合により変更契約を締結した経緯があると、全く逆の主張を行っている点。

3点目、受注者の瑕疵については、平成30年9月6日付の熊本日日新聞で、市は入札前に在庫確認した業者に瑕疵はなく、必要があれば契約変更できるとの約款に基づき行ったと答えているが、監査結果での主張は、入札日の前日まで受注生産である海外製品が納入できることを確認し、入札を行なった。受注生産という新たな概念を主張しています。そもそも受注生産であれば、在庫確認などできるはずはなく、虚偽の答弁を議会及び報道機関に行っている。

以上の3点から、市の椅子の入札についての説明及び主張には一貫性がなく、このことは明らかに不適切な入札が行われた証拠であると考えます。

この菊池市中央図書館の閲覧用椅子の購入については、11月19日の議会報告会では、市民の方より、再度、市議会で徹底的に調べるべきとの厳しい意見が続出しました。今こそ真相究明をすべきであります。それが市民への説明責任を果たすものであると考えます。

以上を提案理由として、別紙決議案の内容を読み上げて説明いたします。

1、調査事項

地方自治法第100条の規定により、次のとおり菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査を行うものとする。

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員8名で構成する「菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を「菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査特別委員会」に委任する。

4、調査期間

「菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費

本調査に要する経費は、予算の範囲内とする。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、決議案第2号の説明といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 決議案につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

今回のこの椅子の問題について、市民の皆さんは、私のほうに聞かれる内容としては、とにかくはっきりしてほしいと。時間かかってもいいからはっきりしてほしいということをよく聞きます。そうであれば、議案書の中にありましたように、実態の究明というのであれば、私はこの調査委員会では少し不十分かなと思っています。

幸い、監査請求も行っていきますし、住民訴訟という執行部に対して、判決によってちゃんと義務づけ、要は、既判力と拘束力を持った判決というものを立ち上げるものが必要だと考えるからです。

もちろん訴訟においては住民の負担が非常にかかりますが、訴訟費用も弁護士費用も認容されればそれから補助もできますし、何より真実究明において、調査方法が捜査にも及びますし、非常に有効であると思います。そういった意味で、はっきりとさせるには、私は調査委員会ではなく、住民訴訟のほうがいいかなと思っています。反対としたいと思います。

終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆様、こんにちは。私は、決議案第2号、菊池市中央公民館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議に賛成の意を表明するとともに、そ

の立場において、討論をいたします。

ただいま、荒木崇之議員より提案理由がらる説明がありました。また、6月議会において一般質問も聞かせていただきました。荒木議員の質問に対する市執行部の答弁内容を総合的に判断をするに当たり、多くの方々の話のほか、大津町役場へ足を運び、事実の確認等調査を公正公平にいたしました。どうしても疑念を抱かざるを得ない、そういう結論に達しております。

私たち議員たるもの、市政において、施策等に疑念が生じた場合はチェックし、確認することが最も重要であるというふうと考えております。

さらに、今回、議会報告会において、不確かな情報を市民に示したことで、ますます市民に疑念が生じることは明らかであります。

また、大津町の行政にも多大なる迷惑をおかけしていることにつきましては、改めて、この場をかり、おわびを申し上げる次第であります。

こうした点から、議会としても、市執行部としても、特別委員会を設置し、疑念を晴らさなくてはなりません。こうしたことこそ、これからの菊池市市政発展に必ずやつながるものと信じております。

最後に、市執行部の疑念を晴らすためにも、議員の皆様方のこの決議案に対するご賛同を切にお願いを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

終わります。

訂正いたします。中央図書館の誤りです。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 私は、原案に反対の立場から討論をいたしたいと思っております。

本案につきましては、所管の委員会でございます総務文教常任委員会におきまして、所管事務調査を含め、数度にわたりまして調査をしてまいりました。その結果、おおむね間違いはないだろうと、執行部の案を本委員会では認めたわけでございます。

また、その中で、やはり今、住民から、市民の皆さんから出されました監査請求も結論が出ております。これ以上、百条委員会で我々が議員の立場でこれを違法だったのか、適正だったのか、適正でなかったのかというのを検討するのは、我々の立場では無理じゃないかと。先ほど田中議員も申しましたが、私は結論を出すならば司法によって出すべきだと思っております。

以上の立場から、私は反対をいたします。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。決議案第2号、菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議に、賛成の討論をさせていただきます。

図書館の椅子導入に関しては、これまで熊日新聞に何度も掲載され、また、先日の議会報告会でも多くの市民の方より、海外メーカーの1脚10万円もする椅子を購入する必要があったのか、怒りを感じる等の厳しい意見が噴出いたしました。

先日の市民の住民監査請求に対して、市の監査委員は棄却をしましたが、荒木議員の提案理由にもありましたように、私も強く疑義を感じております。

現在の菊池市は、先日の職員の公文書偽造や、公用車の車検切れの問題で、市民との信頼関係が崩れております。住民監査請求をされた市民の方も、監査委員の棄却の結果に対して、啞然とした、証拠となる文書を出してほしい、今後も市民が納得できる形で税金が使われているか、議会でしっかり審議をしてほしいと、熊日新聞のインタビューにも答えておられます。菊池市の市民感覚とかけ離れた価値観、金銭感覚に疑問を持っている市民の方々がたくさんおられます。

少子高齢化で将来的に厳しい財政状況の中で、高額な椅子の購入、ましてや、地場産業育成を考えなければならないのに、海外製を選択している問題、他市ではあり得ない入札後の業者への対応等、また、菊池市中小企業振興基本条例の市内に事務所、また、事業所については、従業員が常駐していることが条件等も再確認する必要があります。落札業者の教育産業社菊池営業所については、平成29年12月の総務文教常任委員会協議会において、入札の同等品不可の問題とともに指摘をしております。

私たち議員は、市民の代弁者として税金の使途を監視することが仕事であります。今回の図書館の椅子の納入については、先ほども申し上げましたが、市民の住民監査請求もあり、また、熊日新聞に何度も掲載されておりますので、市民は徹底的な調査を強く望んでおります。市民に納得していただき、説明責任を果たすためにも、これらのことを重く受けとめて採決に臨んでいただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（柘原賢一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 決議案第2号に反対の立場で討論します。

私は、この百条委員会の設置、3回目の経験となります。皆さん、ご存じのとおり、1回目と2回目は市議会議員の税金滞納というものをただすという百条委員会

の設置だったかと思えます。1回目はこの税金滞納に対して否決されました。しかし、2回目は、ある議員がもう執念と正義に対する強い熱意と、そういうものを私たちにも見せてくれて、私たちもそれに賛同し、何とかこれは菊池の将来のために、この税金滞納というのは解決しなきゃならんという思いで、2回目はこの税金滞納に対する百条委員会の設置は可決され、百条委員会は開かれました。

その議員さんは、百条委員会を設置するまでに5回も6回も、何回も一般質問で質問されました。私はその熱意に打たれ、そのときの賛成討論を覚えていますけども、私も税金滞納の百条委員会に関しては、正義という二文字にすがりついて、この税金滞納の設置には賛成したいということを申し述べました。それは議事録にも載っていると思えます。

そのように、まず、百条委員会を設置する前に、一般質問で前回同様、5回も6回も質問して、そして、この上程としていただきたい。そう思い、今回はこの決議案第2号に反対の立場で討論をします。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

暫時休憩します。

○

休憩 午後零時03分

開議 午後零時05分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。決議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立少数です。よって、決議案第2号は否決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成30年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立願います。

（全員起立）

お疲れさまでした。



閉会 午後零時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 柁原賢一

菊池市議会議員 猿渡美智子

菊池市議会議員 松岡讓

付 録

平成30年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(12月3日・12月21日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第97号	消費税法等の一部改正に伴う市民環境部関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第98号	消費税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第99号	消費税法等の一部改正に伴う経済部関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第100号	消費税法等の一部改正に伴う教育部関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第101号	きくちふるさと水源交流館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第102号	きくち暮らしお試し住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第103号	菊池市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第104号	菊池市西部市民センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第105号	菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第106号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第107号	菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第108号	菊池市雇用促進住宅七城宿舎駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第109号	菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第110号	菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第111号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第112号	菊池市地区公民館条例及び菊池市農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第113号	平成30年度菊池市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第114号	平成30年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第115号	平成30年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第116号	平成30年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第117号	平成30年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第118号	平成30年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第119号	平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第120号	平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第121号	平成30年度菊池市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第122号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第123号	財産の無償譲渡について(大尺地区公民館)	原案可決
議案第124号	財産の無償譲渡について(菊池市七城町辺田構造改善センター)	原案可決
議案第125号	財産の無償譲渡について(菊池市七城町羽根木構造改善センター)	原案可決
議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市泗水地域福祉センター)	原案可決
議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)	原案可決
議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)	原案可決
議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ)	原案可決
議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)	原案可決
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市隈府小学校区児童育成クラブ)	原案可決
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市花房小学校区児童育成クラブ)	原案可決
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市菊池老人福祉センター)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城老人福祉センター）	原案可決
議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市旭志老人憩の家（太陽の家））	原案可決
議案第136号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城ふれあいプラザ）	原案可決
議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城高齢者能力活用センター）	原案可決
議案第138号	公の施設の指定管理者の指定について（きくち観光物産館）	原案可決
議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について（旭志ふれあいセンターほたるの里）	原案可決
議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について（七城町特産品センター）	原案可決
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について（泗水町特産物センター）	原案可決
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について（泗水町第二特産物センター）	原案可決
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市七城ふれあい交流館）	原案可決
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市水迫里山の家）	原案可決
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市有朋の里泗水孔子公園）	原案可決
議案第146号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市リバーサイドパーク）	原案可決
議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふるさと創生市民広場）	原案可決
議案第148号	市道路線の認定について	原案可決
議案第149号	熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について	原案可決
議 事		
議事第 10号	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	1人選挙

議案番号	件名	審議結果
意見書案		
意見書案第1号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書	原案同意
請願		
請願第1号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出についての請願	採択
請願第2号	支所機能の充実に関する請願書	採択
陳情		
陳情第1号	防犯カメラの設置を求める要望書	採択
決議案		
決議案第2号	菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議	原案否決
報告		
報告第22号	専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）	原案報告
報告第23号	専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）	原案報告
報告第24号	専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）	原案報告
報告第25号	専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）	原案報告
報告第26号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第27号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第28号	専決処分の報告について（消防積載車物損事故）	原案報告